令和４年度

個別避難計画作成モデル事業報告書

内閣府（防災担当）

令和５年３月

目　次

はじめに……1
コラム　避難行動要支援者本人が関わることの重要性……3
コラム　令和4年8月3日からの大雨……3
コラム　個別避難計画の有効性……4
1．モデル事業における実施事項
（1）モデル事業の内容……5
（2）取組の全体状況……5
（3）個別避難計画作成に向けた決意や計画をつくって良かったという声、
これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ……10
（4）モデル団体の紹介……33
2．個別避難計画作成を進める上での留意点、取組例
（1）作成に当たっての重要な点……36
（2）作成の各ステップの留意点……42
（3）作成の各ステップの取組例……48
（4）ピンポイントの工夫やノウハウなど（市町村事業）……68
（5）「強み」をいかすことの重要性……171
（6）実際に取り組んでわかった課題と対応策……176
3．都道府県による市町村に対する支援の取組
（1）都道府県の取組の概要……183
（2）都道府県の取組例……185
4．個別避難計画作成を進める上での課題と対応方策……243
5．アドバイザリーボード委員からのコメント……258

別冊目次

注）別冊は大部であるためオンラインで提供します。目次と URL は以下のとおりです。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r4model_extra_issue.html

1．モデル団体の最終報告

（1）市町村事業

①最終報告書の概要（様式１－２）※モデル団体ごとに最終報告書の概要をスライドにしたもの。

②最終報告書（様式１－１）※モデル団体ごとに令和4年度事業の取組の具体的内容を記載したもの。

（2）都道府県事業

①最終報告書の概要（様式２－２）※モデル団体ごとに最終報告書の概要をスライドにしたもの。

②最終報告書（様式２－１）※モデル団体ごとに令和4年度事業の取組の具体的内容を記載したもの。

2．参考資料

（1）モデル事業の資料（ノウハウ共有ミーティング等配布資料等）

①ワンタッチで簡単登録 あなたのまちの防災情報を表示

（令和4年7月）【キックオフミーティング】

②災害時難病患者個別支援計画を策定するための指針（改訂版）

（令和4年7月）【キックオフミーティング】

③災害時難病患者個別避難計画を策定するための指針（追補版）

（令和4年7月）【キックオフミーティング】

④令和3年度モデル団体の最終報告の概要（様式 1-2・2-2）（抄）

～令和3年度各モデル団体における個別避難計画作成のステップやプロセス～

（令和4年8月）【合同研修会】

⑤福祉専門職の理解を得るための取組事例（令和3年度モデル事業報告書より）

【第1回ノウハウ共有ミーティング】

⑥避難支援等実施者の確保に関する取組事例（令和3年度モデル事業報告書より）

【第1回ノウハウ共有ミーティング】

⑦福祉専門職の理解を得るための全国団体への働きかけ

【第1回ノウハウ共有ミーティング】

⑧都道府県等の難病対策課への働きかけ【第1回ノウハウ共有ミーティング】

⑨マイ・タイムラインの取組について【第3回ノウハウ共有ミーティング】

⑩本人・地域記入の個別避難計画に関する取組事例

福祉避難所への直接避難に関する取組事例

（令和3年度個別避難計画作成モデル事業報告書から）【第3回ノウハウ共有ミーティング】

⑪高知県防災教育活用事例集

在宅時において災害が発生した時に、児童生徒が自分の命を守る避難行動がとれるように　～学校での防災教育の学びを、「個別の避難計画」に活用する～

【第5回ノウハウ共有ミーティング】

（2）モデル事業以外の資料

①避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果

（令和5年1月1日現在）

②避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）

③福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）

④防災分野における個人情報の取扱いに関する指針（令和5年3月）

はじめに

自ら避難することが困難な方である避難行動要支援者の避難は、我が国の災害対策において長く課題としてあり続けてきました。

（過去の災害における高齢者や障害者等の被害）

我が国は、自然的条件等から、各種の災害が発生しやすく、これまで数多くの災害を経験してきましたが、そのたびに、多くの高齢者や障害者等が被害に遭うことが続いてきました。

過去の災害における高齢者等への被害

●阪神・淡路大震災

兵庫県内の死者のうち、65 歳以上の高齢者　⇒　**約半数**

●東日本大震災

被災地全体における 65 歳以上の高齢者の死亡率　⇒　**約６割**

障害者の死亡率　⇒　**約２倍**（被災地住民全体の死亡率に対する割合）

●平成 30 年７月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60 歳以上の死者数の割合　⇒　**約 70%(131 人/199 人)**

（うち市町村別死者数最大の倉敷市真備町における 70 歳以上の割合約 80%(45 人/51 人)）

●令和元年台風第 19 号

全体の死者数のうち、65 歳以上の死者数の割合　⇒　**約 65%(55 人/84 人)**

●令和２年７月豪雨

全体の死者数のうち、65 歳以上の死者数の割合　⇒　**約 79%(63 人/80 人)**

（うち熊本県　約 85%(55 人/65 人)）

※上の数値等は次の各資料からの引用です。

・阪神・淡路大震災：「伝える 阪神・淡路大震災の教訓」（平成 21 年３月　兵庫県）

・東日本大震災：「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」（平成 25 年３月　災害時要援護者の避難支援に関する検討会）

・平成 30 年７月豪雨以降の災害：「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和２年 12 月　令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ

（要配慮者の避難計画に関する取組の経緯）

平成 16 年は、観測史上最多となる 10 個の台風の上陸により、多くの高齢者等が被害に遭ったことから、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 17 年３月（平成 18 年３月改定）　災害時要援護者の避難対策に関する検討会）が策定されました。これに基づき、市町村を中心として、要援護者に関する情報を平常時から収集し、要援護者名簿を共有するとともに、要援護者ごとに避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を策定するなどの取組が求められました。

平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、犠牲者の過半数を 65 歳以上の高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合についても、健常者のそれと比較して２倍程度に上がったと推計されており、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となりました。その教訓を踏まえ、平成 25 年６月改正の災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。併せて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月（内閣府防災担当））（以下「取組指針」という。）が策定され、避難の実効性を確保するため、避難行動要支援者ごとに避難支援等の計画を定める個別計画を作成することが望ましいことが示されました。

（住民の主体的な避難行動の強化と避難情報の見直し）

近年は、地球温暖化に伴う気象状況が激化し、災害が激甚化、頻発化するようになり、平成 30 年７月豪雨においても多数の犠牲者が生じました。この災害による課題を教訓とするため、内閣府のワーキンググループにおいて議論がなされ、行政主導の避難対策の限界は明らかであり、国民一人ひとりが主体的に行動しなければ命を守ることは難しいこと、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って避難行動をとり、行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」という住民主体の取組の強化による防災意識の高い社会を目指し、防災対策を転換していく必要があること等の提言がまとめられました。

この方向性の下、避難情報等を住民が直感的に理解できるよう、令和元年度より、警戒レベル３であれば「危険な場所から高齢者等は避難」、警戒レベル４であれば「危険な場所から全員避難」など、住民の避難行動と対応する形で５段階の警戒レベルを整理し、警戒レベルを用いた情報提供を開始しました。加えて、その後に発生した令和元年台風第 19 号等の災害による教訓も踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、それまで警戒レベル４にあった避難勧告と避難指示を避難指示に一本化するなど、避難情報を分かりやすく見直したところです。

（市町村に個別避難計画作成の努力義務化）

一方で、主体性を発揮して自ら避難することが難しい方々に、行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」必要があります。中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループで高齢者等の避難の在り方について議論され、個別計画については、制度的な位置付けの明確化が必要であり、市町村が策定の主体となり、関係者と連携して策定する必要があると提言されました。これを受け、市町村が個別避難計画の作成に努めなければならないものとして令和３年５月に災害対策基本法に規定され、制度的な位置づけが明確化されました。全ての市町村において、個別避難計画の作成に努めることが求められます。

この努力義務化と同時に、誰一人取り残さないよう、災害対策基本法に規定を新設し個別避難計画が作成されてない人についても必要な配慮をするものとされました。

また、この災害対策基本法の改正を受け、同月に「取組指針」の改定を行いました。

（個別避難計画の効果等）

令和元年台風第 19 号では、個別避難計画に沿って避難が実施され、避難行動要支援者本人からは、余裕を持って避難でき、安心だったなどの声がありました。

一方、令和２年７月豪雨では、個別避難計画が作成されていたものの亡くなられたケースがあり、個別避難計画の実効性を確保することが重要であることが分かりました。

令和４年台風第 14 号では、個別避難計画の作成を通じて事前に決めていた福祉避難所に円滑に避難する事例が得られました。

（個別避難計画作成モデル事業）

サブワーキンググループでの議論では、個別避難計画の作成の普及のため、人材の確保と育成を支援する仕組みづくりやモデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要とされました。

個別避難計画を作成する市町村は、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、作成にあたって課題となる事柄が様々であります。このため内閣府では、個別避難計画作成モデル事業（以下「モデル事業」という。）を実施して全国に展開し、効果的・効率的な作成プロセス・作成ノウハウを共有することにより、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、個別避難計画の全国的な作成推進を図ることとしました。

モデル事業を実施するに当たっては、有識者からなるアドバイザリーボードを開催し、御意見をいただきながら進めました。

本報告書は、モデル事業で得られた知見を、個別避難計画の作成に取り組む全国の市町村、その取組を支援する都道府県、連携する団体の皆さんに知っていただくために作成したものです。

取組指針は作成に必要なことを系統立てて記載していますが、具体の事例はこの事例集で掲載しています。両者を活用して取組を進めてください。

個別避難計画は、作成すること自体が目的ではなく、作成するまでの過程により、人のつながりが生まれ、関係者の防災意識が向上し、命を守るため、実効性ある避難支援につなげることが大切です。個別避難計画の作成を通じて、健康加齢者も含めて、「年を取っても大丈夫」という社会を皆でつくり、地域共生社会づくりにつなげていただくことを期待します。

モデル事業に参加いただいた自治体（以下「モデル団体」という。）の皆様には、多大な協力をいただき感謝します。

【コラム】

「避難行動要支援者本人が関わることの重要性」

取組指針において、当事者である避難行動要支援者が、家族や関係者とともに計画の作成、避難訓練等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要であることを示しています。

個別避難計画作成モデル事業において「もういいよ、俺は」と言っていた人たちが、「逃げないと迷惑をかけるんだな」と考えるようになり、個別避難計画作成の取組が進む中で不安が解消され「避難しよう」という気持ちに変わっていく事例がありました。

また、避難訓練において、声かけをしてもらったり、地域の人が一生懸命に運んでくれたり、福祉避難所でいろいろな人が自分を気遣ってくれたりすることを通じて、「社会の中にいてもいいんだ」、「自分の役割もあるんだ」と感じていただいた事例がありました。

これらの事例も、個別避難計画の作成が地域共生社会づくりにつながるものと考えます。

【コラム】

「令和4年8月3日からの大雨」

新潟県では３年ぶりに「大雨特別警報」が発表されました。県全体で 2,400 戸近くの住家被害が報告されています。一方で、人的被害は骨折された方１名のみで、死者、行方不明者が 1 人もいませんでいた。

被害が大きかった村上市の危機管理担当者によれば、自主防災会の方々が、それぞれの役割に従い日頃からの「訓練」のとおり「避難誘導」にあたられた結果、被害が少なかったのではと考えられています。

今回の事例は、「訓練」をすることにより、あらかじめ取り決められた役割を、災害でも訓練と同じように実施できたというものになり、これは、この地区における、防災の取組が適切であったことが実証されたものと考えます。

〈有識者のコメント〉

今回は、住民の方々が行政から出る情報の理解と、その情報に対し「いつ自分達が被害にあってもおかしくない」という考えを持っていたからこその、結果ではないかと思います。しかし、危なかった事例もあり、幸運だった部分もあったと考えています。

個別避難計画があれば、避難の声掛けをするときに、避難の方法も含めて声掛けをするなど、もっと具体的に避難支援ができたのではないかと思います。また、人によっては、氾濫などにより水が流れてくるのを目の当たりにすると床下浸水レベルでもパニックになり、円滑にそして迅速に避難するという事が難しくなります。だからこそ個別避難計画を作成しておく必要があります。

それに、個別避難計画が作成されていないと、災害時の避難行動の検証をすることができません。

今回の経験を踏み台にして引き続き、個別避難計画の作成に取り組んでください。

【コラム】

「個別避難計画の有効性」

高齢の方や障害のある人などのうち自ら避難することが困難な方について、個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施していた。**令和４年９月に台風第 14 号が接近した際には、計画作成を通じて事前に決めていた福祉避難所にスムーズに避難することができた。**

地域の関係者や福祉専門職が集まり地域調整会議を開催し、**みんなで情報を共有して話し合って一緒に個別避難計画を作成したことが、地域の実情を踏まえた実効的な個別避難計画に役立った。**また、地域調整会議は、避難行動要支援者の避難等を**支援してくださる方を見いだすことにもつながった。**さらに、個別避難計画の作成に**本人のことをよく知る福祉専門職の参画を得ることで、避難先の福祉避難所である社会福祉施設と噛み合った調整を行うことができるようになり、**実効的な個別避難計画を作成できた。

【台風第 14 号（令和４年９月 18 日）】（黒潮町　20 代　男性　町役場職員）

（参考）令和４年台風第 14 号

このとき、史上初めて、政府において、おそれ段階で特定災害対策本部が設置され、また、高知県でもおそれ段階で災害救助法の適用が決定されるなど非常に厳しい災害であった。

高知県内の主な被害は、死者１名、軽傷者７名、また、全国の主な被害は、死者５名、重傷者 19 名、軽傷者 135 名、住家被害 2,392 棟であった。

この台風では、九州を中心に高知県など西日本で記録的な大雨や暴風となり、９月 15 日の降り始めからの総雨量は九州や四国の複数地点で 500 ミリを超えるなど、９月の１か月の平年値の２倍前後となった。

1. モデル事業における実施事項

(1)モデル事業の内容

モデル事業を実施するモデル団体では、庁内・庁外との連携に取り組み、優先度を検討し、福祉専門職の理解を得ることに努め、地域との連携を図り、本人や関係者とともに実際に個別避難計画を作成し、訓練などの実効性の確保するなど、地域の実情を踏まえた取組が行われました。

モデル事業においては、個別避難計画作成の重要な工程や取組において課題となる事項について、モデル団体の取組事例の紹介や意見交換※を行いました。

※　意見交換は、個別避難計画作成モデル事業実施団体、個別計画作成モデル事業アドバイザリーボード委員、内閣府(防災担当)が参加。

(2)取組の全体状況

モデル事業は、23 団体で市町村事業、11 団体で都道府県事業が取り組まれました。

内閣府においては、キックオフミーティング、合同研修会、ノウハウ共有ミーティング、成果発表会を開催しました。

モデル事業の実施にあたっては、６名の有識者からなるアドバイザリーボードを開催し、助言をいただきながら事業を進めました（有識者の一覧はP. 259 を参照)。

ノウハウ共有ミーティングは、モデル事業では、個別避難計画の作成に取り組む自治体が、お互いの取組状況を共有し、課題などについてお互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体で得られた知見を効果的に共有できる場としてオンラインで開催しました。個別避難計画に取り組む自治体間で顔の見える関係が築かれると共に、ネットワークが形成され、主体的な情報交換や意見交換が行われました。また、紹介された取組事例や、モデル団体等及びアドバイザリーボード委員の御意見などは、逐次、次に述べるポータルサイト等により全国に展開していきました。

（開催実績）

第１回（９月９日)、第２回（９月 30 日)、

第３回（11 月 14 日)、第４回（12 月 16 日)、第５回（１月 13 日）

モデル事業を実施する自治体の取組状況や成果を年度途中の事業を実施している段階から、共有し、普及するため、自治体及び個別避難計画の作成に関わる関係団体を対象としたホームページ（「個別避難計画作成モデル事業のポータルサイト」）（以下「ポータルサイト」という。）を令和３年７月に開設しました。

ノウハウ共有ミーティングで行われた取組事例や課題を踏まえて行った議論から様々なポイントが見えてきたことから、参考となる取組事例や、モデル団体やアドバイザリーボード委員の御意見を踏まえ、内閣府において資料をとりまとめ、個別避難計画に取り組む全国の市町村やその取組を支援する都道府県、関係団体において活用いただけるよう、ポータルサイトへの掲載を行いました。

また、災害対策基本法の条文、取組指針、関係する通知などの個別避難計画作成の取組に役立つ資料も掲載し随時更新しました。

成果発表会の第１部では、個別避難計画作成モデル事業の成果を全国の自治体や関係団体、住民等に向けた情報発信を、第２部では、モデル団体等内での個別避難計画作成モデル事業の成果の共有を行いました。(成果発表会プログラムはP. ９を参照)

個別避難計画を作成するべき対象者数は一定数おられ、また、個別避難計画は、作成したら終わりではなく、訓練や更新の機会を捉え実効性を高めていく取組であることから、本人の参画を得て、丁寧に関係者との関係づくりを行い、持続可能なものとすることを意識した取組が見られたほか、以下のような取組もありました。

・避難訓練のハードルを下げるため、また、自主的に行われることを期待し、訓練内容を絞り平易な名称とするなどの取組

・個別避難計画と地区防災計画に並行して取り組むことにより、相乗効果が期待できる取組
・難病患者等の個別避難計画づくりなど都道府県が一定の役割を果たせる分野における都道府県による主体的な取組
・取組が進まない市町村の実情や課題をきめ細かく把握し、課題解決に向けて市町村と一緒に考えるなどの伴走支援的な取組

〈モデル団体一覧〉

【市町村事業】令和４年度個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体）一覧

No.	都道府県名	市区町村名	事業名	都道府県事業の有無
1	宮城県	塩竈市	塩竈市個別避難計画策定事業	—
2	茨城県	常総市	避難行動要支援者の直接避難支援及び避難情報の共有	○
3	東京都	板橋区	個別避難計画作成事業	○
4	新潟県	胎内市	地域防災と福祉介護の人材の連携による個別避難計画作成実証事業	○
5	長野県	下諏訪町	防災意識日本一のまちを目指して ～個別避難計画作成と小さなコミュニティでの避難訓練実施～	—
6	静岡県	富士市	避難行動要支援者支援体制のデジタル化の推進	○
7	静岡県	長泉町	「長泉町避難行動要支援者個別避難計画連携推進会議」スタート事業（連携推進会議スタート事業）	
8	愛知県	岡崎市	個別避難計画作成推進事業	—
9	愛知県	蒲郡市	当事者参加型の福祉避難所開設訓練を実施して個別避難計画を実効性のあるものに！	
10	愛知県	美浜町	「地域で作る個別避難計画」	
11	三重県	伊勢市	もしもの災害に備えて個別避難計画作成推進事業	—
12	滋賀県	大津市	大津市　個別避難計画作成推進事業	○
13	大阪府	豊中市	災害時個別避難計画推進事業	—
14	大阪府	枚方市	枚方市個別避難計画策定推進事業	
15	大阪府	熊取町	個別避難計画策定推進事業	
16	兵庫県	宝塚市	宝塚市「みんなで助かる・助け合う」個別避難計画作成事業	○
17	島根県	出雲市	地区災害対策本部・福祉専門職と連携した個別避難計画作成促進事業	—
18	高知県	黒潮町	黒潮町要配慮者避難支援対策推進事業	—
19	長崎県	長崎市	避難行動要支援者支援事業	○
20	長崎県	佐世保市	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成モデル事業	
21	大分県	日田市	持続可能な避難支援の取組を目指して 日田市個別避難計画作成事業	—
22	宮崎県	宮崎市	災害時要配慮者支援体制推進モデル事業	—
23	沖縄県	那覇市	個別避難計画作成の課題解決に向けた取組及び計画実効性の検証	—

※市町村事業・・・個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（計 23 団体）

【都道府県事業】令和４年度個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体）一覧

No.	都道府県名	事業名	市町村事業の有無
1	北海道	避難行動要支援者対策促進事業	―
2	福島県	避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業	―
3	茨城県	避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び直接避難の推進	○
4	東京都	個別避難計画作成支援事業	○
5	新潟県	市町村の課題に寄り添った個別避難計画作成支援事業	○
6	静岡県	個別避難計画作成促進支援事業	○
7	滋賀県	防災と保健・福祉の連携促進モデル（滋賀モデル）展開事業	○
8	京都府	京都府個別避難計画作成体制強化事業	―
9	兵庫県	「兵庫県防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進プラットフォーム」強化事業	○
10	愛媛県	愛媛県防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業	―
11	長崎県	個別避難計画未作成市町への個別支援事業	○

※都道府県事業・・・域内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し横展開を行うことなどに取り組む都道府県の事業（計 11 団体）

〈成果発表会プログラム〉

個別避難計画作成モデル事業
成果発表会

日時：令和５年３月７日（火）
13時30分～17時10分

プログラム

<第１部>13時30分~15時03分

１．開　　会（*13:30*）

２．個別避難計画作成のモデル事業について（*13:31~13:35*）

３．各モデル団体の取組事例の紹介・委員によるまとめのコメント
（*13:35~14:53*）

[取組事例紹介のモデル団体：紹介内容のポイント]

岡　崎　市：住民主導の計画作り、「ひなんさんぽ」※という名前の避難先まで移動する訓練
※避難訓練のハードルを下げるため、また、自主的に行われることを期待し、あえて平易なネーミングとしている

蒲　郡　市：福祉専門職との連携、実効性の確保のための訓練の実施、動画を用いた普及啓発

黒　潮　町：NPOなど多様な団体と連携した取組、顔の見える関係があるなどの強みをいかした取組、地区防災計画と連携した取組

日　田　市：多様な関係者との「連結」と、マイ・タイムラインを活用した計画づくり

福　島　県：「計画策定支援ツール」を作成し、取組の手順をわかりやすく市町村に示す取組

愛　媛　県：難病患者の計画作成に係る保健所と市町の連携モデルの構築

休憩（10分間）

<第２部>15時03分~15時58分

４．パネルディスカッション（*15:03~15:48*）
～モデル事業から見えた個別避難計画作成の『ツボ』～
パネリスト：アドバイザリーボード委員、取組事例紹介モデル団体（６モデル団体）

休憩（10分間）

<第３部>15時58分~17時10分

５．分科会（*15:58~17:05*）
全モデル団体から最終報告の紹介

６．その他（*17:05~17:10*）

７．閉会（*17:10*）

内閣府

（３）個別避難計画作成に向けた決意や計画をつくって良かったという声、これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ

別冊の「１．モデル団体の最終報告」に入っている全モデル団体が作成した「最終報告の概要」に記載されている「個別避難計画作成に向けた自治体の決意」、「個別避難計画をつくって良かったという声」、「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」を紹介いたします。

〈個別避難計画作成に向けた自治体の決意の例〉

愛知県岡崎市における取組の経緯、作成に向けた決意

8月29日未明から浸水が始まった。岡崎市Ｘ町内会総代Aさんは、腰まで水に浸かりながら隣に住むBさん（男性：高齢者・ペースメーカー・人工透析患者）と介護者の妻Cさんの自宅へ駆けつけた。Bさん宅は平屋建てで、当時は雨戸も閉め切られていたため、「逃げろー」という総代の声がなかなか届かなかった。水が胸の高さまで来た時に身の危険を感じた総代は、自宅へ戻り2階から声かけを続けた。消防に連絡をするも一向に救助は来ない。窓からかろうじて顔を出したBさんに、隣のアパートの住民が2階から紐を吊るし、「つかまれー」と声をかけた。Bさんは引き上げられ、無事救助された。

しかしそれから数時間後、救助にかけつけた救助隊が潜水し家屋内を確認したところ、妻の遺体が見つかった。

「もっと早く避難していたら助けられた命だったかもしれない‥」総代は、無念の表情を浮かべた。

平成20年8月末豪雨（2008年8月29日未明）

死者２名　床上・床下浸水３０００棟以上

「犠牲者ゼロ」は地域力から を合言葉に

地域に根差した災害時避難行動要支援者支援制度を展開

法改正

担当者：犠牲者「ゼロ」は非現実的でしょうか？
鍵屋先生：犠牲者「ゼロ」を目指さないでどうするんだ!!

地域主導型の個別避難計画作成へ

「市長」‥災害ケースマネジメントの体制整備も含め、迅速な個別避難計画作成を指示

「体制」‥ふくし相談課内に係を新設し、個別避難計画担当を配置

「住民」‥災害時の支援に留まらず、日常生活の支援にも繋げたい

・避難支援等実施者に任命され、少なからず責任を感じ、防災について勉強を始めたところ、防災士の資格を取得できるまで知識が獲得できた。
・偶然にも、事故で亡くなった旧友の子を支援することとなり、連絡が取れなくなっていたので、繋がりを持てたことと、個別避難計画という形で旧友に恩返しできる。
・学区福祉委員として長年活動してきたが、自治会長との繋がりが薄かった。計画作成で顔を合わせることが多くなり、他の分野でも協力した活動ができるようになった。

高知県黒潮町における取組の経緯、作成に向けた決意

目指す姿・・・**犠牲者ゼロ**

町長訓示（抜粋）

・対策を諦め、町の営みを否定するような考え、発言は禁止
・住民の皆さまの命を守る
・全ての職員が当事者

※平成 24 年に公表された南海トラフ巨大地震被害想定（最大津波高 34.4m）を踏まえ

大阪府枚方市における取組の経緯、作成に向けた決意

モデル事業を実施した自治会の想い

一人一人に向き合い、顔が見えた安全・安心づくりに向けた取組みの一つとして、自治会員による安否確認・避難支援の取組みを個別避難計画として計画化。地区防災計画も策定している自治会であることから、訓練で両計画の連動について実効性を確認している。

【広報誌３月号に自治会の防災に対する想いを掲載】

地域コミュニティ

地域に合わせた防災活動が活発

西船橋自治会
小野田 里美さん・弘さん

一人一人に向き合い、顔が見えた安全・安心づくりを

近所で助け合える関係づくりを目指して令和2年に地域で防災委員会を立ち上げました。災害直後に助け合えるのは近くの住民です。大規模災害にもなれば、消防隊や行政の支援がすぐに届かないかもしれません。そこまで想定して、命や暮らしを守る事前の準備を進めています。自ら避難することが困難な人の把握、耳が遠いから教えに行った方が良いなどの対応もより細かく対応できるのが地域の力だと思います。私たちの自治会では、災害が起こった時でも素早く動けるよう令和3年に地区防災計画を策定しました。地域の実情を踏まえて、一人一人に向き合い、顔が見えた安全・安心づくりが目標です。

兵庫県宝塚市における取組の経緯、作成に向けた決意

顔の見える関係作りと防災意識向上

個別避難計画作成でまちづくりを

阪神・淡路大震災から28年が経ち、以降大規模な被災経験がない地域では
災害の記憶が風化し、少子高齢化、
家族や地域での関係性の希薄化が進んでいます。

災害はいつどこで発生するかわからず
誰もが被災し、助けが必要になる可能性がありますが
発災時、要援護者を含む市民の命や暮らしを守るには
地域住民が協力し合って災害に備える、地域共生社会の実現が求められます。

市民と行政が手を携えた個別避難計画作成への取組みは
要援護者一人を助けることにとどまらず
市民が安心な毎日を過ごすことができる未来に向けて
まちづくりを進めて行くことと言えます。

宝塚市では
顔の見える関係作りと防災意識向上をベースに個別避難計画作成を行い
みんなで助かる・助け合う地域づくりを進めてきました。

大分県日田市における取組の経緯、作成に向けた決意

大分県日田市について

過去の被災状況

平成24年7月九州北部豪雨　死者1名　負傷者1名
平成29年7月九州北部豪雨　死者3名　負傷者4名
令和 2年7月豪雨　死者1名　負傷者4名

日田市では、過去10年で死者が出る大きな災害を3度経験している。
令和2年7月豪雨の際、大規模な土砂災害が発生したにも関わらず、事前避難により死傷者を出さなかったというような奏功事例もあり、早期避難の重要性、また、地域ぐるみで避難を呼びかけ、支援を行うことの重要性を強く感じている。
今後、災害による犠牲者ゼロを目指して、個別避難計画の取組は最優先事項であり、行政と地域が本気で向き合っていくべきことだと感じている。

三重県伊勢市における取組の経緯、作成に向けた決意

〇伊勢市は台風による被害が多く、南海トラフ地震の想定エリアである。
災害が発生した場合、高齢者や障がいのある人はリスクが高く、当市の75歳以上の高齢者の割合についても**17.3%**と全国の平均と比べて高い水準である。 ※75歳以上の高齢者の割合 全国平均 15.0%
今後も、75歳以上の高齢者の割合は増加する見込みであり、**一人でも多くの命を救うために**計画的に作成を進めていく必要がある。

〇本人等へ個別避難計画作成の勧奨通知を送っているが、作成していく中で居住地のハザード情報や近隣の避難所情報等がわからない方も多いため、電話等でお伝えした際に**必要な情報を知ることができてよかったとのお声をいただいた。**

〇福祉専門職の方については、説明会や研修会を開催することにより、個別避難計画の必要性について理解していただき、実際に個別避難計画の作成を依頼することができた。

愛知県美浜町における取組の経緯、作成に向けた決意

〇　個別避難計画作成モデル事業取組の経緯

・過去の災害等

伊勢湾台風以降それほど大きな被害は受けていないが、南海トラフ地震の被害予測では、右の表のとおり大きな被害が予想されている。

（平成２６年５月３０日愛知県公表）

		揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
過去地震最大	倒壊（棟数）冬夕方6時	約９０	約１０	約３０	約１０	約200	約1,200
	死者（人数）冬深夜5時	約６０		約２０	5未満	5未満	約８０

・個別避難計画作成モデル事業に取り組むきっかけ

避難行動要支援者８００名以上が存在しているにもかかわらず、個別避難計画が１件も作成できていない現実の打破
災害対策基本法の改正による町の個別避難計画作成の努力義務化及びそれに伴い国が交付税措置を講じたこと。

〇　個別避難計画を作らなければならないという防災課の意思、関係者の「意気込み」「姿勢」「熱意」等

防災課：いつ起こってもおかしくない南海トラフ地震の現状に鑑み、個別避難計画の作成が急務であることから、目標をできるだけ早く設定（町の目標：２年以内と設定）することによって、効率的な個別避難計画作成を目指した。
地域住民（自主防災会）：町の本事業への取組について、自主防災組織連絡協議会において合意、前向きに取り組むこととされた。
老人ホーム、病院等：本事業に協力するため、通所又は通院している避難行動要支援者の個別避難計画を作成することとされた。
避難行動要支援者本人、家族：個別避難計画の作成を希望している。

愛知県岡崎市

Point ● 広報誌を通じて、市の方針（首長の決意）を発信

市長コラム

地域で備えを！

Mayor's Column

早いもので、平成20年８月末豪雨から今年で14年が経ちましたが、強い雨の日には当時を思い出します。当時市内では、1時間に146.5㎜もの猛烈な雨が降り、河川氾濫や橋の崩落、家屋の倒壊など2,500棟を超える住宅被害もあり、また、尊い命も奪われてしまいました。

近年の災害では、避難に時間がかかってしまう高齢のかたなどが犠牲になってしまう割合が非常に高い状況であり、災害時に支援を求めるかたの名簿の作成は進んでいるものの、避難の実効性の確保が課題となっています。こうした状況もあり、市では、内閣府のモデル事業として、今年度から避難に支援を求める高齢のかたなどに、そのかた一人ひとりに合った「個別の避難計画」の作成を地域住民や福祉関係者などと共に始めています。

災害時に頼りになるのは“おとなりさん”です。支援が必要なかたの個別避難計画の作成を通じて地域力を高め、大切な命を守り災害を乗り越えていけるように、地域で行動できる備えをしていきましょう！

岡崎市長
中根　康浩

OKAZAKI 9 2022

市政だより　おかざき　2022 年 9 月 1 日号
https://www.city.okazaki.lg.jp/shiseidayori/p034589_d/fil/220901_1404.pdf

〈個別避難計画をつくって良かったという声など〉

避難行動要支援者本人（や家族）	
1	当事者からは「避難を支援していただける方が出来て安心した。心強くなった。」
2	地震発生時、避難場所まで一人では行けないことが分かっていたので、そのまま、自宅にいるしかないと諦めていたが、必ずではなくても来てくれる人を決めてもらい安心した。
3	居住地のハザード情報や近隣の避難所情報等がわからない方も多いため、作成していく中で情報を知ることができてよかった。
4	要支援者が体育館等の一般避難所へ避難することは困難で、自分たちが災害時に避難する場所はないと思っていたが、普段通っている特別支援学校や、利用している福祉施設へ避難できることがわかり、とても安心した。
5	計画作成を通じて自分の存在を地域に知ってもらえた。新たな繋がりが予感できた。（当事者）
6	障害児者の家族は心の中にある社会・近隣地域への壁をぶち破れ。社会・地域と繋がることが大切。（当事者家族）
7	日頃考えていなかったのですが、もしもの時に、自分は一人でどうすればよいのか常に考えておこうと思いました
8	住んでるところに、こうした取組があると知ることができてよかった。
9	個別避難計画を作成することは必要なことだと思った。
10	将来的には施設への入所も考えているが、できる限り住み慣れた家、地域で暮らしたい。大雨や台風の時には、やはり不安・心配なので、地域の方からの声かけがあるだけでも、心強い。（要支援者ご本人・ご家族）
11	地域の方と繋がりができたことで通学時に声をかけてもらえるようになった。（障がい児）
12	関係者の皆さんが何度も丁寧に足を運んで話をしてくれたことに感謝。安心して暮らすことができる地域だと感じた。（高齢の方）

ケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉専門職、福祉避難所など	
1	福祉避難所として開設した場合、一般の避難者も避難してきたときの対応について心配していたが、個別避難計画を作成することにより、事前に誰が避難してくるか分かるとともに、併せて締結した協定に基づき、一般の避難者の受入れを断れることから、安心して福祉避難所として開設できるようになった。
2	障害者は、地域との接点が弱いので、個別避難計画の作成を通じて地域と接点ができればと相談支援専門員から意見があった。
3	調整会議では、支援者の方との関係性の構築ができた。事前に情報共有できたことで前向きに（安心して）計画作成に取り組むことができた。
4	情報のすり合わせや今後の関係づくりのため「調整会議」は必ず必要。
5	避難訓練は計画を実行に移すために必要なステップ。訓練まで行い初めて計画が完成する。
6	訓練をやってみることで課題が見え、ケアプラン等にも反映させることができた。
7	福祉職として避難完了までが計画ではなく、避難後のイメージも考え準備しておく必要があった。

避難支援等実施者、自主防災組織、自治会などの地域の関係者	
1	個別避難計画作成の関係者での調整会議では、支援者から「その方の障がいの特性や配慮してほしいことがわかった」避難訓練では、支援者から「避難する際の車いすでの注意する点がわかった。」
2	避難支援等実施者に任命され、少なからず責任を感じ、防災について勉強を始めたところ、防災士の資格を取得できるまで知識が獲得できた。
3	学区福祉委員として長年活動してきたが、自治会長との繋がりが薄かった。計画作成で顔を合わせることが多くなり、他の分野でも協力した活動ができるようになった。
4	要支援者の症状や障害との関係で避難の際に配慮する事項が分かり避難支援し易くなった。
5	普段から知っている人だから、災害時に安否確認する必要性を感じていたが、避難計画を作成することにより普段生活している部屋など個人的には聞きにくいことなどを知ることができ災害時の安否確認などの対応がし易くなった。
6	高齢者のモデル対象者は地域で把握していたが、障害者のモデル対象者は地域で把握していなかったので、今回のモデル事業で把握できてよかった。（地域団体）
7	個別避難計画の取組によって地域の組織体制の見直しにつながった。（楽になった）
8	計画の取組を継続させるためにも、地域での訓練は最低1年に1回は必要。訓練を通してそれぞれが練習することで、迅速な避難行動がとれるようになると思う。
9	地域、本人、福祉専門職が災害について話し合う場がこれまで少なかったと感じた。このような話し合いの場が増えると良いと思う。
10	関係団体のつながりの機会ができて良かった。
11	とても良かった。特に人間関係が大切であるため、福祉専門職との関係は大事。
12	福祉専門職が作成した個別避難計画の説明を受けながら個別避難計画作成の重要性を感じた。情報共有してどう動くかを話し合っておくといいのではと考えた。
13	自治会での訓練に個別避難計画を入れて実践すると、少し不安（地域での避難支援体制を構築することに関しての不安が）が緩和されると思う。

市町村職員	
1	個別避難計画の作成を通して、家に籠もりがちであった要支援者が外に出て地域の人との繋がりを作ることができた。（町内会で、ふれあい昼食会を開催し、要支援者も参加した。）
2	個別避難計画を作成するだけでなく、実動訓練を実施したことで、多くの収穫が得られました。今年度のモデル事業に参加していない町内会においても、来年度以降の個別避難計画の作成に意欲的な声もあり、自主防災活動の活性化という視点において、個別避難計画の有用性が認知され始めていることを感じることができました。
3	今回のモデル事業では、「何かができなかった。」という意見より、「次回はこうしていきたい。」等の、前向きな意見を聞くことが多くありました。地域の課題・問題を少しでも解決できるよう、市として、支援者となってくれる人を１人でも多く増やせるように、周知・啓発に取り組んでいくことが重要であると考えます。
4	実際に個別避難計画作成に着手して、まずは計画作成してみてほしいという言葉の意味を理解できたように感じる。
5	行政、地域、福祉専門職など、要支援者に関わる立場の人達がつながりを持ち、課題や各々の立場を共有し理解し合うことで、多方面からの支援というかたちで個別避難計画を作成することができた。こうした意見を計画作成に関わった方々からも聞くことができた。
6	個別避難計画作成の必要性は理解していたものの、計画を作成する方法をあまり理解していなかったこともあり、これまで作成していなかったが、実際に作成してみて、具体的な手順などが理解でき、今後、自主防災会としての定常業務として対応していけると思った。
7	福祉専門職からは、「市から個別避難計画作成を依頼された対象者以外にも、（災害時の避難について）心配な利用者がおられる」という声も一部いただいており、計画作成に前向きな姿勢が感じられる。
8	福祉避難の受入協力を依頼した福祉施設からは、利用者以外の受入や移送についても「地域のためにできることがあれば協力したい」との声をいただいた。
9	全体を通して、個別にお話する機会があったものについては、取組の必要性をより深くご理解いただき、協力していただくことができた。
10	防災はソフト対策とハード対策からなる。個別避難計画はさらに「ハートの対策」。
11	「こんなこと本当にできるの？もっと効率的な方法あるのでは？」と言われることもあるが信念をもってやり抜く。同志を増やす。

〈これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ〉

愛知県岡崎市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

・避難支援等実施者に選ばれた方の不安感が大きいために、選任に苦慮した。

→基本的に、要支援者の近隣にお住いの方を避難支援等実施者に選任することとしているが、責任感が強い人ほど責任を果たせない可能性があるために躊躇されるケースがあった。

→自身や家族を最優先にしてほしいことや、もちろん支援できない状況もあり得ることを説明した。
※説明は最初にしておくべき。避難支援等実施者のみならず、地域や要支援者にも説明が必要。

・障がい者の方々は、特に個人の特性情報の開示を拒む傾向があった。

→最初は開示してもらうよう根気強く説明していたが、途中から、無理強いはしない方向に。ただし、助かる可能性は、開示したほうが高くなることを説明。

・既存制度を活用した。

→福祉専門職に委託するといった方法を取っていないため、知識の不足により、適切な支援が出来ない懸念があったが、生活支援体制整備事業を委託している市内２０か所の地域包括支援センターに協力を願ったところ、協議体など既存の会議体において個別避難計画の取組を進めてくれるなど、福祉専門職としてのアドバイスをいただくとともに地域との橋渡しを担ってくれた。
※本市は重層的支援体制整備事業に移行しているため、分野を超えた支援活動が可能。
※計画作成を通じて、生活課題の解決に向けた支援も想定。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
384,654	23.3%	20,835	5.4%

高知県黒潮町からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

取り組んできた中でうまくいったことを踏まえて

- 庁内連携の確立・・・・・福祉部局と防災部局が連携
- 地域づくり・・・・・・・防災×地域づくり
- 地域調整会議を開催・・・支援者の発見、地区防災と連携
- お試し避難訓練の実施・・実効性の確保

取り組んできた中でうまくいかなかったことを踏まえて

- 地域調整会議の調整・・・関係者は多い方がいいが、その分調整等に時間がかかる。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
10,262	45.0%	242	2.4%

大分県日田市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

他自治体へのメッセージ

より実効性のある取組のためには、個別避難計画の作成だけでなく「地域での避難支援の体制　づくり」が鍵になるのではないでしょうか。
市民の生活と安全を守るため、とにかくやるしかありません。
災害時の「犠牲者0」を目指して頑張りましょう！

個別避難計画の作成は、「迷惑をかけるから」等の理由で、これまで避難ができなかった人たちの存在を地域の人が把握し、障がいを理解してもらう絶好の機会になります。また、本来の目的でもある地域づくりの手法の一つにもなるため、「一石二鳥」と思って取り組むと楽しいです。

河川改修や砂防工事などのハード対策も重要ですが、本当の意味で人の命を救う防災は、このような取組だと感じています。業務の効率化が求められる時代ではありますが、行政の各部局が地域に出向き、地域住民と実際に顔を突き合わせ、言葉を交わすことで生まれる信頼関係もあります。それぞれの立場を理解し、それぞれの役割を果たすことができれば、より良い取組になっていくと思います。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
62,657	35.7%	2,388	3.8%

長崎県長崎市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○うまくいったことを踏まえたメッセージ

・長崎市では【災害が起きてもみんなが助かるまちを目指して】ということを大事にしています。
・モデル事業に庁内関係課がそろって参加することで、意識を共有し、取り組むことができました。
・はじめから１００点を目指さず、まず始めることを意識しました。
・個別避難計画作成には、長崎市介護支援専門員連絡協議会及び長崎県相談支援専門員連絡協議会の参画により、避難行動要支援者に対して個別避難計画の必要性や避難支援者への情報提供について説明しただき、計画作成及び100％近い情報提供の同意が得られました。
・様々な場面や事業を通してお互いに意識共有や協力関係にある、日ごろからの関係性を活かすことで、福祉専門職の参画は得られると思います。避難行動要支援者の状態をよく知り信頼関係もあるケアマネジャー及び相談支援専門員が参画することで得られる成果は大きいです。
・避難支援に地域の力は欠かせません。簡単ではありませんが、地域の意思を大切にし応援する姿勢で向き合っています。

○うまくいかなかったことを踏まえたメッセージ

・個別避難計画の更新や避難訓練については、未実施という課題があります。
既に着手している他都市の取組みを、貴重な参考やお手本とさせていただきながら、長崎市にあったものを見出して取り組んでいきたいと思います。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
409,118	32.4%	26,412	6.5%

大阪府豊中市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

うまくいったこと

〇計画作成に関する基本方針の検討段階から、関係部局・関係機関・団体に関わってもらうため、災害時個別避難計画推進部会を立ち上げ、取組みを進めた。実際に計画作成に関わる当事者も企画段階から携わってもらっていたため、モデル事業の実施もスムーズに実施できた。

〇福祉専門職や地域団体が集まる会合での丁寧な説明や協力依頼、対象者別の研修を開催し、個別避難計画の内容や必要性に一定の理解を得ることができた。説明や研修の場は、福祉専門職や地域団体からの意見を聞く場ともなり、今後の方向性を決めるうえでも、複数回の実施が有意義だった。

うまくいかなかったこと

〇今回のモデル事業では、福祉専門職がモデル対象者にヒアリングした内容を計画に記載した状態から「囲む会」（地域調整会議）を実施したが、計画完成までに、１人あたり１時間ほどの時間（目標は30分以内）がかかった。（ノウハウミーティングでは、最初から効率を求めなくてもよいとの助言はあったが、）本市は避難行動要支援者名簿の記載者数が多いことから、より効率的な運用を今後も検討する。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
401,558	26.2%	14,546	3.6%

宮崎県宮崎市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

モデル事業に取り組んできた中でみえてきたこと

【モデル事業としてうまくいったこと】

① 未完成の個別避難計画でも検証委員会の場で共有し、その人の支援について話し合うことで、個別避難計画が充実され、完成に近づいた。

→ **福祉専門職にも地域の避難支援等関係者にも完璧な「個別避難計画書」や「避難支援」を求めない。防災や避難支援は特別な業務や活動ではなく、日頃の業務や活動の延長であると意識して依頼する。**

② 担当者会議で協議を重ねることにより、個別避難計画は、平常時にそれぞれの課で行政サービスを提供している方の災害時の計画であり、平常時の行政サービスを途切れさせないためにも必要なものでもあること（日頃の延長）の共通理解につながった。

→ **担当課、担当係、担当者だけでやろうとしない。そのための協議の場の設置。（ただし、避難支援として理想とする（目指すべき）姿は、担当課・係でしっかりもっておく。）**

【成果は得られたが、今後の進め方で心配していること】

① 地域の避難支援等関係者と福祉専門職など、避難支援を実施する方々の情報交換の場をどのように設定するか。地域差を解消するために出来ることは何か。

→ **新たに協議（地域調整会議）の場を設定する前に、現在それぞれの地域で行われている情報交換等の地域活動を確認し、その中で地域調整会議として活用できる地域活動はないかをそれぞれの地域ごとに考える。結果、新たに地域調整会議が必要であれば作る。**
地域で行われる協議の場を福祉専門職につなぎ、コーディネートする役割は重要。（地域とつながるきっかけを作る）。その前に、行政職員が地域の避難支援等関係者とつながることも重要。

個別避難計画作成に負担感を感じず、取組を進めていくために

個別避難計画作成の負担感は「個別避難計画を完璧につくらないといけない！！」と感じていること
「避難支援者がみつからない」「避難場所がない」「移動手段がない」等々の課題→すぐには解決できない
→「個別避難計画は作れない！！」「作っても避難支援に責任が持てない」　という負担感

【そのためにモデル事業で感じたこと】

○個別避難計画作成に対して
・とりあえずは、現在の業務や取組を通して、把握していることを記入してもらう。
・自助を高めるきっかけづくりとして、要支援者も一緒に考える。
・本人や福祉専門職が分からないところは、空欄でも良い。空欄部分は、地域で協議する際のネタになる。

○個別避難計画を共有することに対して
・できあがった個別避難計画は、とりあえず地域の人と共有する。
・空欄部分を協議の際のネタにして、よりよい個別避難計画、避難支援になるようにする。
・要配慮者担当課や地域の人に相談し、いろいろな人を巻き込む
・すぐに解決しないことでも、話し合うプロセスがコミュニティを深めるきっかけとなる。

最終目標は地域コミュニティの充実
個別避難計画の作成は要支援者や福祉専門職が地域と繋がるきっかけづくりとなり、
地域活動が活性化するツールにもなる。

その成果として、よりよい個別避難計画と避難支援につながる

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
401,339	27.6%	10,258	2.6%

滋賀県大津市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

個別避難計画の作成は、ケースによっては困難かつ責任の重い取組となりますが、福祉専門職、福祉施設関係者の皆様には、日々の業務でお忙しいなか、平常時から災害時の避難について検討することの重要性についてご理解いただき、ご協力いただいています。
今年度協力をお願いした際には、前向きに取組への協力をご了承いただける方も多く、大変心強く感じております。

成果が得られたこと（専門職からの協力）

行政側も、専門職等の皆様におかけする負担をなるべく少なくできるよう、どのような方法がよいのか、ご意見をいただきながら、絶えず検討を続けていく必要があると感じました。

また、計画作成を進めていく中で、ご家族や近隣の方にご協力いただくことが難しかったり、どうやっても避難手段をご用意できない方もおられました。
そういった計画作成が困難な方についても、その時点で進められるところまで取組を進める必要を感じました。

成果が得られなかったこと（計画作成方法の確立）

避難先、避難支援者、避難手段のような、計画の根幹の部分が埋められない場合にも、０か１００ではなく、３割、５割、７割・・・と少しでも取組を進めて、なぜ作成完了が難しいのかの理由や、その状況を共有しておくことが重要ではないかと考えています。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
345,070	26.2%	10,309	3.0%

大阪府枚方市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

ポイント

個別避難計画の作成にあたって大切だと感じたこと

1 既存の活動を広げていく

・今回モデル事業で実施した地域のように従前からの取組がある地域では、策定に繋がりやすい。（計画の必要性を感じている。）

2 取組やすい活動から始める

・コミュニティタイムラインの策定にあたって地域の災害リスクをまち歩きによって把握する取組を行った複数の地域から「一緒に避難する必要がある人も把握しよう。」という声があがった。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
397,289	27.8%	12,172	3.1%

沖縄県那覇市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

成果あり

・福祉専門職への計画の説明・協力依頼
・避難訓練の実施

成果なし

・関係者との話し合いの場が少なかった

取組の中で感じたこと

個別避難計画の作成に取り組む中で感じたことは、関係者の方は声をかけると、快く協力・参加してくれることでした。
どのように取り組めばいいのか悩むことが多々あるかと思いますが、庁内外の関係者に相談してみるなど、関係者と一緒に取り組むことで、各分野の知識を共有でき、取組の方向性も見えてくるのではないかと思います。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
317,625	22.8%	54,218	17.1%

静岡県富士市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

得られた成果

●地域力アセスメントや調整会議を行う際は、会議の進行役・板書役を設置することで、円滑に会議が進む。
（市職員が担うことで会議が円滑に進んだ。）
●地域で行う会議の場では、話し合っている内容を見える化することにより、参加者全員が同じ情報を共有しながら進行できるため、議題からそれることなく、効率的に進行することができた。
●令和３年度から引き続き個別避難計画作成に取り組んだ町内会では、ステップ5～6の所要時間が、
令和３年度：２時間から、令和４年度：１時間へと短縮することができた。
●訓練前の事前研修として、車いすの操作講習を行ったことで、要支援者も支援者も双方が安心して訓練で実践することができた。
●要支援者と同性の支援者を１人以上選定しておくことで、要支援者の安心感へ繋げることができる。
●個別避難計画の作成を通して、家に籠りがちであった要支援者が、外へ出て地域の人との繋がりを作ることができた。
（町内会で、ふれあい昼食会を開催し、要支援者も参加した。）

Message
個別避難計画を作成するだけでなく、実動訓練を実施したことで、多くの収穫が得られました。
今年度のモデル事業に参加していない町内会においても、来年度以降の個別避難計画の作成に意欲的な声もあり、自主防災活動の活性化という視点において、個別避難計画の有用性が認知され始めていることを感じることができました。

今後に向けて

●地域のコミュニティから離れてしまっている人へのアプローチを地域や福祉事業者と連携していきたい。
●町内会へ加入していないアパート暮らしの方への対応策を地域とともに考えていきたい。
●個別避難計画で避難方法の検討はできたが、避難先での滞在について考えていなかったので、避難先となる公会堂でのスペースの確保や出入口の段差解消など、バリアフリー化を検討していきたい。
●要支援者を、**「１対多」で支援ができるように**、地域の繋がりを深めていきたい。
→地域の行事に参加していない人が参加できるような機会を作りたい。

Message
今回のモデル事業では、「何かができなかった。」という意見より、「次回はこうしていきたい。」等の、前向きな意見を聞くことが多くありました。地域の課題・問題を少しでも解決できるよう、市として、支援者となってくれる人を１人でも多く増やせるように、周知・啓発に取り組んでいくことが重要であると考えます。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
245,392	28.2%	21,897	8.9%

長崎県佐世保市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

行政が持つ情報だけ、行政のマンパワーだけで対応することは困難なので、
やはり**地域や福祉専門職の協力を得られる体制づくりが重要**ではないかと思います。

・地域との調整は時間もかかりますが、調整後は要支援者の方との話もスムーズに進む印象でした。

・ケアマネージャー等の福祉専門職の方についても、
要支援者の方と円滑にコミュニケーションをとる上で重要な役割を果たしていただいており、
加えて、地域調整会議での基礎情報となるご本人の現況情報の提供にもご協力いただきました。

また、委託先としての可能性も模索中です。

・本市としても、まだまだ課題が山積みですので、
他自治体の取り組みを参考にしながら、事業展開を進めて参りたいと考えております。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
243,223	31.7%	10,653	4.4%

兵庫県宝塚市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

1　人任せにせず、まずやってみる、知ってもらう
「みんなで助ける」ではなく「みんなで助かる」。地域の主体性も引き出された。

2　計画作成数や取組みの内容を競うものではないと留意する
課題が多く正解がないため、逆にどんなことでも前進と考えると進められた。

3　できることを丁寧に積み重ねる
時間がかかるが、既存の取組を少し変えるなどの小さなことの積み重ねで進んだ。

4　顔の見える関係づくりを行う
現場や様々な場への参加をすることで依頼や申し出が増え、取組みが急に広がった。

5　原因・理由を理解して取組みに反映させる
調整会議の同意が得られないなども、理由を聞くと取組みの大きなヒントになった。

6　上手くいかなかった事例を積極的に共有する
他自治体との率直な意見交換は、気づきや学びが得られる非常に良い機会となった。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
226,432	28.1%	6,131	2.7%

島根県出雲市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○出雲市の取組でうまくいったこと

防災部局と福祉部局が連携し、各地区の自主防災組織への状況ヒアリングや取組の説明、ケアマネ協会等との計画作成に関する事前協議を実施したことにより、現在の体制に至ることができました。

関係者と直接関わる場があると、取組のための地盤を固めやすくなると思われます。

○出雲市の反省点

個別避難計画の作成に関係する団体への説明を実施し、作成する側の理解は取組前よりも深まりましたが、一般住民向けの説明があまりできていませんでした。

住民の方々は避難支援等実施者にもなり得る、「共助」の実施者の一人ですので、個別避難計画を作成し始める前の段階で一般住民向けの周知啓発ができていると、作成の際に共通認識として話ができるほか、計画作成前に要支援者とご家族やご近所の方々とが避難について話し合うきっかけにできるのではないかと考えます。

また、出雲市では個別避難計画の作成に取り掛かる段階で、要支援者名簿に掲載されているものの実際には施設入所されていた要支援者も確認されました。対象者の絞り込みのため、要支援者名簿の整理が必要だと感じました。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
172,775	30.1%	6,041	3.5%

三重県伊勢市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○

効率的に個別避難計画を普及させるために、対象者へ勧奨通知を送付し、作成を促すことにより、個別避難計画の作成件数を増やすことができた。
（実績：令和2年11月1日時点 66人→ 令和4年9月1日時点 1,406人）
勧奨通知送付の際は、記入しやすいよう事前に本人情報（氏名、住所、生年月日等）の印字や記入チェック方式にする等、様式を工夫することにより返信率を上げることができる。

△

避難支援等実施者の確保については、本人や家族等に周知を行ったものの記入していただけない方も多かった。避難支援等実施者は、可能な限り近隣の方に依頼するようにしているが、見つからない場合は事前に把握できる風水害の際は市外の家族に協力していただくことや代替の避難方法（自宅２階へ避難する等）も検討する必要がある。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
122,765	31.8%	16,083	13.1%

宮城県 塩竈市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○個別避難計画の作成にあたり、成果が得られたこと

①作成に至るまで、「誰に作成をお願いするのか？」・「作成に係る費用は、無償か？有償か？」・「市や作成した事業者は、どのような責任があるのか？」など検討課題があり、時間を費やした。地域の特性もあるが、本市においては、民生委員も高齢化していることから本来の日常業務や支障を考慮し、まずは、実効性と正確を求め専門職に有償で依頼をした。
最終的に支援者が見つからないケースもあるが、地域の実情に応じた配慮が必要と感じた。

②地域性もあるが、そこまで非協力的な方はいない。実際に、市が「やる気」を見せることで、各支援者も協力的になり、避難支援者になってもらえるケースもあり、市の熱意が伝わった。

○個別避難計画の作成にあたり、成果が得られなかったこと

①本市では、震災から12年目を迎え、沿岸部に住む方と高台に住む方の避難の必要性や考え方が異なり、温度差を感じている。そのため高台に住む方は、作成に関してあまり積極的ではないこと。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
52,203	33.9%	644	1.2%

静岡県長泉町からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○成果を得られたことを踏まえて伝えたいこと

今年度取り組んだモデル計画の作成は、円滑に進めることができた。
計画に携わる各組織との良好な関係構築が鍵となるが、私たちが取り組んでいる個別避難計画の作成は、要支援者、支援者双方にとってメリットのある取り組みであるということを理解していただければ、「できない」の話し合いではなく、「これはできる」の話し合いを行い、建設的な協議の場を経て計画完成に進むことができる。

○成果を得られなかったことを踏まえて伝えたいこと

庁内連携については、当初期待していたとおりの連携体制が構築できなかった。
当町が町ということで、当福祉保険課を含め関係各部署では多岐に渡る業務を兼務し、業務量も多い中で、十分な協力体制を確立する時間的余裕を確保できなかった。
また、縦割りの業務体制を打破して取り組むことも実現せず、福祉部局主導で事業を進め、他部署が協力するという構図に留まった。
今後事業を進める自治体においては、最初のステップとして、庁内における連携体制の確立に尽力することをおすすめする。ここで基盤を固めることが、計画作成事業の成否を大きく左右すると思われる。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
43,336	22.1%	1,530	3.5%

新潟県胎内市からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

個別避難計画の作成に取り組んできた中でうまくいったこと（成果が得られたこと）

■　地域と福祉専門職と行政が連携して個別避難計画を作成していくには、関係者の認識共有が大事であり、本モデル事業の最初に「避難支援セミナー」を開催して、関係者の頭合わせができたのは、今後の本格的な計画作成を進めるうえで、とても有意義であった。（参加アンケートでも肯定意見が多く寄せられた）

今まで個別避難計画の作成に取り組んできた中でうまくいかなかったこと（成果が得られなかったこと）

■　計画作成への福祉専門職の関わりは非常に重要であり、事前に「福祉専門職の役割分担」を丁寧に説明して、納得してもらわないと、協力を得るのは難しい。今回モデル事業に参加して、ケアマネと防災担当者の温度差は想像以上に大きかったので、その点は留意が必要。

逆にここさえしっかりできれば、計画作成は予期のとおり進捗すると感じた。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
28,509	36.0%	4,208	14.8%

愛知県美浜町からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○　今まで個別避難計画の作成に取り組んできた中で成果が得られたことを踏まえ

・まず、担当者自身が個別避難計画を１件作成し、具体的な手順や要する労力、時間を把握する。

・老人ホーム、自主防災会への個別避難計画作成の具体的な事前説明を行い、要望があれば同行するなど負担を軽減し、作成を依頼する。

・個別避難計画に記入する支援者の条件を緩和する。
支援者：家族１名、或いは、顔合わせを条件に区会や自主防災会員（班長名）でも可等
支援者の支援事項：安否確認だけでも可
必ずしも支援ができないこともあることや責任に問われないことなどを計画に記載

・支援者をボランティアとして広く募集すること。
・個別には、区会役員、自主防災会員、民生委員、退職した看護師・自衛官・消防署員等ボランティア意識の高い方が受けていただき易い。

○　今まで個別避難計画の作成に取り組んできた中で成果が得られなかったことを踏まえ

・本人・家族への個別避難計画について避難行動要支援者として登録するときから説明する。
・家族が支援者の場合、できれば登録時に個別避難計画も一緒に提出してもらう。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
22,496	30.3%	824	3.7%

長野県下諏訪町からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○　今まで個別避難計画の作成に取り組んできた中でうまくいったこと（成果が得られたこと）を踏まえ、今後、個別避難計画の作成に取り組む団体に向けたメッセージ

・庁内外の連携において、大学の専門家の先生などのアドバイスを頂くとスムーズに業務を進められる。

・防災士の参画により、防災士の新たな役割が期待できる。

○　今まで個別避難計画の作成に取り組んできた中でうまくいかなかったこと（成果が得られなかったこと）を踏まえ、今後、個別避難計画の作成に取り組む団体に向けたメッセージ

・自主防災会の役員は１年で交代するため、その時の計画づくりに関わった方は理解しているが、その後地域の中での引継ぎが上手くいかなくなるので、役員交代時に丁寧な説明が必要である。

・支援者を個人の方にお願いすると重責を負わせるようで心苦しいと思っている方もいるので、団体名などで対応することでもいいことにすると対象者も支援者側も安心する。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
19,155	38.4%	571	3.0%

福島県からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○「防災と福祉の連携」

災害から要支援者の命を救う担当課は、『防災と福祉の両課』という考え方に、どれだけ早くシフトできるかが鍵（キー）だと思います。
「災害が起きる場所や逃げ方」は、福祉ではわかりません。
「介護や障がいの程度や支援方法」は、防災ではわかりません。

「今までこうしてきたから」や、「予算をどっちが持っているか」は、行政内部の話です。
「支援が必要な方」がいて、「どうすれば命を守ることができるか」を一番に考える。
自ずと答えは見てくると思います。

○「要支援者の主体性を大切に」

個別避難計画は、「行政があなたを助ける計画」
ではなく、「あなたが（支援者と共に）自身を助ける計画」という考え方

作成済自治体の中でも、『個別避難計画は庁内で管理しており本人に渡していない』という事例が複数ありました。
『要支援者自身が、自分の避難先や支援者、避難のタイミングをわかっていない』という状態では、その後の訓練参加意欲や自助意識の向上につながっていきません。

行政が全てやる、ではなく、要支援者の「自らの命は自らが守る」という主体性を高め、行政は「要支援者が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する」という意識が大切だと思います。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
1,833,152	31.2%	156,100	8.5%

愛媛県からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

個別避難計画の作成に取り組んできた中で成果が得られたこと

○県・市町防災連携検討WGを通じて、**普段から防災・福祉の担当者間で、個別避難計画の情報共有が行われるようになり**、制度への理解が深まったことや互いに関連する業務を認識することが出来るようになった。

○福祉専門職向けの説明会や研修会で個別避難計画作成の概要等を周知することで、個別避難計画について**専門職の理解を促進し、市町の取組を間接的に支援することが出来た。**

個別避難計画の作成に取り組んできた中で出てきた今後の課題

○市・保健所・社協が連携して難病患者の個別避難計画を作成しているが、さらに、地域の方の避難支援が得られるよう調整を継続していく必要がある。
（今後、訓練実施等も検討。）

関係者同士が顔が見える関係づくりを築いていくために、実際に会って話し合うことが大切と感じている。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
1,334,841	32.5%	91,723	6.9%

北海道からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

取組を通じての所感

○今年度、本モデル事業等により、研修会の開催、未作成市町村への個別訪問や取組の進捗確認などを実施し、これまでよりも丁寧な市町村支援・働きかけに努めてきた。

○前倒しでの個別避難計画作成への理解を示していただく市町村が増加することにつながり、個別避難計画に関する取組に対する道としての姿勢をしっかりと示すことが、極めて重要なものと感じた。

○市町村においては、マンパワー不足の中で業務を遂行していることから、個別避難計画作成業務の優先度が相対的に低下する場合があり、広域分散型の地域特性を有し、小規模市町村が多数ある本道においては、意思決定の権限を有する管理監督責任者への個別避難計画作成業務に対する意識付けが必要と感じた。

○今年度は、主管課である保健福祉部総務課において、市町村支援・働きかけを主に行ってきたが、道内の広域性や市町村が抱える様々な課題に対応していくには、庁内の関係課・保健所や庁外の福祉関係団体等との連携体制のより一層の強化が、市町村支援・働きかけを継続していくためには重要なものと感じた。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
5,224,614	31.8%	300,966	5.8%

茨城県からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

【本県において成果が得ることができた理由】

・福祉部局と防災部局の連携により、双方から市町村に対して作成推進の取組ができたこと

成果が得られたことを踏まえてのメッセージ

- **最初のステップは庁内連携。福祉と防災部局の連携は必須**
- **連携して取り組む関係課を増やすことで、ともに考え、施策を展開しやすい環境を整えることが重要**

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
2,867,009	29.3%	158,231	5.5%

東京都からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

○　未着手自治体への働きかけについて、同規模自治体の取組状況等を説明することで、作成の前倒しに応じてもらえたケースがありました。

○　個別避難計画担当部署以外の部署で個別避難計画に相当するものを策定していることを把握できていなかったが、東京都からの確認依頼をきっかけに把握した例もありました。

○　島しょ町村を中心とした小規模自治体への働きかけが課題でしたが、島しょ町村の課長会での取組依頼をきっかけに、前倒しに応じていただけた例がありました。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
14,047,594	22.1%	563,718	4.0%

新潟県からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

うまくいったことから・・・

- 作成するのは市町村のため、県は、まず市町村の状況や課題を把握し、県として取り組めることについて支援を行う。
- 福祉専門職や社会福祉施設との関わりは、防災部局にはない。このため、県レベルでも福祉部局と協力できる体制が重要。

うまくいかなかったことから・・・

- （市町村の個別避難計画作成の取組について、）はじめから高い完成度を求めるのではなく、まずは、内容を埋めてみて、避難訓練や更新を重ねて完成度を高めると良い。
- 防災部局と福祉部局、県と市町村など、関係者間で（月に１回など）定期的に連携する機会を設けると良い。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
2,201,272	32.5%	128,255	5.8%

静岡県からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

＜成果が得られたこと＞

「県」から「市町」への取組支援に加えて

「県＋関係団体（県社協、市町社協等）」から「市町」への取組支援を実施

⇒関係団体と一緒に意見交換会の内容を検討することにより、新たな取組を行うことができた。

（例）市町に市町社協、ファシリテーターの県社協を加えたグループワーク等

＜成果が得られなかったこと＞

未着手市町に、まずは１件個別避難計画作成に着手してもらうこと

⇒年間スケジュールの作成から調整会議の実施まで、マンツーマンでの支援が必要

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
3,633,202	29.8%	373,057	10.3%

滋賀県からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

うまくいったこと

市町における庁内連携（防災部局と保健・福祉部局の連携）

〈成果・結果〉

19市町中10市町が庁内連携が出来ていると回答。7市町が検討中。

→半分以上の市町が庁内連携が出来ているほか、その他の多くの市町が庁内連携について検討をしていると嬉しい結果に。

〈メッセージ〉

県が庁内連携できる機会（本県でいうと、「滋賀モデル推進連絡会議」や「情報交換プラットホーム」の設置）を設け、庁内連携を促進することが成果に結びついた！

うまくいかなかったこと

個別避難計画の作成に着手出来なかった市町もあった・・・

〈成果・結果〉

19市町中3市町が個別避難計画策定着手に至らなかった。

〈メッセージ〉

本県においては、全ての市町が個別避難計画の作成に着手することを目指して、「防災と保健・福祉の連携モデル展開のための意見交換会」を実施し、取組が進んでいる地域の取組を紹介したり、各市町の取組を共有する機会を設けた。

先進事例を紹介するのもいいが、自分たちには出来ないと感じてしまうことも・・・。

各市町によって状況は全く違うことを理解し、課題や悩みを丁寧に聞き取り、県として支援できることを行う。

着手することも重要ではあるが、それ以上に着手までのプロセス（庁内連携や地域理解の獲得）が重要。

人口（令和２年国勢調査） 人	高齢化率（令和２年国勢調査） %	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数 人	 %（対人口比）
1,413,610	25.8%	103,459	7.3%

京都府からの「これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ」

都道府県へのメッセージ

○都道府県の出来ることは少ないが、継続的な後押しを
①市町村の要望を丁寧に聞き取ること
②取組を共有する場の設定
③難病等担当課や保健所との連携・市町村と保健所の情報共有体制の構築

○市町村に連携を促すために、まずは庁内から
市町村の計画作成や防災と福祉の取組を推進するためには、都道府県も関係部局や保健所等との連携を可能な限り促進する事が必要。

区市町村へのメッセージ

○まずは、庁内体制の構築から
庁内外関係者との連携、避難支援者の確保、避難場所の確保、実効性のある計画の継続等、課題は多々あるが、府内の市町村で取組が進んでいるところは**「庁内協働」**ができており、関係課での情報共有がスムーズ。

○行政を中心とした協働の取組を
個別避難計画作成の大きな目的は「災害時に誰一人取り残さない」こと。計画を作成することを目的ではなく、平時から災害時まで活かすことのできる、地域や関係団体が参画した計画作成とする必要がある。
そのためには、**地域や専門職に頼った計画作成ではなく、行政を中心に関係団体とともに、計画作成を進める事が重要。**

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
2,578,268	28.5%	168,370	6.5%

長崎県

これから個別避難計画の作成に取り組む団体へのメッセージ

様式２－２

■うまくいったこと
・これまでは、県内全市町を対象として個別避難計画策定取組促進の支援を行っていたため、現状把握も難しい面がありましたが、今年度、個別避難計画未作成市町への個別ヒアリングを行ったことにより、現状把握や情報交換、課題の共有ができました。
・ヒアリングが多少なりとも市町担当者の意識の変化につながることを期待しています。

■うまくいかなかったこと
・個別避難計画未作成市町へアドバイザー派遣等の支援を行う予定でしたが、努力はされているものの、マンパワー不足等により調整が整わず、予定していた支援には至らない市町もありました。
・各市町の体制やこれまでの取組状況が異なるため、事情を考慮しながら寄り添った支援をどのように行っていくか非常に難しく思いますが、取組が進んでいる市町は庁内連携ができているため、今後は、環境を整えることから支援していきます。

人口（令和２年国勢調査）	高齢化率（令和２年国勢調査）	避難行動要支援者名簿に記載等されている人数	
人	%	人	%（対人口比）
1,312,317	32.8%	61,680	4.7%

（４）モデル団体の紹介

【市町村事業】令和４年度個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体の紹介）①

No.	都道府県	市区町村	事業名	取組概要
1	宮城県	塩竈市	塩竈市個別避難計画策定事業	本土と離島（４島）に市域を持つ本市においては、高齢化が進んでいることから実効性を確保しつつ、効率的な個別避難計画作成モデルの検討を図る。 また、各民生委員児童委員や福祉専門職の参画を求めながら、避難行動要支援者名簿登録者のうち、優先度が高い者から令和８年までに個別避難計画を作成し、住民の安全を確保する。
2	茨城県	常総市	避難行動要支援者の直接避難支援及び避難情報の共有	災害時、避難行動要支援者が、自身が平時からサービスを受けている施設に、直接避難できる仕組みづくりを行う。 地域の支援者が、避難行動要支援者となっている対象者の安否確認（誰がどこへ避難支援したのか等）を、リアルタイムに把握し、地域で情報を共有できるシステムの開発と活用を行う。
3	東京都	板橋区	個別避難計画作成事業	避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進する。作成にあたっては作成対象者と普段から関係のある居宅介護支援事業者又は特定指定相談事業者等の事業者へ委託して実施する。 作成した個別避難計画は地域のコミュニティタイムラインとの融合を図り、また、避難経路の整備等を併せて進めることにより地域における防災力の向上及び要配慮者支援の機運の醸成を図る。
4	新潟県	胎内市	地域防災と福祉介護の人材の連携による個別避難計画作成実証事業	個別避難計画の作成を推進するため、 ①災害リスクに対応した避難の優先順位の検討 ②地域と福祉専門職と行政の「総働」により実効性ある個別避難計画作成の体制の整備 ③福祉避難所の更なる確保 に取り組む。 ※「総働」：地域の全ての関係者が連携し、関係者が得意分野を持ち寄り取り組むことを目指すという意味
5	長野県	下諏訪町	防災意識日本一のまちを目指して ～個別避難計画作成と小さなコミュニティでの避難訓練実施～	町内のほとんどが、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域に指定されているため、対象者全員に避難行動要支援者名簿の登録及び個別避難計画の作成を実施する。 自主防災会、社協、民生委員、福祉専門職等に対して、避難支援体制づくりの重要性を理解していただくため、国又は県の関係者に講師を依頼し説明会を実施する。 提出された個別避難計画を基に、支援者のマッチング（福祉専門職、自主防災会、隣近所住民）を行い、昼間・夜間等の支援体制を確立し、小さなコミュニティ単位での避難訓練を実施する。
6	静岡県	富士市	避難行動要支援者支援体制のデジタル化の推進	個別避難計画を効果的・効率的に作成するため、 ①個別避難計画に必要な情報をオンラインシステム上に登録することにより個別避難計画の作成を支援するシステム及び、本人（家族）、福祉専門職、支援者等との個別避難計画の情報共有 ②オンラインでの支援者の事前登録及び要支援者とのマッチングアプリ ③要支援者及び支援者向け「お見舞金制度」 を試行する。 ※「お見舞金制度」：避難支援時に不慮の事故が発生した場合にお見舞金を支給する保険
7	静岡県	長泉町	「長泉町避難行動要支援者個別避難計画連携推進会議」スタート事業（連携推進会議スタート事業）	個別避難計画作成にあたって必要な関係機関と協議を行う場を設け、多角的観点からの検討に基づき個別避難計画作成を進めていくため、連携推進会議を立ち上げる。 また、推進会議参加者協力のもと、優先度が高いと判断される方を対象としたモデルの個別避難計画を作成する。
8	愛知県	岡崎市	個別避難計画作成推進事業	避難行動要支援者と、平時から関係する主体が連携して、個別避難計画の作成や避難の介助を行えるよう、既存の会議体を活用しながら、より多くの支援実施者が関わることのできる支援プラットフォームを構築し、継続性のある計画作成や避難の介助を行う。
9	愛知県	蒲郡市	当事者参加型の福祉避難所開設訓練を実施して個別避難計画を実効性のあるものに！	机上の計画ではなく、実際に当事者の受け入れを行う福祉避難所での訓練を実施することで、個別避難計画の実効性を高める。 また、個別避難計画の認知度を高めるために訓練の様子を動画にし、個別避難計画の作成率をあげる。
10	愛知県	美浜町	「地域で作る個別避難計画」	令和５年度までに全ての避難行動要支援者の計画作成を目指すため、日頃から関係のある福祉施設、病院及び自主防災会などと地域で避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組むとともに、作成手順の確立を図り、計画や要綱等に反映する。
11	三重県	伊勢市	もしもの災害に備えて個別避難計画作成推進事業	対象者全員に個別避難計画の勧奨通知を送付し、自助による作成を推進する。また、優先度の検討を行い、優先度が高い人については福祉専門職へ委託し、作成を進める。作成した計画については、平常時から地域の支援者と情報を共有し、災害の発生に備える。
12	滋賀県	大津市	大津市　個別避難計画作成推進事業	個別避難計画の作成を市全域に展開するため、市の従来の広報を活用して周知等の取組を行う。 支援者不足を解消するため、支援団体の登録制度を創設する。 専門職による優先度判断を行い、優先的に計画作成に取り組む対象者の抽出を行う。

【市町村事業】令和４年度個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体の紹介）②

No.	都道府県	市区町村	事業名	取組概要
13	大阪府	豊中市	災害時個別避難計画推進事業	選定したモデル地区2か所（野田・北丘地区）内のモデル対象者について個別避難計画を作成し、避難協力者とともに計画に基づいた避難訓練を実施する。このモデル地区での取組結果をふまえて、課題の整理を行う。
14	大阪府	枚方市	枚方市個別避難計画策定推進事業	浸水想定区域内にある自治会において、避難行動要支援者の安否確認と避難所（避難所及び自治会が避難先として覚書を締結している福祉施設）への避難支援について、個別避難計画作成のスキームの構築を目的にモデル事業を実施する。
15	大阪府	熊取町	個別避難計画策定推進事業	福祉専門職への研修会等により制度の理解を深め、要介護度の高い独居高齢者や重度の障がい者などの災害時のリスクにより優先度を検討し、福祉専門職や地域との協力により個別避難計画の実効性の向上と作成件数の増加を目指す。
16	兵庫県	宝塚市	宝塚市「みんなで助かる・助け合う」個別避難計画作成事業	令和3年度内閣府モデル事業実施での知見を活かした個別避難計画作成、DX、優先度設定等を進める。また、計画作成を通じ、全国で取組が進むよう、市内外を問わず連携や周知啓発を行い、防災意識向上・顔の見える関係づくりで「みんなで助かる・助け合う」防災を目指す。
17	島根県	出雲市	地区災害対策本部・福祉専門職と連携した個別避難計画作成促進事業	地域において防災活動を行う地区災害対策本部による計画づくりを進めるとともに、優先度が高いと判断する要支援者又は地区災害対策本部で作成できない要支援者の個別避難計画を福祉専門職と連携して作成する。
18	高知県	黒潮町	黒潮町要配慮者避難支援対策推進事業	避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援対策をスピード感をもって取組を進めることなどを目的に、名簿情報に基づく個別避難計画を作成・更新し、計画に基づく避難訓練を行いながら計画の検証を実施する。
19	長崎県	長崎市	避難行動要支援者支援事業	さらなる個別避難計画の作成及び実効性ある避難支援の計画運用に向け、 ①障害者及び高齢者の個別避難計画作成 ②長崎市地域防災計画の改訂 ③個別避難計画の避難支援等関係者及び居宅介護支援事業者への提供 ④地域との連携・意識共有 ⑤システムの追加改修 に取り組む。
20	長崎県	佐世保市	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成モデル事業	市内の洪水ハザードマップの対象地域からモデル地区を選定し、福祉専門職を含む庁内外の関係者が参画する「地区別個別避難計画作成検討協議会（仮）」を設置する。 外部有識者による座学、ワークショップを通して、個別避難計画を作成する。 さらに、デジタル技術の活用検討や作成プロセスの可視化を含め、市内全域への展開を実現するためのモデルを構築する。
21	大分県	日田市	持続可能な避難支援の取組を目指して 日田市個別避難計画作成事業	被災地域の中からモデル地区を選定し、優先度の高い方から個別避難計画を作成する。また、家族や地域において計画づくりを進めることができる方については、本人や地域支援者による支援のもと、計画を作成する。 作成にあたっては、支援者（福祉専門職・自治会（自主防災組織）等）と連携を図りながら、対象者にとっても支援者にとっても誰もが取り組みやすい個別避難計画の作成と効率かつ効果的な実施方法を探り、地域での避難支援の取組の習慣化を目指す。
22	宮崎県	宮崎市	災害時要配慮者支援体制推進モデル事業	災害時の避難支援を具体化し、災害時の犠牲を最小限に抑えるため、 ①個別避難計画委託事業の開始に向けたモデル事業として、福祉専門職による個別避難計画作成及び地域の避難支援等関係者との情報共有のあり方等について検証を行う。 ②現在の「宮崎市要配慮者避難支援プラン」見直しのための協議を実施するとともに、関係各課及び庁外の関係機関との連携体制を深める。
23	沖縄県	那覇市	個別避難計画作成の課題解決に向けた取組及び計画実効性の検証	効率的に福祉専門職への協力依頼を行うための取組を行い、要支援者の個別避難計画を作成し、個別避難計画検証のための避難訓練を実施し、作成手順や課題を整理する。

【都道府県事業】令和４年度個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体の紹介）

No.	都道府県	事業名	取組概要
1	北海道	避難行動要支援者対策促進事業	道内全市町村を対象とした研修会の開催や個別市町村を対象としたより重点的な研修会を開催するなど、市町村が個別避難計画作成に積極的に取り組めるよう支援を行う。 また、支援の必要性などに応じ、未作成市町村に対する定期的な取組状況の確認・課題に応じた助言・個別訪問等を行うなど伴走型の支援を実施する。
2	福島県	避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業	個別避難計画の実務的な作成手法にフォーカスした「計画作成ツール」を策定する。当該ツールを教材とした研修会や活用検証及び事業報告会を実施し、ツールを共有することで、市町村担当者のノウハウ向上や知見の横展開を図る。
3	茨城県	避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び直接避難の推進	個別避難計画未作成自治体への個別訪問や福祉専門職への研修の実施により、計画作成の取組を推進する。 また、避難行動要支援者の福祉避難所等への直接避難に関するモデル事例を紹介することにより、県全体で災害時における避難の実効性を高め、安心安全な避難体制を構築する。
4	東京都	個別避難計画作成支援事業	都内区市町村の個別避難計画作成を推進するため、作成の優先度が高い避難行動要支援者を対象とした区市町村主体の計画作成と、本人・地域による計画作成の両方の取組について、技術的・財政的支援を実施する。
5	新潟県	市町村の課題に寄り添った個別避難計画作成支援事業	県の防災局と福祉保健部が連携し、市町村の取組状況や課題の調査・ヒアリングを実施し、個別避難計画の策定未着手等の市町村を対象に、課題の対応策の提案、情報共有、研修会等により重点的に支援を行う。 また、県内市町村や福祉関係団体等を対象に会議を開催し、先進自治体の事例紹介や他市町村との情報共有・意見交換を通して、課題解決を支援する。
6	静岡県	個別避難計画作成促進支援事業	県内市町意見交換会を通して、市町の進捗状況や課題を把握するとともに、事例の提供や助言をすることにより市町の取組を支援する。
7	滋賀県	防災と保健・福祉の連携促進モデル（滋賀モデル）展開事業	「滋賀モデル」の取組を県内全域に横展開し、令和３年度の実証から見えてきた「市町の庁内連携」や「優先度の考え方」などの課題を解決し、実効性のある個別避難計画作成の取組を推進するために、人材育成・情報交換が行える場の設置・多様な主体が意見交換できるプラットフォームの設置を行う。 ※「滋賀モデル」：個別避難計画作成の取組を進めるための標準的な手順を示すモデル
8	京都府	京都府個別避難計画作成体制強化事業	市町村に対する伴走型支援を基に計画作成に係るノウハウを蓄積し、事例に基づいた業務フローを提示する。 また、京都府庁内での体制を強化することにより、府内市町村における個別避難計画作成を進める。
9	兵庫県	「兵庫県防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進プラットフォーム」強化事業	県庁内の防災と福祉・保健部局との連携体制を強化する（連絡会議の設置）。 また、課題別・類型別等による市町意見交換会・検討会を開催する。
10	愛媛県	愛媛県防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業	県・市町の防災、福祉担当者によるワーキンググループを開催するとともに、福祉専門職や自主防災組織、県民への普及啓発等により県内外の先進事例の横展開を図る。
11	長崎県	個別避難計画未作成市町への個別支援事業	個別避難計画作成に着手しているものの、具体的計画の作成に至っていない市町に対して、個別ヒアリングや専門家（アドバイザー）の派遣などにより、課題の解決を図り計画作成を支援する。 本事業の取組状況については、市町担当課長等会議でモデル事業の紹介を行い、県内市町と情報共有し、個別避難計画の作成方法の参考としてもらう。

２．個別避難計画作成を進める上での留意点、取組例

（1）作成に当たっての重要な点

個別避難計画作成モデル事業におけるモデル団体において、地域の実情に応じた方法で取り組まれていましたが、以下のような共通した考え方がありました。

各ステップに取り組む際には、事前に一読いただくなど、活用してください。

Step１　庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

- 個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であり、関係者と取組の必要性について認識を共有することが大切です。
- 本人の参画を得て計画づくりに取り組みます。
- 個別避難計画は、関係者がみんなでスクラムを組む気持ちで取り組みます。
- 首長がリーダーシップを発揮することが大切です。
- 首長や幹部は、関係部局が一体となって取り組む体制をつくることが必須です。
- 防災、福祉、保健などの庁内の関係する部局や課室が協力し、連携し、個別避難避難計画に取り組みます。
- 個別避難計画の作成に取り組む庁内・庁外の連携体制や様式等、そして、作成した一つ一つの計画の内容は、最初から 100 点満点である必要はありません。経験を踏まえて徐々によいものにしていきます。
- 検討や企画などの初期段階から関係部局、関係機関、当事者団体、地域の関係者などの個別避難計画作成の取組に係る関係者に携わってもらいます。
- 計画作成のノウハウの共有、研修会の実施、難病患者等に関する情報共有の仕組みづくりなど都道府県が市町村の取組を支援します。
- まずは、できる取組から行うことが大切です。粘り強く回りの関係者を巻き込み、一歩一歩体制づくりを進めます。
- 地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。
- 個別避難計画に係る取組は、地域の実情に応じていろいろなアプローチがあります。また、課題があるなどうまくいかない場合に別のやり方でアプローチするとうまくいく場合があります。このため、例えば、【本人・地域記入の個別避難計画】と【市町村支援個別避難計画】を並行して進めるなど、複線化なども意識します。
- 行政は「住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援」します。
- 個別避難計画の作成に取り組む中で、想定していなかった課題に直面した場合でも、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であるという趣旨に立ち戻り、諦めることなく対応していくことが大切です。
- 最初の一つ目の計画を作成するときの課題と、２年目、３年目の課題は異なります。その課題の解決は現時点で解決が必要なものか考えてみます。できることをできる方法で、今、取り組むことが必要なことを前に進めます。
- まずは個別避難計画を一つでも二つでも実際に作成し、取組を始めることで経験やノウハウを

蓄積し、スキルを引き上げていきますが、その先の段階は、体制づくりや仕組づくりに取り組み、個別避難計画の作成などの取組を持続的なものにしていくことを意識します。

- 困ったことがあったら、ともに個別避難計画に取り組む全国の市町村、都道府県、内閣府などに、相談することができます。みんなで一緒に考えていきます。

Step2 計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

- 優先度の高い方は、関係者が一体となって、令和３年度から５年程度で作成できるよう取り組みます。方針を決めたら質と量の両立（効率性）を意識して取り組むことも必要です。
- 検討した優先度に基づき計画を作成する際、試行的に経験やノウハウの蓄積を図ることから始めて、一定程度蓄積が図られた段階で、優先度の高い方の計画作成に着手しても問題ありません。
- まずは、できる取組から行うことが大切です。粘り強く回りの関係者を巻き込み、一歩一歩体制づくりを進めます。
- 地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。
- 優先度は、できるだけ早期に作成するための手段であり、優先度を考えること自体が目的ではないので、とらわれ過ぎないようにします。
- 避難行動要支援者名簿に掲載等されている方は、全員、等しく優先度が高いと整理することは問題ありません。
- 優先度の考え方は、最初から 100 点満点である必要はありません。経験を踏まえて徐々によいものにしていきます。
- 個別避難計画の作成に取り組む中で、想定していなかった課題に直面した場合でも、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であるという趣旨に立ち戻り、諦めることなく対応していくことが大切です。

Step3 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

- 福祉や医療関係者等に対して個別避難計画の必要性や推進を図ろうとしているなどの市町村としての考えや姿勢を、しっかりと示します。
- 災害対策基本法において、市町村が個別避難計画を作成することとされていますが、本人の状況をよく知ること、福祉や医療に関する知見があることなどから福祉や医療関係者等に対して参画をお願いすることとなります。
- まずは、できる取組から行うことが大切です。粘り強く回りの関係者を巻き込み、一歩一歩体制づくりを進めます。
- 福祉や医療関係者等に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めます。
- 実際に福祉や医療関係者等に参加いただくことは、協力の大切さの理解につながります。
- 福祉や防災等の既存の体制・仕組みを活用することで、お互いの取組を増進することができます。

- 福祉や医療関係者等に協力を依頼する際には、個別避難避難計画に係る取組の段取りや手順、また、留意事項などを可能な限り、例などを用いつつ、具体的に説明します。
- 検討や企画などの初期段階から福祉や医療関係者等に携わってもらいます。
- 地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。
- 個別避難計画の作成に取り組む中で、想定していなかった課題に直面した場合でも、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であるという趣旨に立ち戻り、諦めることなく対応していくことが大切です。
- 福祉や医療関係者等の参画が円滑に進むように、周知・啓発に取り組みます。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきます。
- 福祉や医療関係者等の参画を得るためには、可能な限り負担の軽減が図られるよう、どのような方法がよいのか、関係者から意見をいただきつつ、不断に見直しを行います。

Step4 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

- 自主防災組織や地区住民などの地域の関係者に対して個別避難計画の必要性や推進を図ろうとしているなどの市町村としての考えや姿勢を、しっかりと示します。
- 災害対策基本法において、市町村が個別避難計画を作成することとされていますが、地域の実情をよく知っておられることなどから自主防災組織や地区住民などの地域の関係者に対して参画をお願いすることとなります。
- まずは、できる取組から行うことが大切です。粘り強く回りの関係者を巻き込み、一歩一歩体制づくりを進めます。
- 自主防災組織や地区住民などの地域の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めます。
- 自主防災組織や地区住民などの地域の関係者の気持ちや思いを大切にし、地域の取組を応援する姿勢で向き合います。
- 地域の主体性を大事にするためには「みんなで助ける」ではなく「みんなで助かる」を基本とすることが大切です。
- 「災害が起きてもみんなが助かるまちを目指して」いくなど、避難行動要支援者も含めて地域ぐるみで避難する気運を醸成します。
- 自主防災組織や地区住民などの地域の関係者に協力を依頼する際には、個別避難避難計画に係る取組の段取りや手順、また、留意事項などを可能な限り、例などを用いつつ、具体的に説明します。
- 検討や企画などの初期段階から自主防災組織や地区住民などの地域の関係者に携わってもらいます。
- 地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。
- 実際に自主防災組織や地区住民などの地域の関係者に参加いただくことは、協力の大切さの理解につながります。
- 防災や福祉等の既存の体制・仕組みを活用することで、お互いの取組を増進することができます。
- 個別避難計画の作成に取り組む中で、想定していなかった課題に直面した場合でも、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であるという趣旨に立ち戻り、諦めることなく対応していくことが大切です。

- 自主防災組織や地区住民などの地域の関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めます。
- 自主防災組織や地区住民などの地域の関係者の参画が円滑に進むように、周知・啓発に取り組みます。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきます。
- 自主防災組織や地区住民などの地域の関係者を得るためには、可能な限り負担の軽減が図られるよう、どのような方法がよいのか、関係者から意見をいただきつつ、不断に見直しを行います。

Step5 本人の基礎情報の確認、避難支援等実施者の候補者や避難先候補施設に協力を打診

- 避難支援等実施者は、自身や家族の安全を最優先としてもらうことが基本です。
- 個別避難計画における避難支援等は、避難支援等実施者が、自身の安全を確保することが可能であり、対応が可能な状況下において、可能な範囲で避難支援等を実施します。このため、避難支援等が実施できない状況も有り得ることは、避難行動要支援者本人も含めて、全ての関係者が共通の認識とします。
- 個別避難計画における避難支援等は、避難支援等実施者が一方的に避難行動要支援者を助けるものではなく、一緒に避難し、みんなで助かるものです。
- 避難支援等実施者の候補者や避難先候補施設などの関係者に協力を依頼する際には、個別避難避難計画に係る取組の段取りや手順、また、留意事項などを可能な限り、例などを用いつつ、具体的に説明します。
- まずは、できる取組から行うことが大切です。粘り強く回りの関係者を巻き込み、一歩一歩体制づくりを進めます。
- 避難支援等実施者は、その負担を考慮して、複数で役割を分担するというやりかたもあります。また、今は記載等できなくても、今後の調整の中で、段階的に記載等していくことも考えられること、そして、個人でなく、福祉事業所やボランティア団体、自主防災組織や自治会などの組織や団体も考えられることを思い出します。
- 地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。
- 個別避難計画の作成に取り組む中で、想定していなかった課題に直面した場合でも、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であるという趣旨に立ち戻り、諦めることなく対応していくことが大切です。
- 避難支援等実施者の候補者や避難先候補施設などの関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めます。
- 避難支援等実施者となってくれる人を一人でも多く増やせるように、また、避難を受入れてくれる施設等を一つでも多く増やせるように周知・啓発に取り組みます。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきます。
- 避難支援等実施者の候補者や避難先候補施設などの関係者の参画を得るためには、可能な限り負担の軽減が図られるよう、どのような方法がよいのか、関係者から意見をいただきつつ、不断に見直しを行います。

Step6 市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

- 避難行動要支援者本人の参画を得ることが大事です。
- 作成した一つ一つの計画の内容は、最初から100点満点である必要はありません。訓練や災害経験を踏まえて徐々によいものにしていきます。
- 同じ市町村の関係する部局や課室にある個別避難計画の作成に有用な情報は、市町村の内部で目的外利用することができ、作成した個別避難計画に記載等された情報は、平常時には本人同意等がある場合に、災害時には本人同意がなくとも外部に提供できるので積極的に利用、提供を進めます。（災害対策基本法第 49 条の 14 第4項(内部利用)、同法第 49 条の 15 第2項(平常時の外部提供)及び第3項(災害時の外部提供)）
- できるだけ早期に作成を進めるため、優先度の高い方の作成と並行して、本人・地域記入の個別避難計画の作成を進めます。
- 本人・地域記入の個別避難計画の作成を進める場合、返信等をいただけない方は、より支援を必要とされている可能性があります。
- ノウハウを蓄積するために、試行的な取組をすることは、問題ありません。まずは、作成への一歩を踏み出すことが大切です。
- 個別避難計画を一つ作成できれば、その経験を元に、反復や応用、発展が可能です。徐々によいものにしていきます。
- 計画を作成することは大事、同じように計画を作るまでの過程が大事。作成に至るまでにどれだけの人たちを巻き込めたかが、実効性の確保に繋がります。
- 地域調整会議に取り組む場合、新たに地域調整会議を作る前に、現在、それぞれの地域で行われている情報共有や意見交換を行うことを含む地域活動を把握し、その中に地域調整会議の場となり得る地域活動がないか、それぞれの地域ごとに考えます。（地域ケア会議や自立支援協議会など）
- 健康加齢者の方々の避難についても同時並行で地区防災計画の中で取り込み、一人も取り残さない避難に取り組むことが大切です。
- まずは、できる取組から行うことが大切です。粘り強く回りの関係者を巻き込み、一歩一歩体制づくりを進めます。
- 地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきます。
- 個別避難計画の作成に取り組む中で、想定していなかった課題に直面した場合でも、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であるという趣旨に立ち戻り、諦めることなく対応していくことが大切です。

Step7 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

- 要支援者と支援者が顔をつなぎ、情報共有や意見交換をする話し合いを行う場があり、継続的に訓練、更新できる仕組みをつくることが大切です。
- 実効性を確保する取組として訓練は有効です。訓練は総合防災訓練のような大がかりなものでなくてもよいことを理解し、関係者が取り組む際のハードルを下げることに努めます。

- まずは、できる取組から行うことが大切です。粘り強く回りの関係者を巻き込み、一歩一歩体制づくりを進めます。
- うまくいったことや、うまくいかなかったことなどの経験や地域の実情などを踏まえて、少しずつ体制や様式等の改善、そして、記載内容の充実へと、だんだんと良いものにしていきます。
- 地域の実情に応じた取組を進めることが大切です。
- 同じ市町村の関係部署にある個別避難計画の作成に有用な情報は、市町村の内部で目的外利用することができ、作成した個別避難計画に記載等された情報は、平常時には本人同意等がある場合に、災害時には本人同意がなくとも外部に提供できるので積極的に利用、提供を進めます。（災害対策基本法第 49 条の 14 第4項(内部利用)、同法第 49 条の 15 第2項(平常時の外部提供)及び第3項(災害時の外部提供)）
- 防災や福祉の既存の体制・仕組みを活用することで、お互いの取組を増進することができます。
- まずは個別避難計画を1件作成し、取組を始めることで経験やノウハウを蓄積し、スキルを引き上げていきますが、その先の段階は、体制づくりや仕組づくりに取り組み、個別避難計画の作成などの取組を持続的なものにしていくことも大切になります。
- 個別避難計画の作成に取り組む中で、想定していなかった課題に直面した場合でも、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であるという趣旨に立ち戻り、諦めることなく対応していくことが大切です。

（2）作成の各ステップの留意点

内閣府においては、個別避難計画の作成に関する具体的な手順や留意事項を取組指針において示しているところです。

この取組指針においては、個別避難計画の作成に取り組む際の手順を７段階のステップに分解して、ステップごとにどのようなことに取り組むか、示しています。

本章では、モデル団体の取組等の経験を基に、「各ステップに取り組む際の留意点」（次頁）を示すとともに、ステップごとに複数の取組事例を紹介しています。

モデル団体が行った取組では、できることから行う方針で、ステップの内容にフレキシブルに取り組んだ事例がありました。自治体の状況に応じて柔軟に取り組むことが重要です。

また、ステップは、課題などで進捗が滞った時に前のステップに戻り、再度見直しを行うことにより課題の対応策を見つけることができる可能性もあります。

ステップは行き来することで課題を乗り越えるためのヒントが得られる可能性がありますので、その場で立ち止まってしまうことがあれば、戻ってみることも解決策の一助になると考えます。

なお、ここでは、紙幅の関係から、モデル団体の一部の事例紹介に留まっていますが、別冊「１．モデル団体の最終報告」に全モデル団体が作成した「ステップごとの実施結果」を掲載していますので、より多くの事例を参照することが可能です。

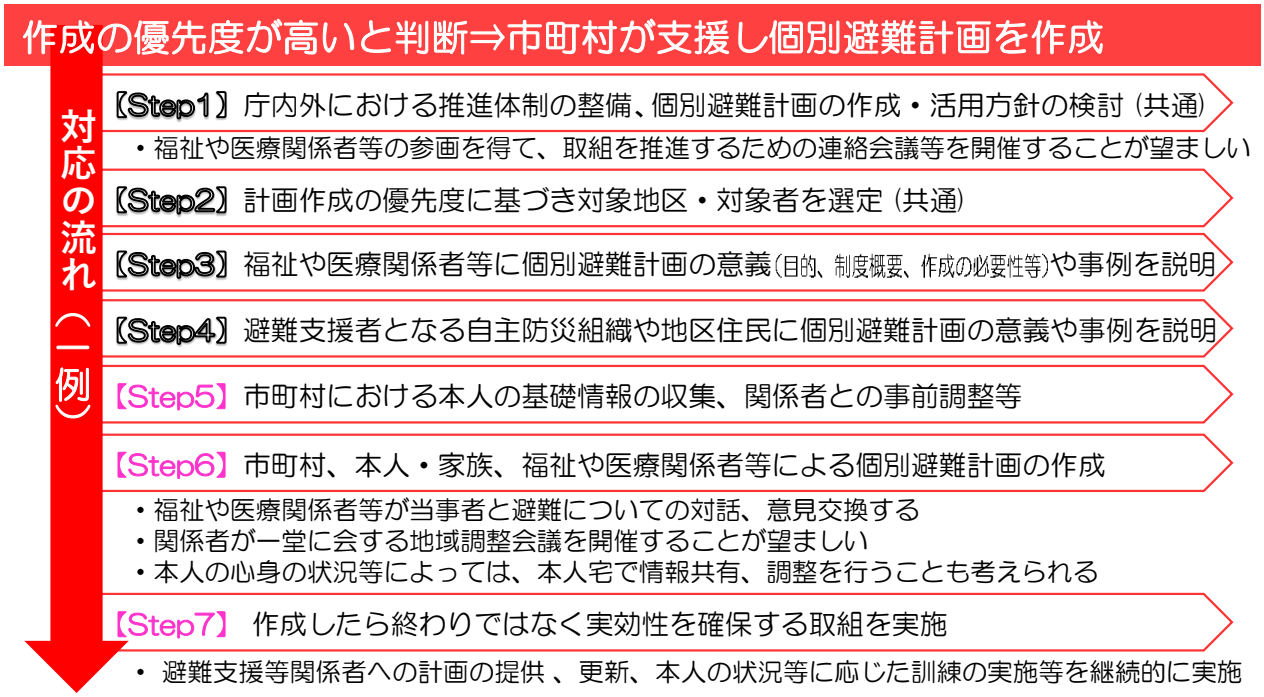

図「個別避難計画作成の段取りに係る考え方（例）」（抄）

（出典：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（18 頁））

〈各ステップに取り組む際の留意点〉

ステップ	留　意　点
1	**庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討等**
	（庁内外共通） ○　関係者間の顔の見える関係づくりをするためには、関係者の取組、活動の現場や事務所に伺う、関係者とお会いする機会や回数を増やすなど、相手の取組や業務に敬意をもって接し、理解に努め、実際に会って話し合います。 （庁内の推進体制の整備） ○　個別避難計画作成に当たって、「庁外」（市役所や町村役場の外部）のネットワークと連携するためには、まずもって、「庁内」（市役所や町村役場の内部）で避難を担当する防災部局と、要配慮者を担当する福祉部局が連携する体制を構築することが重要です。庁内プロジェクトチームを立ち上げている取組もあります。 ○　難病患者等の医療的ケアを要する方の避難の検討に当たっては、保健・医療担当部署との連携体制を構築することが重要です。 ○　何度も対話を重ね、お互いの事情を理解すること。何ができて、何ができないのか率直な対話を通じて問題意識の共有、信頼の形成を進めることが大切です。 ○　相互理解の上で、全庁的な課題であることを首長に理解いただき、態勢の構築やプロジェクトチームの立ち上げを行うと強固な態勢となります。 （庁外との推進体制の整備） ○　日頃から信頼関係のある福祉専門職と連携して避難行動要支援者に接することは、心身の状況を把握でき、信頼や安心を得られることにつながります。 ○　福祉専門職の参画については、計画作成の全体について委託する方法や、特に協力が必要なプロセスに絞って協力いただく方法があり、福祉専門職の負担も考慮し、よく相談して依頼することが大切です。また、継続的に参画していただくため、財政部局と調整して報酬を支払うことも大切です。それに充てられる費用は、地方交付税措置が講じられています。 ○　介護サービス事業者や障害サービス等事業者は、業務継続計画（BCP）の策定等が、３年間の経過措置を設けた上で義務付けられており、この点から、個別避難計画の作成など避難行動要支援者の避難支援等に関する取組への協力や参画をいただくことは有効です。 ○　行政職員が実効性のある個別避難計画の作成を推進するため、関係者を相互に連結させるような調整を行うこと（インクルージョンマネジャー）は望ましく、有効です。関係する職員全員がインクルージョンマネジャーの意識を持ち、みんなで役割を担うことも有効です。 （その他） ○　企業版ふるさと納税などを活用して予算を確保に取り組んでる市町村もあります。 ○　取組が上手くいかなかった場合も、理由を考え、原因を探ることは、以後の取組への大きなヒントとなります。 ○　個別避難計画に係る取組には多くの課題があるが、正解はないため、その課題に関し取り組んだこと、考えたことは、どのようなことでも前進と、前向きに考え取組を前に進めます。

		○　個別避難計画に取り組む他の自治体との率直な意見交換は、気づきや学びが得られる非常によい機会であるため、このような機会には、上手くいかなかった事例も積極的に共有します。
2	**計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定**	
		○　優先度の検討は、あくまで早期に作成するための手段であり、時間をかけて決めるものではありません。また、優先度の判断基準を決めても、いずれ計画を作成しなければならないことには変わらないので、弾力的に運用することも大切です。 ○　検討に当たっては、机上で検討するだけでなく、実際に避難行動要支援者を訪問し、どのような支援が必要なのかを理解することも大事です。 ○　前向きな地区からモデルとして取り組み、作成範囲を広げていくことも有効です。 ○　避難行動要支援者名簿に掲載等されている方は、全員、等しく優先度が高いと整理することは問題ありません。 ○　【本人・地域記入の個別避難計画】を作成できない、あるいは、返信がない方などは、より支援を必要としている優先度が高い方である可能性を考えます。 ○　優先度の高い方は、関係者が一体となって、早期に５年程度で作成できるよう取り組みます。方針を決めたら効率性を意識して取り組むことも必要です。 ○　検討した優先度に基づき計画を作成する際、試行的に経験やノウハウの蓄積を図ることから始めて、一定程度蓄積が図られた段階で、優先度の高い方の計画作成に着手しても問題ありません。
3	**福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明**	
		○　福祉や医療の関係者等は、平時から防災に関する取組をしているわけではないため、防災に関する研修等を行い、理解していただくことが重要です。 ○　福祉や医療の関係者等と防災関係者の温度差は想像以上に大きい場合があるので、福祉専門職等の協力を得、個別避難計画に係る取組を円滑に進めるためには、災害の切迫性などの必要性とともに、どのような役割をお願いするのか、納得が得られるよう、具体的かつ丁寧に説明します。 ○　業務継続計画作成の義務化も踏まえ、ケアマネ事業所等と積極的に連携することが重要です。個別避難計画に係る取組に参画することは、福祉専門職等が属する福祉事業者にとっては、避難訓練の実施、災害時の安否確認、避難先の把握など福祉事業者にとっても事業継続計画（BCP）などの面からメリットがある、内閣府と厚生労働省が連名で行ったＢＣＰに関する通知の趣旨にも沿ったものとなります。 ○　福祉や医療の関係者等の参画を得るためには、協力を依頼する際には、個別避難避難計画に係る取組の段取りや手順、また、留意事項などを可能な限り、例などを用いつつ、具体的に説明し、関係者から要望がある場合には、避難行動要支援者の自宅などを訪問する際に同行し、説明の補助や、質疑に対応するなど負担を軽減を図ります。 ○　避難行動要支援者本人が避難に前向きになり、本人の参画を得る上で福祉専門職等の参画を得ることは重要です。
4	**避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明**	
		○　地域の福祉関係団体である社会福祉協議会や、防災関係の自主防災組織など、既にある団体や仕組みを生かすことが有効です。 ○　負担を分担して継続できる体制をつくることが重要です。

○　自主防災組織、消防団などは、避難に関して日頃から訓練等をしており、避難支援等の役割を担うことが想定され、避難行動要支援者の避難支援に関する制度について、分かり易い言葉で丁寧に説明することやこれらの組織や団体を担当する部署から説明することにより理解が得られることがあります。

○　研修会や交流会を開催し、平時から一人でも多くの方を巻き込むことが大切です。

○　一人一人が災害を我がことの問題と思うことが大切です。誰もがいずれは要支援者となるものであり、将来的には自分の問題になるという意識をもつことが大事です。

○　避難支援は行政だけではできないこと、行政とともに歩み住民全員で住民全員を助けるという意識を持つことが大事です。仕事を押し付けるのではなく、命を守るという意識を持っていただくことが大事です。

○　個別避難計画に係る取組に関係者の参画を得るためには、協力を依頼する際には、個別避難計画に係る取組の段取りや手順、また、留意事項などを可能な限り、例などを用いつつ、具体的に説明し、関係者から要望がある場合には、避難行動要支援者の自宅などを訪問する際に同行し、説明の補助や、質疑に対応するなど関係者の負担の軽減が図ります。

○　個別避難計画の作成に取り組むプロセスにおいて、地域の防災や福祉の関係者が越境し連結が図られ、地域の関係者が地域の災害リスクに向き合い、地域に避難行動要支援者がいることを知り、地域調整会議など関係者が当該避難行動要支援者の個別避難計画を一緒に考えることは、地域ぐるみでの避難を考える契機になることから、個別避難計画作成の取組は地域づくりの取組に資するものであり、また、地域づくりに取り組むことは個別避難計画作成の取組にも資するものであることから、個別避難計画づくりと地域づくりに並行して取り組むことで相乗効果を得ることにつながります。

5　本人の基礎情報の確認、避難支援等実施者の候補者や避難先候補施設に協力を打診

○　個別避難計画は、避難の可能性を高める性格のものであり、避難支援等実施者などの関係者は、避難支援等に係る法律上の義務や責任は課されていません。

○　地域で連携して支援できる体制を構築することが重要です。組織や団体単位で避難支援等実施者になっていただくことも有効です。

○　避難支援は一人では困難なことが多いため、様々な方に協力を求めることが大事です。避難行動要支援者と同じ地域に住んでいる人達の中で、何ができて何ができないのかを明確にし、行政がしっかり聞き取って、できないことへの補助(例えばリヤカーや担架、車いす等を購入)を行うなど対応することが大事です。

○　特定の個人に負担が集中することを防ぐと共に、地域で連携して避難支援ができる支援構築を目指すことも有効です。

○　避難支援等の内容を正しく伝えることは、自分にもできることがある、過度な負担にならないことの理解につながり、支援者の確保にもつながります。

　抽象的に避難支援等をしていただきたい旨、お願いした場合、お願いされた方は、具体的に何をすればよいかわからないため避難支援等の内容を過大に捉え、不安を感じる場合があることから、避難経路の出発地と到着地の住所や施設名、また、距離など必要な避難支援等の内容を具体的に伝えます。

○　避難支援等実施者が行う避難支援等は、避難支援等実施者自身や、その家族の安全を

		優先し、その上で、大雨、台風、洪水、崖崩れ、高潮、地震などにより災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、対応できる状況において、避難情報の伝達、安否の確認、避難の支援などのうちから、できる種類の協力を行う。 ○ 個別避難計画の作成に取り組むプロセスにおいて、地域の防災や福祉の関係者が越境し連結が図られ、地域の関係者が地域の災害リスクに向き合い、地域に避難行動要支援者がいることを知り、地域調整会議など関係者が当該避難行動要支援者の個別避難計画を一緒に考えることは、地域ぐるみでの避難を考える契機になることから、個別避難計画作成の取組は地域づくりの取組に資するものであり、また、地域づくりに取り組むことは避難支援等実施者の確保など個別避難計画作成の取組にも資するものであることから、個別避難計画づくりと地域づくりに並行して取り組むことは、相乗効果を得ることにつながります。
6	**市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成**	
		○ 避難行動要支援者本人が避難に前向きになり、計画作成に参画いただけるよう、関係性のある団体や人の参画を得ること、合理的配慮を行うこと、地域調整会議に参加する全員が避難支援等を前向きに話し合うよう根回しをすることなどに取り組みます。 ○ 個別避難計画の中身を詰めていくと、避難支援等実施者にお願いすることが見えてきて、協力を得やすくなることにつながります。 ○ シンプルな様式で計画を作成すると、住民も分かりやすく負担感が少ないとの意見があります。 ○ 地域調整会議の開催は、福祉や医療関係者等が当事者と対話できる大切な場です。 ○ 手引きやリーフレットなどを作成し、地域のそれぞれの関係者が担う役割について、市町村の考えをしっかり伝えることにより、自主防災組織、自治会、地区社会福祉協議会などの協力を得て、効率的に個別避難計画作成に進める事例もあります。 ○ 完璧な記載とできない箇所があるなど完璧でなくともまずは個別避難計画づくりを行うことで、避難行動要支援者も一緒に考えるきっかけになります。また完璧でない箇所についても、関係者が一緒に話し合い、考える過程が地域の繋がりの深化につながります。 ○ 避難は「立退き避難」だけではありません。「避難」とは「難」を「避」ける行動であり、避難する先は、避難所だけではなく、別の場所に住む家族宅や、親戚・知人宅なども避難先となり得ることを伝えます。また、ハザードマップ等で自宅や施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（退避）により、計画的に身の安全を確保することも可能であること（自宅の、普段、生活している部屋が、ハザードマップで安全であることが確認できる場合、その部屋に留まることができること）を踏まえて避難を考えます。
7	**作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施**	
		○ 避難行動要支援者本人が訓練に参加することで、課題が見え、個別避難計画の修正することにより、避難支援の実効性が高まります。また、避難支援等実施者との顔の見える関係をつくることや、ご本人の不安の軽減につながります。 ○ また、避難訓練と福祉避難所の開設訓練を同時に行うと、避難行動要支援者にとって

		避難生活の様子も分かり、不安の軽減につながります。 ○　個別避難計画に係る避難訓練は、総合防災訓練のような大がかりなものだけではなく、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者が自宅で行うなど、参加者、所要時間、実施場所など様々な工夫が可能であり、様々な在り方があるので、関係者の心理的なハードルを下げ、できることから始めることが大事です。 ○　心理的なハードルを下げる工夫としては、「避難さんぽ」や「お試し避難訓練」などのように平易で親しみやすい名称とすることや、避難先まで移動するに限定するなど訓練の内容を絞ることなどがあります。 ○　できることから始める取組としては、いざという時のために２階へ逃げることや、避難支援を受けられるように玄関先への移動する訓練があります。このような訓練においても、（レベル３高齢者等避難、レベル４避難指示そして）レベル５緊急安全確保のときに起こることを想像することで効果を高めることが期待できます。 ○　ベストの避難先だけでなく、「セカンドベスト※」の避難先も想定しておくことが、いざというときの命の確保につながります。 ※安全性の観点から、また、本人が避難生活を送る上で最善と考えられる避難先に、何らかの事情によりたどりつけない場合の次善の避難先のことを指す

（３）作成の各ステップの取組例

ステップ		団体	Point	頁
1	庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討	①胎内市	○試行的な作成に一緒に取り組むことにより共通の認識や顔の見える関係づくりを進める	50
		②下諏訪町	○県内大学の研究者の参画を得たことで合理的に取組を進める ⅰ）合理的、論理的、定量的、科学的な助言 ⅱ）第三者の視点が入ることで取組が円滑化	50
		③長泉町	○小さい組織であるため職員全員が面識あることを強みとしていかして取り組む	51
		④豊中市	○部会を設置し、検討段階から広く庁内外の関係者の参画を得て、丁寧に庁内外における推進体制を整備	51
		⑤日田市	○一緒に取り組むことで ＮＰＯや福祉専門職など様々な関係者を「連結」する取組（関係者と行政が一緒に考え、一緒に取り組む）	52
		⑥静岡県	○庁内外における推進体制の整備について ○県レベルの関係団体に対する連携の働きかけ（県社会福祉協議会との連携）	52
2	計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定	①岡崎市	○優先度を一定のしきい値として運用する （優先度は手段であり、とらわれすぎない）	53
		②大津市	○福祉専門職による優先度判定のためのチェックシートを作成 ⇒各項目を点数化し、合計点により、計画作成の優先順位を決定	53
		③長崎市	○ケアマネ協議会への委託による優先度が高い対象者の洗い出し	54
		④福島県	○計画策定支援ツールのワークシートを用いて、優先エリアと優先対象者を「見える化」する	57
3	福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明	①下諏訪町	○ケアマネ研究会など様々な機会を捉え、町の担当者が先方に出向き制度を周知	58
		②伊勢市	○福祉専門職を対象とした個別避難計画説明会及び研修会の開催 ○マニュアルで依頼内容を具体化し、引き受けてもらいやすくする（⇒負担軽減につなげる）	58
		③出雲市	○丁寧に幅広く、また、関係性のある者からのアプローチが有効	59
		④兵庫県	○福祉専門職を対象とした防災対応力向上研修の実施	59
4	避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明	①蒲郡市	○訓練の記録動画を作成し、計画作成の必要性を普及啓発	60
		②美浜町	○自主防災組織連絡協議会を通じた個別避難計画の説明や意見交換 ○広報誌やホームページを通じて避難支援者を募集	60
		③宮崎市	○避難支援等関係者や地域住民に対する説明と地域の実情の共有 ○定期的に説明の場を設けることを繰り返すことで共通理解を形成	61

		④東京都	○避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明（東京防災学習セミナー（自主防等向け）を実施）	61
5	市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等	①岡崎市	○避難支援等実施者が行う避難支援等の具体的な内容を示す ○避難後の生活に必要な情報を介護支援連携指導書等を参考に整理し関係者と共有	62
		②美浜町	○福祉事業者及び医療機関などの関係者に対し、個別避難計画の作成を委託するとともに必要な調整会議を開催する。	62
		③大津市	○計画作成に対する意向を確認する際に、計画作成対象者から担当専門職について聞き取ることで円滑な専門職への協力依頼や情報収集につなげる	63
		④黒潮町	○既存の福祉避難所協議会を活用して関係機関（福祉事業者）との連携を図る	63
6	市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成	①富士市	○本人・家族、市社協、福祉専門職、地域住民が一堂に会する地域調整会議で支援関係者とのつながりのきっかけづくりを実現	64
		②岡崎市	○本人が参加することで実効的な計画作成が可能となる	64
		③伊勢市	○市全体で個別避難計画の作成ができる仕組みを展開（本人・地域　記入の個別避難計画から取組を進めることで量と質の両立を図る）	65
		④静岡県	○実際に個別避難計画を作成する現場（地域調整会議等）を見ることや実際に計画作成を担当する職員と意見交換して具体的なイメージを得る	65
7	作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施	①岡崎市	○簡易に実施できる避難訓練「ひなんさんぽ」（避難訓練のハードルを下げる）	66
		②蒲郡市	○福祉避難所開設訓練による、計画の実効性検証	66
		③黒潮町	○避難訓練のハードルを下げる「お試し避難訓練」の実施	67
		④那覇市	○市総合防災訓練とあわせて個別避難計画に基づく訓練を実施 ○社協と連携し、社協のネットワークやノウハウをいかす	67

（ステップ１） 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

①新潟県胎内市

Point

● 試行的な作成に一緒に取り組むことにより共通の認識や顔の見える関係づくりを進める

課題

地域と福祉関係者と行政（防災部局と福祉部局）との連携が進まず、個別避難計画作成の取組が停滞していた。

取組の方針や内容

モデル集落の個別避難計画作成に向けた関係者連携会議、地域調整会議や、避難支援セミナーを開催

取組の成果・結果

モデル集落の計画作成を通じて、関係者相互が顔の見える関係を構築できた。また、避難支援セミナー開催を機に、個別避難計画作成の意義・重要性を広く関係者だけでなく市民の皆さんとも共有できた。

成果が得られた理由

関係者連携会議で各々の役割を確認するなど、体制構築が進んだ。また、避難支援セミナーで新潟大学田村先生により各地の具体例も紹介いただきつつ、説明をいただき、理解促進につながった。

関係者連携会議

避難支援セミナー

（ステップ１） 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

②長野県下諏訪町

Point

● 県内大学の研究者の参画を得たことで合理的に取組を進める

ⅰ）合理的、論理的、定量的、科学的な助言　ⅱ）第三者の視点が入ことで取組が円滑化

課題

防災関係者と福祉関係者の連携が進まず、個別避難計画作成の取組が停滞していた。

取組の方針や内容

様々な関係者への防災・福祉講演会の実施、様々な関係者が参画する推進会議の設立。

取組の成果・結果

講演会を実施したことで個別避難計画の必要性が認識できた。また、消防団、防災士、民生委員、福祉専門職、大学教授等の有識者など様々な関係者が参加する推進会議を設立し、実際に会議を開催した。

成果が得られた理由

防災・福祉講演会で有識者（鍵屋教授）から説明をいただいたことで各地の様々な具体例を知ることができ、理解の促進に繋がった。推進会議の設立にあたり県内の大学の専門家にアドバイザーとして参画いただいた。

講演会の様子

8月17日　防災・福祉講演会実施
↓
9月上旬　関係者推進会議参加要請・区長会事業説明
↓
9月28日　推進会議設立・第１回推進会議開催
↓
10月～3月　モデル地区個別避難計画作成・避難訓練実施
↓
3月6日　第２回推進会議開催

推進会議設立までの流れ

（ステップ１） 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

③静岡県長泉町

Point

●小さい組織であるため職員全員が面識あることを強みとしていかして取り組む

課題

計画作成は複数部署の協力を得て共同で取り組むことが必要であるため、庁内の連携体制の構築が必要だった。

取組の方針や内容

計画作成に関わる庁内の連携体制を構築する。

取組の成果・結果

計画作成に向けた協議、地域との事前協議、調整会議、福祉専門職等研修会に庁内関係各課が出席するかたちで事業を実施した。

成果が得られた理由

小さい町組織の強みとして、職員全員が面識のある状態であるため、複数部署にまたがる事業においても話を進めやすく、結束を高め、緊密な協力関係を築くことができた。

調整会議の様子

研修会の様子

（ステップ１） 庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

④大阪府豊中市

Point

●部会を設置し、検討段階から広く庁内外の関係者の参画を得て、丁寧に庁内外における推進体制を整備

課題

関係部局・関係機関・団体が連携するための組織体制が確立できていなかった。

取組の方針や内容

計画作成に関する基本方針の検討段階から、関係部局・関係機関・団体に関わってもらうため、災害時個別避難計画推進部会を立ち上げ、取組を進めた。

取組の成果・結果

福祉部局や防災部局、社会福祉協議会、福祉専門職、地域団体（校区福祉委員会、民生・児童委員等）や当事者団体に参画してもらうことができた。

豊中市災害時個別避難計画推進部会　名簿

位置づけ		所属・役職
部会員		地域共生課　課長　（※部会長）
		危機管理課　課長
		障害福祉課　課長
		長寿社会政策課　課長
		長寿安心課　課長
オブザーバー ※代表者は各組織で決定		豊中市社会福祉協議会
	高齢分野	豊中市介護保険事業者連絡会
		豊中市地域包括支援センター連絡協議会
	障害分野	障害相談支援ネットワーク“えん”
		障がい者支援施設みずほおおぞら
	地域団体	豊中市民生・児童委員協議会連合会
		校区福祉委員会会長会
		豊中市自主防災活動団体連絡会議
	当事者団体	豊中市障害者自立支援協議会
		豊中市介護者家族の会

成果が得られた理由

高齢、障害、地域などそれぞれの分野の団体や福祉専門職に対し、各分野を所管する庁内の担当課の協力を得て、当該担当課からアプローチすることができたこと、また、取組や関係づくりに時間をかけて丁寧に進めたことで成果を得ることができた。

（ステップ１）庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

⑤大分県日田市

Point

● 一緒に取り組むことでＮＰＯや福祉専門職など様々な関係者を「連結」する取組（関係者と行政が一緒に考え、一緒に取り組む）

課題

要支援者本人を取り巻く様々な関係者がそれぞれ個別に支援しており、関係者同士のつながりがないことが多かった。

取組の方針や内容

対象者を取り巻く様々な関係者を連結し、みんなで一緒に災害時の避難について考え、計画を作成した。また、関係者と一緒に計画を活用した避難訓練を実施した。

取組の成果・結果

様々な関係者を連結させる場として地域調整会議を開催。関係者が顔を合わせて話し合うことで関係性の構築、スムーズな計画作成、平時の顔の見える関係づくりにつながった。

成果が得られた理由

それぞれの関係者間では連結が難しいため、行政が調整役となり、連結する場（会議）を提供・開催できたこと。

取組についても、地域へお任せではなく、行政が一緒に考え取り組んだこと。

（ステップ１）庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

⑥静岡県

Point

●庁内外における推進体制の整備について
●県レベルの関係団体に対する連携の働きかけ（県社会福祉協議会との連携）

課題

行政は定期的な異動があるため、市町村や関係団体との関係づくり、個人のスキル向上、ノウハウ蓄積などに限界があった。

取組の方針や内容

静岡県社会福祉協議会に委託することにより推進体制を整備することとした。

取組の成果・結果

・市町社会福祉協議会にも協力を求めやすくなった。
・市町が取組の中で困難や課題に直面したときに、一緒に考え、その後の状況をフォローし、事例やノウハウを水平展開する伴走支援のプレイヤー育成を始めることができた。

成果が得られた理由

県社会福祉協議会は、福祉関係者への研修事業の実施、市町社会福祉協議会との連携によるボランティア活動の振興、災害時のボランティアセンター設置などの被災地支援にも取り組んでおり、防災と福祉の連携が必要である個別避難計画の必要性に対する理解を得ることにつながったものと考える。

（ステップ２）計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

①愛知県岡崎市

Point

● 優先度を一定のしきい値として運用する
（優先度は手段であり、とらわれすぎない）

課題

市が定めた優先度と、地域住民がイメージする優先度に乖離があった。

取組の方針や内容

優先的に計画作成が必要な対象者の基準を定めたが、地域住民から、基準に満たない方に、優先すべき方がいるとの申し出があり、優先対象者を臨機応変に増やすこととした。

取組の成果・結果

一定のしきい値を定める事は必要だが、要支援者の状況は個々に違いがある。普段から関わりのある、地域住民や福祉専門職の意見を重視し、漏れの無い計画作成に繋がった。

成果が得られた理由

計画作成を、普段から繋がりのある地域住民を主体としているため、要支援者の詳細な情報を、得やすい環境であった。

地域での取組状況

（ステップ２）計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

②滋賀県大津市

Point

●福祉専門職による優先度判定のためのチェックシートを作成
⇒各項目を点数化し、合計点により、計画作成の優先順位を決定

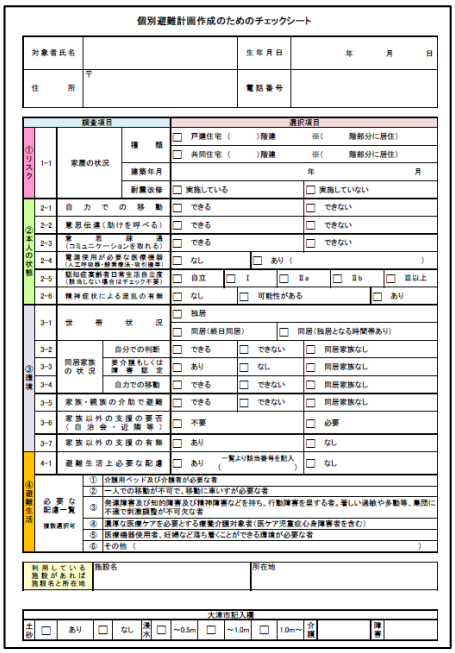

個別避難計画作成のためのチェックシート

対象者氏名		生年月日	年　月　日
住　所	〒	電話番号	

			調査項目	選択項目			
①リスク	1-1	家屋の状況	種　類	□ 戸建住宅（　）階建	※（　階部分に居住）		
				□ 共同住宅（　）階建	※（　階部分に居住）		
			建築年月	年　月			
			耐震改修	□ 実施している	□ 実施していない		
②本人の状態	2-1	自力での移動		□ できる	□ できない		
	2-2	意思伝達（助けを呼べる）		□ できる	□ できない		
	2-3	意思疎通（コミュニケーションを取れる）		□ できる	□ できない		
	2-4	電器使用が必要な医療機器（人工呼吸器・酸素療法・吸引機等）		□ なし	□ あり（　）		
	2-5	認知症高齢者日常生活自立度（数値しない場合はチェック不要）		□ 自立	□ Ⅰ	□ Ⅱa	□ Ⅱb	□ Ⅲ以上
	2-6	精神症状による混乱の有無		□ なし	□ 可能性がある	□ あり	
③環境	3-1	世帯状況		□ 独居			
				□ 同居（終日同居）	□ 同居（独居となる時間帯あり）		
	3-2	同居家族の状況	自分での判断	□ できる	□ できない	□ 同居家族なし	
	3-3		要介護もしくは障害認定	□ あり	□ なし	□ 同居家族なし	
	3-4		自力での移動	□ できる	□ できない	□ 同居家族なし	
	3-5	家族・親族の分助で避難		□ できる	□ できない	□ 同居家族なし	
	3-6	家族以外の支援の要否（自治会・近隣等）		□ 不要		□ 必要	
	3-7	家族以外の支援の有無		□ あり		□ なし	
④避難生活	4-1	避難生活上必要な配慮		□ あり（一覧より該当番号を記入：　）		□ なし	
	必要な配慮一覧	複数選択可	①	介護用ベッド及び介護食が必要な者			
			②	一人での移動が不可で、移動に乗いずが必要な者			
			③	発達障害及び知的障害及び精神障害などを持ち、行動障害を呈する者。著しい遠敏や多動等、集団に不適で別施設型が不可欠な者			
			④	濃厚な医療ケアを必要とする重度介護対象者（医ケア児重症心身障害者を含む）			
			⑤	医療機器使用者、妊婦など落ち着くことができる環境が必要な者			
			⑥	その他（　）			

利用している施設があれば施設名と所在地	施設名	所在地

大津市記入欄															
土砂	□	あり	□	なし	浸水	□	～0.5m	□	～1.0m	□	1.0m～	介護		障害	

チェックシート様式

課題

対象者やその家族の判断能力などをはじめとする、行政で把握できていない心身・居住の状況を整理する必要がある。

取組の方針や内容

専門職の経験年数などに回答が左右されないよう、客観的に判断できる項目で対象者の状況を整理するための内容を精査。

取組の成果・結果

チェックシート作成を依頼した約 160 名分の専門職の 8 割から速やかに回答をいただけた。回答結果をもとに、避難支援の必要性が高い方から取組を進めることができた。

成果が得られた理由

問い合わせの手間を減らせるよう、説明動画を市ホームページに掲載した。直接訪問してチェックシート作成を依頼することで、その場で専門職の疑問を解決することができた。

（ステップ２）計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

③長崎県長崎市

Point

●ケアマネ協議会への委託による優先度が高い対象者の洗い出し

課題

避難行動要支援者の情報は、名簿を作成した時点の情報に基づいており、心身の状況等が変わっている可能性がある。

取組の方針や内容

避難支援者なし、要介護 3～5、独居または高齢者世帯の登録者の実態を調査し、優先度が高い方から作成する。

取組の成果・結果

ケアマネ協議会に委託し、契約を2回に分け、1回目では登録者1,055 人について実態調査を行い、優先度が高い対象者の選定を行った。2回目の契約では1回目の調査結果に基づき、計画の作成を依頼した。

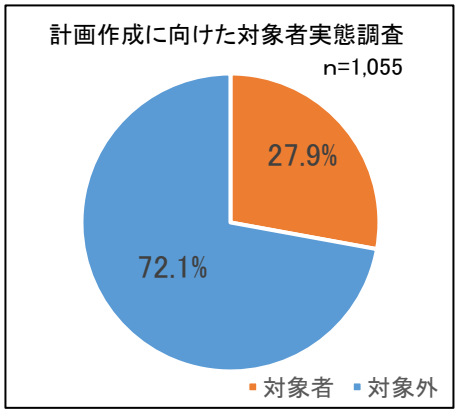

対象外の状況

施設入所	44.8%	長期入院	11.7%
死去	2.9%	家族が対応	0.4%
その他	12.7%		

成果が得られた理由

ケアマネ協議会という市単位の職能団体に、まず、協力依頼し、了解を得られたことで市内のケアマネの協力が得られ、要介護度などの形式的要件だけでなく、いざというとき頼れる人がいるか？などの本質的な情報を的確に把握できたことで真に支援が必要な方（優先度が高い方）の絞り込みができた。

【参考事例】宮城県塩竈市の優先度の考え方

個別避難計画を作成する対象者

●個別避難計画を作成する対象者は、災害時避難行動要支援者名簿に登録している人で、地域の関係機関に対して、その名簿の内容を開示することについて同意している人です。

【令和4年度における優先度の高い方】

1. 要介護３～５の認定を受けているもの
2. ひとり世帯及び身体障がい者手帳１，２級所持しているもの
3. 津波浸水区域に居住しているもの

（3については、令和4年5月に宮城県より、新たなハザードマップが公表されました。詳しくは、以下をご覧ください。）

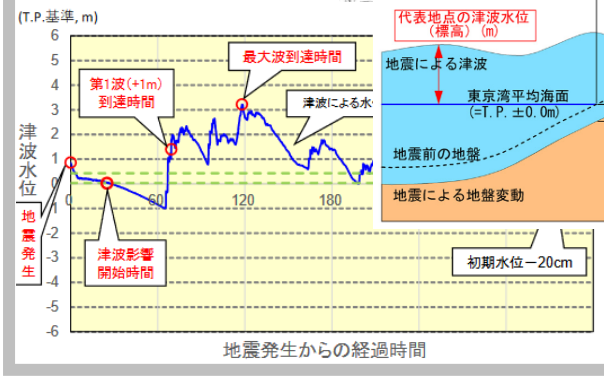

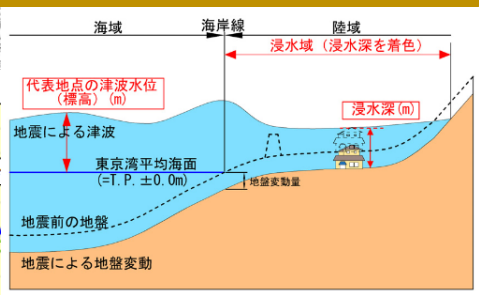

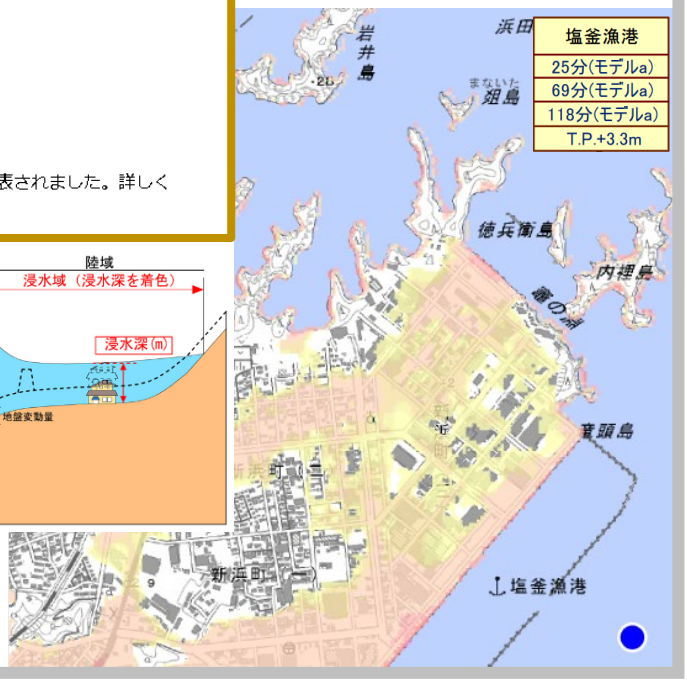

【参考事例】滋賀県大津市の要領における優先度の定め

○大津市個別避難計画の作成等に関する要領（抄）

（作成の優先順位等）

第３条 個別避難計画は、対象者（第４項に規定する者その他の特別の事由がある者を除く。）のうち、次に掲げる地域に居住している者（次項において「ハザード区域内の対象者」という。）に対し、法第４９条の１４第１項ただし書の同意をするかどうかの確認を行い、同意をした者（次項において「ハザード区域内の同意者」という。）について、別表第１に定めるところにより優先順位を付けて作成するものとする。

（１）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

（２）浸水想定区域のうち、瀬田川、大戸川又は草津川の流域で、想定浸水深０．５メートル以上の区域

２ ハザード区域内の対象者以外の対象者については、ハザード区域内の同意者に係る個別避難計画の作成の進捗状況を踏まえて、法第４９条の１４第１項ただし書の同意の確認及び個別避難計画の作成に着手するものとする。

３ 対象者が個別避難計画の早急な作成を希望している場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、前２項に定める順位にかかわらず、当該対象者の個別避難計画を作成することができる。

４ （略）

別表第１（第３条関係）

調査項目		点数										
		0	1	2	3	4	5	6	8	10	12	15
本人の状態	自力での移動	できる					できない					
	意思伝達（助けを呼べる）	できる					できない					
	意思疎通（コミュニケーションを取れる）	できる					できない					
	電源使用が必要な医療機器（人工呼吸器・酸素療法・吸引機等）	なし					あり					
	認知症高齢者日常生活自立度	自立		Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲ以上					
	精神症状による混乱の有無	なし			可能性がある		あり					
環境	世帯状況	終日同居					独居となる時間帯あり					独居
	同居家族の状況 自分での判断	できる					できない					
	同居家族の状況 要介護もしくは障害認定	なし					あり					
	同居家族の状況 自力での移動	できる					できない					
	家族・親族の介助で避難	できる					できない					
	家族以外の支援の要否（自治会・近隣等）	不要					必要					
	家族以外の支援の有無	あり					なし					
避難生活	避難生活上必要な配慮※	なし								あり		
土砂災害警戒区域		なし									あり	
自宅の浸水想定		0.5m未満							0.5～1.0m		1.0m以上	
要介護度		自立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5				
障害支援区分		なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6				

※避難生活上必要な配慮の例
- 介護用ベッド及び介護者が必要な者
- 一人での移動が不可で、移動に車いすが必要な者
- 発達障害及び知的障害及び精神障害などを持ち行動障害を呈する者。著しい過敏や多動等、集団に不適で刺激調整が不可欠な者
- 濃厚な医療ケアを必要とする療養介護対象者（医ケア児重症心身障害者を含む）
- 医療機器使用者、妊婦など落ち着くことができる環境が必要な者

対象者について事前に上記の各項目について確認し、各項目の点数を合計し点数の高い対象者から優先的に計画を作成する。

【参考事例】大阪府豊中市の優先度対象者の絞り込み

同意確認と優先対象者の絞り込み

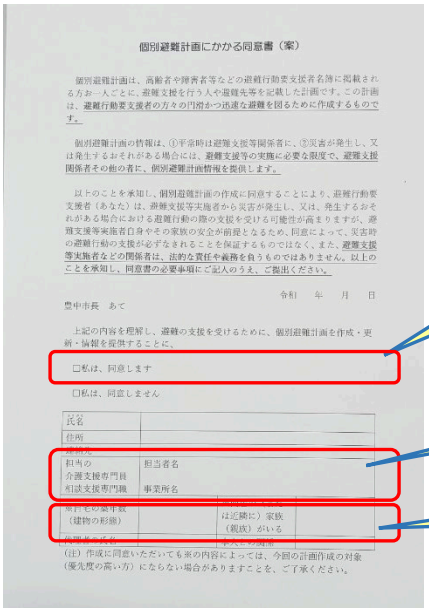

個別避難計画にかかる同意書（案）

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載した計画です。この計画は、避難行動要支援者の方々の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。

個別避難計画の情報は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族の安全が前提となるため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。以上のことを承知し、同意書の必要事項にご記入のうえ、ご提出ください。

令和　年　月　日

豊中市長　あて

上記の内容を理解し、避難の支援を受けるために、個別避難計画を作成・更新・情報を提供することに、

□私は、同意します

□私は、同意しません

氏名			
住所			
連絡先			
担当の介護支援専門員 相談支援専門職	担当者名		
	事業所名		
家族その他平常時（建物の形態）		近隣に家族（親戚）がいる	
他関係者氏名			

（注）作成に同意いただいても来の内容によっては、今回の計画作成の対象（優先度の高い方）にならない場合がありますことを、ご了承ください。

①同意のある人に絞る。（避難行動要支援者が名簿記載情報を協定締結団体に提供してもよいと回答している割合（同意率）は約50％）

③同意があった場合には、記入いただいたケアマネ等に②の内容を確認してもらう。

②建物が新耐震基準かどうか、社会的に孤立しているかどうかで絞る。（例えば、新耐震基準×、孤立〇は作成）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5063/00446990/toyonaka_01.pptx

【参考事例】管内市町村に「優先度の考え方」を例示する

茨 城 県 の 取 組

〇「優先度の考え方」を踏まえた市町村における計画作成の推進

・優先度に応じた計画作成を更に推進するため、県（福祉部局と防災部局が協力）において「優先度の考え方」を作成し、オンライン会議により市町村に周知したところ。

・今後、市町村の個別訪問を行い、「優先度の考え方」を踏まえた計画作成を働きかけていく。

優先度の考え方

【１.優先度付け】

避難支援の必要度	災害リスク		
	高	中	低
高	優先度S	優先度A	優先度B
中	優先度A	優先度A	優先度B
低	優先度B	優先度B	優先度C

【２.優先度の要素と区分の例】

（１）災害リスク

区分	洪水（浸水深）	土砂災害
高	3.0m以上	特別警戒区域
中	0.5m～3.0m未満	警戒区域
低	0.5m未満	―

（２）避難支援の必要度

区分	要介護認定	障害等級		
		身体	知的	精神
高	要介護５	１級	○A、A	１級
中	要介護４	２級	B	２級
低	要介護３以下	３級～６級	C	３級

※令和５年３月７日開催「個別避難計画作成モデル事業成果発表会」における茨城県のスライドより内閣府において抜粋

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r4modelseika_13.pdf

（ステップ２）計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

④福島県

Point

● 計画策定支援ツールのワークシートを用いて、優先エリアと優先対象者を「見える化」する

課題

計画が未作成の市町村から、「対象者が多い」「何から始めたらよいかわからない」等の声が挙がっていた。

取組の方針や内容

市町村が計画作成に着手するにあたっての状況整理として、優先エリアと対象者を選定し、庁内関係課で共有できるよう「見える化」する。

取組の成果・結果

令和3年度に福島県が実施した支援事業（モデル事業）に参画した未作成市町村の全てが、優先エリアと対象者を設定することにより、必要な業務や連携すべき団体等を想定することができた。

成果が得られた理由

県から優先度に関する考え方を示すだけでなく、策定支援ツールとして作成したワークシートを活用し、市町村の防災及び福祉部局が連携しての選定作業を実際に行ってもらった。

災害の種類		地震		津波	洪水		土砂災害	その他※３
被害想定の状況		震度７の想定あり ※１	液状化の危険度が高い地区の想定あり ※２	浸水想定区域あり	浸水想定区域あり	浸水想定区域あり	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域あり	警戒区域等あり
必要な避難（原則）				立退避難	立退避難	立退避難	立退避難	
災害や河川の名称等		▲▲地震	▲▲地震	◆◆地震	○●川	●○川		
△△地域	△△１地区	○						
	△△２地区	○						
	△△３地区	○						
◆◆地域	◆◆１地区	○	○			○	○	
	◆◆２地区	○	○			○	○	
	◆◆３地区	○				○	○	
□□地域	□□１地区	○		○	○	○		
	□□２地区	○		○	○	○		
	□□３地区	○		○	○	○		
	□□４地区	○		○	○	○		
■■地域	■■１地区	○						
	■■２地区	○						

優先エリア選定ワークシート

地域名	誰が（避難行動要支援者）		
	氏名	避難支援を必要とする理由	避難支援区分
△△地域	Aさん	人工透析、要介護３	A（要医療）
△△地域	Bさん	身体障害者手帳1級（視覚）	C（障がい）
△△地域	Cさん	難病（人工呼吸器）	A（要医療）
△△地域	Dさん	要介護４	B（要介護）
△△地域	Eさん	療育手帳A	C（障がい）
△△地域	Fさん	要介護５	B（要介護）
△△地域	Gさん	身体障害者手帳1級（人工透析）	A（要医療）
△△地域	Hさん	精神障害保健福祉手帳１級	C（障がい）
△△地域	Iさん	要介護３，療育手帳A	B（要介護）
△△地域	Jさん	独居高齢者	D（一般）

優先対象者選定ワークシート

（ステップ３） 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

①長野県下諏訪町

Point
- ケアマネ研究会など様々な機会を捉え、町の担当者が先方に出向き制度を周知

課題

福祉専門職に個別避難計画の重要性について理解していただけていない。

取組の方針や内容

ケアマネ研究会や障がい福祉自立支援協議会などで、町の取組状況を説明したり、防災・福祉講演会への参加を呼び掛けた。

取組の成果・結果

地域調整会議や避難訓練時に福祉専門職が実際に参加し、本人の特性や避難時に注意する点などを関係者で情報共有することができた。

成果が得られた理由

様々な機会を捉え、町の担当者が先方に出向き、福祉関係者へ説明したことや、福祉関係者に講演会に参加していただいたことにより、福祉専門職の理解が得られ、地域調整会議や避難訓練への協力が得られた。

福祉専門職の会議への参加

8月17日　防災・福祉講演会への福祉専門職の参加依頼
↓
9月上旬　ケアマネ研究会での説明
↓
9月中旬　障害福祉自立支援協議会での説明
↓
10月～3月　地域調整会議や避難訓練への福祉専門職の参加

福祉専門職参加までの流れ

（ステップ３） 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

②三重県伊勢市

Point
- 福祉専門職を対象とした個別避難計画説明会及び研修会の開催
- マニュアルで依頼内容を具体化し、引き受けてもらいやすくする（⇒負担軽減につなげる）

課題

優先度が高い人の個別避難計画の作成を福祉専門職へ依頼するにあたり、計画の必要性等について理解を得ること。

取組の方針や内容

個別避難難計画についての説明会と防災知識向上研修を開催した。また、作成までの一連の流れを記載した個別避難計画作成マニュアルを作成し、配布した。

取組の成果・結果

説明に加え、質問の場を設けることにより、福祉専門職から疑問点等を聞き出し、理解を得ることで個別避難計画の作成に繋げることができた。

成果が得られた理由

個別避難計画を知らない福祉専門職も多いため、説明会等の開催やマニュアル等を配布することで、個別避難計画について理解していただくことができたため。

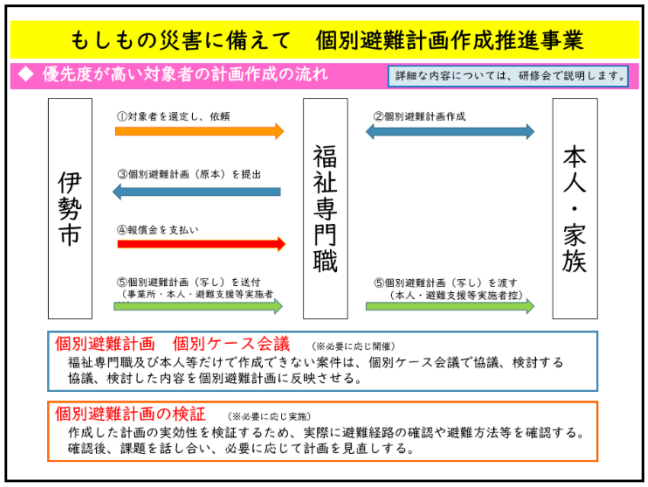

個別避難計画作成の流れ
（福祉専門職へ依頼）

（ステップ３） 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

③島根県出雲市

Point

● 丁寧に幅広く、また、関係性のある者からのアプローチが有効

課題

自治会未加入等の理由から、地域による個別避難計画の作成が困難な要支援者が見受けられ、福祉専門職の参画の必要性を感じていたが、福祉専門職の参画への取組が進んでいなかった。

取組の方針や内容

福祉専門職を対象に個別避難計画及び共助の取組の重要性に関する講演会及び個別避難計画の説明会を実施し、福祉専門職による個別避難計画の作成を目指した。

取組の成果・結果

委託候補112事業所に協力を呼びかけたところ、82事業所と業務委託契約を締結することができた。

個別避難計画の流れ（福祉専門職作成分）

① 福祉専門職が担当している要支援者の抽出

② ①のうち、地域による計画が未作成の要支援者を委託対象者とした。

③ 委託対象者リストと委託対象者の個別避難計画様式を送付

④ ケアプラン等の作成に合わせた福祉専門職による個別避難計画作成

⑤ 完成した個別避難計画を市に提出いただき、市は管理システムに入力

⑥ 市から自主防災組織へ個別避難計画の内容をシステムを通して共有

成果が得られた理由

令和3年度からケアマネ協会等の関係者と事前相談を重ねてきた。また、関係性のある担当課や職員からアプローチした。さらに、講演会・説明会をオンライン参加可能としたことにより、多くの事業所に参加いただき、本市の取組・考えを理解いただけた。

（ステップ３） 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

④兵庫県

Point

● 福祉専門職を対象とした防災対応力向上研修の実施

課題

福祉専門職の通常業務で防災や個別避難計画について学ぶ機会が乏しい。独自での研修実施は難しい市町もある。

取組の方針や内容

県の広域支援として、福祉専門職が防災の取組に関わることの重要性、防災に関する知識、要支援者へのアプローチ、個別避難計画の作成手順等を学ぶ研修を実施。

取組の成果・結果

福祉専門職への研修は平成 30 年度から実施している。今年度も継続するとともに、実施方法を集合型から e-Learning 方式に切り替えた。県内各地の計 517 名が修了した。

成果が得られた理由

社会福祉の専門職団体である兵庫県社会福祉士会の協力を得て実施（同団体へ委託）。福祉専門職の目線に立った内容の研修が実施でき、受講後アンケートでの理解度も高い。

e-Learning 研修の画面

研修プログラム

【動画視聴】 2018 年西日本豪雨災害で何が起こっていたか？
【講義 01】 誰一人取り残さない防災
【講義 02】 個別避難計画作成の制度の概要について
【講義 03】 当事者力アセスメントの目的と手法
【動画視聴】 別府市での取り組み 3 か年の軌跡（１）
【講義 04】 地域力アセスメントの目的と手法
【動画視聴】 別府市での取り組み 3 か年の軌跡（２）
【最終確認テスト】

（ステップ４）避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

①愛知県蒲郡市

Point

● 訓練の記録動画を作成し、計画作成の必要性を普及啓発

課題

個別避難計画登録者との避難訓練は効果的ではあるが限られた参加者しか訓練に参加できない。

取組の方針や内容

当事者参加型の避難訓練の動画を作成し、多くの当事者、地域支援者、専門職等に制度を普及させ、個別避難計画の必要性を伝える。

取組の成果・結果

より多くの市民に広報することができただけでなく、通常長時間かけていた説明していた内容を短時間で伝え、理解してもらうことができた。

成果が得られた理由

撮影を訓練の打合せに参加した職員がすることで、当事者目線で撮影ができた。また、編集についても当事者家族や、地域住民に意見をもらい、作成の段階から関心を持ってもらった。

福祉避難所開設訓練動画
（参加者感想：就労継続支援Ｂ型利用者）

福祉避難所開設訓練動画（受入までの流れ）

（ステップ４）避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

②愛知県美浜町

Point

● 自主防災組織連絡協議会を通じた個別避難計画の説明や意見交換
● 広報誌やホームページを通じて避難支援者を募集

課題

元々、避難行動要支援者がいない世帯については、個別避難計画作成の対象ではないことから関心が低い。

取組の方針や内容

自主防災組織連絡協議会において、個別避難計画作成の意義などを説明、地域として個別避難計画を作成してもらうことに理解を得るとともに広報誌やホームページを活用する。

取組の成果・結果

自主防災組織連絡協議会において、個別避難計画の作成促進を推進していくこととされた。また、広報誌等に関連記事を掲載、避難支援者として10名の応募があった。

成果が得られた理由

行政区ごとに自主防災会が組織されていることから、行政区の区会を活用することにより、地域として個別避難計画作成に関する理解が得られやすかった。

防災に関する各種課題の提起
↓
対策の検討
↓
対策の検証
原則１年、状況に応じて省略可
↓
対策の見直し
必要に応じて各区の実情に応じた内容に修正
各自主防災組織に反映、実践、定着
↓
自主防災組織運営要領として制定
↓
見直し、修正の継続

自主防災組織連絡協議会の流れ

「平時からボランティアになりませんか?」
「避難支援者」を募集します

災害時に「避難行動要支援者」である高齢者や体の不自由な方等が、安全な場所へ避難するため、お手伝いただける方を募集します。
「避難支援者」は、「避難行動要支援者」のそれぞれの事情に合わせて作成する「個別避難計画」に基づいて避難支援をしていただきます。
なお、避難支援は、ご自分の安全を確保した上での実施となります。

広報誌　避難支援者募集記事抜粋

（ステップ 4）避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

③宮崎県宮崎市

Point

- 避難支援等関係者や地域住民に対する説明と地域の実情の共有
- 定期的に説明の場を設けることを繰り返すことで共通理解を形成

課題

取組についての地域ごとの温度差があること。役員改選等を越えて取組を維持することが難しいこと。

取組の方針や内容

各地域自治区や民生委員児童委員協議会、自治会連合会等、地域の避難支援関係者への説明会や出前講座の実施と地域の実情の共有。

取組の成果・結果

市の取組について、説明を行うことである程度の理解を得ることは出来ている。取組には地域差があるがそこを認めつつ、可能な範囲での取組を進める。

成果が得られた理由

平成 27 年度から避難支援体制の構築について取組を進めており、市全域において、少なくとも数回の説明会を実施している。定期的に繰り返すことでの共通理解が形成された。

モデル地区検証委員会の様子（青島地区）

モデル地区検証委員会の様子（檍地区）

（ステップ 4）避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

④東京都

Point

- 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明（東京防災学習セミナー（自主防等向け）を実施）

課題

要配慮者の避難対策に当たっては、地域全体で要配慮者を支える必要があり、避難支援者（避難支援等実施者）となる自主防災組織や地区住民の理解が不可欠である。

取組の方針や内容

自主防災組織等向けに実施している「東京防災学習セミナー」の要配慮者支援コースにおいて、従来の講義内容（安否確認方法、指定福祉避難所、避難行動要支援者名簿の紹介等）に加え、令和4年度から、令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえた個別避難計画の作成等を追加し、受講生の理解促進を図った。

取組の成果・結果

令和4年度は、要配慮者支援コースを受講した14団体のうち一部において、個別避難計画作成の意義や活用例にかかる普及啓発を行うことができた。

成果が得られた理由

セミナーの受講促進に向けて、区市町村に対し、自主防災組織等への周知を依頼するとともに、町会・自治会の連合会等に出向き、セミナーの概要や目的を説明するなど、取組を進めたことで、多くの団体にセミナーを受講してもらうことができた。

（ステップ５）市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

①愛知県岡崎市

Point
- 避難支援等実施者が行う避難支援等の具体的な内容を示す
- 避難後の生活に必要な情報を介護支援連携指導書等を参考に整理し関係者と共有

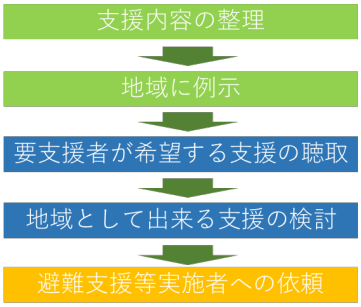

避難支援等実施者への依頼までの流れ

課題

避難支援等実施者を引き受けてくださった方が、具体的な避難支援等の内容が分からないため、支援者を断る場合や、要支援者が避難後の生活に不安を感じるケースがあった。

取組の方針や内容

市が、具体的な避難支援等の内容を整理したうえで例示し、地域は、要支援者やご家族に、希望する支援内容を聞き取ったうえで、避難支援等実施者に依頼することとした。また、介護支援連携指導書などを参考に、避難後の生活に必要な情報を「個別避難計画別紙」としてまとめ、支援者に共有した。

取組の成果・結果

具体的な支援内容や避難生活に必要な情報を整理したことにより、双方の不安解消に繋がり、細やかな支援に繋がった。

成果が得られた理由

避難支援等実施者もさることながら、要支援者も、どういった支援をお願いして良いか分からない場面があり、より細やか支援方法を模索したこと。

（ステップ５）市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

②愛知県美浜町

Point
- 福祉事業者及び医療機関などの関係者に対し、個別避難計画の作成を委託するとともに必要な調整会議を開催する。

課題

関係者は個別避難計画作成に必要な情報を持っており、同計画の作成は関係者の事業目的と方向性は合致するが、これまで取り組まれてこなかった。

取組の方針や内容

関係者が持っている情報を活用し、個別避難計画を作成するため委託費を支払うとともに、作成手順について説明、調整するための会議を開催し計画作成の促進を図る。

取組の成果・結果

3つの福祉事業所に通所している要支援者の個別避難計画33件、医療事業者が担当している通院患者の個別避難計画2件を作成した。

成果が得られた理由

個別避難計画の作成は、福祉や医療と目標が合致していることから協力が得られ易く、情報も活用しやすく計画作成の促進が図られた。

調整会議の様子

（協議事項）
第2条　調整会議は、次の事項について協議する。
(1)　個別避難計画の作成促進に関すること。
(2)　個別避難計画の実行性の確保に関すること。
(3)　避難支援者の確保に関すること。
(4)　福祉関係者間の連絡調整に関すること。
(5)　自主防災組織、町及びその他関係機関等との連絡調整に関すること。

調整会議要綱（案）抜粋

（ステップ５）市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

③滋賀県大津市

Point

●計画作成に対する意向を確認する際に、計画作成対象者から担当専門職について聞き取ることで円滑な専門職への協力依頼や情報収集につなげる

課題

実効性のある個別避難計画作成のためには、対象者の詳細な情報を担当専門職から提供していただく必要がある。

取組の方針や内容

対象者の負担を最小限に抑えるため、A4両面の同意確認書で、施設入居等の状況、計画作成及び提供についての意向確認、担当専門職の情報を一度に収集する。

取組の成果・結果

事業所ごとに取りまとめて、効率的にチェックシート作成を依頼することができた。また、同意確認書が来たことを専門職に相談されて、計画作成に同意いただくケースもあった。

成果が得られた理由

同意確認書の文面については、なるべくわかりやすくなるよう慎重に検討した。また、対象者自身にも担当専門職を交えた取組であることが認識していただきやすくなった。

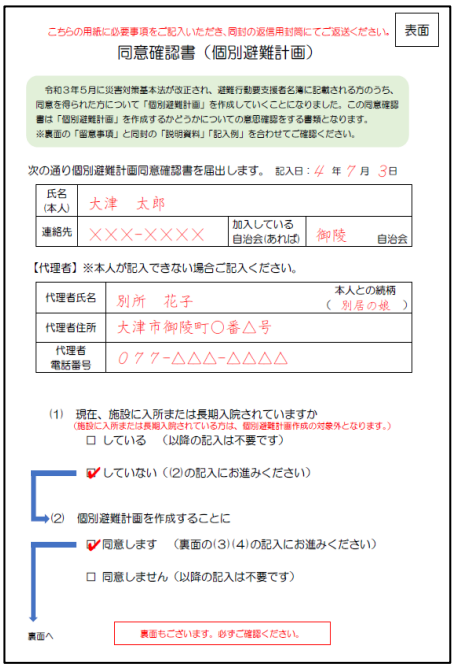

こちらの用紙に必要事項をご記入いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。 表面

同意確認書（個別避難計画）

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿に記載される方のうち、同意を得られた方について「個別避難計画」を作成していくことになりました。この同意確認書は「個別避難計画」を作成するかどうかについての意思確認をする書類となります。
※裏面の「留意事項」と同封の「説明資料」「記入例」を合わせてご確認ください。

次の通り個別避難計画同意確認書を届出します。 記入日：4 年 7 月 3日

氏名（本人）	大津　太郎		
連絡先	×××-××××	加入している自治会(あれば)	御陵　自治会

【代理者】※本人が記入できない場合ご記入ください。

代理者氏名	別所　花子	本人との続柄（別居の娘）
代理者住所	大津市御陵町〇番△号	
代理者電話番号	０７７-△△△-△△△△	

(1) 現在、施設に入所または長期入院されていますか
（施設に入所または長期入院されている方は、個別避難計画作成の対象外となります。）
☐ している （以降の記入は不要です）
☑ していない（(2)の記入にお進みください）

(2) 個別避難計画を作成することに
☑ 同意します （裏面の(3)(4)の記入にお進みください）
☐ 同意しません（以降の記入は不要です）

裏面へ

裏面もございます。必ずご確認ください。

同意確認文書（記載例）

（ステップ５）市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

④高知県黒潮町

Point

● 既存の福祉避難所協議会を活用して関係機関（福祉事業者）との連携を図る

課題

関係機関とは関わりはあったが、個別避難計画の作成までは協議ができていなかった。また、基礎情報が不足していた。

取組の方針や内容

福祉避難所協議会を開催し、個別避難計画作成等に関し協議を実施。基礎情報の収集は要介護認定・要支援認定申請書を活用した。

取組の成果・結果

福祉避難所協議会で協議したことで「避難後」の生活まで協議ができ、より細かい計画が作成できた。避難行動要支援者本人は「避難後」の生活も重要であることを再認識した。

成果が得られた理由

平成 25 年から福祉避難所協議会を設置しており、関係性がすでに出来上がっていたため、協議がしやすい状況があった。

福祉避難所協議会

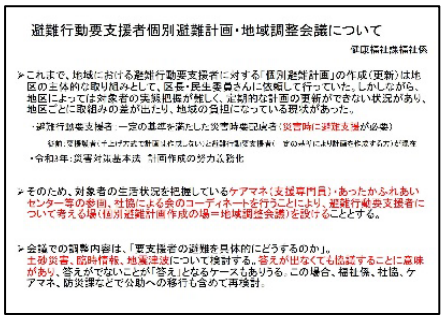

避難行動要支援者個別避難計画・地域調整会議について

草原福祉株福祉係

➢これまで、地域における避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の作成（更新）は地区の主体的な取り組みとして、区長・民生委員さんに依頼して行っていた。しかしながら、地区によっては対象者の実態把握が難しく、継続的な計画の更新ができない状況があり、地区ごとに取組みの差が出たり、地域の負担になっている現状があった。

・避難行動要支援者　一定の基準を満たした災害時要配慮者（災害時に避難支援が必要）

・令和3年：災害対策基本法　個別作成の努力義務化

➢そのため、対象者の生活状況を把握しているケアマネ（支援専門員）・あったかふれあいセンター等の参画、対象による会のコーディネートを行うことにより、避難行動要支援者について考える場（個別避難計画作成の場＝地域調整会議）を設けることとする。

➢会議での課題内容は、「要支援者の避難を具体的にどうするのか」。
土砂災害、豪雨情報、地震津波について検討する。答えが出なくても協議することに意味があり、答えがでないことが「答え」となるケースもありうる。この場合、福祉係、社協、ケアマネ、防災課などで公助への移行も含めて再検討。

説明資料一部抜粋

（ステップ６）市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

①静岡県富士市

Point

● 本人・家族、市社協、福祉専門職、地域住民が一堂に会する地域調整会議で支援関係者とのつながりのきっかけづくりを実現

課題

地域とのつながりがない方の支援体制をどのように構築していくか。

取組の方針や内容

災害時ケアプランの手法による個別避難計画の作成に取り組み、地域調整会議を行う中で、地域の関係者が集まり連携して計画を作成することとした。

取組の成果・結果

参加者から活発な意見が出され、支援関係を確認しながら計画作成ができたほか、会議がきっかけで要支援者が地域の昼食会に参加するなど、新たなつながりも生まれた。

成果が得られた理由

進行を市職員が効率よく要所を抑えて実施し、地域の参加者から多様な意見を引き出すことで、より活発な意見交換につながったこと。

調整会議の様子

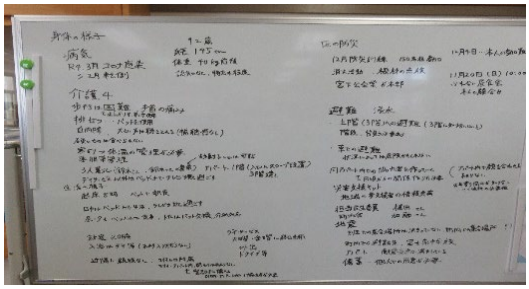

意見をまとめた板書

（ステップ６）市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

②愛知県岡崎市

Point

● 本人が参加することで実効的な計画作成が可能となる

課題

疾病や障がい等の状況を聞いても、地域の支援者が、避難支援等の注意点等をイメージ出来なかった。

取組の方針や内容

要支援者の傷病程度や歩行速度など、詳しい状況を把握するため、計画作成時には、可能な限り支援者が要支援者宅を訪問し、本人又は家族から状況を聞き取ることとした。

取組の成果・結果

計画を作成する前に、支援者が要支援者と対面することにより、一人では避難できない状況を理解することが出来るため、より実効的な計画作成に繋がった。

成果が得られた理由

計画作成プロセスの、出来るだけ早いタイミングで当事者同士が話し合うことにより、親近感が沸き、互いに出来る対策を講じようとする、相乗効果が生まれた。

本人参加の打合せ

本人参加の訓練

（ステップ６）市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

③三重県伊勢市

Point

● 市全体で個別避難計画の作成ができる仕組みを展開（本人・地域記入の個別避難計画から取組を進めることで量と質の両立を図る）

課題

従前は、個別避難計画が地域の取組による作成だったため、作成者数も少なく、更新もできていなかった。

取組の方針や内容

令和元年９月に個別避難計画を市が管理及び更新を行うよう制度を改正した。記入しやすいよう計画の様式を見直し、対象者へ勧奨通知を送付した。

取組の成果・結果

取組の結果、作成者数を 66 人（令和２年 11 月１日時点）から 1,406 人（令和４年９月１日時点）まで増やすことができた。また、計画に記載等された情報を避難支援等関係者へ提供した。

成果が得られた理由

個別避難計画について記載したチラシを作成し、対象者へ周知を行った。様式の見直しや返信用封筒を同封する等、返信率を上げるための工夫をした。　注）返信のない方にはケアマネ等を通じフォローを行うことにも併せて取り組む。

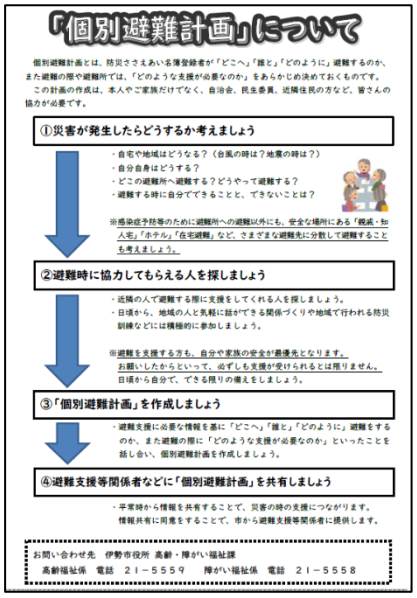

「個別避難計画」について

個別避難計画とは、防災ささえあい名簿登録者が「どこへ」「誰と」「どのように」避難するのか、また避難の際や避難所では、「どのような支援が必要なのか」をあらかじめ決めておくものです。
この計画の作成は、本人やご家族だけでなく、自治会、民生委員、近隣住民の方など、皆さんの協力が必要です。

①災害が発生したらどうするか考えましょう
・自宅や地域はどうなる？（台風の時は？地震の時は？）
・自分自身はどうする？
・どこの避難所へ避難する？どうやって避難する？
・避難する時に自分でできること、できないことは？
※感染症予防等のために避難所への避難以外にも、安全な場所にある「親戚・知人宅」「ホテル」「在宅避難」など、さまざまな避難先に分散して避難することも考えましょう。

②避難時に協力してもらえる人を探しましょう
・近隣の人で避難する際に支援をしてくれる人を探しましょう。
・日頃から、地域の人と気軽に話ができる関係づくりや地域で行われる防災訓練などには積極的に参加しましょう。
※避難を支援する方も、自分や家族の安全が最優先となります。
お願いしたからといって、必ずしも支援が受けられるとは限りません。
日頃から自分で、できる限りの備えをしましょう。

③「個別避難計画」を作成しましょう
・避難支援に必要な情報を基に「どこへ」「誰と」「どのように」避難をするのか、また避難の際に「どのような支援が必要なのか」といったことを話し合い、個別避難計画を作成しましょう。

④避難支援等関係者などに「個別避難計画」を共有しましょう
・平常時から情報を共有することで、災害の時の支援につながります。
情報共有に同意をすることで、市から避難支援等関係者に提供します。

お問い合わせ先　伊勢市役所 高齢・障がい福祉課
高齢福祉係　電話　２１－５５５９　障がい福祉係　電話　２１－５５５８

「個別避難計画」についてのチラシ

（ステップ６）市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

④静岡県

Point

● 実際に個別避難計画を作成する現場（地域調整会議等）を見ることや実際に計画作成を担当する職員と意見交換して具体的なイメージを得る

課題

地域調整会議は、実効的な個別避難計画を作成するためには重要なプロセスであり、避難行動要支援者ご本人や地域住民に参加いただくものであるが、市町村職員進め方を具体的にイメージできず、個別避難計画作成の取組におけるボトルネックになっていた。

取組の方針や内容

内閣府及び県のモデル事業に採択されている富士市の協力を得て、実際に計画を作成する地域調整会議（高齢者事例、障害者事例）を視察することにより、具体的なイメージを得る機会を提供した。

取組の成果・結果

視察には7市町が参加し、地域調整会議の具体的なイメージを持つことにつながった。

成果が得られた理由

地域調整会議の視察を受入れた富士市は、内閣府及び県モデル事業に採択されていた、また、静岡県がモデル事業を通じて富士市の地域調整会議を視察した各団体が地域調整会議を実施することによって得た成果を県が水平展開することにより、富士市も成果を共有することができ、成果共有の好循環（win-win の関係）が形成されたことが成果を得られた理由と考えられる。

（ステップ７）作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

①愛知県岡崎市

Point

● 地域で簡易に実施できる避難訓練「ひなんさんぽ」で避難訓練のハードルを下げ地域を巻き込む

課題

計画の実効性を高めるにあたり、訓練を提案したが、実施のハードルが高く捉えられてしまい、開催に至らなかった。

取組の方針や内容

訓練というと、多大な労力がかかるイメージだったので、名称を柔らかくしたうえで、内容を、計画上の避難施設まで移動する事に限定した「ひなんさんぽ」を提案した。

取組の成果・結果

簡易に実施できるため、複数の地域が実施し、散歩中に雑談するなどのコミュニケーションが生まれ、気づいた事があれば、計画を修正するなど、実効性の確保に繋がった。

成果が得られた理由

訓練という形式に拘らず、個別避難計画作成の取組において、一番重要なことの一つである、実効性の確保にポイントを限定したうえで、要支援者が参加したいと思える取組としたこと。

「ひなんさんぽ」のようす

（ステップ７）作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

②愛知県蒲郡市

Point

●福祉避難所開設訓練による、計画の実効性検証

課題

個別避難計画ができたとしても、実際に避難できるか当事者自身が不安であり、計画の情報提供がある関係者も不安。

取組の方針や内容

個別避難計画に登録いただいた当事者と一緒に福祉避難所の開設訓練を実施する。訓練前に当事者の情報を福祉避難所職員と共有し、確認する。

取組の成果・結果

個別避難計画の必要性や、今まで様々な社会障壁で避難することができないと思っていた家族や本人が災害時に避難するという思いになっていただいた。

成果が得られた理由

当事者の説得には何度も足を運んだ。結果として動画撮影、動画放映という方法で、より短い時間、訪問回数で説得する方法を生み出し、より多くの当事者と訓練ができた。

福祉避難所開設訓練前の打合せ

当時者参加型の福祉避難所開設訓の様子

（ステップ７）作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

③高知県黒潮町

Point

● 避難訓練のハードルを下げる「お試し避難訓練」の実施

課題

計画を作成して終わりとなっている方や、避難に対する要支援者本人の意識が必ずしも高くない方がいる。

取組の方針や内容

作成して終わりとならないように、避難訓練のハードルを下げ、実効性の検証及び防災意識の向上につなげる。

取組の成果・結果

「お試し避難訓練」の実施により、計画の実効性が確認できた。また、課題等も見つかり実効性のあるものに更新ができた。あわせて、本人の発言から防災意識の向上も見られた。

成果が得られた理由

名称を「避難訓練」ではなく、「お試し避難訓練」としたことで、参加へのハードルを下げた。また、実際に経路をたどることで「実際に試してみる」ことの重要性を伝えた。

お試し避難訓練のようす

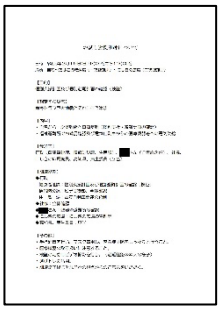

避難訓練次第

（ステップ７）作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

④沖縄県那覇市

Point

●市総合防災訓練とあわせて個別避難計画に基づく訓練を実施
●社協と連携し、社協のネットワークやノウハウをいかす

課題

個別避難計画の内容（実効性）を検証するための避難訓練の実施ができていなかった。

取組の方針や内容

社協へ、避難訓練に参加する要支援者の選定、関係者への連絡・説明、訓練の実施等を委託。

取組の成果・結果

市総合防災訓練にて、要支援者、ご家族、社協、民生委員、自治会、ケアマネジャーが参加し、避難経路の確認を行った。

成果が得られた理由

社協は地域団体との関係が築けているため、関係者との調整をスムーズに行うことができた。訓練を行うことで、避難経路に関する課題が見え、個別避難計画の内容（実効性）の検証をすることができた。

避難訓練の様子

訓練の振り返り

（４）ピンポイントの工夫やノウハウなど（市町村事業）

工夫やノウハウの区分	取組例		頁
	団体	Point	
（ア）	多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの		
	①宝塚市	○複数の災害リスクに対応する場合、選択式など併せて負担軽減を図る ○負担軽減により実際に記入し、具体的に考えることにつながり、自助意識向上の効果	73
	②黒潮町	○災害を三種類に分けて計画づくりを進める	73
	③伊勢市	○発生が想定される複数の災害の種類に応じた記載欄を設ける ○災害の種類ごとに避難を考える	73
（イ）	特別支援学校に関するもの		
	①富士市	○覚書の見直しがきっかけで個別避難計画の授業を開催	75
	②大津市	○特別支援学校の生徒の保護者向け相談会を実施	75
	③宮崎市	○協定福祉避難所から指定福祉避難所への移行	75
（ウ）	難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの		
	①佐世保市	○在宅人工呼吸器使用者の既存の支援計画と個別避難計画との連携	77
	②日田市	○「非常用電源購入支援事業」を創設	77
	③大津市	○医療的ケアが必要な方は保健所主導で計画作成	78
	④黒潮町	○医療が必要な方へは保健師を通じてアプローチ	79
（エ）	研究者（大学や調査研究機関等）や実務者（他の市町村や都道府県の職員、各種専門職など）との連携に関するもの		
	①常総市	○優先度付けガイドラインの策定、講演会の実施	81
	②胎内市	○地元大学の研究者との連携	81
	③下諏訪町	○地元大学の地域連携に取り組む研究者の推進会議への参画	81
	④美浜町	○日本福祉大学の研究者と連携し、計画作成に取り組む	82
	⑤宝塚市	○全国の有識者が実務者とともに取り組むことが課題解決に有効	82
（オ）	避難訓練や更新等を実施などにより、顔の見える関係性を維持し実効性を確保するもの		
	①枚方市	○安否確認・避難訓練を自治会内で毎年実施。	84
	②宝塚市	○要援護者と地域をつなぐ災害対策シートの作成、配布	84
（カ）	ケアマネ事業所等の BCP との連携に関するもの		
	①熊取町	○介護事業所等の災害時の業務継続計画（BCP）との連携	86
	②長崎市	○ケアプランの中に個別避難計画を組み込んでいく	86
（キ）	デジタル技術の活用に関するもの		
	①富士市	○負担の軽減による新たな支援者の確保 ○個別避難計画を作成する作業に係る負担の軽減	88
	②大津市	○機械学習で優先度判定における重要項目を分析	88
	③出雲市	○システムを使用した個別避難計画の管理・共有	89

工夫やノウハウの区分		取組例		頁
		団体	Point	
（ク）	普及啓発に関するもの			
		①蒲郡市	○広報動画の作成（訓練動画は理解促進の起爆剤）	91
		②伊勢市	○要支援者や関係者などターゲットを絞り、普及啓発をする	91
		③枚方市	○普及啓発を通じ、関係者の負担感の軽減を図る	91
		④岡崎市	○広報誌を通じて、市の方針（首長の決意）を発信	92
		⑤永平寺町	○計画作成に協力いただいている住民の皆さんと定期的に計画作成の取組状況を共有	92
		⑥塩竈市	○住民に広く周知を図り、作成への参画や支援者を引き受けていただく気運を醸成	93
		⑦宝塚市	○ロゴを通じて市の考え方などを伝える	93
（ケ）	本人・地域記入の個別避難計画に関するもの			
		①常総市	○要支援者本人，家族の個別避難計画作成会への参加	97
		②伊勢市	○勧奨通知を送付、様式を改良、返送がない人をフォロー	97
		③宝塚市	○既存の仕組みを活かした本人記入の個別避難計画	98
		④大津市	○従来の様式から最低限の項目に絞った簡易版を作成	99
（コ）	福祉避難所への直接避難に関するもの			
		①常総市	○福祉事業所に対する福祉避難所マニュアル作成支援と訓練	101
		②蒲郡市	○福祉避難所との協定と、組織づくり ○福祉避難所開設訓練を実施し、避難の実効性を高める	101
		③福井市	○役割や行動を整理した上で、福祉避難所と協定を締結	103
		④古河市	○福祉避難所の開設や運営に関するマニュアルを作成⇒依頼内容の具体化と不安の解消	104
		⑤常総市	○福祉避難所の開設や運営に関するマニュアルを作成⇒依頼内容の具体化と不安の解消	104
（サ）	地区防災計画との連動に関するもの			
		①枚方市	○地区防災計画と個別避難計画の双方で要支援者の避難等を支援する取組を広げる ⇒ 過度に責任や負担を感じることを防ぎ、ハードルを下げる	106
		○精華町 （モデル団体外）	○地区防災計画の作成過程の中での個別避難計画の作成	106
		③黒潮町	○個別避難計画と地区防災計画に並行して取り組むことが関係者の安心につながる	107
（シ）	マイ・タイムラインとの連携に関するもの			
		①日田市	○様式に配慮者向けタイムラインを追加（「いつ」を加え実効性を高める）	109
		②宮崎市	○マイ・タイムラインを避難行動要支援者の意識づけにつなげる	110
（ス）	企業版ふるさと納税などの予算を確保する工夫に関するもの			
		①常総市	○福祉避難所の資機材整備等に企業版ふるさと納税を活用	112
		②男鹿市	○福祉避難所の訓練や物品整備に企業版ふるさと納税を活用	112
（セ）	当事者（本人の）参画に関するもの			
		①岡崎市	○本人（要支援者）と支援者の平時からの繋がりづくり	115

		②豊中市	○介護職や福祉専門職と連携した当事者への説明	115
		③宝塚市	○個別のヒアリングと説明、顔の見える関係づくり	116
（ソ）	**地域防災計画や全体計画等に関するもの**			
		①美浜町	○全体計画に個別避難計画の作成について具体的に記載	118
		②伊勢市	○全体計画へ個別避難計画について記載	119
		③豊中市	○地域防災計画に定めることで本気度が伝わり、庁内・庁外の協働・連動が円滑化	120
（タ）	**地域調整会議に関するもの**			
		①常総市	○既存の会議体を活用した個別避難計画作成会の実施	122
		②長泉町	○対象者と地域の顔つなぎ→地域ぐるみの支援体制構築	122
		③豊中市	○関係者※が一緒に話し合うことで実効性確保につなげる ※本人、福祉専門職、地域団体など	123
		④黒潮町	○福祉専門職の参加により実効性の確保につなげる	123
（チ）	**作成（や提供）の同意を得る工夫に関するもの**			
		①豊中市	○福祉専門職等と連携した当事者への同意確認	127
		②宝塚市	○返送・作成率向上に UD フォントやナッジ理論を活用	127
		③長崎市	○ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰが避難行動要支援者の自宅に訪問し、災害時の備えの大切さについて説明	128
		④西海市	○関係機関と連携した同意取得の工夫	128
（ツ）	**避難支援等実施者を引き受けていただく工夫に関するもの**			
		①宝塚市	○「みんなで助かる地域づくり」に重点を置いた説明	130
		②出雲市	○責任や義務ではなく、共助の取組であることの説明	130
		③長崎市	○避難支援等実施者の候補者に対する負担と不安の軽減に重点を置いた説明	130
		④美浜町	○避難支援等実施者をボランティアとして広く募集	131
（テ）	**様式の作成や改善に関するもの**			
		①大津市	○従来の様式から最低限の項目に絞った簡易版を作成	135
		②宮崎市	○本人や地域の支援者が記載しやすくするための工夫	136
		③豊中市	○関係者の意見を踏まえた様式とし、同意につなげる	137
		④長崎市	○市民に馴染みのある『安心カード』に統一	137
（ト）	**計画の質と量の両立を図る工夫に関するもの**			
		①出雲市	○地域による作成と並行した福祉専門職による作成	139
		②長崎市	○地域が中心となって取り組む共助の意識づくり	139
		③日田市	○令和７年度までに作成完了を目指した計画的な取組	139
		④宝塚市	○本人や地域で記入できない場合の支援の充実	140
		⑤伊勢市	○本人が記入した計画を市の担当者が確認し実効性を確保	140
		⑥西海市	○手もとに届き、記入されるよう、声かけや手助けを依頼	140
（ナ）	**個別避難計画を作成する取組に関係者を巻き込む工夫に関するもの**			
		①下諏訪町	○防災部局と福祉部局との連携を進めるための仕掛けづくり	142
		②大津市	○統括部署を創設し、庁内連携を円滑化	142

		③豊中市	○既存の安否確認を生かした取組み	143
		④宝塚市	○関係各課のサポートによる顔の見える関係づくり	143
		コラム	地域おこし協力隊員の個別避難計画作成の取組への参画（徳島県美波町の事例より）	144
（ニ）	**福祉専門職との連携促進・負担軽減に関するもの**			
		①板橋区	○模擬的な個別避難計画作成を勉強会として実施	148
		②大津市	○業務量に見合った計画作成報酬を専門職に段階的に支払	148
		③出雲市	○福祉専門職の業務内容やタイミングを合わせた計画作成	148
		④黒潮町	○ケアマネジャーやあったかふれあいセンター等の参画	149
		⑤長崎市	○相談支援専門員なくして障害者の計画づくりはならず	150
		⑥川崎市	○ケアプランと一体となった個別避難計画の作成	150
（ヌ）	**保健所や保健師との連携に関するもの**			
		①長崎市	○地域包括支援センターとの連携	154
（ネ）	**自主防災組織との連携に関するもの**			
		①塩竈市	○計画作成や避難支援等の実施を担う自主防災組織への支援	157
		②岡崎市	○自主防災組織を主体とした計画作成（組織率の高さは強み）	157
		③出雲市	○負担金を交付し、地域を主とした個別避難計画の作成を後押し	157
（ノ）	**消防団との連携に関するもの**			
		①長崎市	○地域コミュニティ連絡協議会の参画による地域主体の計画作成	159
（ハ）	**障害者団体や患者会との連携に関するもの**			
		①富士市	○手をつなぐ育成会や自立支援協議会に防災講話を実施	161
		②岡崎市	○肢体不自由児・者父母の会と連携	161
		③長崎市	○県協会を通じて依頼することで円滑な調整が可能となる	161
（ヒ）	**説明や作成、訓練、避難等の場面における聴覚や視覚の障害など本人の状況に応じた情報保障に関するもの**			
		①伊勢市	○三重県聴覚障害者支援センターと協定を結び情報保障を実施	163
		②宝塚市	○個別訪問やイベントでの手話通訳・要約筆記の利用	163
		③長崎市	○対象者の家族の状況等も含めた詳細な情報共有	164
（フ）	**個別避難計画情報を提供する場合における配慮に関するもの**			
		①常総市	○正確な説明（正しい理解）が個人情報保護に関する不安の解消につながる	167
		②伊勢市	○避難支援等関係者へ個人情報の管理について説明・記載	168
		③大津市	○地域防災計画の改定及び計画作成に関する要領を制定	169
		④那覇市	○平時からの名簿情報の提供に関し、個別条例を制定	170

（ア）多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの

留意点

○地域により発生する災害が違うため、その地域で考えられる災害について計画を作成することが大事

○豪雨（台風などによる水害や土砂災害など）、豪雪、地震、津波、噴火などに関する取組が考えられる

○まずは、一つの種類の災害を念頭に置いて作成し、そこから、別の種類の災害について検討するやり方も考えられる

（例）計画の立てようがないとならないように、豪雨や臨時情報の検討からはじめ、津波や地震を検討するやり方がある

○災害の種類ごとに避難行動要支援者や避難支援等実施者の状況を踏まえ、実施できる情報伝達、安否確認その他の避難支援等の内容を選ぶやり方が考えられる。

○個別避難計画は最初から 100%でなくてもよく、更新などの機会をとらえて段階的に、よりよい内容のものにしていく

○1%でも2%でも避難の可能性を上げる方法を考える（あきらめたらそこで試合終了）

○災害時の避難はむつかしいと、あきらめたり、思考停止に陥らないよう努める

このための工夫として、次のようなものがある

・避難支援等実施者は個人名でなく、団体や組織で問題ないことから、誰が誰を避難の支援をするかについて固定的にしない

・点と点で考えるのではなく、線・面（エリア）で考える

（例）実際に災害が発生したその時に、その避難行動要支援者の自宅が自らの難経路上にある関係者が声をかける など

（ア）多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの

兵庫県宝塚市

Point
- 複数の災害リスクに対応する場合、選択式など併せて負担軽減を図る
- 負担軽減により実際に記入し、具体的に考えることにつながり、自助意識向上の効果

要援護者（＝要支援者）や家族が記入して同意書と共に市へ返送する既存の支援カードは、必要な支援や災害種別ごとの記入ができないものであったため、支援カード様式を個別避難計画へ移行し、［避難の必要性やタイミング、場所、必要とする支援の内容、支援者］を、洪水/土砂災害と地震に分けて記入できるようにした。このことで項目が増えるため選択式にして負担を軽減するなど工夫することで、全市域で要援護者が災害時の避難について考え、支援者欄の記入率が向上するなど自助意識の向上につながった。

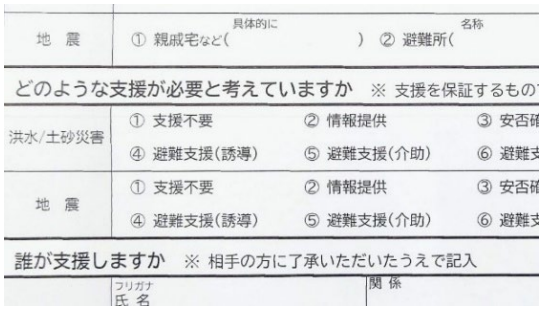

令和 4 年度の個別避難計画様式

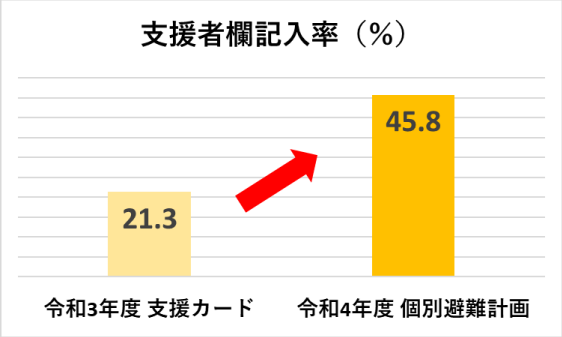

高知県黒潮町

Point
- 災害を三種類に分けて計画づくりを進める

これまでは「地震津波」を中心とした個別避難計画を作成していたが、昨今の災害の発生状況に鑑み、当町における災害を「地震津波」「予測災害」※「南海トラフ地震臨時情報」の三種類に分類し、令和 3 年度からそれぞれに対応した個別避難計画を作成している。 ※台風などによる風水害、遠地津波など

「予測災害」について自助・共助による避難が困難な方は行政（町の各地域担当職員）が避難移送支援を行うこととし、個別避難計画を作成し、「お試し避難訓練」を実施した。

避難移送支援訓練のようす

津波の避難訓練のようす

三重県伊勢市

Point
- 発生が想定される複数の災害の種類に応じた記載欄を設ける
- 災害の種類ごとに避難を考える

該当する避難場所の□にチェックおよび記入			
どこへ	大雨のとき（洪水）	避難場所	□ 在宅避難
			☑ 避難所　【☑近隣の指定避難所（**いせ市民活動センター**）】 【□その他避難所（　　）】
			□ 家族・知人宅
			□ その他（　　）
	地震のとき（津波）	避難場所	□ 在宅避難
			☑ 避難所　【☑近隣の指定避難所（**いせ市民活動センター**）・□津波緊急避難所（タワー）】 【□その他避難所（　　）】
			□ 家族・知人宅
			□ その他（　　）
	※市が開設する指定避難所や津波緊急避難所への避難のほか、安全な場所にある「親戚・知人宅・ホテル」や「在宅避難」など、想定される災害に対応した避難先を検討しましょう。		

（イ）特別支援学校に関するもの

留意点

〇地元の一般避難所で避難生活を送ることに困難がある知的障害などがある子供たちについては、地域の実状に応じて特別支援学校への直接の避難を検討・実施する

〇市町村防災部局は避難行動要支援者に関係する部署と教育委員会の間で

・相互理解、信頼の形成を図る（対話の機会を多く持つなど）

・個別避難計画の必要性や先行事例に関して共有を図る

〇市町村と特別支援学校の間で物や人などについて、事前準備や役割などの分担について整理する

〇できることから少しずつ段階的に取組を積み重ねる

・庁内の連絡会議等に教育委員会の参画を得る

・教育委員会職員や特別支援学校の教職員を対象とした研修を実施する

〇保護者参観授業を自治体職員が講師として実施することなどにより、個別避難計画を親子で学ぶ機会を提供する

〇保護者に向けた災害への備えに関する相談会や個別避難計画作成相談会を開催する

〇既存の協定がある場合、協定内容を実行する際の具体的な手順を特別支援学校の担当者と確認して、一緒に見直してみる。

（イ）特別支援学校に関するもの

静岡県富士市

Point ● 覚書の見直しがきっかけで個別避難計画の授業を開催

静岡県立富士特別支援学校を福祉避難所として使用する覚書を平成 16 年に締結したが、令和 3 年度の災害対策基本法の改正等をきっかけに、両者で話し合った結果、受入対象者の特定、学校側が在校生及び卒業生の個別避難計画の作成状況及びその内容の把握に努めること等を新たに覚書に盛り込んだ。

また、今回の見直しをきっかけに顔の見える関係ができた結果、個別避難計画をテーマにした保護者参観授業を当市職員が講師を務めて開催し、親子で個別避難計画を学ぶ機会を設けることができた。

個別避難計画をテーマにした保護者参観授業の様子

滋賀県大津市

Point ● 特別支援学校の生徒の保護者向け相談会を実施

避難行動要支援者の直接避難を可能とするため、以前より指定福祉避難所として指定していた県立の養護学校の生徒の保護者に向けた相談会を実施。当初は集合型で説明会を開催し、その場で希望者の計画作成相談会も検討していたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン型の研修に変更し、災害時の行動や福祉避難、個別避難計画の概要について説明する内容での動画配信を行った。

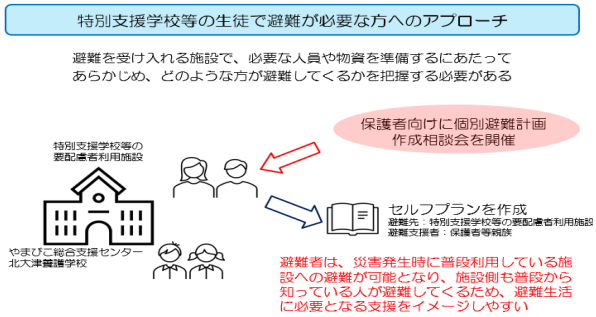

北大津養護学校（指定福祉避難所）

避難形式	直接避難による受入れ
受入範囲	葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、雄琴学区にお住いの方
受入対象	以下の全て条件を満たす方 ①学校の在校生及び卒業生 ②土砂災害警戒区域等のハザードエリアに居住されている方 ③大津市に個別避難計画を提出し、受理された方 ④個別避難計画において、避難先として明記された方
同伴者	受入可（人数については要相談）
避難移動	家族等の支援者にて実施
介助	原則、同伴家族等にて実施

宮崎県宮崎市

Point ● 協定福祉避難所から指定福祉避難所への移行

宮崎市内の特別支援学校 4 校については、協定福祉避難所として平成 28 年に協定を締結しているが、福祉避難所の開設については、避難者の受入れ方法や運営等での不安も大きい。今回、直接避難を含めた指定福祉避難所への移行に対し、事前に避難者の調整を行うこと、公示により避難対象者限定できること等を説明し、学校への訪問を含めた協議を進め、令和 5 年 4 月に 2 校を指定福祉避難所へ移行する。

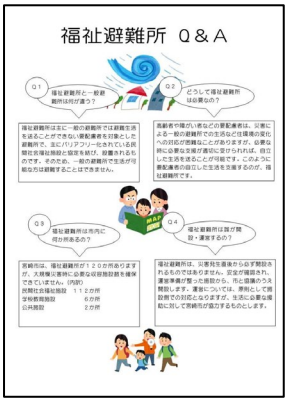

（ウ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

留意点

○保健所を設置していない市町村は都道府県（保健所）と連携する
○医療的ケア児支援センターと連携する
○対象者の把握は、都道府県（保健所設置市）への申請手続の際に併せて行えるようにすることが有効
○医師会、薬剤師会、病院などとのネットワーク会議を開催することも有効
○事業所などの経営層、マネジメント層の理解を得ることも重要
○病院や診療所などの医療機関を指定避難所とすることも検討する
○安定した非常用電源を確保する

（在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業、緊急防災・減災事業債（地方債）、緊急防災・減災事業（特別交付税）、コミュニティ助成金、都道府県や市町村独自の支援制度、電気事業者や医療機器メーカーの支援などが活用できます）

○難病や小児慢性特定疾病患者、医療的ケア児の方などを対象として従前から保健所や保健師等を中心として取り組まれている災害時の対応を整理した災害時個別支援計画などを個別避難計画として取り扱うことができる場合がある
○難病の方などを対象とした個別避難計画を作成する場合の参考情報として次のようなものがある
・災害時難病患者個別支援計画を策定するための指針（改訂版）
・災害時難病患者個別避難計画を策定するための指針（追補版）

（ウ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

長崎県佐世保市

Point ● 在宅人工呼吸器使用者の既存の支援計画と個別避難計画との連携

災害時個別支援計画は、自力での避難行動がとれない在宅人工呼吸器使用者の情報を保健師がまとめ、平時における準備から災害時の支援方法を記したものである。災害時個別支援計画は、家族に加え関係機関である主治医、訪問看護事業者、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、消防局、民生委員・児童委員等と共有している。また、実際に災害が起こった際の連絡方法等について事前確認を行い、毎年計画の見直しを行っている。佐世保市では、この計画を在宅人工呼吸器使用者に関する個別避難計画のベースとし、具体的な避難支援等について、町内会等の避難支援関係者と調整を進めている。

【災害時支援計画の記載内容】

- 疾患名、経過、主治医、自発呼吸の有無
- 使用している医療機器、ワット数
- 人工呼吸器の設定画面写真
- 栄養方法、排せつ方法
- コミュニケーション方法
- バイタルサイン
- 避難時の対応
- 停電時の対応
- 人工呼吸器の設定
- 関係機関リスト
- 避難時の持ち物
- 内服薬写し
- 家族・親戚の連絡先
- 安否確認をする機関
- 避難先

等

大分県日田市

Point ● 「非常用電源購入支援事業」を創設

安心して生活することができる環境整備の促進を図るために非常用電源の購入に対して費用を助成するもの。事前申請が必要で、対象者は下記のすべてに該当する人。

- 日田市に住民票があり、在宅で人工呼吸器を使用している人で、身体障害者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかの交付を受けている人
- 日田市災害時要支援者個別避難計画の作成に同意又は作成済みの人

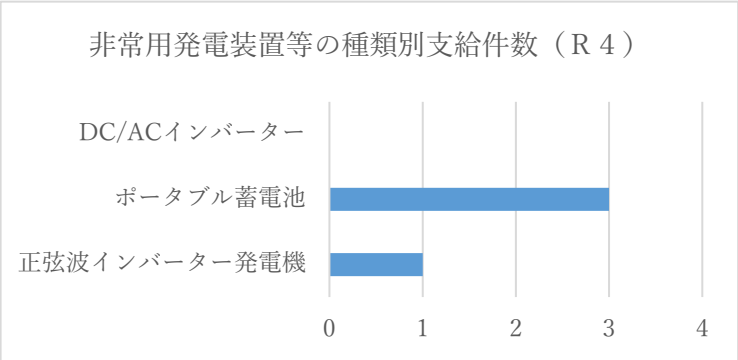

- 助成金の上限額：12 万円
- 大分県補助金有
  医療的ケア児者非常用発電装置等整備事業費補助金（県支出金 1/2）

助成の対象となる非常用電源の種目、性能要件及び助成額等

非常用電源の種目	非常用電源の性能要件	助成額	備　考
正弦波インバーター発電機	人工呼吸器使用者又はその介助者が容易に使用可能なガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機	助成対象非常用電源（1 台に限る。）の購入費で、120,000 円を上限とする。ただし、事業に係る寄附金その他の収入がある場合はその額を除いた額とする。	助成回数は、同一の人工呼吸器使用者につき、1 回限りとする。
ポータブル蓄電池	人工呼吸器使用者又はその介助者が容易に使用及び運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力電源装置		
DC／AC インバーター	人工呼吸器使用者又はその介助者が容易に使用可能な自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置		

日田市非常用電源購入支援事業実施要綱（令和4年告示第 28 号）　https://www1.g-reiki.net/hita/reiki_honbun/r086RG00001248.html

（ウ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

滋賀県大津市

Point ● 医療的ケアが必要な方は保健所主導で計画作成

小児慢性特定疾病、難病患者等の医療機器利用者については、従来より災害時の支援体制についての取組を進めていた保健所の所管課が継続して取り組んでいる。前述の医療機器利用者は、災害の種別に関わらず、停電時等に電源の確保が必要であるため、医療関係者や医療機器メーカーの担当者なども交えて、災害時の行動について整理している。

電源の確保については、原則、ご自身での備えの重要性を説明し、支援者等による充電の体制づくりも呼びかけている。計画作成時に各家庭での備えで対応できなくなった場合には、非常用の電源が設置されている避難先への避難なども案内している。

避難先の例

○市民センター（災害時用蓄電池有）
○小学校体育館（災害時用蓄電池有）
○中学校体育館
○養護学校　など

対象者の把握

指定難病受給者証の申請時に「おたずね票」で確認

✔医療機器使用の有無
✔寝たきり度

https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/021/1443/g/n/s/a/25124.html

避難先（市民センター）に移動する訓練のようす

◇特定医療費（指定難病）支給認定申請時おたずね票◇

これは、皆様の現在の状況を把握し、今後の難病支援や災害時の救護活動対策に役立てるために、大津市保健所がお聞きするものです。お手数ですがご協力をお願いします。
収集する個人情報はこの目的以外には使用しません。

郵便番号 住所	〒
ふりがな お名前	
疾病名	疾病番号
世帯構成（複数可）	※ 在宅で一緒に暮らしている方を教えて下さい。（同敷地内を 1. 独り　2. 配偶者　3. 親　4. 子ども（成年・未成年
就労等の状況	1. あり（就労）　2. あり（就学）　3. なし
現在の主な生活・医療状況	在宅：1. 通院中（医療機関名：　2. 往診を受けている（診療所名： 病院・施設：3. 病院に入院中（病院名：　入院期間：　年　月～　入院目的：治療・レスパイト・長 4. 施設に入所中（施設名：
介護保険の認定	1. 受けている　2. 受けていない　3. 対象外（40歳未満）　4. その他（認定審査中など： 要介護度（要支援 1・2　要介 介護支援専門員（事業所名：　（担当者名：
サービス利用（介護・医療・障害等）	1. 利用している　a. 訪問看護　b. ホームヘルプサービス　c. デイサービス・デイケア　d. 短　e. 訪　f. そ 2. 利用してない
身体障害者手帳	1. 持っている →（　）級　2. 持っていない 今回申請される指定難病の病名が記載さ
講演会などの案内	※ 指定難病に関する講演会や相談会、患者・家族同士の交流 1. 希望する　2. 希望しない
保健師等との相談希望	日常生活について困りごと等あればご記入ください。 □病気・薬・治療について　□リハビリテーションについて　□食事 □歯に関することについて　□コミュニケーションについて　□その 希望する・希望しない 相談希望の場合、申請時対応または後日お電話にて対応させ

裏面もご記入ください。

医療機器等の使用状況（有・無） ↑該当する方に○をしてください	1. 人工呼吸器（終日・夜間のみ） 2. 酸素濃縮器（　ℓ/分） 3. たん吸引器 4. 人工透析　5. 気管切開　6. 膀胱カテーテル　7. 自己導尿 8. 経管栄養（経鼻・胃ろう）　9. 人工肛門　10. 心臓ペースメーカー
生活の状況	1. 介助は不要で、生活は自立している。 2. 介助が必要だが、日中はほぼ起きて活動できる。 3. 介助が必要だが、座ることができ、日中はほぼベッド上で過ごす。 4. 介助を必要とし、1日中ベッド上で過ごす。

上記「医療機器等の使用状況」の質問で、
1. 人工呼吸器　2. 酸素濃縮器　3. たん吸引器　を使用されている方
もしくは「生活の状況」の質問で、
3. 介助を要するが、座ることが出来て、日中はほぼベッド上で過ごす。
4. 介助を必要とし、1日中ベッド上で過ごす。
上記の方は、大津市の「災害時避難行動要支援者」に該当します。
下記をお読みいただき、ご記入ください。

該当しない方は、下記は記入せず、別紙アンケートの記入にお進みください。

＜災害時避難行動要支援者名簿の作成について＞

災害対策基本法では、市町において避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。
これにより、大津市はご家族やご本人の同意の有無に関わらず名簿を作成し、災害発生時等に名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供します。これは、災害時の要支援者への対応をより充実することを目的としておりますので、該当する方についてはおたずね票の内容を利用させていただくことをご承知ください。
また、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することが定められています。

表面・裏面の太枠内の情報について、平時から民生委員や消防機関等に提供することに同意しますか。
（　同意する　・　同意しない　）
※同意されない場合は、大津市保健所・大津市役所でのみ災害時避難行動要支援者として把握、管理いたします。

災害発生時の緊急連絡先（同居以外の家族、親戚または近隣支援者等）	名前：　（続柄：　） 住所： 電話番号：
加入自治会名	□（　）自治会・□ 自治会未加入

（ウ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

高知県黒潮町

Point ● 医療が必要な方へは保健師を通じてアプローチ

高知県が取組を進めている個別支援計画は個別避難計画と担当部署が違ったため、個別避難計画との連動や訓練（検証）ができていないことが課題であった。

令和3年度から全庁的な取組であることを再確認したため、保健師と一緒に取組むこととなった。

令和4年度には個別避難計画及び個別支援計画の検証を実施し、課題等を検討した。

避難先の例
○あったかふれあいセンターにしきの広場（福祉避難所）
○幡多けんみん病院
○高知県立大方高等学校　など

なお、避難先は最低限通常の電源があればよく、病院のような特別の施設や設備は必ずしも必要ではない。黒潮町では公用車として電気自動車を導入し、非常用電源としても活用している。（令和4年度:1台、令和5年度:2台）

避難先（あったかふれあいセンターにしきの広場）のようす

電気自動車を非常用電源として活用するようす

参　考

Point ● 対象者の把握、作成の準備、実効性の確認や向上に留意が必要

難病患者等に係る個別避難計画を作成する際の留意点
（先行的に取り組んでいる自治体の取組から）

対象者の把握

○難病患者や小児慢性特定疾病児童、医療的ケア児などは、都道府県の難病対策課や保健所が把握している一方、個別避難計画の作成は市町村であるため、都道府県と市町村の間で顔の見える関係をつくり、緊密に連携
○持ち出し品があるため、個別避難計画の実行は、隣近所など地域の関係者との連携が重要であるため、本人や家族と地域の関係づくりを意識

作成の準備

○ 保健所の保健師や訪問看護ステーションの看護師等の参画を得る
○ 避難支援等の具体的な内容を本人や家族としっかりと対話して丁寧に把握
○ 地域調整会議等を通じて本人のことをよく知ってもらうとともに、関係者間の関係づくりを意識
○ 避難先でも必要不可欠な医療機器や服用薬について抜け漏れがないように、本人や家族の協力を得て把握
○ 避難支援等の実施にあたり避難支援等実施者ができること・できないことを明確にする
○ 医療機器に必要な電源のある避難先の把握
○ 避難先との受入れに関する調整（平素から利用している施設などへの直接避難など）

実効性の確認、向上

○ 避難先でも必要不可欠な資機材や服用薬を、持ち出しができるように整理し、関係者と場所などを共有
○ 実働を伴う訓練だけでなく、屋内のみ訓練や図上訓練なども含めて避難訓練の実施を検討
○ 訓練などの場を通じて、本人のことをよく知ってもらう（体調の変化や、普通に接することができること等）

地域の様々な関係者（都道府県、市町村、家族、地域の関係者、医療や福祉の関係者等）が計画作成に関わる環境の整備、必要な物資の備え等を平時から進めることが重要。

（エ）研究者（大学や調査研究機関等）や実務者（他の市町村や都道府県の職員、各種専門職など）との連携に関するもの

留意点

○大学※や研究機関等の研究者等から助言等の支援を得られるよう大学等との関係づくりを行うことは有効

※公立大学などの管内の大学、地域連携センター、防災に関する研究機関などが考えられる

○互恵（win-win）の関係を築く

（研究テーマ、フィールドワークのテーマ、ゼミ生の研究テーマの提供等）

○防災に関心のある学生や、防災に関係する学部などと連携して地域で個別避難計画に取り組む人材の育成や発掘等を行う（地域おこし協力隊員への応募につなげることなどが考えられる）

○客観的な判断、定量的な分析、科学的な思考に基づく助言を得ることは有効

○医療、看護などの専門的知見からの助言を得ることは有効

○市町村が設ける検討、調整、研修などの場に参加いただくことは有効

○他の市町村や都道府県の職員、専門職などの実務者に相談すること、相互に助言すること、意見交換すること、経験やノウハウを共有すること、関係づくり・ネットワークづくりをすることは有効

※同じ悩みを抱えていることを知ること、同じ目線からの助言を得ることはモチベーションの面からも有効

（エ）研究者や実務者との連携に関するもの

茨城県常総市

Point ● 優先度付けガイドラインの策定、講演会の実施

令和3年度のモデル事業では、筑波大学の川島宏一先生と連携し、優先度付けガイドラインの策定を行った。今年度においても個別避難計画作成会でファシリテーターとしてご協力いただいた。

また、避難支援等実施者となり得る方を対象とした「避難行動要支援者対策講演会」を実施するにあたり、跡見学園女子大学の鍵屋一先生に講師を依頼した。要支援者の避難に関して，福祉専門職・防災行政・地域コミュニティの連携が非常に重要であるということを、ユーモアを交えながらご講演いただいた。

個人別優先度ランクを決定

		避難困難度			
		AA	A	B	C
想定浸水深	5.0~10.0m	1	2	3	4
	3.0~5.0m	2	3	4	5
	0.5~3.0m	3	4	5	6

優先度ランクの設定図

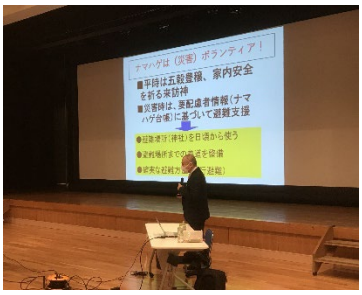

避難行動要支援者対策講演会（令和4年 12 月開催）

新潟県胎内市

Point ● 地元大学の研究者との連携

本市は、本モデル事業への参加を、これまで停滞していた個別避難計画の作成を進展させるための好機と捉え、令和4年7月 14 日、新潟大学の田村圭子先生を講師として招き、自治会・集落、民生委員、福祉専門職等の関係者を対象とした避難支援セミナーを開催した。これにより、個別避難計画作成の意義・重要性などについて認識を共有することができた。計画作成に必要な知見を関係者の間で共有することができた。

長野県下諏訪町

Point ● 地元大学の地域連携に取り組む研究者の推進会議への参画

県内2つの大学の地域防災に関する研修者にお願いして、推進会議のアドバイザーとして参画していただき、事業の課題や解決策などのアドバイスをいただくことで、参加していただいている関係者の間での議論の流れや方向性が整理され、スムーズに事業を進めることができた。

○松本大学地域防災科学研究所　教授　　尻無浜　博幸　先生

○信州大学地域防災減災センター　特任助教　神田　孝文　先生

（エ）研究者や実務者との連携に関するもの

愛知県美浜町

Point ● 日本福祉大学の研究者と連携し、計画作成に取り組む

町内に日本福祉大学があり、個別避難計画作成の取組への協力を得たいと考え、大学研究者に説明、協力を求め、両者で検討した。そこで、最初のきっかけとして潜在看護師に対する避難支援者の候補者募集を、同大学が実施している潜在看護師研修の場をお借りして行い、その後、町内在住の潜在看護師への町による直接の依頼文送付により5名の応募を得て、双方に共通する成功体験を得ることができた。

また、同大学主催の学内におけるオリエンテーションや講演会などで個別避難計画について紹介いただいており、今後、さらに協力関係を深化させるため、同大学に検討を依頼している。

テーマ「災害時における要支援学生の個別避難について考える」

災害時、要支援学生を中心とした"つながり"の再構築を目的として、学生や教職員が、避難行動や支援方法について話しながら、被災時における自助・共助・公助のあり方について考える機会とします。

1）日時：2022年10月18日（火）3限（12時40分～14時10分）12：10開場
2）会場：日本福祉大学 東海キャンパス 4 階 C401・402教室
3）対象：学生、教職員

右のQRコードから参加申し込みをお願いします。
締切：2022年10月13日（木）17時

※当日はマスク着用等、感染症対策を十分に行った上でご参加ください。

申込フォーム

日本福祉大学 減災支援教育研究センター

潜在看護職の皆様へ

美浜町防災課　課長　冨谷佳成

避難支援者としての登録について（お願い）

寒冷の候、皆様におかれましては益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、本町防災行政に対し格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、災害対策基本法の改正にともない、市町村は災害時の避難に際し、個別に支援を必要とする方（以下、「要支援者」という。）に対し、避難計画を作成することが努力義務とされました。美浜町としても、要支援者の方々に対する個別避難計画を作成するために努力しているところですが、個別避難計画作成に際しては、要支援者を支援する方（以下、「避難支援者」という。）が必要になり、別添のとおり「避難支援者」として募集しているところです。

つきましては、保健、医療等の経験豊富な潜在看護職の皆様にも是非、避難支援者として、ご登録いただきたくお願いします。ご協力ただける方は、下記様式

兵庫県宝塚市

Point ● 全国の有識者が実務者とともに取り組むことが課題解決に有効

計画作成に取り組むと多くの課題に直面するが、全国で取り組まれていることから市内外を問わず連携を進めた。「ふくし防災」に取り組む（一社）ADI 災害研究所との連携では、防犯防災総合展で要配慮者支援パネルディスカッション参加の機会をいただいた。そのほか、近隣市や県の計らいで実施された担当者会議や意見交換会、内閣府のモデル事業での共有ミーティングやサポーター派遣などで構築できた有識者や実務者とのネットワークは、単に取組のヒントが得られただけでなく、マインドが共有できたことで取組の大きな推進力となった。

防犯防災総合展 2022（令和4年6月インテックス大阪）

令和4年度個別避難計画作成モデル事業サポーター

「サポーター」は令和 4 年度モデル団体が直面する課題を、早期に解決するための助言やヒント等を得ることを目的として、令和 3 年度モデル団体において実際に個別避難計画の作成等を担当した職員である「サポーター」がオンラインミーティングや電話などを通じてモデル団体の相談に対応していただくものです。場合によってはモデル団体にサポーターが赴き、対面での助言や、講演いただくことも想定しています。

（オ）避難訓練や更新等を実施などにより、顔の見える関係性を維持し実効性を確保するもの

留意点

〇避難訓練において、避難行動要支援者と一緒に避難等を経験することにより、バイアスがなくなることや、日常の挨拶などにつながる

〇災害時の対応を整理し記入できるもの（シート、カードなど）や、安否を確認できるもの（手ぬぐい、バンダナなど）等を配布することが関係づくりのきっかけとなる

（オ）避難訓練や更新等を実施などにより、顔の見える関係性を維持し実効性を確保するもの

大阪府枚方市

Point ● 安否確認・避難訓練を自治会内で毎年実施。

モデル事業に取り組んだ自治会では、地震の発生をトリガーとした安否確認・避難訓練を毎年実施している。コロナ禍で実施することが難しい時期もあったが、小規模にしても継続することが大切であるとの自治会の想いから、途切らすことなく実施し、令和4年度の訓練では地区内自治会員のうち約70％の方が参加した。 参加者数も年々増加しており、訓練を通して隣近所が声を掛け合うことで、顔の見える関係性にも広がりが出ている。

【安否確認・避難訓練の様子】

自治会で発行している広報誌で訓練当日のようすや参加者数などを共有。

兵庫県宝塚市

Point ● 要援護者と地域をつなぐ災害対策シートの作成、配布

避難支援組織（避難支援等関係者）は、毎年名簿受領後に顔のみえる関係づくりのため要援護者（＝要支援者）への個別訪問を行っていたが、関係が希薄化した都市部での訪問は、ハードルが高く、災害の話を切り出しにくいとの声があった。これまで安否確認用てぬぐいの配布を依頼していたが、さらに会話のきっかけとなり、要援護者（＝要支援者）の自助意識の向上ともなるような「災害対策シート」を作成し、配布を依頼した。また、地域団体から「高齢者宅へ配布したい」と提供の依頼があり、制度外での顔の見える関係づくりにも役立った。

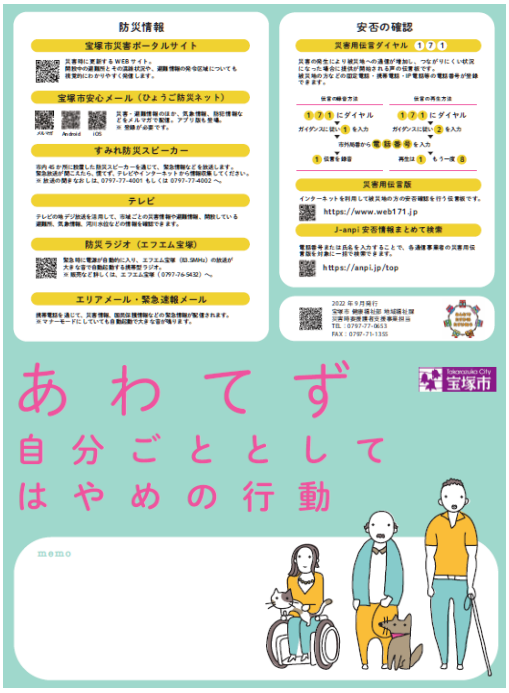

災害対策シート

地域団体から災害対策シートが配布された高齢者より

独居で普段あまり人との関わりがなく、災害のことも実は不安だった。今回のことで地域や市が気にかけてくれていると知り、嬉しく思った。

（カ）ケアマネ事業所等のＢＣＰとの連携に関するもの

留意点

〇令和3年の報酬改定により、全ての障害福祉サービス等事業者や介護サービス事業者（以下「福祉事業者」という。）を対象に業務継続計画の策定等が義務付けられたところであり、取組指針[注1)]も踏まえ、平時から市町村の防災部局等関係者と連携して災害発生時の避難先など利用者情報をあらかじめ把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進していくことが重要であることが、内閣府と厚生労働省の担当課室から連名で通知[注2)]されている。

これらの中で、福祉事業者と市町村の間で一層の連携が図られるべく、次のことに取り組むよう依頼が行われている

・平時における連携　　個別避難計画への参画、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載等されている情報の共有、市町村の防災訓練との連携

・災害時における連携　安否確認、避難所等での対応

〇福祉事業者と市町村の間で、個別避難計画作成の取組など避難行動要支援者への支援等に連携して取り組むことは、利用者の災害時の円滑な避難や安否確認、利用者へのサービス継続など業務継続計画の取組に役立つものであることを、福祉事業者との連携を図ろうとするときには、お伝えする。

注1）　避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年8月（令和3年5月改定）内閣府防災担当）

注2）　避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について（令和3年7月6日付け事務連絡）
※内閣府政策統括（防災担当）付参事官（避難生活担当）と厚生労働省社会援護局障害保健福祉部障害福祉課の連名の事務連絡
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について（令和3年7月6日付け事務連絡）
※内閣府政策統括（防災担当）付参事官（避難生活担当）と厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課の連名の事務連絡

（カ）ケアマネ事業所等のＢＣＰとの連携に関するもの

大阪府熊取町　Point　● 介護事業所等の災害時の業務継続計画（BCP）との連携

本町では、介護専門職が日常の通常業務が多忙で災害時の個別避難計画に関する業務までの余裕がない状況を踏まえ、介護事業所等で作成が必要となる災害時の業務継続計画との連携することで、災害時に利用者の命を守る方法をまとめて検討していただくことにより介護専門職の負担を軽減し、個別避難計画と業務継続計画が相乗的により実効性のある計画になることを目指している。

長崎県長崎市　Point　● ケアプランの中に個別避難計画を組み込んでいく

長崎市介護支援専門員連絡協議会と長崎市（介護保険課）は、ケアプランの質の向上や自立に資するケアマネジメントのさらなる推進を目的に、長崎市版「ケアプランの基本的な書き方と考え方」を作成し、研修会の開催及び市ホームページに掲載した。

内容には、安心カード（個別避難計画）の活用について、災害時をはじめ緊急時に適切に活用されるよう、内容をサービス担当者会議で周知、共有を図るよう記載している。

なお、今後はケアプランの中に個別避難計画の内容を組み込む予定であり、利用者の安全の確保及び居宅介護支援事業所のBCPについて、より実効性の高い計画策定につなげていくこととしている。

安心カード（急変時・災害時対応版）

★フリガナ　ナガサキ タロウ　★生年月日　S 11 年 12 月 27 日
★氏 名　長崎　太郎　★性別　男　★年 齢　85　歳
健康保険証番号　0 0 0 0 0 0 0 0
介護保険被保険者番号　0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
★電話番号　095-000-0000　★携帯番号
★住 所(居所)　長崎市　◎◎ 町　× 番(地)　× 号 ◆◆アパート101
小学校区　（　◎◎小学校　）

医療や介護の状況

現病・既往歴等	認知症・高血圧・骨粗鬆症・前立腺肥大
自覚症状	痛みの有無　有　⇒　腰・膝 もの忘れの有無　有 気持ちの落ち込み　有
身体状況	身長　150　cm　体重　67.2　kg
アレルギー	なし
介護★	杖使用・パッド使用 その他（ 屋外では杖使用するため支えが必要　）

家族の状況

世帯　★	独居
緊急連絡先（第1番目）★	氏名　長崎　花子　続柄　長女 住所　長崎市〇〇町7-2 電話番号　095-800-0000　携帯番号　080-0000-0000
緊急連絡先（第2番目）★	氏名　福岡　市子　続柄　次女 住所　福岡県◇◇市 電話番号　092-000-0000　携帯番号　090-0000-0000

医療や介護の支援者

かかりつけ医★	医療機関名　〇〇医院　電話番号　095-800-0001 医療機関名　△△クリニック　電話番号　095-800-0002
かかりつけ薬局　★	薬局名　□□薬局　電話番号　095-800-0003
居宅介護支援事業所　★	事業所名　ケアプランセンター●●　電話番号　095-800-0004

住まいの状況

所有形態	アパート　鉄筋（ 2 ）階建て/（ 1 ）階
エレベーター	あり
車横付け	出来ない⇒車道までの距離（ 30 ）m、階段（ 0 ）段
危険区域該当★	浸水
自治会	（自治会名：◎◎自治会　）　加入

避難生活上の留意事項

医療処置	なし
支援状況	食事：　自立　（内容：　）
	治療食：軟食
	排泄：　一部介助　（内容：間に合わないこともあり、パッド使用　）
	入浴：　一部介助　（内容：要シャワーチェア、移動、洗身等で一部介助　）
	着衣：　自立　（内容：指示があれば可能　）
	歩行：　一部介助　（内容：屋外は杖使用。ふらつき有、支えが必要。　）
	服薬：　服薬確認　（内容：飲み忘れるため、服薬確認が必要　）
	その他（　）
特記事項	医療、介護職からの専門的な特記事項 （ 認知症のため、環境変化等によりパニックになりやすいため、声かけに配慮が必要。　） その他（ ふらつきによる転倒に注意。　）

避難に関する備え

いつ	高齢者等避難の発令
どこに★	避難所 私が避難する場所は、具体的に　◎◎小学校
誰に★	避難支援者 ※実際に避難を支援する人 氏名　長崎　花子　関係　長女　電話番号　080-0000-0000 氏名　関係　電話番号 地域協力者 ※可能な範囲において声かけや避難を支援する人 氏名　すこやか　一子　関係　友人　電話番号　090-0000-0001 氏名　関係　電話番号 災害発生時には、何が起こるかわかりませんので、声かけや避難支援が必ず約束されるものではありません。
どのように★	タクシー
介助人員	1人体制
避難経路における危険箇所	車道に出るまで、坂がある。杖使用によりふらつくので支え必要。
情報提供における同意確認	あなたは、災害が発生した場合、自力での避難ができないため、事前に名簿情報（本調査票の★印部分含む）を避難支援等関係者※へ提供することに**同意されています**

※避難支援等関係者：消防機関、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、警察機関等その他の避難支援等の実施に携わる関係者

【作成日：令和3年11月　作成支援：ケアプランセンター●●　095-800-0004
安心カード編集・発行：長崎市高齢者すこやか支援課　095-829-1146】

（キ）デジタル技術の活用に関するもの

留意点

○避難行動要支援者名簿や個別避難計画情報に記載等された情報を避難支援等関係者に電子データで提供する。

この場合、名簿情報や個別避難計画情報の提供先と協定を締結することなど災害対策基本法で求めている情報を提供する場合における配慮[注1)]を行うことのほか、各市町村の定める情報セキュリティポリシーに基づき、パスワード付き USB メモリで提供すること、暗号化すること、専用 PC やタブレットを提供することなど必要な措置を講じる。

注1）災害対策基本法第 49 条の 12（名簿情報を提供する場合の配慮）及び第 49 条の 16（個別避難計画情報を提供する場合の配慮）

○民間事業者等が提供するサービス等[注2)]を活用し、

・避難支援等実施者の負担の軽減[注3)]につなげる。

・個別避難計画作成の効率化[注4)]につなげる。

注2）民間事業者等が提供するサービス等
- 市町村や都道府県等が開発したシステム
- 民間事業者や J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が提供しているシステム
- 民間事業者、NPO、大学、研究班等が提供している各種サービスやアプリ等

注3）自主防災組織等のメンバーを一つのグループとして登録し、避難行動要支援者が支援要請を当該サービスにおいて提供されるアプリを通じて行うと、登録されたメンバーを全員に連絡が行われ、その時に対応可能なメンバーが避難支援を行う運用を行うことにより、民間事業者が提供するサービスを活用し、負担の分散を図る。（静岡県富士市）

注4）当該サービスにおいて提供されるアプリを用いることにより、避難行動要支援者や家族と福祉専門職等が対話しながら個別避難計画に必要な情報を入力し、オンラインで計画の作成が可能となり、手間と時間を削減できることが確認できた。（静岡県富士市）

○優先度を判断する際に踏まえた情報と、優先度の判断結果をもとに機械学習で優先度の判断における重要な項目を抽出するなど、判断をする際に踏まえた情報と判断の結果を基に、機械学習を活用して、判断の支援を行うことが可能である。この場合、地元大学の研究室や地域連携センターなどの協力を得て取り組むことが考えられる。

○避難行動要支援者と避難支援等実施者の関係を固定的にした場合、リソースの柔軟な配分が困難になる。地域の人的リソースには限りがあるため、DXを通じたリソースの柔軟な配分に取り組む団体がある。

（キ）デジタル技術の活用に関するもの

静岡県富士市

Point
- 負担の軽減による新たな支援者の確保
- 個別避難計画を作成する作業に係る負担の軽減

今年度検証した㈱パソナの防災ヘルプサービス（アプリ）では、自主防災会を1つのグループとして登録することができる。グループ内の要支援者が支援を要請すると、グループにいる支援者全員に要請の通知が届く。その時に支援に行ける人が支援にいくという運用ルールにより、支援者の負担が分散されるため、若い世代など新たな支援者の確保に繋がるものと期待している。

また、個別避難計画のオンライン作成は、当事者・家族と福祉専門職が対話しながらアプリに入力することにより、個別避難計画作成に係る手間と時間が大幅に削減できることが検証できた。

今後の運用において、要配慮者の本人・家族がマッチング機能を使用するにあたり、事前に登録する内容についても、個別避難計画（簡易版）として取り扱うことを検討することにより、個別避難計画が身近なものとなり、関係者の負担感の軽減につなげていきたいと考えている。

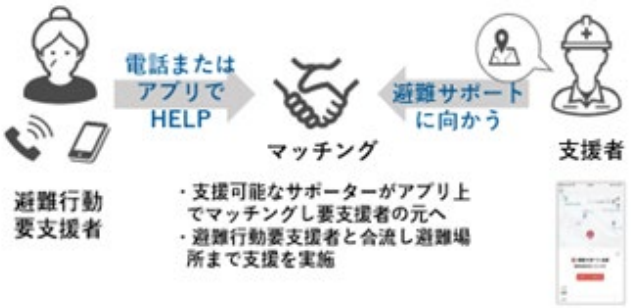

滋賀県大津市

Point
- 機械学習で優先度判定における重要項目を分析

今年度計画作成に同意が得られた方を担当する専門職に、本人の心身及び居住の状況について整理するチェックシートの作成を依頼。

専門職が作成したチェックシートと
優先度判断の結果の相関を分析

回答が得られた約 130 件分のデータをもとに、計画作成優先度を判定する際に、どの項目が重要であるかを機械学習アルゴリズムを活用し分析。今後の優先度判断の際の参考とする予定。

個別避難計画作成のためのチェックシート

対象者氏名		生年月日	年　月　日
住所	〒	電話番号	

		調査項目		選択項目	
①リスク	1-1	家屋の状況	種類	□ 戸建住宅（　）階建　※（　階部分に居住） □ 共同住宅（　）階建　※（　階部分に居住）	
			建築年月	年　月	
			耐震改修	□ 実施している	□ 実施していない
②本人の状態	2-1	自力での移動		□ できる	□ できない
	2-2	意思伝達（助けを呼べる）		□ できる	□ できない
	2-3	意思疎通（コミュニケーションを取れる）		□ できる	□ できない
	2-4	電源使用が必要な医療機器（人工呼吸器・酸素療法・吸引機等）		□ なし	□ あり（　）
	2-5	認知症高齢者日常生活自立度（該当しない場合はチェック不要）		□ 自立	□ Ⅰ　□ Ⅱa　□ Ⅱb　□ Ⅲ以上
	2-6	精神症状による混乱の有無		□ なし	□ 可能性がある　□ あり
③環境	3-1	世帯状況		□ 独居	
				□ 同居（終日同居）	□ 同居（独居となる時間帯あり）
	3-2	同居家族の状況	自分での判断	□ できる	□ できない　□ 同居家族なし
	3-3		要介護もしくは障害認定	□ あり	□ なし　□ 同居家族なし
	3-4		自力での移動	□ できる	□ できない　□ 同居家族なし
	3-5	家族・親族の介助で避難		□ できる	□ できない　□ 同居家族なし
	3-6	家族以外の支援の要否（自治会・近隣等）		□ 不要	□ 必要
	3-7	家族以外の支援の有無		□ あり	□ なし
④避難生活	4-1	避難生活上必要な配慮		□ あり（一覧より該当番号を記入：　）	□ なし
	必要な配慮一覧（複数選択可）	①	介護用ベッド及び介護者が必要な者		
		②	一人での移動が不可で、移動に乗りすが必要な者		
		③	発達障害及び知的障害及び精神障害などを持ち、行動障害を呈する者。著しい過敏や多動等、集団に不適で別室調整が不可欠な者		
		④	濃厚な医療ケアを必要とする療養介護対象者（医ケア児重症心身障害者を含む）		
		⑤	医療機器使用者、妊婦など落ち着くことができる環境が必要な者		
		⑥	その他（　）		

利用している施設があれば施設名と所在地	施設名	所在地	

大津市記入欄															
土砂	□	あり	□	なし	浸水	□	~0.5m	□	~1.0m	□	1.0m~	介護		障害	

（キ）デジタル技術の活用に関するもの

島根県出雲市

Point ● システムを使用した個別避難計画の管理・共有

避難行動要支援者名簿と個別避難計画のデータによる管理と情報共有のためのシステムを開発し、各地区自主防災組織事務局に操作用PCを配置した。名簿と計画をデータ化することにより、自治会ごとの要支援者検索や計画作成状況ごとの検索ができるようになったほか、計画情報の利用、提供（共有）や様式の印刷等もシステムにて行えるようになった。

※個人情報を扱うため、インターネットには接続せず、パスワード付 USB メモリにより情報共有している。

※情報セキュリティポリシーにおいて、名簿情報や計画情報の提供に USB メモリを用いることは問題ないが、提供先との間で協定などの措置を講じている。

USB メモリによる情報共有の流れ（2か月ごと）

①市から名簿情報データ、市入力分の個別避難計画データを各地区へ送付。

②各地区配置のシステムへデータを取り込む。

③各地区から地区入力分の個別避難計画データを市へ送付。

④市のシステムへデータを取り込む。

参　考

Point ● デジタル技術を活用し、避難を支援する人を固定的にせず実際に災害が発生した際に、現に対応できる方が避難を支援する仕組づくりをし、支援者の負担軽減を図る

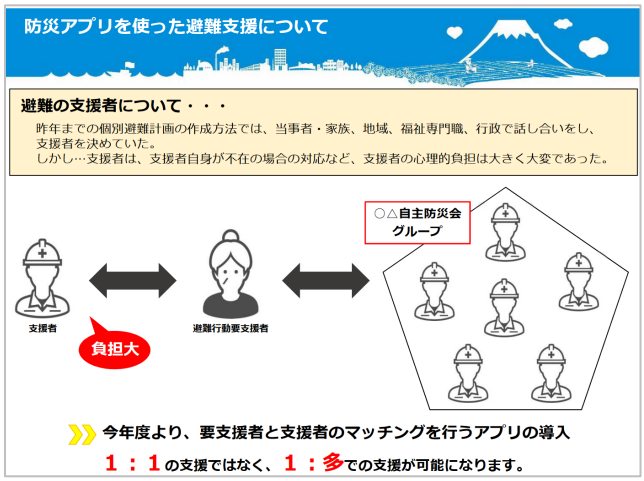

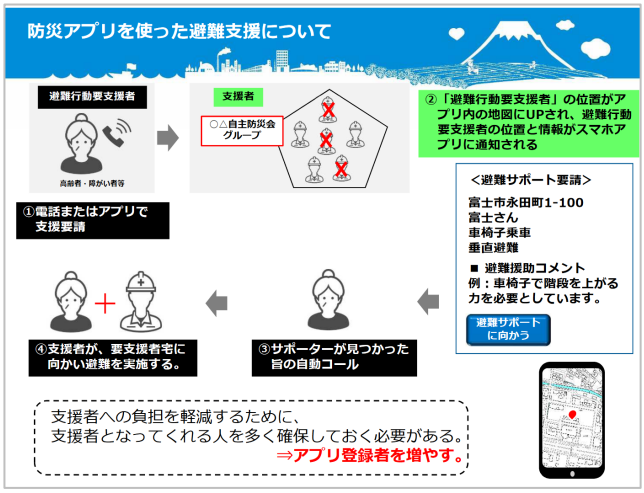

静岡県富士市における負担軽減の工夫

（ク）普及啓発に関するもの

留意点

○市町村が有する既存の広報ツールを活用する

（※広報誌、ケーブルテレビや FM・AM・コミュニティラジオ等の広報番組、地方紙やミニコミ紙などの突出し広告、防災等の住民向けイベント、メールマガジン、YouTube や Facebook 等の SNS、メールマガジン等）

○地域の具体的な取組事例を取り上げることや、当事者や関係者の声を紹介することは、普及啓発において有効

○チラシ、リーフレット、パンフレット、動画等を制作する場合、次のような工夫がある

・対象者を絞り、必要な内容を効果的な手段や手法で伝える

・訓練のようすを動画で配信することは多くの方に効果的に理解を得ることにつながる

・手に取ってもらう、読んでもらう、視聴してもらうため、見やすく、わかりやすく、短くすることを意識する（例）紙の場合：両面又は見開きなど
動画の場合：5分以内を目指すなど

○イベントでブース等の出展をする場合、当該イベントの対象層、来場者に訴求できる目玉を準備することが重要（例）ゆるキャラなど
非常食、炊き出し体験など

○イベントや避難訓練等を実施する場合には、テレビや新聞などのマスコミ、ミニコミ紙、コミュニティ FM の取材（記者やカメラ）が入ることで参加者に取組の重要性が肌感覚として理解されるとともに、その後の取組の推進によい影響が出る

○市町村の姿勢や考え方を体現するロゴ、シンボルマーク、アイコンを作成し、様々な場面で活用することは、考え方などの浸透につながる

（ク）普及啓発に関するもの

愛知県蒲郡市

Point ● 広報動画の作成（訓練動画は理解促進の起爆剤）

個別避難計画を作成した方と一緒に、避難訓練をすることは計画作成の必要性を伝えることや、計画の実効性を高める、最も有効な手段ですが、訓練は限られた方しか参加できません。より多くの方に個別避難計画作成の必要性を伝えるためには、当事者参加型の訓練動画を作成し、広報することでより多くのかたにわかりやすく伝えることができます。

蒲郡市で実施した当時者参加型訓練動画

三重県伊勢市

Point ● 要支援者や関係者などターゲットを絞り、普及啓発をする

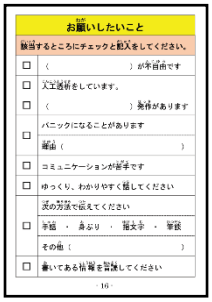

【防災ささえあい手帳】 避難行動要支援者（要支援者）が避難支援等関係者等へ災害時に要支援者自身の情報を的確に伝える手段のひとつとして「防災ささえあい手帳」を配布した。手帳に自身の情報や家族の連絡先、かかりつけ医、服用している薬等を記入し、避難する時は避難所へ持っていくよう要支援者に周知を行った。

（⇒主な対象:要支援者）

【ガイドブック】 「避難行動要支援者支援ガイドブック」については、避難行動要支援者（要支援者）とその家族が日ごろから災害に対して備えておくことや避難支援等関係者（関係者）が要支援者を見守り支援するときに必要なことを記載しており、要支援者と関係者へ配布をした。

（⇒主な対象:関係者）

大阪府枚方市

Point ●普及啓発を通じ、関係者の負担感の軽減を図る

西船橋自治会では地域における防災の取組として、地区防災計画と連携し個別避難計画を作成した。こうした地域の取組を全市的に広げていくため、広報3月号で西船橋自治会へのインタビュー記事を掲載した。また、地域の取組を随時共有できるように地域が作成した地区防災計画をホームページに掲載する他、年2回開催している自主防災組織の代表者が集まる会議において、取組事例の紹介を行っている。地区防災計画と個別避難計画の双方で要支援者の避難等を支援する取組を広げていくことを伝えることで、個別避難計画にかかわることに関し、過度に責任や負担を感じることがないようにし、ハードルを下げていきたい。

【広報ひらかた3月号】

事例紹介

西船橋自治会地区防災計画（一部抜粋）

- 目標を設定
「近所で助け合える関係を作りましょう」
- 社会特性を把握
自治会内の高齢化率約24.4%
- 災害特性を把握
淀川や船橋川が氾濫した際の浸水エリアを記載
- 災害時の活動を確認
地区ごとの一時避難場所や避難行動要支援者の対応を明記

地域コミュニティ

地域に合わせた防災活動が活発

西船橋自治会
小野田 里美さん・弘さん

一人一人に向き合い、顔が見えた安全・安心づくりを

近所で助け合える関係づくりを目指して令和2年に地域で防災委員会を立ち上げました。災害直後に助け合えるのは近くの住民です。大規模災害にもなれば、消防隊や行政の支援がすぐに届かないかもしれません。そこまで想定して、命や暮らしを守る事前の準備を進めています。自ら避難することが困難な人の把握、耳が遠いから教えに行った方が良いなどの対応もより細かく対応できるのが地域の力だと思います。私たちの自治会では、災害が起こった時でも素早く動けるよう令和3年に地区防災計画を策定しました。地域の実情を踏まえて、一人一人に向き合い、顔が見えた安全・安心づくりが目標です。

（ク）普及啓発に関するもの

愛知県岡崎市

Point ● 広報誌を通じて、市の方針（首長の決意）を発信

市長コラム

地域で備えを！

Mayor's Column

早いもので、平成20年８月末豪雨から今年で14年が経ちましたが、強い雨の日には当時を思い出します。当時市内では、1時間に146.5㎜もの猛烈な雨が降り、河川氾濫や橋の崩落、家屋の倒壊など2,500棟を超える住宅被害もあり、また、尊い命も奪われてしまいました。

近年の災害では、避難に時間がかかってしまう高齢のかたなどが犠牲になってしまう割合が非常に高い状況であり、災害時に支援を求めるかたの名簿の作成は進んでいるものの、避難の実効性の確保が課題となっています。こうした状況もあり、市では、内閣府のモデル事業として、今年度から避難に支援を求める高齢のかたなどに、そのかた一人ひとりに合った「個別の避難計画」の作成を地域住民や福祉関係者などと共に始めています。

災害時に頼りになるのは“おとなりさん”です。支援が必要なかたの個別避難計画の作成を通じて地域力を高め、大切な命を守り災害を乗り越えていけるように、地域で行動できる備えをしていきましょう！

岡崎市長
中根　康浩

OKAZAKI 9 2022

市政だより　おかざき　2022 年 9 月 1 日号
https://www.city.okazaki.lg.jp/shiseidayori/p034589_d/fil/220901_1404.pdf

令和3年度モデル団体の取組事例

福井県永平寺町

Point ● 計画作成に協力いただいている住民の皆さんと定期的に計画作成の取組状況を共有

誰もが助かる社会をめざして　地域で助け合う　災害から命を守る

個別避難計画

永平寺町では個別避難計画の取り組みを進めています

個別避難計画勉強会

永平寺町では、令和３年５月の災害対策基本法改正により、災害発生時や災害が発生する恐れがある場合に、避難行動要支援者（ひとりで避難できない人や避難時に支援が必要な人）の避難誘導等を迅速かつ安全に実施するため、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰がどのように支援するか、何を持ち出して避難するかなどをまとめた計画書の作成を集落と一緒に進めています。町内すべての集落で取り組みが行なわれるよう、計画の作成者向けに順次説明会を行っているところです。

未着手の集落におかれましては、集落センターにおいて作成方法の勉強会を随時開催いたしますので、防災安全課までご連絡ください。

対象者
- 優先度の高い避難行動要支援者
- 要介護３～５の高齢者
- 身体障害者手帳１級・２級所持者
- 知的障害者
- 一人暮らし・老々世帯の高齢者
- 難病患者
- ハザードマップで危険な区域に居住する人など

個別避難計画を基にした避難訓練

進捗状況（令和４年10月31日現在）
- 個別避難計画取組集落　51集落
  - 松岡地区　29集落
  - 永平寺地区　9集落
  - 上志比地区 13集落
- 個別避難計画作成件数　98件

問合せ　防災安全課　TEL：61－3951

永平寺町では個別避難計画の取り組みを進めています

進捗状況（令和４年11月30日現在）
- 個別避難計画取組集落　51集落
  - 松岡地区　29集落
  - 永平寺地区　9集落
  - 上志比地区 13集落
- 個別避難計画作成件数　117件

対象者
- 優先度の高い避難行動要支援者
- 要介護３～５の高齢者
- 身体障害者手帳１級・２級所持者
- 知的障害者
- 一人暮らし・老々世帯の高齢者
- ハザードマップで危険な区域に居住する人など
- 難病患者

問合せ　防災安全課　TEL：61－3951

地域のみんなで助け合う避難訓練

福祉避難所開設・生活訓練

11月20日、災害の際に一般の避難所では生活に支障をきたす高齢者や障がい者らが避難する「福祉避難所」の開設や避難生活を体験してもらう訓練を、永平寺老人福祉センター永寿苑で行い、約30人が参加。高齢者や障がい者らが次々に福祉避難所を訪れると、減災ナースのみなさんが血圧を測定するなどして健康状態を確認していました。

また、避難所では避難生活が長期にわたることを想定して避難者がストレスなく過ごせるよう工夫。参加者はラジオ体操で体を動かしたりレクリエーションに参加したりなど、避難した際の生活を体験しました。

町は今回の訓練の問題を分析し、災害時に避難が必要な人のスムーズな受け入れを目指していきます。

「自身の障がいや支援してほしいことについて知らせる防災スカーフを活用するといい。本当にほしい人に届いているのだろうか」など、話し合う参加者

減災ナースによる健康チェック　避難所生活でのレクリエーション　避難所での助け合い　近助タクシーを利用して避難

福祉避難所開設訓練 はぁもにぃ永平寺

11月６日に「はぁもにぃ永平寺」において、大雨による災害発生の恐れがあるため福祉避難所を開設する想定で訓練が行われました。

今回は、個別避難計画が作成してある５名を、自宅から福祉避難所まで車での移送し、開設した福祉避難所へ受け入れる訓練を行いました。訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返り、災害への備えについて話し合いました。

永平寺中自主防災組織連絡協議会研修会

11月13日、永平寺緑の村ふれあいセンター多目的ホールにおいて、永平寺中自主防災組織連絡協議会主催の防災研修会が開催されました。NPO法人町の防災研究会 松森和人理事長を講師に迎え、「地震の怖さは二つある」という演題で講演していただきました。

個別避難計画ワークショップ

11月16日、永平寺緑の村ふれあいセンター多目的ホールにおいて、個別避難計画のワークショップを開催。ワークショップでは、町から個別避難計画の進捗状況、町防災アドバイザーの酒井明子氏から南越前町での大雨災害時支援の実体験をお話いただきました。その後、グループに分かれて各集落の個別避難計画の取り組み状況や課題などの意見交換が行われ、最後に各グループから発表をいただきました。

広報永平寺 04

広報永平寺 12

広報　永平寺　令和4年 12 月号～令和5年1月号
https://www.town.eiheiji.lg.jp/420/504/p011169_d/fil/kouhou-12.pdf

（ク）普及啓発に関するもの

宮城県塩竈市

Point ● 住民に広く周知を図り、作成への参画や支援者を引き受けていただく気運を醸成

一人ひとりの避難の仕方　～塩竈市個別避難計画作成事業～

災害時の避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)一人ひとりに対し、誰が支援するか、どこの避難所に避難するか、避難するときにどのような配慮が必要になるかを記載した計画です。

優先度の高い方からケアマネージャーや民生委員に順次、作成を依頼しています。

支援者が介護認定をもつ方の避難支援方法を話し合っています

問 高齢福祉課高齢者支援係☎022-364-1204

広報しおがま 4 2023 April Vol.811

広報しおがま2023年4月号 ── 12

広報しおがま(2023 年 4 月号)
https://www.city.shiogama.miyagi.jp/uploaded/attachment/20240.pdf

聴覚に障害のある方にも情報が届くよう、YouTube を通じて音声での情報発信を行っているほか、スマートフォン・タブレット向けのアプリを通じた情報配信やデジタルブックを活用して、住民の皆さんに広く周知を図っています。

塩竈市広報紙「広報しおがま」
@user-pl1yt9fr5s チャンネル登録者数 20人 670 本の動画
宮城県塩竈市の行政情報をお知らせする「広報しおがま」を音声でお届け… ›
city.shiogama.miyagi.jp

スマートフォン・タブレット端末向け行政情報アプリ「マチイロ」で、塩竈市広報紙「広報しおがま」をいつでもどこでも、ご覧いただけます。
詳しくは、行政情報配信アプリ「マチイロ」をご覧ください。

デジタルブックとは本のページをめくるような感覚で、インターネット上でスムーズに閲覧することができます。
拡大表示スクロール、必要記事の切り取り、広報誌の記事中から目的のキーワードを探すなどの便利な機能があります。
電子書籍ポータルサイト「miyagiebooks」<外部リンク>
※表示できない場合はアドオン管理（Shockwave.Flash.Objectを有効にしてください）
InternetExplorerのアドオンを管理する<外部リンク>

兵庫県宝塚市

Point ● ロゴを通じて市の考え方などを伝える

人まかせにせず、まずやってみる、知ってもらう。そして、「みんなで助ける」ではなく、「みんなで助かる」というメッセージを表したロゴを作成して、チラシや説明資料など様々な場面で活用している。

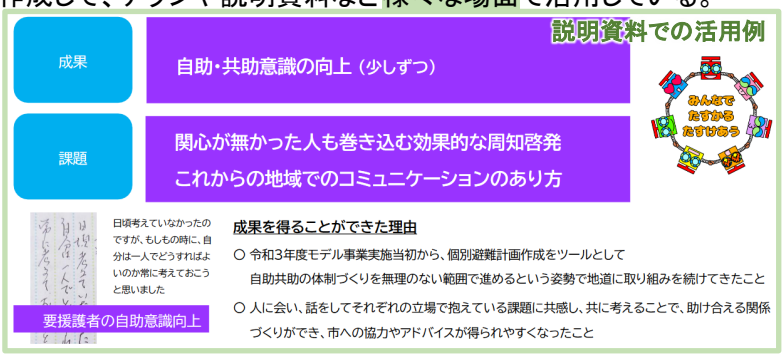

（ク）普及啓発に関するもの

参　考

Point ● モデル団体の作成したチラシ、ガイドブック、パンフレット

○滋賀県大津市の事例

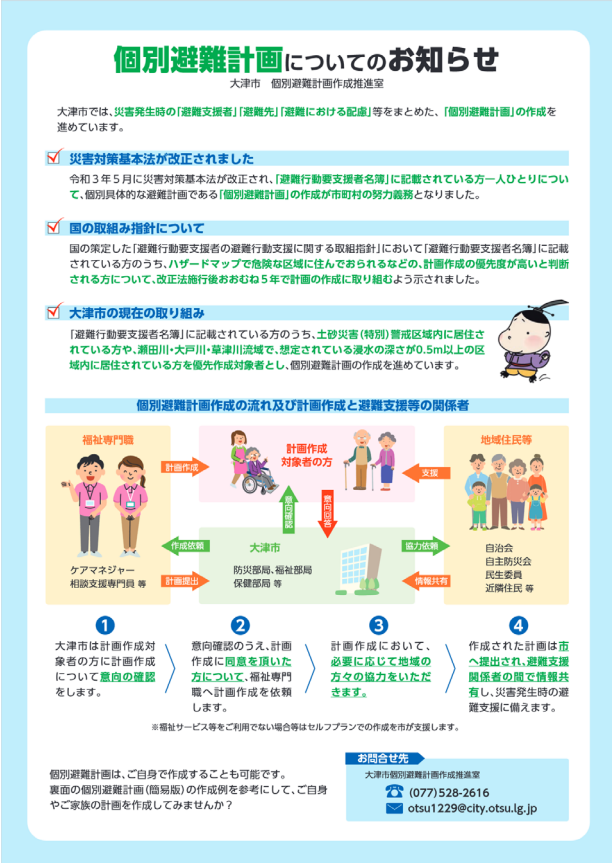

個別避難計画についてのお知らせ

大津市　個別避難計画作成推進室

大津市では、災害発生時の「避難支援者」「避難先」「避難における配慮」等をまとめた、「個別避難計画」の作成を進めています。

災害対策基本法が改正されました

令和３年５月に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」に記載されている方一人ひとりについて、個別具体的な避難計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となりました。

国の取組み指針について

国の策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において「避難行動要支援者名簿」に記載されている方のうち、ハザードマップで危険な区域に住んでおられるなどの、計画作成の優先度が高いと判断される方について、改正法施行後おおむね５年で計画の作成に取り組むよう示されました。

大津市の現在の取り組み

「避難行動要支援者名簿」に記載されている方のうち、土砂災害（特別）警戒区域内に居住されている方や、瀬田川・大戸川・草津川流域で、想定されている浸水の深さが0.5m以上の区域内に居住されている方を優先作成対象者とし、個別避難計画の作成を進めています。

個別避難計画作成の流れ及び計画作成と避難支援等の関係者

福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員 等）／計画作成対象者の方／地域住民等（自治会、自主防災会、民生委員、近隣住民 等）／大津市（防災部局、福祉部局、保健部局 等）

計画作成／支援／配慮依頼／配慮依頼／作成依頼／計画提出／協力依頼／情報共有

1. 大津市は計画作成対象者の方に計画作成について意向の確認をします。
2. 意向確認のうえ、計画作成に同意を頂いた方について、福祉専門職へ計画作成を依頼します。
3. 計画作成において、必要に応じて地域の方々の協力をいただきます。
4. 作成された計画は市へ提出され、避難支援関係者の間で情報共有し、災害発生時の避難支援に備えます。

※福祉サービス等をご利用でない場合等はセルフプランでの作成を市が支援します。

個別避難計画は、ご自身で作成することも可能です。
裏面の個別避難計画（簡易版）の作成例を参考にして、ご自身やご家族の計画を作成してみませんか？

お問合せ先
大津市個別避難計画作成推進室
☎ (077)528-2616
otsu1229@city.otsu.lg.jp

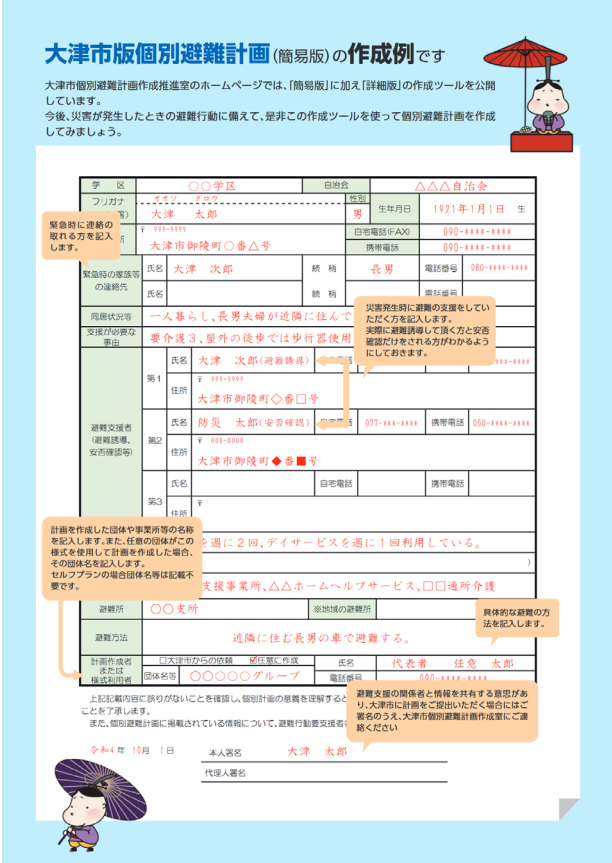

大津市版個別避難計画（簡易版）の作成例です

大津市個別避難計画作成推進室のホームページでは、「簡易版」に加え「詳細版」の作成ツールを公開しています。
今後、災害が発生したときの避難行動に備えて、是非この作成ツールを使って個別避難計画を作成してみましょう。

緊急時に連絡の取れる方を記入します。

災害発生時に避難の支援をしていただく方を記入します。実際に避難誘導して頂く方と安否確認だけをされる方がわかるようにしておきます。

計画を作成した団体や事業所等の名称を記入します。また、任意の団体がこの様式を使用して計画を作成した場合、その団体名を記入します。セルフプランの場合団体名等は記載不要です。

具体的な避難の方法を記入します。

避難支援の関係者と情報を共有する意思があり、大津市に計画をご提出いただく場合にはご署名のうえ、大津市個別避難計画作成室にご連絡ください

○兵庫県宝塚市の事例

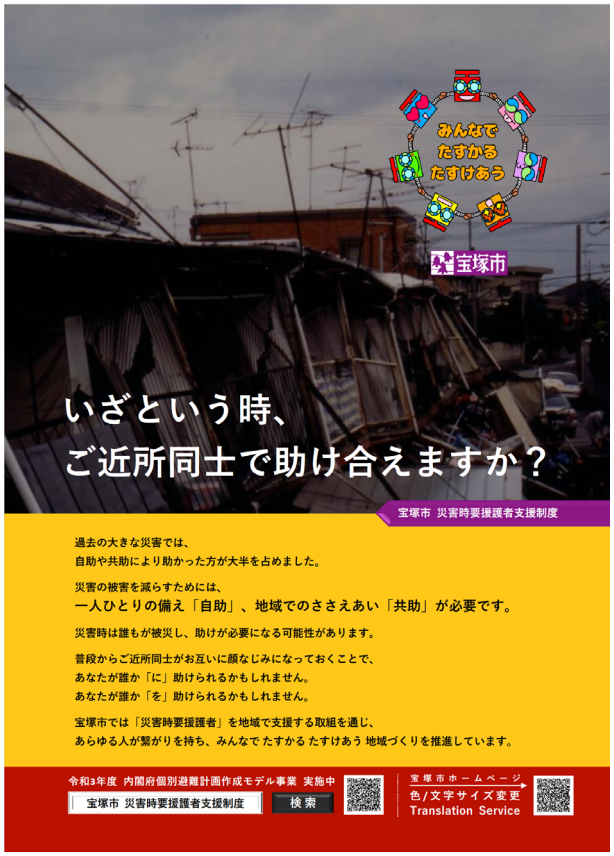

みんなで たすかる たすけあう

宝塚市

いざという時、
ご近所同士で助け合えますか？

宝塚市　災害時要援護者支援制度

過去の大きな災害では、
自助や共助により助かった方が大半を占めました。

災害の被害を減らすためには、
一人ひとりの備え「自助」、地域でのささえあい「共助」が必要です。

災害時は誰もが被災し、助けが必要になる可能性があります。

普段からご近所同士がお互いに顔なじみになっておくことで、
あなたが誰か「に」助けられるかもしれません。
あなたが誰か「を」助けられるかもしれません。

宝塚市では「災害時要援護者」を地域で支援する取組を通じ、
あらゆる人が繋がりを持ち、みんなで たすかる たすけあう 地域づくりを推進しています。

令和3年度 内閣府個別避難計画作成モデル事業 実施中
宝塚市 災害時要援護者支援制度　検索

宝塚市ホームページ
色/文字サイズ変更
Translation Service

災害時、あなたが自分の命を自分で守れるように
たからづか防災マップで自宅の災害リスクの確認を　自助

紙版 配布場所
・総合防災課（市役所2階 TEL: 0797-77-2078）
・市内公共施設
・各サービスセンター・ステーション

WEB版
WEB版たからづか防災マップ　検索

災害時、あなたやあなたの大切な人の安全を確保したうえで
無理はせず、できる範囲で困っている人の支援を　共助

これまでの災害で多く犠牲となってきた
「災害時要援護者※」は 特に支援が必要です
※災害時に自力で避難することが困難な方

宝塚市の災害時要援護者支援制度対象者
身体障害者手帳 1級・2級 所持 / 療育手帳 所持
精神障害者保健福祉手帳 1級 所持
要介護認定区分 要介護 3・4・5 認定
生命維持に必要な医療ケアを受けている人

たとえばこんな支援
大雨が降る前に声を掛けて一緒に避難する
地震があったら様子を見に行く
正しい情報を伝える
避難の手助けをする

高齢者・障碍(がい)のある人・妊産婦・乳幼児・外国人・一人暮らしの人 なども支援を必要としているかもしれません

災害時、ご近所同士で助け合えるように
普段からお互いに顔の見える関係づくりを　共助

災害時に助け合いが行われ、多くの人の命や暮らしが守られるように、
宝塚市では「災害時要援護者支援事業」を通じ、地域づくりを推進しています。

この事業は、対象者のうち避難支援組織（市と協定を結んだ地域団体）への個人情報提供に同意された人の情報を市が各避難支援組織へ提供し、その情報が地域で活用され災害に備える取り組みです。

必要な支援は、一人ひとり、また、状況によっても異なります。
近くにどんな人がいてどんなことで困るか知らなければ、助けたくても助けようがないかもしれません。
そのため、市では 市民の皆さんや多くの関係者と一緒に、「個別避難計画」の作成もはじめました。

支援が必要な人は多く、支援してもいいという人が少ない状況です。
避難支援組織、要援護者の支援者となる登録にご協力ください。
詳しくは 市ホームページをご覧いただくか、地域福祉課までお問合せください。

問合せ先
宝塚市役所
地域福祉課
〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1 1階
TEL: 0797-77-2076 FAX: 0797-71-1355
E-mail: m-takarazuka0277@city.takarazuka.lg.jp
URL: https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/　ページID: 1013173

○島根県出雲市の事例

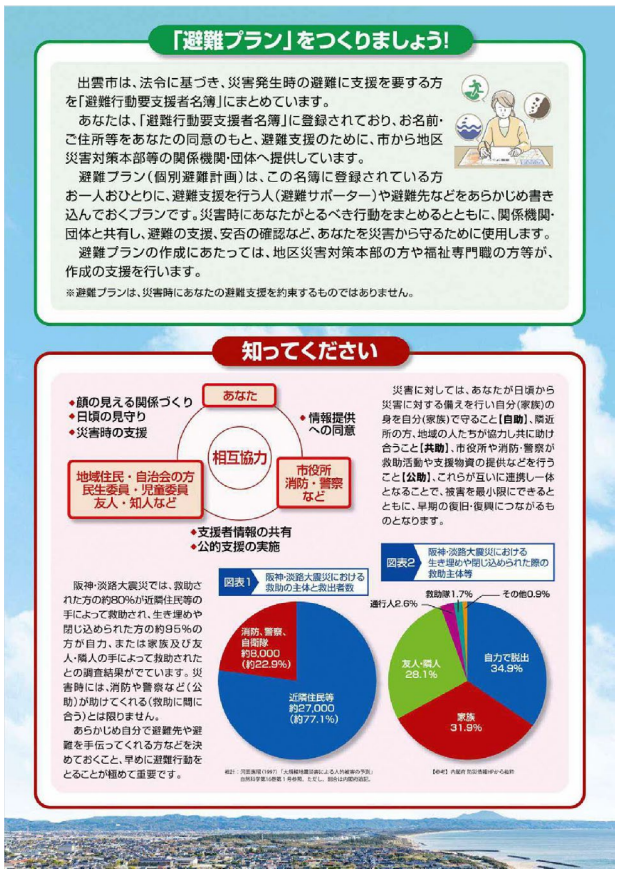

○大分県日田市の事例

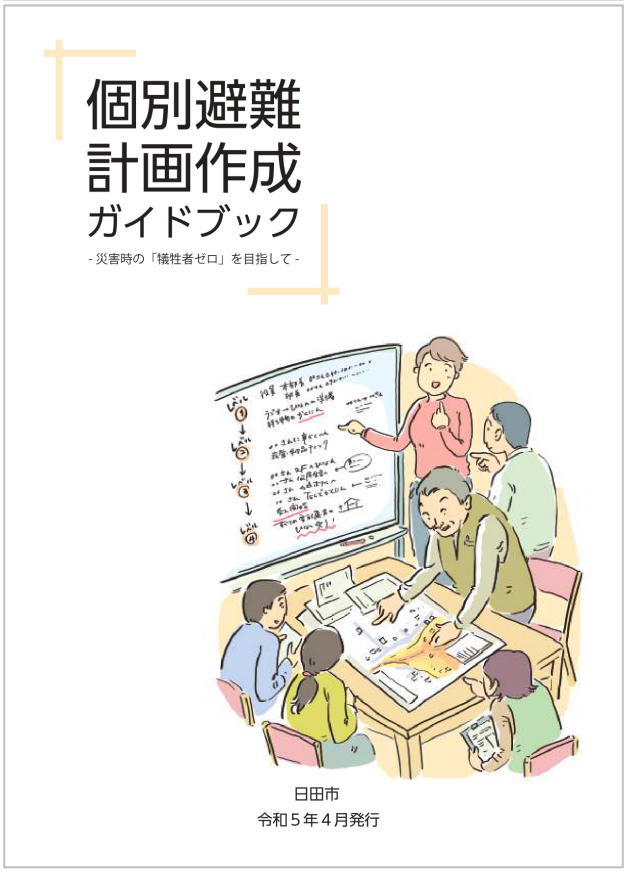

https://www.city.hita.oita.jp/material/files/group/1/0522001.pdf

○沖縄県那覇市の事例

https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/fukushiseisaku/fukushijigyou/saigaihinan/20210709seido.files/20221025hinan_gaiyouban.PDF

https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/fukushiseisaku/fukushijigyou/saigaihinan/20210709seido.files/20221025hinan_tuujouban.pdf

（ケ）本人・地域記入の個別避難計画に関するもの

留意点

〇地域住民が個別避難計画を作成する意味の理解を深めるための働きかけをする

〇個別避難計画を作成するときは、本人が避難に前向きになるよう働きかける

〇市町村から名簿情報の提供を受けた場合に住民が具体的に何をするのか、住民に何を期待しているのかなど、市町村の考えをしっかりと地域の関係者に伝えることが重要

〇理解を深めた（合意形成などが図られた）上での役割分担が重要

〇地域で個別避難計画を作成するに当たり、特定の人に負担が集中しないように配慮する

〇地域にお願いはするが、最後は市町村が責任をもつ

〇避難行動要支援者ご本人や家族の話を聞いて、必要なら行政がサポートする

〇市町村が作成する個別避難計画と自主防災組織などの地域で作成する本人・地域記入の個別避難計画を並行して進める

〇【本人・地域記入の個別避難計画】は災害、避難、自助、受援など考えるトリガーになる ⇒ 返信をいただけない方は、より支援を必要とされている可能性がある（必要に応じて状況を把握し、支援をするなどフォローすることが重要）

（ケ）本人・地域記入の個別避難計画に関するもの

茨城県常総市　Point　● 要支援者本人、家族の個別避難計画作成会への参加

当市防災部門と福祉部門が連携し、民生委員や福祉専門職が集まる地域ケア会議において、個別避難計画作成会を開催した。作成会は，6つの地域で各1回開催し、当該地域の避難行動要支援者から、計画作成対象者を選定して、実際に計画を作成した。参加者は民生委員や福祉専門職のほか、対象者本人やご家族の方が参加したこともあり、避難行動や避難支援に関する様々な議論を交わしていた。

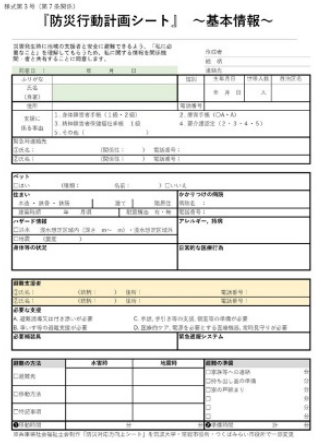

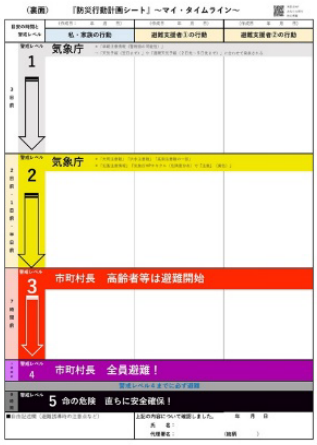

三重県伊勢市　Point　● 勧奨通知を送付、様式を改良、返送がない人をフォロー

記入欄の一部や防災マップで確認した情報をチェック方式で記入できるよう様式の見直しを行い、個別避難計画の作成を促進するため、対象者へ個別避難計画勧奨通知を送付した。個別避難計画の原本には事前に本人情報（氏名、生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等）を印字したのち、返信用封筒を同封し、返送を促した。また、市で返送された計画を精査した後、個別避難計画の控えを避難支援等実施者分も含め 3 部本人へ送付した。

返送がない優先度の高い人に対して、市職員が家族へ連絡し、計画作成を促した。

＜個別避難計画（様式）＞

台帳番号　　作成年月日　　年　　月　　日

「個別避難計画」

本人の情報	フリガナ		性別	生年月日	年　月　日
	氏名				
	住所	〒			
	要支援情報				
	本人の連絡先	自宅		FAX	
		携帯電話			
	緊急連絡先（家族等）	氏名	続柄	住所	電話番号
		①			
		②			
	世帯状況	□ 独居 □ 同居家族あり ⟹ ＿＿＿人（本人は含みません）			
	普段いる部屋寝室の場所など				
同意確認欄	個別避難計画を作成・更新し、平常時に避難支援等関係者、災害発生のおそれがある時や発生した場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に情報提供することに同意します。				
	本人署名	＿＿＿＿	代理人署名	＿＿＿＿（続柄）	

伊勢市防災マップで自宅のある場所を確認しましょう。

該当する□にチェック✓

①大雨の時、あなたの自宅のある場所は？

□洪水による浸水の危険が高い　□土砂災害の危険性が高い

②津波発生の時、あなたの自宅のある場所は？

□津波による浸水の危険が高い

③その他、あなたの自宅の心配ごとを記入

（　　）

災害発生時には、災害の状況により、必ずしも支援を受けられるとは限りません。

支援する側も、まずはご自身やご家族の安全確保が最優先となるため、可能な範囲での支援となります。
また、法的な責任や義務を負うものではありません。

裏面も必ず記入してください

該当する避難場所の□にチェックおよび記入

どこへ	大雨のとき（洪水）	避難場所	□ 在宅避難
			□ 避難所　【□近隣の指定避難所（　　）】【□その他避難所（　　）】
			□ 家族・知人宅
			□ その他（　　）
	地震のとき（津波）	避難場所	□ 在宅避難
			□ 避難所　【□近隣の指定避難所（　　）・□津波緊急避難所（タワー）】【□その他避難所（　　）】
			□ 家族・知人宅
			□ その他（　　）

※市が開設する指定避難所や津波緊急避難所への避難のほか、安全な場所にある「親戚・知人宅・ホテル」や「在宅避難」など、想定される災害に対応した避難先を検討しましょう。

避難支援等実施者（実際に避難支援していただく人を記入）

誰と	①	氏名	続柄	住所	電話
		どのように（該当する支援内容の□にチェック）			
		□ 声掛けしてもらう	□ その他の支援		
		□ 一緒に避難先に行く	（　　）		
	②	氏名	続柄	住所	電話
		どのように（該当する支援内容の□にチェック）			
		□ 声掛けしてもらう	□ その他の支援		
		□ 一緒に避難先に行く	（　　）		

※避難支援の依頼は、本人や家族等から普段のお付き合いの中でお願いしてください。
※あなたの住んでいるところから、遠い人（市外の人など）は、避難支援等実施者にはなれません。

避難支援の留意点等	該当する□にチェック	
	□ 歩行が困難	□ ゆっくり大きい声で伝えてください
	□ 目が見えない（見えにくい）	□ ゆっくり避難誘導をしてください
	□ 耳が聞こえない（聞こえにくい）	□ その他（具体的に記入）
	□ 言葉や文字の理解が難しい	
	□ 危険なことを判断できない	

その他	伝えておきたいこと

（ケ）本人・地域記入の個別避難計画に関するもの

兵庫県宝塚市

Point ● 既存の仕組みを活かした本人記入の個別避難計画

既存の支援カードの仕組みは、年に一度、市から対象者に対し同意書と支援カード様式が送付され、要援護者が記入して同意書と共に市に返送し、市から地域へ名簿と共に提供するものであり、要援護者と地域をつなぐ役割を持っていた。しかし、支援カードは主に要援護者の状態を記入するものであったため、避難に関する項目を増やすなど様式の改良を行い、個別避難計画へ移行した。既存の仕組みがあったため、要援護者からの返送や地域への提供などに大きな混乱はなく、スムーズに進められた。

本人による計画作成では、記入にあたり避難先がわからないなど数十件の問合せがあった。1件ずつヒアリングしながら説明し、作成を促進するとともに、多かった質問を地域の関係者に伝えるなど体制の整備に反映した。

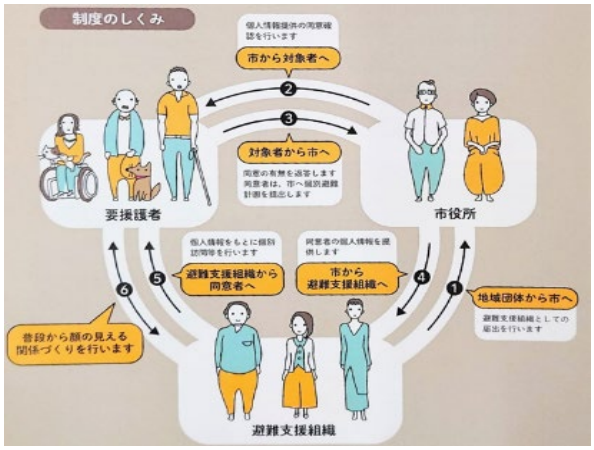

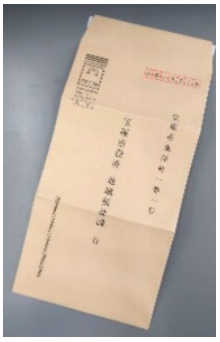

対象者への送付物
（送付文、同意書、個別避難計画、お知らせ、返送用封筒）

別紙 ②

個 別 避 難 計 画

避難支援組織・支援者・関係機関に提供します

私は災害時に地域の支援を受けたいので、本個別避難計画を避難支援組織、支援者、関係機関及び宝塚市が保有すること、災害発生時に必ずしも本個別避難計画に基づく支援が受けられるとは限らないこと、また避難支援組織、支援者、関係機関及び宝塚市は、法的な責任や義務を負わないことについて同意します。

上記に承諾する場合、本人もしくは代筆者により、太枠内に記入してください

記入日	2022 年 月 日	管理番号	ー 2 0 2 2 R 4
フリガナ 氏名		住所	宝塚市 上記が住民票に記載の住所と異なる場合は ✔ → □
生年月日	※西暦で記入 年 月 日	連絡先	自宅 電話 FAX 携帯
性別	男 ・ 女		
記入者と本人との関係	本人・代筆者（関係: ）	記入者氏名（本人の場合記入不要）	記入者連絡先（本人の場合記入不要）

1．自宅外へ避難しますか

洪水/土砂災害	① 避難する	② 避難しない
地 震	① 避難する	② 避難しない

あてはまる番号に○をつけ、必要事項を記入します

裏面もあります →

2．いつ避難しますか

洪水/土砂災害	① 警戒レベル3（高齢者等避難）発令時	② その他（ ）
地 震	① 火事や家屋に被害があった時	② その他（ ）

3．どこに避難しますか

洪水/土砂災害	① 親戚宅など（具体的に ）	② 避難所（名称 ）	③ その他（ ）
地 震	① 親戚宅など（具体的に ）	② 避難所（名称 ）	③ その他（ ）

4．どのような支援が必要と考えていますか ※ 支援を保証するものではありません

洪水/土砂災害	① 支援不要	② 情報提供	③ 安否確認		
	④ 避難支援（誘導）	⑤ 避難支援（介助）	⑥ 避難支援（移送）	⑦ その他（ ）	
地 震	① 支援不要	② 情報提供	③ 安否確認		
	④ 避難支援（誘導）	⑤ 避難支援（介助）	⑥ 避難支援（移送）	⑦ その他（ ）	

5．誰が支援しますか ※ 相手の方に了承いただいたうえで記入

洪水/土砂災害	フリガナ 氏 名	関 係	連絡先
	フリガナ 氏 名	関 係	連絡先
地 震	フリガナ 氏 名	関 係	連絡先
	フリガナ 氏 名	関 係	連絡先

6．状態

状況（手帳や認定など）	① 身体障害者手帳（部位 ） ② 精神障害者保健福祉手帳 ③ 療育手帳 ④ 要介護3～5（介護度 3 ・ 4 ・ 5 ） ⑤ 腎友会登録 ⑥ 在宅人工呼吸器装着難病患者
移動	① 自力歩行可 ② 杖歩行 ③ 歩行に介助が必要 ④ 車いす ⑤ 寝たきり
情報伝達	① 見えづらい・見えない ② 聞こえづらい・聞こえない ③ 言葉で伝えづらい・伝えられない ④ 手話通訳が必要 ⑤ 要約筆記が必要
特記事項	① 人工透析 ② 在宅酸素 ③ 呼吸器 ④ その他（ ）
かかりつけ医	① なし ② あり（ ）
避難時必要な薬	① なし ② あり（ ）

7．居住状況

同居状況	① 一人暮らし ② 一人暮らしだが近くに家族などが住んでいる ③ 家族などと同居					
居住場所（学校園や施設等の名称、時間帯なども具体的に記入）	平日	日中	① 自宅	土日祝	日中	① 自宅
			② 自宅外（具体的に ）			② 自宅外（具体的に ）
		夜間	① 自宅		夜間	① 自宅
			② 自宅外（具体的に ）			② 自宅外（具体的に ）

8．避難支援組織による個別訪問 ※ 希望しても実施されない場合があります

個別訪問の希望	① 希望する ② 希望しない ※ 未記入は「希望する」とします			
希望する方法	① 電話のみ	電話番号	対応できない曜日・時間帯	対応者 本人・その他（ ）
	② 電話後訪問	電話番号	対応できない曜日・時間帯	対応者 本人・その他（ ）
	③ 訪問のみ	対応できない曜日・時間帯		対応者 本人・その他（ ）

9．緊急連絡先 ※ 相手の方に了承いただいたうえで記入

家族・親戚・成年後見人等		
フリガナ 氏 名	関 係	住所・連絡先
フリガナ 氏 名	関 係	住所・連絡先
相談支援事業所相談員・ケアマネジャー等		
フリガナ 氏 名	関 係	事業所名・連絡先

10．自治会・管理組合への加入

① 加入していない ② 加入している（名称： ）	➡ 記入はここまでです 同意書と一緒に返送します

避難支援組織使用欄	
氏 名	メモ

（ケ）本人・地域記入の個別避難計画に関するもの

滋賀県大津市

Point ● 従来の様式から最低限の項目に絞った簡易版を作成

従来の計画様式はかかりつけ医やアレルギー、介護サービスの状況等についても聞き取る詳細なものであったが、避難行動要支援者の中にはこれらの情報が必ずしも必要ではない方がおられることから、災対法上で計画への記載が求められている項目等に絞った簡易版の計画様式を作成。専門職が作成するような重度のケースについては従来の詳細版の計画様式を活用しつつ、本人や家族で計画の作成が可能な軽度のケースについては、セルフプラン作成の負担を軽減できるよう簡易版の活用も案内している。

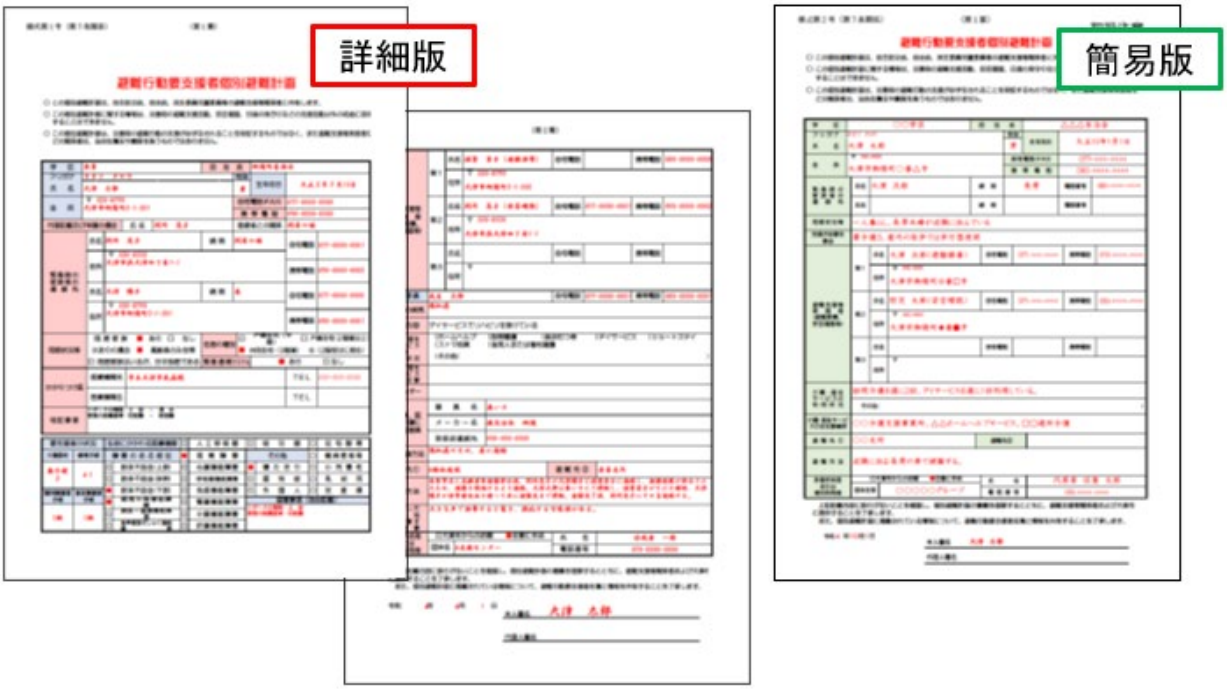

セルフプランによる計画作成促進のため、簡易な計画作成ツールを作成。入力シートに必要事項を入力すると、出力シートで計画様式による出力が可能。併せて、セルフプランを作成する手引きとして、自分の災害リスクなどを整理するための「個別避難計画【セルフプラン】作成ノート」も作成。 https://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/bosai/k/51905.html

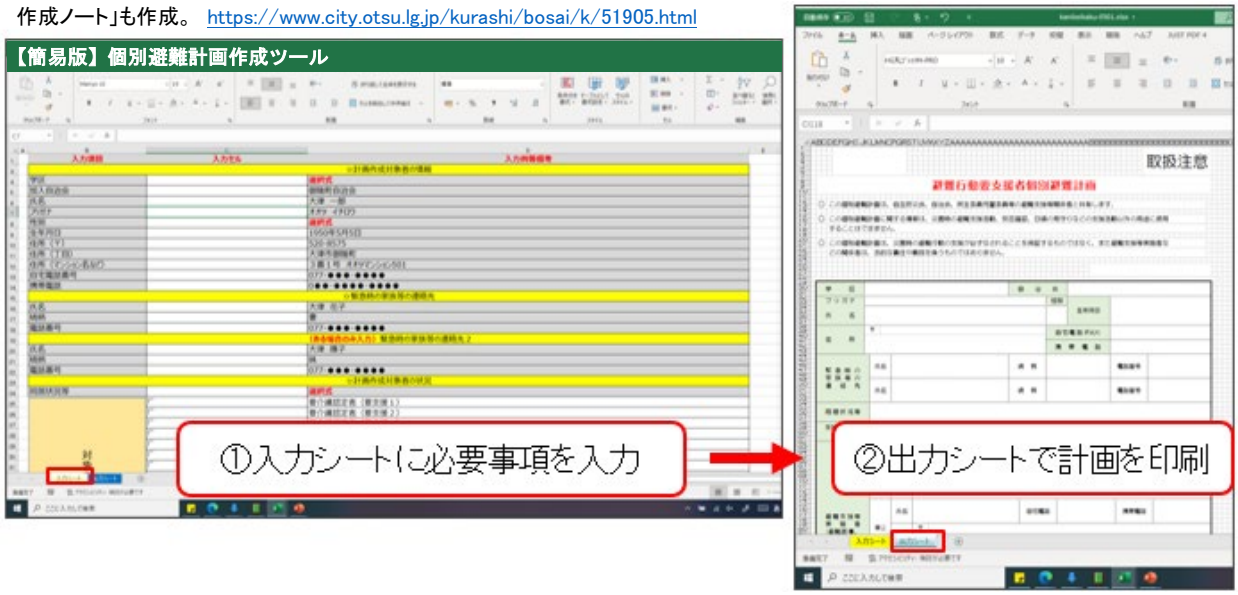

個別避難計画【セルフプラン】作成ノート（抄） https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/301/selfplan1.pdf

（コ）福祉避難所への直接避難に関するもの

留意点

○直接避難の受入をお願いする場合、個別避難計画作成の事前調整の過程などを通じて、避難する人の状況を施設側に具体的に伝える。

（避難する人がどのような状況であるかを知ることで、施設側は受入れ、対応が可能であることを知ることができ、不安感や負担感の解消につながります。）

○福祉避難所の開設や運営に関するマニュアルを作成することや、協定の締結を図ることで、開設のタイミング、対応する内容、市町村と施設の役割を具体化し、明確にする。

（・対応する内容などが抽象的であった場合、対応するべき内容などを過大に捉えることなどにより、不安感や負担感につながるので、対応する内容を具体化し、明確にすることで、不安感や負担感の軽減を図ることが可能となります。
・避難行動要支援者の避難生活における支援を行う家族等も受け入れることは、施設側の負担の軽減に役立ちます。）

○福祉避難所開設訓練などの機会を捉えて避難行動要支援者の直接避難の訓練も行い、実効性の確認を行うこと、また、本人や福祉避難所である社会福祉施設等の声をお聞きして共有することで、福祉避難所への直接避難が、施設利用者や避難行動要支援者、また、社会福祉施設等にとって必要であり、有効なものであることの理解を図る。

○福祉避難所と市役所や町村役場の間で協議会や連絡会議などの場づくりを行い情報共有や意見交換を行うことで、理解の促進や認識の共有を図る。

○福祉避難所を開設するためには、要員の確保が必要であることから、災害時に人員を確保するための仕組みづくり（社会福祉施設の間で相互に応援要員を派遣する協定、福祉や看護系の養成コースを持つ学校等との協定など）に取り組む。

○福祉避難所として避難行動要支援者を受入れるために必要な施設や備品の整備等を支援する。その際、活用しうるツールは、内閣府防災避難生活担当参事官室が、「避難所機能強化に活用できる主な財政支援」において示しているもののほか、企業版ふるさと納税や、様々な財団の助成金の活用などがある。

（コ）福祉避難所への直接避難に関するもの

茨城県常総市

Point ● 福祉事業所に対する福祉避難所マニュアル作成支援と訓練

災害時に福祉避難所として使用できる協定を締結している福祉事業所及び特別支援学校を対象として、福祉避難所マニュアル・BCP 作成ワークショップと、市内総合体育館において避難所受入訓練を実施した。これは、当市が一般社団法人福祉防災コミュニティ協会に業務委託することにより、要支援者の直接避難体制づくりに取り組んだ事業であり、来年度以降も避難所受入訓練を継続して実施していきたいと考えている。

BCP 作成ワークショップのようす

避難所受入訓練のようす

愛知県蒲郡市

Point ● 福祉避難所との協定と、組織づくり

個別支援計画及び、福祉避難所の体制は行政だけで取り組むことは困難です。

蒲郡市では障害者自立支援協議会の専門部会の一つとして、福祉避難所及び、個別避難計画について協議する協議体を作りました。

また、その協議体でいつ、どのように事業をすすめるのかを地域福祉計画に記載し、目標を明確化しました。

障害者自立支援協議会の専門部会として設置

理事長　社会福祉法人理事長

運営委員会　障害社福２法人　高齢社福２法人

ケアマネ代表　基幹相談支援センター

市役所　（福祉課、長寿課、危機管理課）

全体会は協定福祉避難所すべて　＋保健所、保健師等々

第３期蒲郡市地域福祉計画（抄）

【重点事業の実施プログラム】

③	避難行動要支援者名簿及び個別支援計画の策定　［危機管理課・福祉課・長寿課］
事業目標	本市は、要介護認定を受けた高齢者や障がい者が災害時に地域社会の中で円滑な支援を受けられるよう、避難行動要支援者の名簿を作成し、普段からの見守りや支援が必要な方の情報提供を行います。 また、個別支援計画を作成する中で、福祉避難所への避難が必要な方については、福祉避難所連絡会を通じて、福祉避難所に対象者の情報提供を行い、あらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族が適切に避難できるよう支援します。

指標	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	同居家族に支援が必要な方がいる世帯において、災害時の避難する際に『手助けをお願いできる人がいない』の割合の減少	アンケート結果 26.9%	アンケート結果 16.0%

実施プログラム	取組	令和3	4	5	6	7年度
	避難行動要支援者名簿対象者の決定	済			アンケート実施	アンケートによる見直し
	避難行動要支援者名簿提供者の決定					
	個別支援計画と福祉避難所開設訓練との連携	実施予定	福祉避難所開設訓練で個別支援計画に基づき避難実施。			
	避難行動要支援者の避難場所特定		避難行動要支援者名簿及び個別支援計画策定者の避難場所を特定していく			

※福祉避難所開設訓練については毎年各事業所での実施を行うが新たな感染予防も含め、当事者参加型での福祉避難所開設訓練が困難なため、令和3年度は実施予定とする。

避難行動要支援者の避難場所特定

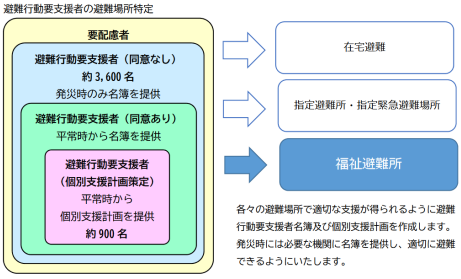

各々の避難場所で適切な支援が得られるように避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成します。発災時には必要な機関に名簿を提供し、適切に避難できるようにいたします。

④	福祉避難所の課題整理及び開設・訓練事業　［危機管理課、福祉課 長寿課、健康推進課］
事業目標	本市は、福祉避難所の体制等について、新たな感染症等も踏まえ課題整理を行うとともに、避難行動要支援者名簿と個別支援計画をもとに、福祉避難所ごとにあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族が避難できるように、開設訓練を実施します。 また、発災時の一部の避難所が設備面で使用できない場合も含め、運用可能な福祉避難所がすぐに開設できるように人材の育成を図っていきます。

指標	評価指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	協定施設と連携した開設訓練の実施	2か所	市内全福祉避難所 23 か所（令和2年11 月時点）

実施プログラム	取組	令和3	4	5	6	7年度
	市内全福祉避難所での開設訓練の実施	・先進自治体等の情報収集、課題整理 ・福祉避難所開設訓練見学会	・課題整理を踏まえた福祉避難所開設・訓練を随時実施。 ・想定災害や避難所開設職員を変更し実施。 ・他施設の職員と合同で開設訓練を実施。			
	新たな福祉避難所との協定締結	受入対応可能な事業所と福祉避難所の協定を締結する				

（コ）福祉避難所への直接避難に関するもの

愛知県蒲郡市

Point ● 福祉避難所開設訓練を実施し、避難の実効性を高める

個別避難計画は作成しただけでは、避難の実効性は生まれません。

実効性を高める為には当事者参加型の避難訓練を実施することが最も効果的です。

避難所の施設の職員、個別避難計画に登録した当事者、周辺の社会福祉施設や、地域住民等と一緒に訓練し、訓練参加者が個別避難計画に、避難時に各々が何をやるのか、どのような支援ができるのかをメモしていきます。

このメモが入った計画が実際の実際の避難時の実効性を高めるポイントになっていきます。

（コ）福祉避難所への直接避難に関するもの

福井県福井市

Point ● 役割や行動を整理した上で、福祉避難所と協定を締結

福井市では、福祉避難所に関する協定を締結した施設（協定締結施設）のうち、113施設を指定福祉避難所に指定している。

また、「福井市地域防災計画」に基づく「福祉避難所　設置・運営マニュアル」を令和４年 12 月に改定し、協定締結施設の災害時（震度５強以上、高齢者等避難発令等）における、災害対策本部、要配慮者支援班、福祉避難所それぞれの役割や行動の目安を示している。

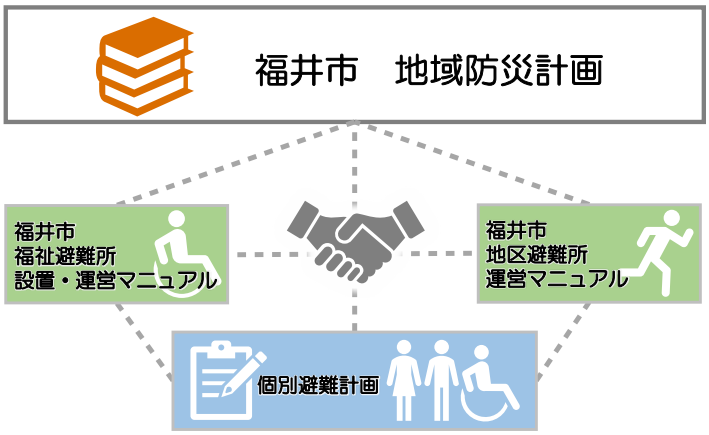

福井市では、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府作成）の改定（令和3年5月）を契機として検討を行い、「福祉施設の通常のサービス対象者」や「平素から利用している者」のうち、市の基準に該当する「特定した要配慮者」※で、福祉避難所の体制などの実情を踏まえ施設から直接受入の承諾を得ている者について、福祉避難所に直接避難することとした。（令和4年 12 月～）

※「特定した要配慮者」とは、「個別避難計画」において「本人情報」、「配慮しなければならない情報」、「避難場所（指定福祉避難所等）」、「避難支援者」、「緊急時の連絡先」が記載された者としている。

災害時には、「特定した要配慮者」は協定締結施設に連絡し、連絡を受けた協定締結施設は、「特定した要配慮者」を直接受入れるとともに、市へ受入れ（避難）の状況を報告する。

「個別避難計画」により直接避難を受け入れる指定福祉避難所（福祉施設等）は、警戒レベル3（高齢者等避難）以上等の場合、市の要請が無くても自ら福祉避難所を開設し、受け入れ体制をとることとしている。

災害時に、上記以外の要配慮者から直接避難の申出があった場合、市は、要配慮者の状態、避難行動の危険性、緊急性等を確認し、必要と判断した場合は、福祉避難所へ直接受入を要請する。

なお、指定福祉避難所等で避難生活を支援する人員が不足する場合を想定し、福祉・看護系の学校と協定等により学生等の協力を得る取組を進めている。

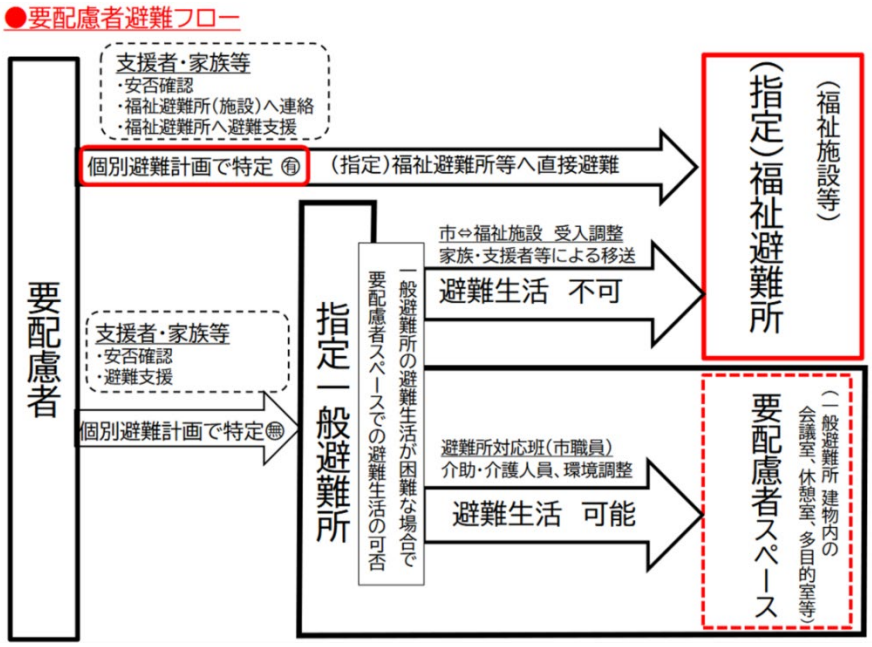

（コ）福祉避難所への直接避難に関するもの

令和3年度モデル団体の取組事例

茨城県古河市

Point ● 福祉避難所の開設や運営に関するマニュアルを作成⇒依頼内容の具体化と不安の解消

古河市　福祉避難所開設・運営マニュアル（本編）（抄）

【目次】

1．福祉避難所の概要
（1）福祉避難所とは…… 3
（2）対象となる人…… 3
（3）要配慮者とは…… 3
（4）開設時期…… 3
（5）設置期間…… 3

2．福祉避難所の全体イメージ
（1）福祉避難所への避難の基本的な流れ…… 4

3．災害時の初動体制
（1）市災害対策本部の初動体制…… 5
（2）福祉救護部の初動体制…… 5
（3）福祉避難所の運営体制…… 6

4．避難所の開設から撤収までの流れ…… 7

5．福祉避難所の開設手順
（1）被災者（要配慮者）の受け入れの流れ…… 9
（2）開設・受け入れ開始前までの動き…… 10
（3）福祉避難所の開設準備の手順…… 12
（4）福祉避難所の配置計画（例）…… 14

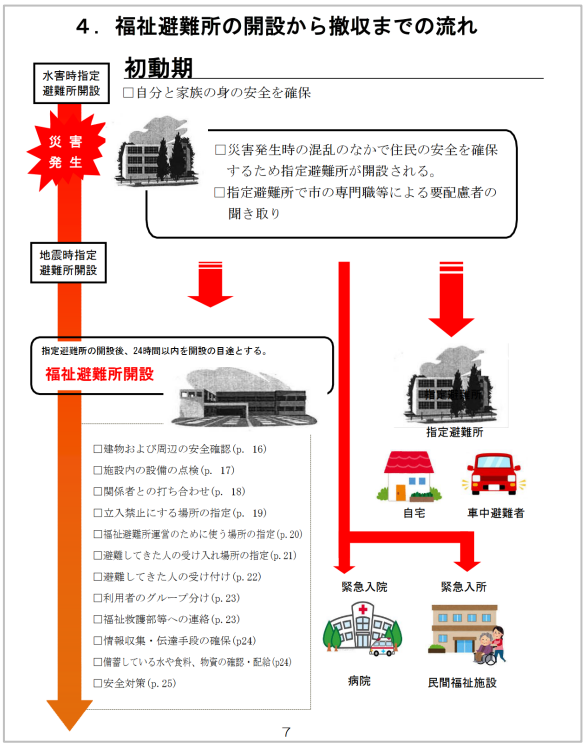

茨城県常総市

Point ● 福祉避難所の開設や運営に関するマニュアルを作成⇒依頼内容の具体化と不安の解消

社会福祉法人〇〇会〇〇園　福祉避難所開設・運営マニュアル（第〇版）（抄）

社会福祉法人〇〇会
〇〇園

福祉避難所開設・運営マニュアル（第〇版）

作成者：●●●
承認者：●●●
発行日：●●●●年●●月●●日

2．発災前後の初動対応

(1)　直接避難の受け入れ
「高齢者等避難」「避難指示」が発令された時は、〇〇市（区町村）からの要請に基づいて福祉避難所を開設します。個別避難計画等で直接来所が設定されている場合は、要配慮者およびその家族・支援者等を受け入れます。

(2)　災害初動対応
人命を第一に、利用者と職員の安全確保、安否確認、救助、避難、初期消火、施設点検など事業継続計画(BCP)、消防計画や防災計画に定めた災害対応を行います。

(3)　一時避難の受入
一般の避難者は基本として受け入れませんが、状況によっては一時的に受け入れる場合があります。このとき、要配慮者以外の避難者が就寝可能場所などを占有しないように、別室を用意して椅子に腰かけてもらうなどの対応をします。

3．福祉避難所の開設

(1)　開設の判断
□　〇〇市（区町村）災害対策本部〇〇班「＝〇〇課」から開設の要請
□　要配慮の避難者から受け入れの要望
この場合には、運営にあたり〇〇市（区町村）と締結する協定の内容を「施設の自主判断により福祉避難所を開設し、できるだけ速やかに市（区町村）対策本部（要配慮者班「＝〇〇課」）に報告する」としておくとスムーズです。
そして開設した場合には、使用可能な通信手段により、活動の開始を上記要配慮者班「＝〇〇課」に報告します。
※　使用可能な連絡手段の例
□災害時優先電話、□FAX、□電子メール、□近隣小中学校・避難所・市（区町村）施設等の防災無線機、□公衆電話等
※　【報告項目】
開設の旨、開設時間、避難者数の推移・傾向、被害状況、活動可能な人数等

報告例
〇〇園に福祉避難所を開設しました。開設時間は〇〇時〇〇分です。避難者は、〇〇名程度、今後増加していく傾向あり。施設の一部でガラス窓が割れ、ガラスが飛散しています。現在、職員〇名、町会・自治会〇名で活動しています。

報告例
〇〇園です。〇〇時〇〇分現在、〇〇（場所）に避難者〇名がいます。建設関連事業者の参集がないため、避難所建物の安全が確認できていません。至急、建物の安全確認が行える要員を派遣してくださるようお願いします。現在、施設職員〇名、町会・自治会〇名で活動しています。

※　市（区町村）〇〇課と連絡が取れない場合は、事後報告とします。

(2)　建物の安全確認
避難者を敷地内に入れますが、原則として、建築関連事業者による建物の安全確認が行われるまで避難者を建物内に入れず、敷地内に待機いただきます。

（サ）地区防災計画との連動に関するもの

留意点

○地区防災計画も個別避難計画も計画を作成すること自体が大事なのではなく、命を守ることが目的であることを忘れない

○地区防災計画に取り組むことで、その地区の災害リスクを知り、地区全体のタイムラインや避難の在り方を考えることは、個別避難計画を考える場合にも基礎となる

○地区防災計画の取組の中で、共助による健康加齢者の避難を促す取組を進め、地域における避難の実効性を高めることがある

○まずは地域に避難支援が必要な方がいるということを知ってもらう

○地区防災計画を議論することにより、避難行動要支援者の避難に関心が高まり、個別避難計画づくり、実施に協力を得られやすくなる

○地区防災計画と連動した取組の中で、地域の支援で避難できる者、地域の支援だけでは難しく、専門職の支援が必要となる者を区分けする

○地区防災計画の取組の中で作成された避難のタイムラインを、個別避難計画の作成に活かすなど、連携して作成し、訓練等を通じて実効性の確保をすることが重要

○地域で連携して避難支援ができる体制を構築する

○地区防災計画も個別避難計画も様々なセーフティネットの一つであり、セーフティーネットを増やしていくことに努めることが大事

（サ）地区防災計画との連動に関するもの

大阪府枚方市

Point ● 地区防災計画と個別避難計画の双方で要支援者の避難等を支援する取組を広げる⇒過度に責任や負担を感じることを防ぎ、ハードルを下げる

西船橋自治会では地域における防災の取組として、地区防災計画と連携し個別避難計画を作成した。こうした地域の取組を全市的に広げていくため、広報３月号で西船橋自治会へのインタビュー記事を掲載した。

また、地域の取組を随時共有できるように地域が作成した地区防災計画をホームページ※に掲載する他、年2回開催している自主防災組織の代表者が集まる会議において、取組事例の紹介を行っている。

※ https://www.city.hirakata.osaka.jp/kikikanri/0000037940.html

地区防災計画と個別避難計画の双方で要支援者の避難等を支援する取組を広げていくことを伝えることで、個別避難計画にかかわることに関し、過度に責任や負担を感じることがないようにし、ハードルを下げていきたい。

枚方市 危機管理ポータルサイト　ホームへ

みんなでつくる 地区防災計画

1．地区防災計画（全体版）策定一覧

※掲載している地区防災計画は、枚方市防災会議において枚方市地域防災計画に規定した時点のものであり、内容は随時更新されます。

令和3年度策定

地区防災計画（全体版）策定一覧

計画名	対象区域	作成主体
樟葉南校区地区防災計画	樟葉南	校区
津田南校区地区防災計画	津田南	校区
船橋校区地区防災計画	船橋	校区
小倉校区地区防災計画	小倉	校区
菅原東校区地区防災計画	菅原東	校区
春日校区地区防災計画	春日	校区
牧野校区地区防災計画	牧野	校区
西船橋自治会地区防災計画	西船橋	自治会
くずは並木自治会地区防災計画	くずは並木	自治会

令和4年度策定

全体版）策定一覧

	対象区域	作成主体
	樟葉	校区
	殿山第一	校区
	蹉跎東	校区
	氷室台	自治会
	三栗渚園	自治会
アル	牧野駅前ハイツ	自治会
	招提南町	自治会

【広報ひらかた3月号】

もしもの時の行動指針

みんなでつくる 地区防災計画

平成25年に災害対策基本法が改正され、地域の自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。地域の災害リスクを理解し、校区や自治会の特性に合わせて、災害時にどのように対処すべきかまとめた計画の策定が市内でも進んでいます。あなたの地域でも作りませんか、もしもに備えて。

策定に関するお問い合わせは危機管理対策推進課へ。

事例紹介

西船橋自治会地区防災計画（一部抜粋）

● 目標を設定
「近所で助け合える関係を作りましょう」
● 社会特性を把握
自治会内の高齢化率約24.4%
● 災害特性を把握
淀川や船橋川が氾濫した際の浸水エリアを記載
● 災害時の活動を確認
地区ごとの一時避難場所や避難行動要支援者の対応を明記

京都府精華町

Point ● 地区防災計画の作成過程の中での個別避難計画の作成

精華町では、地区防災計画の作成を念頭に置き、まずは地域住民に災害リスクや地区の避難行動要支援者の状況を認識してもらい、地域ぐるみでの避難の機運の醸成を図るため、住民参加による個別避難計画作成の取組に着手することとした。モデル地区を選定し、関係者による会議で避難行動要支援者の避難や地区の災害リスクについて説明することで、地域の理解が得られた結果、避難行動要支援者本人の計画作成の同意取得や、避難支援等実施者の確保につながり、実際に計画を作成することができた。この取組を継続し、住民主導による地区防災計画の作成につなげ、地域ぐるみでの避難の実現を図る。

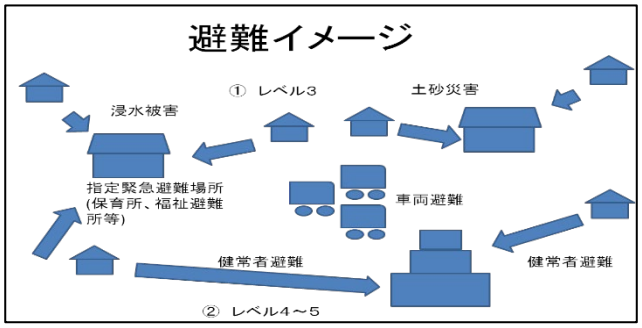

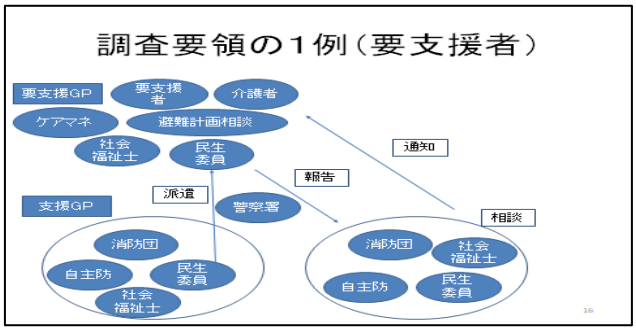

（サ）地区防災計画との連動に関するもの

高知県黒潮町

Point
- 個別避難計画と地区防災計画に並行して取り組むことが関係者の安心につながる

個別避難計画の避難支援等実施者は、自らと自らの家族の安全を最優先し、安全に避難支援等が実施できる場合に、避難情報の伝達、安否の確認、一緒に避難することなどの避難支援等のうち、できることについて、できる範囲で協力していただくものだと考えられる。

避難支援等実施者には、義務や責任は負わされていないことから、自らの安全が確保できないときにまで、避難支援等実施者は避難支援等を実施する必要はないということではないかと考えられる。

避難支援等実施者が自分自身や家族の安全が確保できない場合、また、避難支援等実施者が被災した場合や不在の場合など、個別避難計画どおりに避難支援等が実施できない状況も起こり得るが、このような場合に、地区防災計画と個別避難計画の連携が図られ、相互に補完できる状況にあることは、避難行動要支援者ご本人や避難支援等実施者などみんなの安心につながるのではないかと気付いた。

地区防災計画に取り組んでいる状況は、個別避難計画に基づき避難支援等実者が避難支援等を実施できない場合にも、地区防災計画がさまざまなセーフティネットの一つとして機能することが期待できる可能性につながることから、避難行動要支援者ご本人の安心や、避難支援等実施者の負担感の軽減につながるのではないか。

個別避難計画は、地域での助け合いなど目に見えない、カタチのない共助も含めて幾つもある災害時におけるセーフティネットの一つであり、個別避難計画づくりは、このようなセーフティネットを増やしていこうとする取組の一つなのだと考えてみてはどうか。

個別避難計画をこのような性格のものと捉えることで、過度に責任を感じず避難支援等実施者を引受けていただくことにつながる可能性があるのではないかと感じている。

↑地区防災計画の関係者と連携し、
個別避難計画作成に取り組むようす

↓本人と避難支援等実施者による計画の検証のようす

（シ）マイ・タイムラインとの連携に関するもの

留意点

〇避難のタイミングを個別避難計画に含めることも有効

〇マイ・タイムラインを個別避難計画の様式に追加することも有効

〇レベル3での避難又はそれ以前の避難について組み込むことも重要

〇タイムラインどおりにはいかない場合もあることに留意が必要

〇コミュニティタイムラインと連携する

〇マイ・タイムラインは、避難行動要支援者本人をはじめ、避難支援等実施者など関係者の意識づけにつながる（取組をはじめる際の導入としても効果的）

〇「いつ」「だれと」「どこへ」「どうやって」を整理するのにタイムラインは有効

〇県などが作成しているマイ・タイムラインの様式を活用するやり方もある

（シ）マイ・タイムラインとの連携に関するもの

大分県日田市

Point ● 様式に配慮者向けタイムラインを追加（「いつ」を加え実効性を高める）

令和 3 年度、福祉専門職や NPO 法人、大分県などと一緒に、要配慮者の避難に関する勉強会を開催。この中で大分県が作成していた要配慮者向けマイ・タイムライン「おおいた支えアイ・タイムライン」を使用し、避難行動要支援者や福祉専門職と一緒にタイムライン作成の取組を行った。日田市では、より実効性のある避難の取組のため、「いつ」「誰と」「どこへ」「どうやって」を整理するためのタイムラインの活用は必須と考え、「おおいた支えアイ・タイムライン日田市版」を作成し、個別避難計画の様式に追加した。

おおいた支えアイ・タイムライン日田市版（記載例）

自治会名： 田島2丁目　　（　日田太郎　）さんの避難計画〔タイムライン〕　　式年月日：令 和 4 年 4 月 1 日　新年月日：令 和 5 年 5 月 1 日

①から⑧の項目を確認し記入しましょう

①ハザードマップの確認	
浸水ハザード	あり 想定 0.5-3 m
土砂災害警戒区域	なし
垂直避難	不可能
※ハザードマップ・本人の身体状況等を考慮し判断すること	

②避難先	
避難先①	日田防災デイサービス 車で 15 分
避難先②	○○地区公民館 車で 5 分

③避難支援者の情報（家族でも可）								
支援者①	氏名	支援次郎	続柄	担当ケアマネ	TEL	000-1111-2222	個人情報共有同意あり☑	☑
	住所	日田市田島2丁目6-1 日田ケアプランセンター						
支援者②	氏名	支援花子	続柄	近隣の方	TEL	33-3333	個人情報共有同意あり☑	☑
	住所	日田市田島町0-0						

④避難経路
①国道210号線を天ケ瀬方面へ●●交差点を右へ、▲病院を左
②国道210号線を天ケ瀬方面へ●●交差点を左～□の信号を左

⑤持出品 【必ず必要なもの】			【避難先で必要になるもの】
☐ 常備薬	☐ 食料	☐ 補聴器の充電器	☐ 段ボールベッド
☐ お薬手帳	☐ 着替え	☐	☐ 電源
☐ 保険証	☐ マスク	☐	☐
☐ 飲料水	☐ 補聴器（右）	☐	☐

⑥気にかけてほしいことや注意事項
※アレルギーやペットの有無、持病の有無など知ってほしいこと
卵アレルギーあり。
難聴のため声掛けは右側からお願いします。

⑧そのほかの備え（✔を入れる）
☑ 防災ラジオ
☑ 緊急通報装置
☑ 緊急医療情報キット
☑ 居室や寝室の家具転倒防止対策

⑦タイムライン（警戒レベルに応じた行動）

	警戒レベル1【早期注意情報】 警戒レベル2【大雨・洪水注意報】 もうすぐ避難開始！情報収集と避難の準備を	警戒レベル3【高齢者等避難】 危険な場所から高齢者等は避難！	警戒レベル4【避難指示】 危険な場所から全員避難！	警戒レベル5【緊急安全確保】 命の危険 直ちに安全確保！
本人	テレビ、ラジオで気象情報の確認 避難グッズの確認、携帯の充電確認 避難グッズ一式を玄関へ移動 ※薬とお薬手帳を忘れずに準備すること。	支援者②の車がきたら一緒に避難先へ避難開始→避難完了。	避難所に待機	安全な場所へ避難 ⚠ 配慮が必要な方は警戒レベル5での避難は危険です！
支援者①	本人へ連絡（現状確認と注意喚起） 避難先①に受け入れ調整し、避難先を決定。決定した避難先を本人と支援者②へ連絡。（避難先①がダメな場合は避難先②）	支援者②から避難完了の連絡を受ける。	支援者②などから体調不良等で連絡があった場合は随時対応。	
支援者②	防災情報確認、避難グッズの準備 本人の避難計画の確認 支援者①から避難先の連絡を受ける。 本人へ電話し、準備物の再確認と出発の時間を伝える。	本人宅を訪問し、避難開始。避難先へ移動。 完了後は自主防災組織要配慮者班○○さんへ連絡。	避難先での本人の体調確認。体調に変化があった場合は支援者①へ連絡。	

※ ＿＿＿ の記載内容が変更となった場合は、必ず市へ届け出てください。

（シ）マイ・タイムラインとの連携に関するもの

宮崎県宮崎市

Point ● ﾏｲ・ﾀｲﾑﾗｲﾝを避難行動要支援者の意識づけにつなげる

災害時の避難行動は、本人の防災意識が重要である。しかしながら、個別避難計画作成には、避難支援のあり方が福祉専門職や地域の避難支援等関係者によって記載されることが多く、避難行動要支援者自身の避難行動への意識づけにつながっていない現状があった。

そのため、個別避難計画の様式変更に伴い、裏面を「災害時タイムライン」とし、避難行動要支援者自身や家族での記入を促すことで、意識づけにつなげる。

災害時タイムライン（本人・家族　記入面）　※わからないところは空欄のままで大丈夫です。

【まず確認】

住んでいる地域は
- □ 安全な場所 → □ 屋内待機（在宅避難）も可能
- □ 浸水想定地域
- □ 土砂災害計画区域
- □ 津波浸水区域

で、自宅は
- □ 建物が頑丈
- □ 浸水深より高い

建物内の垂直避難（自宅の2階等）で安全が確保できる
- □ できる → □ 垂直避難（建物内）も可能
- □ できない → □ 安全な場所へ避難が必要
- □ どちらでもない → □ 安全な場所へ避難が必要

□ 安全な場所へ避難が必要
- □ 親戚、知人宅に避難
- □ 開設された指定避難所（　　）に避難
- □ ホテル等（自費）に避難

【マイ・タイムライン】

警戒レベル		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
避難情報			自主避難など注意の呼びかけ	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
気象情報	大雨	早期注意報	大雨・洪水・高潮注意報	大雨・洪水警報		大雨特別警報等
	風	強風注意報			暴風警報（暴風となる6～3時間前程度）	
	河川の氾濫		氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報（数時間～1時間前程度）	
	土砂災害				土砂災害警戒情報（土砂災害の危険度が高まる最大2時間前程度）	
行動のめやす		家族やケアマネージャー等の避難支援者等と、避難をする場合の行動を確認		自宅外へ避難が必要な場合は避難開始	避難指示時には、危険な場所から全員避難	既に重大な災害が発生している状況。直ちに命を守る最善の行動をとる。
私と家族がとる行動						
記入例		・避難時持ち出し品の確認 ・避難をする相手先（親戚宅等）と連絡をとる。 ・避難の手段を確認 ・自宅内の安全な場所を確認		・○○○へ避難開始 ・市からの避難所開設情報等を確認	・危険な場所から避難 ・自宅内の安全な場所へ避難	

【避難が長くなった場合に困る事】

生活上の困りごと

健康上の困りごと

【災害時に助けてほしいこと】
- □ 避難情報など、災害の情報を教えてほしい
- □ 避難する場合に手助けをしてほしい
- □ その他（　　）

【あなたの避難を支援する人（避難支援者）】

氏名（関係）	住所	電話番号
（　　）		
（　　）		
（　　）		

避難するときに持っていくもの

（ス）企業版ふるさと納税などの予算を確保する工夫に関するもの

留意点

○消防庁から各都道府県及び各政令指定都市の消防防災主幹部局あてに個別避難計画の作成に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとされていることを通知している

※令和4年度消防庁第2次補正予算、令和5年度消防庁予算案及び令和5年度の消防防災に関する地方財政措置の見通し等を踏まえた留意事項について（令和5年1月 27 日付け消防庁総務課事務連絡）

○企業版ふるさと納税のほか防災・安全交付金やクラウドファンディングなどの活用は予算の確保につながる

○全国の一級水系において、治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速している

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/ryuiki_pro/index.html

○防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は個別避難計画の作成を効果促進事業として実施できる場合がある

○交付金は、自治体が策定した整備計画に対して配分しており、国の施策に合致している計画については交付金を重点的に配分している

※個別避難計画の作成状況は流域治水プロジェクトの取組状況を評価するための指標となっている

○交付金の基幹事業の種類によっては個別避難計画作成の効果促進事業に位置付けることが難しい場合がある

○市町村の土木や建設など防災・安全交付金の担当部署とよく話し合い意思の疎通をしっかりと図る

（ス）企業版ふるさと納税などの予算を確保する工夫に関するもの

茨城県常総市

Point ● 福祉避難所の資機材整備等に企業版ふるさと納税を活用

協定により災害時に福祉避難所として使用可能な福祉事業所及び特別支援学校を対象とした福祉避難所マニュアル・BCP 作成ワークショップ、避難所受入訓練、資機材整備について、企業版ふるさと納税を原資として活用した。

これにより、これまで予算の関係上実施が困難であった福祉避難所の整備事業を実現できた。なお、当該取組は、当市と一般社団法人福祉防災コミュニティ協会が連携し、要支援者の直接避難体制づくりの一環として実施したものである。

企業版ふるさと納税の活用により整備した福祉避難所の資機材

秋田県男鹿市

Point ● 福祉避難所の訓練や物品整備に企業版ふるさと納税を活用

市では、民間の福祉施設と協定を結び、福祉避難所の指定を進めてきたが、財政状況により、福祉避難所に避難行動要支援者を受け入れるための訓練ができていなかった。そこで、市が推進する「安全なまちづくり」の取り組みに賛同いただいた企業からの企業版ふるさと納税を活用し、訓練を実施した。

この福祉避難所の開設・運営訓練では、福祉避難所の開設や運営の手順を確認したほか、開設時に必要な非常用電源や簡易トイレ等の物品を整備し、福祉避難所の体制整備を図ることができた。

福祉避難所内での誘導のようす

ポータブルトイレを設置するようす

（ス）企業版ふるさと納税などの予算を確保する工夫に関するもの

参　考　Point　● 企業版ふるさと納税の概要

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

○ 企業が寄附しやすいよう、
- **損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ**
- **寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○ 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**

○ **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

※　以下の地方公共団体は対象外。
①不交付団体である東京都
②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村

※　本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

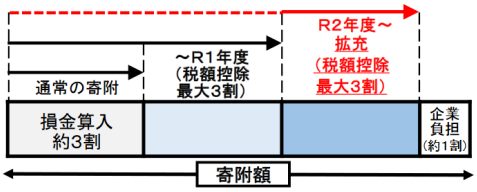

例）1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

①法人住民税　寄附額の４割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
②法人税　法人住民税で４割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の１割を限度。（法人税額の５%が上限）
③法人事業税　寄附額の２割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定

○○市
総合戦略
・○○事業
・△△事業
・◇◇事業

②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成

地域再生計画

③計画の認定

内閣府

④寄附

企業

⑤税額控除

国
（法人税）

企業が所在する自治体
（法人住民税・法人事業税）

企業版ふるさと納税ポータルサイト　制度概要　https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R050818gaiyou.pdf

参　考　Point　● 防災・安全交付金の概要

社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

国土交通省

住宅・社会資本の整備
＋
効果促進事業
⇒
整備計画に掲げる政策目標の達成（成果指標で事後評価）

住宅・社会資本の整備

基幹事業

○ 道路　○ 港湾　○ 河川　○ 砂防
○ 下水道　○ 海岸　○ 都市公園　○ 市街地
○ 住宅　○ 住環境整備　○ 地域公共交通再構築　等

（社会資本整備総合交付金の例）

・産業・観光振興等による活力ある地域の形成
例）都市公園の整備　例）港湾施設の整備

・民間投資を誘発する取組
例）PFI等を活用した下水汚泥固形燃料化施設等の導入

（防災・安全交付金の例）

・インフラ老朽化対策
例）公園施設の改修

・生活空間の安全確保
例）自転車通行空間の整備

・事前防災・減災対策
例）流域治水対策
（風水害・土砂災害への対策）

効果促進事業

○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務
○全体事業費の2割目途

（社会資本整備総合交付金の例）
・アーケードモールの設置・撤去
・観光案内情報板の整備
・社会実験（レンタサイクル、道路の歩行者優先化等）
・計画検討・策定（景観計画、住生活基本計画等）

例）観光案内情報板の整備

（防災・安全交付金の例）
・ハザードマップの作成・活用
・防災教育、防災訓練の実施
・災害時のための資機材整備（マンホールトイレ、可搬式ポンプ等）
・遊具の修繕

例）ハザードマップの作成・活用

例）防災訓練の実施

※このほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業（社会資本整備と地籍調査の連携を図り、社会資本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業）等がある。

国土交通省ウェブサイト　社会資本整備総合交付金等について　https://www.mlit.go.jp/page/content/001603554.pdf

（セ）当事者（本人の）参画に関するもの

留意点

○ハザードマップを用いた自宅の被災のリスクなど個別避難計画作成の必要性を説明すること、また、個別避難計画の仕組みや、作成の手順を説明する場合、本人のことをよく知る、顔の見える関係がある等の関係性がある方、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、保健師などの関係者が、

・事前に避難行動要支援者本人に説明する

・市町村職員が説明する際に同行する

・地域調整会議などに出る場合には同席する

ことは、本人が参画し、実効的な個別避難計画づくりにつながる。

○自治会や自主防災組織などの地域の関係者と避難行動要支援者が、顔合わせする機会を設ける、避難訓練に一緒に参加するなど、避難行動要支援者と地域の関係づくりを行うことにより、避難行動要支援者本人に、自らできる範囲で対策に取り組むなど、避難に前向きになる場合がある。

　この場合、地域の関係者にも、まずは自分が無事でいなければ支援できないので自宅の災害対策に取り組むとともに、地域に避難行動要支援者がいらっしゃることの気づき、みんなで助かる、そして、みんなで助け合う機運が醸成されるなど、地域と避難行動要支援者の間で相乗効果が生まれる。

（セ）当事者（本人の）参画に関するもの

愛知県岡崎市

Point ● 本人（要支援者）と支援者の平時からの繋がりづくり

地域の支援者が、福祉専門職等から疾病や障がい等の状況を聞いても、避難支援等の注意点等をイメージできず、適切な避難支援に繋がらない恐れがあったため、可能な範囲で、支援者が本人宅を訪問し、本人又は家族から状況を聞き取ることとした。

双方が早いタイミングで対面することにより、支援する側のモチベーションはもとより、支援を受ける側も、自分たちで出来る範囲の対策は講じようという機運が醸成される場合もあり、親近感が沸くことによる、相乗効果が生まれた。

関係者が本人から状況をお聞きするようす

支援者が本人宅を訪問するようす

大阪府豊中市

Point ● 介護職や福祉専門職と連携した当事者への説明

モデル事業の対象者は、市が決めた優先基準「介護・福祉サービスを利用している」等をもとに選定を行った。

そのため、候補者はサービスを提供している介護職や福祉専門職に推薦してもらい、福祉部局の市職員が訪問して、計画作成の主旨等を説明したが、日頃からのつながりのある専門職からの説明が事前にされていたことにより、本人の参画はスムーズであった。

また、囲む会（地域調整会議）にも、福祉専門職に同席してもらうことで、本人と地域との関係づくりもス

本人に市職員が説明するようす

本人や福祉専門職が出席する囲む会のようす

（セ）当事者（本人の）参画に関するもの

兵庫県宝塚市

Point ● 個別のヒアリングと説明、顔の見える関係づくり

自助・共助の体制整備には本人参画が重要と考え、調整会議は担当課（地域福祉課）が地域の関係者と共に本人宅を訪問し、参加の同意確認を行った。その際、参加確認だけでなく、普段の困りごとのヒアリング、地域の話もするなど顔の見える関係づくりに努めた。同意は取れなくても、前向きになってもらえるなど成果があった。

本人による計画作成では、記入にあたり避難先がわからないなど数十件の問合せがあった。１件ずつヒアリングしながら説明し、作成を促進。また、多かった質問を地域へ伝えるなど、体制整備に反映した。

本人宅への訪問、ヒアリングや顔合わせへの同席も

独自で体制整備を進め、本人参画の準備ができている地域もある

（ソ）地域防災計画や全体計画等に関するもの

留意点

〇地域防災計画や全体計画等に個別避難計画に関する定めを置く場合にも、具体的に個別避難計画を作成する実践を行うことで、地域の実情に合ったものとすることができる

〇他の地域の地域防災計画や全体計画等を参考にする場合、他の地域のものをそのまま取り入れるのではなく、参考とする地域の状況を認識した上で、自らの地域の実践を踏まえて、自らの地域の実情に合うものとなるよう、必要に応じて手直しなどした上で取り入れることが有効。

〇地域防災計画や全体計画等に個別避難計画に関する定めを置くときには、関係者が一緒に考える機会や過程を持つことにより、関係者が個別避難計画を自分ごととして捉え、計画の円滑な実施、取組の具体化、関係者の連携した取組につながる。

〇個別避難計画を作成する取組において、本人参画やエンパワメントの視点は大切なので、地域防災計画や全体計画等にもこのような視点を盛り込むことは有効。

〇地域防災計画や全体計画等を関係者が一緒に考える機会や過程等に、避難行動要支援者本人、当事者である障害のある人や高齢の方が参画することは、本人参画やエンパワメントに有効。

（ソ）地域防災計画や全体計画等に関するもの

愛知県美浜町

Point ● 全体計画に個別避難計画の作成について具体的に記載

全体計画を作成するまで、個別避難計画の作成に関しては、避難行動要支援者登録制度等実施要綱のポイントのみの簡潔な規定であったこともあり、計画作成には至っていませんでした。しかし、計画作成が町の努力義務とされたことから、具体的に作成するには、まず、誰が、何を、どのように作成するか詳細な全体計画が必要であると考え、全体計画を作成しました。全体計画の作成に関しては、町という小回りの効く組織であったこと及び、本モデル事業に参加したこともあり、他市町の計画を参考にして効率的に作成しました。

美浜町避難行動要支援者
避難支援プラン
（全体計画）

令和４年３月
愛知県美浜町

第２章　平常時の対応
３　個別避難計画の作成の進め方
（１）町の推進体制
（２）個別避難計画の作成
（３）個別避難計画の共有
（４）個別避難計画の作成時期

「全体計画」目次の抜粋

これから取り組む皆さんへ

○　個別避難計画作成の取組全体をとおして言えることですが、まずやってみることが大事であり、やってみて初めてわかることがあり、市町村ごとに状況や課題は様々であるため、ほかの市町村でうまくいっていても自分のところでうまくいくかどうかわからなく、一定の試行錯誤が必要であり、絶対の正解はなく、当初の見込みと違った場合は、柔軟に見直していくことが大切だということが、取組の経験をとおしてわかりました。

○　このことは、全体計画についても同じで、モデル事業を実施して、個別避難計画を作成する取り組みの実践があり、また、他のモデル団体の取り組みを参考にする際にも、一緒にモデル事業に取り組み、ノウハウ共有ミーティングで、直接、体験を聞いたり、ブレイクアウトルームで意見交換をして実情を理解できていたからこそ、美浜町に合うカタチで取り込むことができて、具体的な全体計画とすることができました。

（ソ）地域防災計画や全体計画等に関するもの

三重県伊勢市

Point ● 全体計画へ個別避難計画について記載

避難支援の体制づくりにおいて、地域住民と行政の協働が欠かせないことから、災害時の対応では、中心的な役割を担う自治体と地域住民が力を結集し、「自助」、「共助」、「公助」が一体となって取組を進める必要がある。そのため、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画で災害発生時の避難行動要支援者体制の基本的な考え方や進め方などを定め、個別避難計画の概要や避難支援等実施者の確保等について記載した。

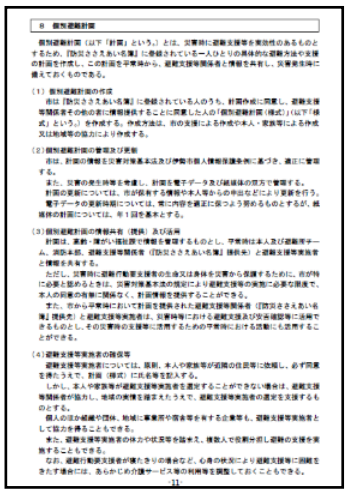

＜全体計画＞

伊勢市では、平成 29 年３月 31 日に「伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議規則」を制定し、「伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議」を常設し、関係者が一同に会し避難行動要支援者の避難の実効性確保に関して、関係者間の調整や検討を行う体制を整備した。

本会議では、避難行動要支援者に係る避難支援等に関する取組の状況を定期的（おおむね年１回）に報告し、委員から意見をいただき、取組の改善にいかしている。

本会議では、制度の改善なども議題としており、「伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」の制定や改正についても、本会議の議題として、委員から意見をいただき、内容を修正したほか、運用に反映している。

伊勢市では、この会議を設置し、庁内の関係課が共同で事務局の役割を担い、庁外の関係者が委員として参画することで、庁内外の連携を、枠組みとして確かなものとすることができたと感じている。

伊勢市避難行動要支援者避難支援対策会議委員一覧

庁外の関係の皆さん

- ○伊勢市総連合自治会
- ○伊勢市民生委員児童委員協議会連合会
- ○伊勢市消防団
- ○伊勢市ボランティア連絡協議会
- ○伊勢市社会福祉協議会
- ○地域包括支援センター
- ○伊勢警察署
- ○障がい者地域相談支援センター
- ○伊勢市介護保険サービス事業者連絡会
- ○伊勢市老人クラブ連合会
- ○三重県（伊勢保健所）

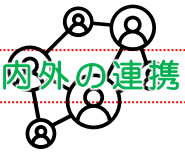

（事務局）

高齢・障がい福祉課、医療保険課、介護保険課、危機管理課、福祉生活相談センター、消防課

庁内の関係課の皆さん

このような庁内外の連携の枠組みの中で、関係者が状況を共有した上で「伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」の制定や改正など議論することで、取組の必要性を理解していただくことができたのではないかと考えている。

ⓘ 庁内外の連携の場で関係者が共に「伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を考えるというプロセスを経たことが、関係者の自分ごととしての意識、計画の円滑な実施、取組の具体化につながったと感じている

（ソ）地域防災計画や全体計画等に関するもの

大阪府豊中市

Point ● 地域防災計画に定めることで本気度が伝わり、庁内・庁外の協働・連動が円滑化

災害対策基本法に基づき、市町村に置かれた防災会議は、法定計画である地域防災計画を定め、毎年検討を加え、必要に応じて改正をしている。（豊中市の防災会議の会長＝市長）

令和3年度に地域防災計画に検討を加えたところ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され個別避難計画に関する規定が追加され、また、防災基本計画も修正されたことから、地域防災計画の第2編「災害予防計画」、第3章「生命と暮らしを守るまちづくり」、第7節「要配慮者支援体制の整備」の中で3「避難行動要支援者対応」に（3）「個別避難計画の作成」を追加して、「個別避難計画に記載する事項」や「個別避難計画の利用・提供等」（情報の収集、個別避難計画情報の利用、個別避難計画情報の提供、個別避難計画情報を提供する場合における配慮など）を記載している。（令和4年3月 14 日に障害者団体など関係者も参画した防災会議で地域防災計画の改正について審議し、承認された。）

こうしたことなどから、地域防災計画の中で、個別に避難行動要支援者本人と具体的な打合せを行いながら、策定に努めることに言及し、本人参画やエンパワメントの視点を盛り込むこともできた。

災害対策基本法の改正後、ただちに法定計画である地域防災計画を改正して、個別避難計画に関する定めを追加して市としての意思を示したことから庁内の関係課に本気度が認識され、必要性に関する理解が進み、庁内の関係課の間における（越境～境界連結の結果として）連携が進み、関係課を通じて庁外の関係者との連携も進み、庁内外が協働して個別避難計画の作成に取り組むことにつながったと感じている。

なお、豊中市では、インクルージョンマネージャに相当するポジションを置いていないが、庁内外の連携が進んだのは、庁内の関係者みんなが、多かれ少なかれ越境～境界連結を行うインクルージョンマネージャとしての意識を持ち、その役割を果たしたことが庁内・庁内外の連携が進んだ要因の一つと感じている。

第２編　災害予防計画

3　避難行動要支援者対応

(1)避難行動要支援者支援プラン

大阪府の指針に基づき、「避難行動要支援者支援プラン」を作成し、豊中市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための対応について定める。

ア　全体計画の策定

防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定める。

イ　個別避難計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

(2)避難行動要支援者名簿の作成

災害時には、避難行動要支援者が比較的多く被災する傾向があることから、平常時から自ら避難することが困難な者を把握し、避難支援体制を構築しておくことが重要である。このため、法第 49 条の 10 に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、避難行動要支援者名簿については、更新期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つよう、定期的に更新するとともに、庁舎被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、名簿の作成にあたっては、平常時から、プライバシーの保護に十分配慮し、避難行動要支援者の状況把握に努める。

ア　名簿に記載する避難行動要支援者

名簿に記載する避難行動要支援者は、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的に勘案して判断する。

【避難行動要支援者名簿に掲載する要配慮者の範囲】

高齢者	1．65 歳以上の単身世帯で、介護保険法に定める要介護 1 又は 2 並びに要支援 1 又は 2 の認定を受けた者
要介護認定	2．介護保険法に定める要介護 3、4 又は 5 の認定を受けた者
障害者	3．身体障害者手帳所持者 (1)視覚障害（1 級又は 2 級） (2)聴覚障害（2 級） (3)上肢機能障害（1 級又は 2 級） (4)下肢機能障害（1 級又は 2 級） (5)体幹機能障害（1 級又は 2 級） 4．単身で精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 5．単身で療育手帳 A 所持者 6．難病患者 (1)特定医療費（指定難病）の受給者であって常時人工呼吸器装着者 (2)小児慢性特定疾病医療受給者であって常時人工呼吸器装着者
その他必要な方	7．前各号に掲げる者のほか、災害時の自力避難に不安を抱く者で、市長が特に必要と認めた者
ただし、一定の要件を満たす福祉施設の入所者については対象者から除外する。	

99

第２編　災害予防計画

(3)個別避難計画の作成

市は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成に努める。

■個別避難計画に記載する事項

○氏名
○年齢・生年月日
○性別
○住所
○電話番号
○避難支援等を必要とする事由
○指定緊急避難場所・指定避難所
○避難経路
○避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）
○記載情報提供同意の有無
○その他市長が必要と認める事項

■個別避難計画の利用・提供等

情報の収集	○市は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。 ○市は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、府知事その他の者に対し、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。
個別避難計画情報の利用	○市は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
個別避難計画情報の提供	○市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供する。ただし、個別避難計画情報を提供することについて本人（当該個別避難計画情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 ○上記により提供する個別避難計画情報に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者（氏名、住所、電話番号）、避難場所、避難経路、その他市長が必要と認める事項とする。 ○市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
個別避難計画情報を提供する場合における配慮	○市は、個別避難計画情報を提供するときは、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
秘密保持義務	○個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

101

豊中市地域防災計画　https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/bosai/bousai_info/bousai_plan/chiikibousai_plan/index.html

（タ）地域調整会議に関するもの

留意点

〇本人を始めとして、関係者が集まり、みんなで一緒に話し合い、考えることで、実効性のある計画づくりにつながる

〇防災や福祉の関係者がそれぞれの専門性に基づく得意なことを持ち寄り、また、その地域に住んでいる方の参加を仰ぐことで地域の実情を踏まえた具体的な提案が期待できる

〇本人と関係者が顔を合わせて一緒に計画づくりに取り組むことで、地域ぐるみの支援体制の構築が期待され、避難支援等実施者が過度の負担を感じることの軽減につながる

〇既存の会議（地域ケア会議など）を活用して地域調整会議を行うことも有効

〇関係者としては、福祉専門職、民生委員、自主防災組織などの参加がよく見られる

〇議題としては、個別避難計画の更新、避難訓練、個別避難計画作成会などについて話し合われている

（タ）地域調整会議に関するもの

茨城県常総市

Point ● 既存の会議体を活用した個別避難計画作成会の実施

当市福祉部門が主催する、民生委員や福祉専門職が集まる「地域ケア会議」において、個別避難計画作成会を開催した。

作成会では、市内在住の防災士による洪水リスクやタイムラインについての説明後、グループに分かれて避難行動や避難支援などを議論し合い、事前に選定した対象者の個別避難計画を作成した。

項　目	内　容	担　当	所要目安（分）
開会・挨拶		幸せ長寿課／防災危機管理課	5
総論	個別避難計画を作ります	防災危機管理課	5
STEP①	洪水リスクを知る	防災士連絡協議会	15
STEP②	洪水時に得られる情報を知る タイムラインの考え方を知る	防災士連絡協議会	15
STEP③	みんなで要支援者の計画を考える （目安） 10分：ラベルを精査 20分：警戒レベル1～3毎にラベル配置 10分：意見の取りまとめ	防災危機管理課	40
質疑応答		－	10

地区別研修会プログラム【最終版】

Memo

地域ケア会議における個別避難計画作成会への出席者（常総市職員に加えて）

- 福祉専門職
- 障害相談員
- 民生委員
- 自治区長
- 自主防災会長
- 防災士連絡協議会員

（御参考）

○作成会１回あたりの所要時間１時間半程度でした。

○個別ケースの検討等を行う地域ケア会議※は、包括的・継続的ケアマネジメント事業の効果的な実施のために置くよう市町村は努めることとされています。

※地域ケア会議：介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/shinkouka_1.pdf

「地域ケア会議」で防災士から説明

静岡県長泉町

Point ● 対象者と地域の顔つなぎ ⇒ 地域ぐるみの支援体制構

計画作成において、対象者と地域の顔つなぎをすることで、地域との結びつきを強め、地域ぐるみの支援体制構築が期待できる。

夜間の外出が困難な対象者の調整会議において、対象者の自宅と会場を web 会議形式で繋ぎ、オンラインで地域との顔合わせを行った。

Memo

地域調整会議への出席者

- 長泉町職員
  福祉保険課、地域防災課、長寿介護課
- 区長
- 自主防災組織
- 民生委員
- ケアマネジャー
- 相談支援専門員
- 静岡県社会福祉協議会
- 長泉町社会福祉協議会

関係者を巻き込む工夫！（避難支援等実施者）
⇒調整会議で顔の見える関係を築くことが大事

（タ）地域調整会議に関するもの

大阪府豊中市

Point ● 関係者※が一緒に話し合うことで実効性確保につなげる
※本人、福祉専門職、地域団体など

囲む会（地域調整会議）を開催するにあたり、モデル対象者に介護・福祉サービスを提供している福祉専門職に計画書（案）の作成をしてもらい、当日、持参してもらった。囲む会は市主催で、本人・福祉専門職・避難支援協力者（校区福祉委員会等の地域協力団体）に参加（全体で 10 人前後）してもらい開催した。前半は、福祉専門職から計画の記載内容を説明してもらい、避難支援協力者が本人や専門職に質問や内容確認を行った。後半は、避難支援協力者から避難経路の提案があり、全員で、地図を見ながら、検討した。時間は1人につき、1時間を予定していたが、結果1時間 15 分かかった。

Memo 地域調整会議への出席者

- 介護支援専門員
- 相談支援専門員
- 地域団体（民生・児童委員、校区福祉委員会、地域自治協議会）
- 社会福祉協議会
- 豊中市職員（地域共生課・危機管理課職員）

（御参考）
○計画作成に関する基本方針の検討段階から、災害時個別避難計画推進部会に参画してもらった。
○福祉専門職や地域団体が集まる会合での丁寧な説明や協力依頼、対象者別の研修を実施した。

関係者が参加する囲む会（地域調整会議）のようす

高知県黒潮町

Point ● 福祉専門職の参加により実効性の確保につなげる

これまで、地区（区長、民生委員）が作成していたが、個別避難計画を地区全体で考え、実効性を高めることを意図して、地域調整会議を実施した。また、心身の状況やサービス利用状況等の専門知識は地区だけではわからないため、この取組に令和4年度から福祉専門職が参画することとなった。

地域調整会議では具体的な提案や専門性に基づく意見もあり、より実効性のある個別避難計画となった。また、地区からは福祉専門職とのつながりの重要性が確認できた等の意見もあった。

Memo 地域調整会議への出席者

区長、自主防災組織、民生委員、消防団、社協、ケアマネ、あったかふれあいセンター、防災福祉に関する有識者（オンライン）、町職員

（御参考）
○所要時間：1～2 時間
○開催回数：6 回
○参加のべ人数：70 人
○関係者を巻き込む工夫：地区や民生委員には事前に説明を実施。

関係者が集まることで、支援者の発見につながった

地域調整会議のようす①

地域調整会議のようす②

（タ）地域調整会議に関するもの

参　考

Point ● 高知県黒潮町の地域調整会議で用いられた資料等

避難行動要支援者個別避難計画・地域調整会議について

健康福祉課福祉係

➢これまで、地域における避難行動要支援者に対する「個別避難計画」の作成（更新）は地区の主体的な取り組みとして、区長・民生委員さんに依頼して行っていた。しかしながら、地区によっては対象者の実態把握が難しく、定期的な計画の更新ができない状況があり、地区ごとに取組みの差が出たり、地域の負担になっている現状があった。

・避難行動要支援者：一定の基準を満たした災害時要配慮者（災害時に避難支援が必要）

従前：要援護者（手上げ方式で計画は作成しない）と避難行動要支援者（一定の基準により計画を作成する方）が混在

・令和3年：災害対策基本法　計画作成の努力義務化

➢そのため、対象者の生活状況を把握しているケアマネ（支援専門員）・あったかふれあいセンター等の参画、社協による会のコーディネートを行うことにより、避難行動要支援者について考える場（個別避難計画作成の場＝地域調整会議）を設けることとする。

➢会議での調整内容は、「要支援者の避難を具体的にどうするのか」。
土砂災害、臨時情報、地震津波について検討する。答えが出なくても協議することに意味があり、答えがでないことが「答え」となるケースもありうる。この場合、福祉係、社協、ケアマネ、防災課などで公助への移行も含めて再検討。

個別避難計画・地域調整会議イメージ図

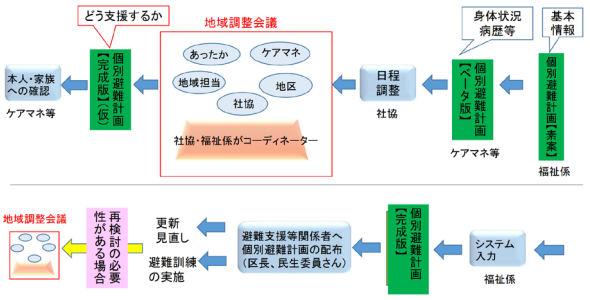

・令和4年4月11日時点で236名（公助による支援11名含む）の方がいる。地区数でいうと56地区。
・実施年度は令和4年度、5年度の2か年。
・配布済みの旧名簿ファイルについては、敬老事業の実績報告の際など役場にお越しの際に返却してください。
なお、継続して旧名簿を活用したい場合は返却いただく必要はありません。

福祉避難所協議会・福祉避難所について

健康福祉課福祉係

■黒潮町福祉避難所協議会の役割（設置条例抜粋）

災害時に支援を必要とする要配慮者を守り支える取組及び福祉避難所の運営等を推進することを目的に平成25年3月に設置。

【所掌事務】

(1)　災害時の福祉避難所運営マニュアルの策定、点検及び対策に関すること。
(2)　福祉避難所での要配慮者支援に関すること。
(3)　その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

【組織】

(1)町民、(2)地区長、(3)町と災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書を締結している施設等の職員、(4)民生委員及び児童委員、(5)黒潮町社会福祉協議会の役員及び職員、(6)識見を有する者、(7)高知県の職員、(8)町の職員

■福祉避難所については、R4.8時点で9施設。

①介護医療院ことぶき、②あったかふれあいセンターさが、③高齢者生活福祉センター
④シーサイドホーム、⑤あったかふれあいセンターにしきの広場、⑥大方生華園、⑦誠心園
⑧かしま荘、⑨旧伊田小学校

H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
障害者支援施設 大方誠心園	特別養護老人ホームかしま荘	特別養護老人ホームSSホーム	介護医療院 ことぶき	あったか にしきの広場	あったか にしきの広場
・小川地域参加 ・炊き出し訓練 ・缶詰試食 ・備品確認 ・トイレ使用について情報共有 約100人参加	・浜町参加 ・避難行動要支援者名簿活用 約110人参加	・有井川参加 ・要配慮者移送 ・避難所備品の組み立て、使用方法 約110人参加	・消防団、学校、介護事業所参加 ・避難行動要支援者名簿活用 ・雨水ろ過装置稼働訓練 ・情報通信（無線）訓練 約100人参加	・錦野参加 ・福祉避難所について学習会 ・クロスロード ・備品検討 20名参加 ⇒大方高校によるHUG実施	・錦野地域参加 ・大方高校参加 ・避難行動要支援者避難訓練検証、避難所体験 ・開設、運営訓練 ・情報通信訓練 ・防災食づくり 約70名参加

R2年度	R3年度	R4年度
高齢者生活福祉センター 黒潮町国保保健 福祉支援センター	高齢者生活福祉センター 黒潮町国保保健 福祉支援センター	黒潮町交流センターみらい
・備蓄物資確認 ・避難場所の確認 ・要配慮者の参加 ※コロナ禍のため規模等縮小	・周辺地域住民の参加 ・個別避難計画の検証 ・浄水器活用訓練 ・備蓄物資確認 約60人参加	・要配慮者の参加 ・一般避難所との併設による振り分け ・コロナ感染対策

南海トラフ地震臨時情報について（概略）

・南海トラフ地震は「予知」できない。ただし、今後、南海トラフ沿いで大規模地震が発生した場合、残りの領域で地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると評価することが可能とされている。

・そして、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、国が定める基準に達した場合に、「南海トラフ地震臨時情報」が発表される。

・では、臨時情報が発表される「異常な現象」とは？

「半割れケース」　「一部割れケース」　「ゆっくりすべりケース」　　の3通り。

・半割れケース：南海トラフの想定震源域で、モーメントマグニチュード（以下、「M」という）8.0以上の地震が発生した場合。

・一部割れケース：南海トラフの想定震源域で、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合

・ゆっくりすべりケース：ひずみ計算等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような、通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合。

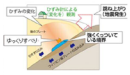

・臨時情報は、南海トラフ沿いで発生した異常な現象に応じて、キーワードを付して発表される。
例えば、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）といった形で発表される。

キーワード	キーワードが付記される条件
調査中	・南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8以上の地震が発生した場合。 ・通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合。
巨大地震警戒	・南海トラフの想定震源域で、M8.0以上の地震が発生した場合。（半割れケース）
巨大地震注意	・南海トラフの想定震源域で、M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合（一部割れケース）
調査終了	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにもあたらない場合

・臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、町内全域に「高齢者等避難」が発令される。

・臨時情報が発表された場合、国や県・市町村などから住民のみなさまに後発地震に備えるよう呼びかけがある。
呼びかけの内容は、南海トラフ沿いで発生した異常な現象に応じて異なる。

・臨時情報を活用しましょう。

●避難の経緯や土砂災害の予知が有る方も避難してください。

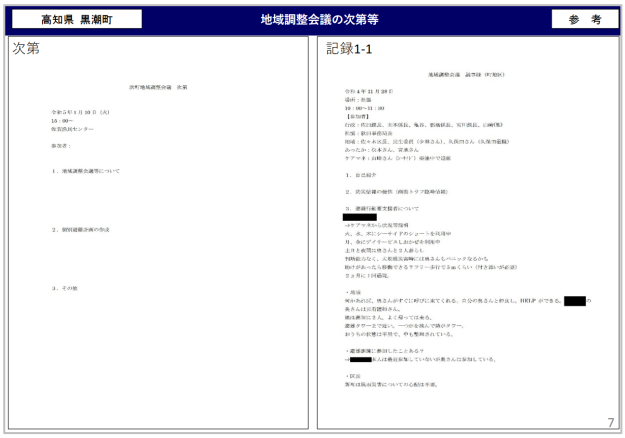

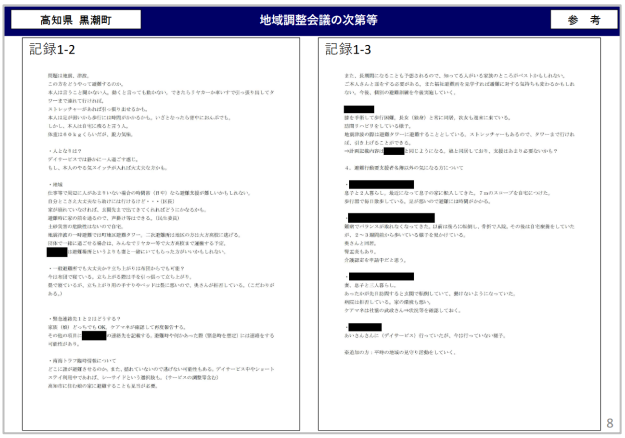

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r4modelseika_4.pdf

（タ）地域調整会議に関するもの

参　考

Point
- 本人のことをよく知る関係者の参画を得て開催する
- 地域の実情を踏まえた関係者を巻き込むさまざまな工夫

地域調整会議は、ここまで見てきたような取組だけでなく、多くのモデル団体で、避難行動要支援者本人や家族、ケアマネジャー、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などの本人のことをよく知る関係者、地域のことをよく知る関係者が対面やオンラインで集まり、一緒に考え、個別避難計画づくりに取り組んでいる。

なお、個別避難計画づくりに正解はなく、様々なアプローチで取組が行われてよく、例えば、本人・地域記入の個別避難計画づくりを行っている場合、地域調整会議にかえて避難訓練を行っている地域もある。

都道府県	市町村	地域調整会議への参加者	備考（巻き込む工夫など）
茨城県	常総市	対象者及び対象者の家族、福祉専門職、障害相談員、民生委員、自治区長、自主防災会長、防災士連絡協議会員	地域ケア会議における個別避難計画作成会の実施。（全6回。1 回あたりの所要時間は 1 時間半程度。）
新潟県	胎内市	モデル集落の区長、地域の役員、民生委員、ケアマネジャー、相談支援専門員、地域包括支援センター、社会福祉協議会	
長野県	下諏訪町	区役員、自主防災会、消防団、防災士、民生委員、福祉専門員、町職員	こまめに日程調整の連絡をすることが大切。
静岡県	富士市	富士市社会福祉協議会、ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員、自主防災役員、近所の人、消防団員、地域防災指導員、要支援者本人、近所に住む家族、障害者家族	参加者を地域に任せることで当事者意識を持っていただくことができた。
静岡県	長泉町	町：福祉保険課・地域防災課・長寿介護課 モデル地区：区長、自主防、民生委員 専門職：ケアマネ、相談支援専門員 社協：県社協・町社協	対象者と地域の顔つなぎをし、地域の結びつきを強めることを目指すことで、支援の関係を構築しやすくなる。
愛知県	岡崎市	自主防災組織、民生委員、学区福祉委員、災害ボランティア団体、地域包括支援センター	
滋賀県	大津市	当事者とその家族、福祉専門職、民生委員児童委員、（場合によっては）自治会及び自治連合会、自主防災組織など	当事者が必要としている支援、支援者が実施できる支援のすり合わせの場としている。
大阪府	豊中市	介護支援専門員、相談支援専門員、地域団体（民生・児童委員、校区福祉委員会、地域自治協議会）、社会福祉協議会、地域共生課・危機管理課職員	①計画作成に関する基本方針の検討段階から、災害時個別避難計画推進部会に参画してもらった。 ②福祉専門職や地域団体が集まる会合での丁寧な説明や協力依頼、対象者別の研修を実施した。
高知県	黒潮町	区長、自主防災組織、民生委員、消防団、社協、ケアマネ、あったかふれあいセンター、防災福祉に関する有識者（オンライン）、町職員	地区や民生委員には事前に説明を実施。
長崎県	長崎市	Ａ地区地域コミュニティ連絡協議会 Ａ地区自主防災組織	
長崎県	佐世保市	議題：参加者の紹介、趣旨説明 ハザードの状況説明 担当ケアマネージャー等による本人の現況説明 必要な支援内容の整理、支援者の選定 所要時間：１時間程度 開催回数：10 回 参加のべ人数：78 名 参加者：町内会長、民生委員、担当ケアマネージャー等、地域包括支援センター、対象者ご本人・ご家族、本市職員	・個別に参加依頼をする。
大分県	日田市	避難行動要支援者、家族、避難支援者、自治会（自主防災組織）民生委員、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、介護支援専門員、相談支援専門員、行政職員	
宮崎県	宮崎市	自治会、民生委員児童委員、消防団、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、個別避難計画作成事業所	個別避難計画作成モデル事業検証委員会を設置し、関係機関への説明と依頼を行った。

※令和４年度「個別避難計画作成モデル事業（市町村事業）最終報告書」から抜粋し、内閣府において作成

（チ）作成（や提供）の同意を得る工夫に関するもの

留意点

〇福祉専門職（介護職やケアマネジャーなど）等の、本人のことをよく知り顔の見える関係のある方が関与することが、作成や提供の同意につながる

〇自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、ケアマネジャー、相談支援専門員など、避難行動要支援者の自宅を訪問する可能性のある関係者に、声がけや記入のお手伝いを依頼する

〇色の付いた紙に印刷するなど、一目で個別避難計画関係の連絡とわかる工夫をして関係者の気付きを助ける

〇文字量を減らす、平易な表現にする、必要最小限の情報に絞る、UD フォントを使用するなど、見やすくする工夫をする

〇返送期限が目に入るようにする※（封筒を開けなくても目に入るようにすることは特に有効） ※ナッジ理論に基づく工夫

〇記入の負担の軽減を図る

・記入が必要な欄を少なくする

・名簿情報など記入可能な箇所は市町村で予め記入する

・チェックボックス ☑ や ○ × 式などを活用する

（チ）作成（や提供）の同意を得る工夫に関するもの

大阪府豊中市　Point　● 福祉専門職等と連携した当事者への同意確認

モデル事業では、日頃からのつながりのある介護職やケアマネジャー等の専門職から計画作成の説明が事前にされていたことにより、市職員からの説明時には、個別避難計画の作成や情報提供の同意がスムーズに取れた。また、部会で意見として出された、「介護度や障害等級ではなく、歩行に介助がいるのか、車椅子なのか等、避難支援に必要な情報に絞ってほしい」「地域に提供する個人情報は最小限に」という意見と、対象者が理解しやすいように「平易な表現にすること」に留意し、計画書の様式を作成した。今後はモデル事業関係者から出た「変更履歴を入れてほしい」「支援者から見て、必要な情報順に掲載してほしい」「デイサービスなど家にいない時間も記入できた方がよい」という意見も反映した様式に変更する予定である。

地震・風水害防災チェックシート（要配慮者用）

地：地震災害　風：風水害

①まずは避難場所・避難所を確認！地 風

指定緊急避難場所	「地震」「津波」「洪水」「崖崩れ」「大規模な火事」等の危険から逃れるための場所
指定避難所	家の倒壊・焼失等によって自宅での生活が困難になったときに、しばらく生活する施設

＊ご家族などと一緒に、災害時どこへ避難するのか話し合っておきましょう。

② 非常持出品を準備！地 風

「ローリングストック法」で備蓄を実施してみよう！

…食べ物や日用品を少し多めに購入、日常の中での消費・補充

□貴重品	現金、印鑑、保険証、介護保険被保険者証、障害者手帳等
□衣類（季節に合わせて）	下着類、靴下、手袋・軍手、帽子、セーター・レインウェア、ひざかけ等
□洗面用品	石けん、歯磨き用品、タオル等
□水・食料品	飲料水、各種食品（缶詰・カップ類などの保存食）、こどものおやつ等
□小物道具類	懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、カセットコンロ・固形燃料、敷物、新聞紙、箸・フォーク、栓抜き・缶切り、大小ビニール袋、ひも・粘着テープ、使い捨てカイロ、生理用品、ハンカチ、ティッシュ・ウエットティッシュ、おむつ、筆記用具、義歯、補聴器等
□医薬品	常備薬、消毒液、包帯、マスク、体温計、お薬手帳等

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5063/00446990/toyonaka_05.docx

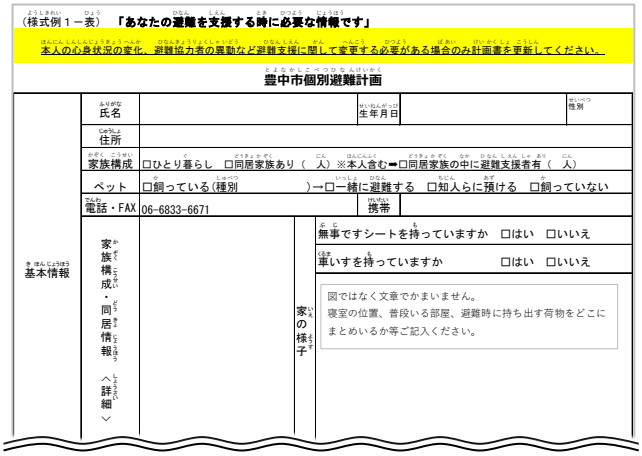
（様式例１－表）　「あなたの避難を支援する時に必要な情報です」

本人の心身状況の変化、避難協力者の異動など避難支援に関して変更する必要がある場合のみ計画書を更新してください。

豊中市個別避難計画

基本情報	氏名		生年月日	性別
	住所			
	家族構成	□ひとり暮らし　□同居家族あり（　人）※本人含む➡□同居家族の中に避難支援者有（　人）		
	ペット	□飼っている（種別　　）→□一緒に避難する　□知人らに預ける　□飼っていない		
	電話・FAX	06-6833-6671	携帯	
	家族構成・同居情報（詳細）		家の様子	無事ですシートを持っていますか　□はい　□いいえ 車いすを持っていますか　□はい　□いいえ 図ではなく文章でかまいません。寝室の位置、普段いる部屋、避難時に持ち出す荷物をどこにまとめいるか等ご記入ください。

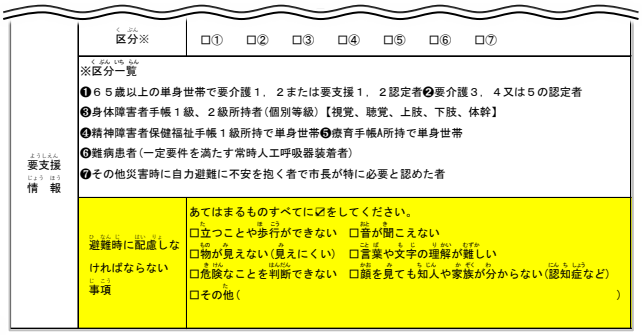
要支援情報	区分※	□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥　□⑦
	※区分一覧	❶６５歳以上の単身世帯で要介護１，２または要支援１，２認定者❷要介護３，４又は５の認定者 ❸身体障害者手帳１級、２級所持者（個別等級）【視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹】 ❹精神障害者保健福祉手帳１級所持で単身世帯❺療育手帳A所持で単身世帯 ❻難病患者（一定要件を満たす常時人工呼吸器装着者） ❼その他災害時に自力避難に不安を抱く者で市長が特に必要と認めた者
	避難時に配慮しなければならない事項	あてはまるものすべてに☑をしてください。 □立つことや歩行ができない　□音が聞こえない □物が見えない（見えにくい）　□言葉や文字の理解が難しい □危険なことを判断できない　□顔を見ても知人や家族が分からない（認知症など） □その他（　　）

https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/5063/00446990/toyonaka_04.xlsx

兵庫県宝塚市　Point　● 返送・作成率向上に UD フォントやナッジ理論を活用

毎年度、書面を郵送し、同意を確認し、同意者に記入いただくやり方で個別避難計画作成の取組を進めてきたが、地域や専門職から「書類が難しく読む気がしない」「封筒を開けない人もいるのでは」との意見があったため、書面の文字量を減らし、UD フォントを使用して見やすくし、さらに、開封しなくても返送期限が目に入るなど、ナッジ理論を活用して返送・作成率の向上を図った。要援護者やその家族から、「期限が気になり開封した」「期限が過ぎたが返送して良いか」「計画作成したいのでハザードを教えて欲しい」などの問合せが増加した。

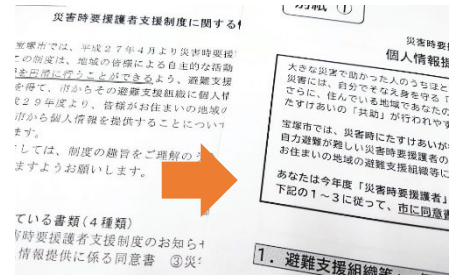

読みやすくする工夫をした同意確認書送付文

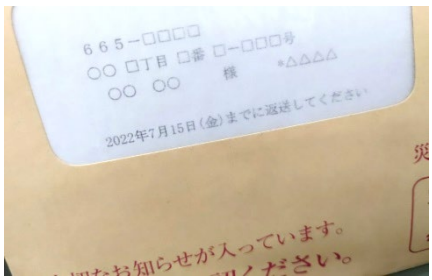

同意確認書類郵送時、宛名付近へ返送期限を記載

（チ）作成（や提供）の同意を得る工夫に関するもの

長崎県長崎市

Point
● ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰが避難行動要支援者の自宅に訪問し、災害時の備えの大切さについて説明

モデル事業実施前は、名簿情報の提供に関する同意を得るために、本人宛に文書通知と電話勧奨を行っていたが、同意が得られるのは例年3割前後であった。特に、情報提供の必要性が高い避難支援等実施者がいない者においては、情報提供に同意が得られない者の割合が8割を超える状況であった。

モデル事業では、ケアマネ協議会の参画により、ケアマネジャーが個別避難計画の作成を支援するだけでなく、同協議会と市の共同で作成したリーフレット『災害から身を守るために』を用いて、同意の意義や、同意後に計画の情報がどのように活用されるか等について、本人や家族に対面により説明を行ったことで理解が得られやすかったこと、また、計画作成に係る調査票に同意調査を追加したことで、署名促進と同意回収の対応につながり同意率が上昇した。

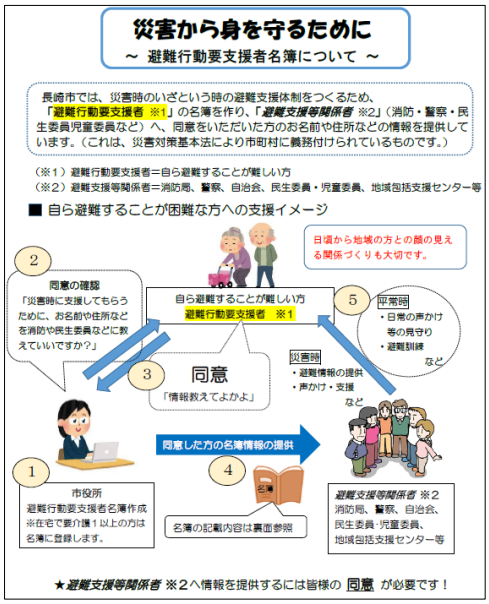

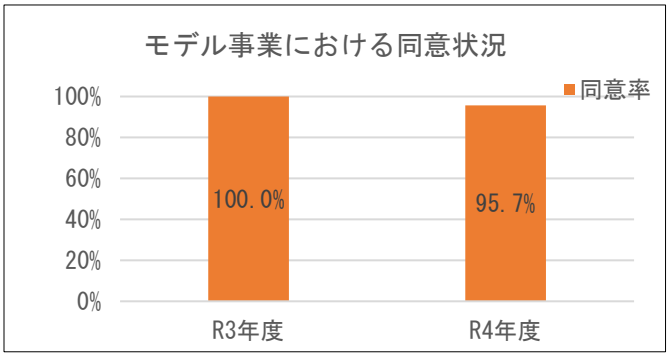

長崎県西海市

Point
● 関係機関と連携した同意取得の工夫

西海市では、個別避難計画の作成の方法として、様式に名簿情報をあらかじめ市で記載して、対象者に送付し、避難支援等の実施に必要な情報をご本人又はご家族に記載いただき、返送してもらうという方法をとっている。返送率を上げることや内容の充実を図るため、関係機関に避難行動要支援者宅を訪問した際に個別避難計画作成の声掛けやお手伝いをお願いしている。その際、関係機関が個別避難計画の様式とすぐわかるよう、様式にピンク色の紙を使用し、他の郵送物等と見分けがつくように工夫している。

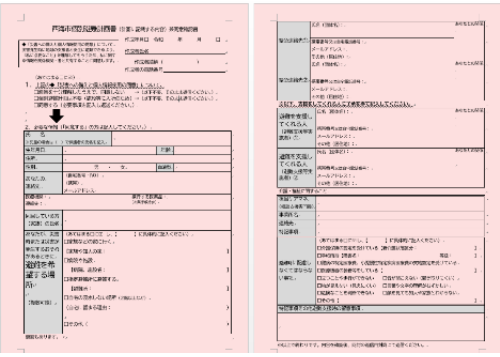

協力要請を行った関係機関
- 行政区長（自主防災組織）
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉協議会
- 介護支援専門員協会
- 障がい者相談支援専門員

（ツ）避難支援等実施者を引き受けていただく工夫に関するもの

留意点

〇地域とつながる担当課の理解、担当課と防災担当との連携
〇負担を分担して継続できる体制をつくる
〇負担を減らす（できることだけ引き受けてもらう。）
〇様式を工夫することで、できることだけを引き受けることでよいことを具体的に示す
※避難支援等実施者を記入する欄に、次のような欄を加えることが考えられる
（例）引き受けることができる避難支援等の内容（情報伝達、安否確認、避難先への同行など）や、災害の種類（●▲川の氾濫、●●海岸の高潮、震度■以上の地震など）を具体的に書き下し、できることに☑を入れる
〇一人で避難支援等の全部を引き受ける必要はなく、様式の記入する欄への記載等も段階的に行うことも有り得る
〇避難支援等実施者の行う避難支援等は、避難支援等実施者やその家族の安全を優先するものであり、避難支援等実施者の安全が確保される範囲内で実施する（無理はしない）
〇避難支援等実施者の安全が確保できない場合の連絡先や対応を事前に整理する（→市役所や町役場、消防機関などが考えられる）
〇避難支援等実施者が不在や被災することも有り得るが、平時から様々なセーフティネットがある
〇想定する災害の種類に応じて避難支援等の内容や範囲を考える
〇避難訓練等を通して避難支援に必要な物（リヤカーや担架など）を準備することは避難支援を実施する際の安心につながる
〇避難支援等実施者の確保に特効薬はないため、考えられる対策に地道に取り組むしかない
〇避難行動要支援者に関する住民の理解を得る（避難支援者がどんな方か知ってもらう）
〇避難支援等実施者が義務や責任を負うものでないことの理解を得る
〇出前講座などで地域に入ることを十分に積み重ねる
〇質疑応答に十分時間をかけることは抵抗感の軽減につながる
〇自主防災組織など地域で連携して団体単位で支援できる体制を構築することは有効
〇地区防災計画に取り組むなどを通じて地域全体で避難する機運を醸成
※避難支援等実施者で避難行動要支援者の災害時の支援の全てを行うものでないことの理解が得られる
※避難支援等実施者が不在や被災しても避難支援等が途切れるものではないことの理解が得られる

（ツ）避難支援等実施者を引き受けていただく工夫に関するもの

兵庫県宝塚市

Point ● 「みんなで助かる地域づくり」に重点を置いた説明

大震災の記憶が強く残る市民にとって、支援＝救助という印象が強く、責任を伴うものとして抵抗感を持つ人が多い。ただし、目の前で困っている人がいれば、できる範囲で助けたいという考えを持っている。

「発災時は自身や家族の安全が最優先。できる範囲での支援は、相手のことを知っている・訓練の経験があるとスムーズ。地域で顔の見える関係づくり、防災意識向上に取り組み、みんなで助かる地域づくりを」と出前講座などで説明し、質疑応答にも十分時間をかけることで抵抗感の軽減につながった。

地域への出前講座

啓発チラシも要援護者への支援だけに特化せず作成

島根県出雲市

Point ● 責任や義務ではなく、共助の取組であることの説明

支援者の候補者に打診する際には、支援者は自身・家族の安全確保を前提とし、そのうえで可能な範囲で支援すること、支援について法的な責任や義務を負うものではないことを説明している。

また、自助に関連付けて分かりやすいイメージを持ってもらえるよう、地区防災講座や市ホームページでは、「まず『自分や家族を助ける』ことから始め、可能な範囲で『ご近所の方々と一緒に助かる』ための地域の助け合いにご協力ください。」という旨の説明をしている。

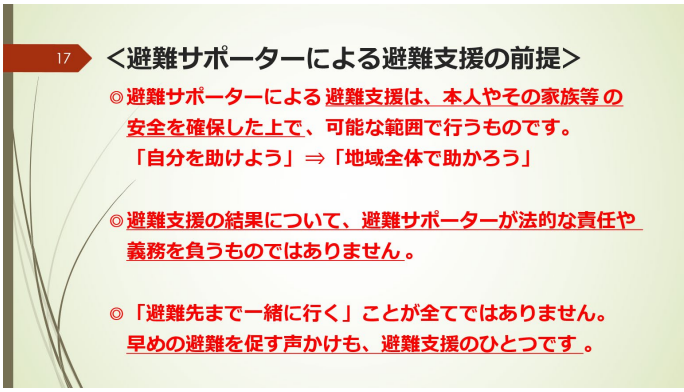

長崎県長崎市

Point ● 避難支援等実施者の候補者に対する負担と不安の軽減に重点を置いた説明

地域住民から協力を得るためには、地域の負担感や不安感が軽減され、かつ、メリットが感じられることが重要と考え、長崎市では、『安心カード（急変時・災害時対応版）』の避難支援者、地域協力者を記入する欄に、『声かけや避難支援が必ず約束されるものでないこと』の記載に加え、「避難支援者（実際に避難を支援する人）」と、「地域協力者（可能な範囲において声かけや避難を支援する人）」と分け、地域住民が避難支援者を引き受けることの負担が軽減されるようにした。

また、地域住民向けに説明資料を作成し、説明を行った。

（避難支援者）※実際に避難を支援する人
氏名　長崎　花子　　関係　長女　　電話番号　080-0000-0000
氏名　　関係　　電話番号
（地域協力者）※可能な範囲において声かけや避難を支援する人
氏名　すこやか　一子　　関係　友人　　電話番号　090-0000-0001
氏名　　関係　　電話番号
災害発生時には、何が起こるかわかりませんので、声かけや避難支援が必ず約束されるものではありません。

【説明資料の主なポイント】

○そもそもケアマネジャーさんって‥

○ケアマネジャーによる要支援者の支援と地域が得られる情報

○地域のみなさんができることは‥（地域住民が自ら考える）

（ツ）避難支援等実施者を引き受けていただく工夫に関するもの

愛知県美浜町

Point ● 避難支援等実施者をボランティアとして広く募集

「平時からボランティアになりませんか？」
「避難支援者」を募集します

災害時に「避難行動要支援者」である高齢者や体の不自由な方等が、安全な場所へ避難するため、お手伝いただける方を募集します。

「避難支援者」は、「避難行動要支援者」のそれぞれの事情に合わせて作成する「個別避難計画」に基づいて避難支援をしていただきます。

なお、避難支援は、ご自分の安全を確保した上での実施となります。

【避難支援者になるには】

①「避難支援者」の登録申請

ご協力いただける方は、氏名、住所、連絡先などを登録していただきます。

登録方法は、次の4つからお選びください。

- **窓口登録** …… 役場2階 防災課 窓口
- **電話登録** …… ☎82-1111(内線208)
- **ファックス登録**…… 82-4153
- **メール登録**…… bosai@town.aichi-mihama.lg.jp

②「避難行動要支援者」との顔合わせ

自主防災会や福祉関係者等を通じて「避難行動要支援者」との顔合わせのための日程調整を行います。その後、「避難行動要支援者」と顔合わせを行い、「個別避難計画」に支援者として記載することについてお互いに合意をしていただきます。

③個別避難計画の保管

自主防災会や福祉関係者等が、個別避難計画を作成します。

作成した個別避難計画は、「避難支援者」、「避難行動要支援者」および「町」がそれぞれ保管します。

【避難支援者を辞退する時】

「避難支援者」を辞退する際は、必ず個別避難計画を町に返却してください。

●問合せ　防災課　内線207･208

広報みはま　令和4年9月号6ページ

https://www.town.aichi-mihama.lg.jp/docs/2022082400019/

https://www.town.aichi-mihama.lg.jp/docs/2022071200019/

（ツ）避難支援等実施者を引き受けていただく工夫に関するもの

参　考

Point
● 様式を工夫して、できることだけを引き受けることでよいことを具体的に示す

〒○○○－○○○○
広島市○○区○○町○丁目○○番○○号
○○マンション○号室
○○○　○○○　様　　○○-○○○○○○○○-○

ひ な ん 支 援 の 調 査　（令和４年度）

この調査票は全部で４ページです。ご家族などと話し合って、お書きください。

【 調査に回答する人 】　□ 本人　　□ 代理人（代理人氏名：　　）

質問１　現在、施設へ入居・入所　または　長期（６か月程度）で入院していますか。

□ はい　＜ はい　を選んだ人は、調査終了です ＞
□ いいえ　＜ いいえ　を選んだ人は、質問２ へ ＞

質問２　災害のときに、家族や知人の支援がなくても、自分で ひなんできますか。

□ はい　＜ はい　を選んだ人は、調査終了です ＞
□ いいえ　＜ いいえ　を選んだ人は、質問３ へ ＞

質問３　災害のときに、家族や知人から ひなん支援を受けることができますか。

□ はい　（ □ 支援する人が仕事などで日常的にいない時間帯がある ）
□ いいえ

質問４　災害に備え、あなたの連絡先と、あなたと連絡がとれない場合の連絡先をお書きください。

氏名（または名称）	電　話　番　号	関　係	住　所（分かる範囲で）
○○○　○○○		本人	

質問５　日頃、利用している医療機関などがあれば、お書きください。

区　　分	施設名	担　当	電　話　番　号
かかりつけ医療機関			
訪問看護ステーション			
ケアマネジャー・相談支援専門員			

右側の わたしのひなんシート を書ける範囲でお書きください。

1 / 4

できる範囲で書いてほしいワン！難しいところは空欄のままでいいワン！　**オモテ面**

わたし の ひなん シート（個別避難計画）

あなたのお住まい（左上の住所）の地域では
土砂災害　洪　水　高　潮　津　波 のおそれがあります。
『警戒レベル３高齢者等避難（津波の場合は『避難指示』）』がでたら、
安全な場所にひなんしてください。

【参考】あなたのお住まいの学区では、市は、まず、以下のひなん場所を開設する予定です。
（土砂・洪水）●●●●●●●●●●●●●小学校、（高潮）●●●●小学校

1　ひなん先（安全なところにある親族・知人宅や市が開設するひなん場所など）
実際に ひなんする時のことを想像しながら、下の表をお書きください。

ひなん先【１】		ひなん先【２】	
※ 親族・知人宅の場合は連絡先をご記入ください 連絡先（　　―　　―　　）		※ 親族・知人宅の場合は連絡先をご記入ください 連絡先（　　―　　―　　）	
家を出るまでに準備すること	① 準備時間	家を出るまでに準備すること	① 準備時間
家族等への連絡　分	（左の合計）	家族等への連絡　分	（左の合計）
持っていく物の準備　分		持っていく物の準備　分	
家の戸じまり　分	分	家の戸じまり　分	分
その他　分		その他　分	
ひなん先までの移動方法	② 移動時間	ひなん先までの移動方法	② 移動時間
□ 徒歩　□ 車いす □ 自家用車　□ （介護）タクシー □ その他（　　）	分	□ 徒歩　□ 車いす □ 自家用車　□ （介護）タクシー □ その他（　　）	分
ひなんに必要な時間（①＋②の合計）	分	ひなんに必要な時間（①＋②の合計）	分

2　あなたのひなんを支援する人（ご家族やご近所さんなど）

氏　名（関係）	住　所 電話番号	支援内容
（　　）	住　所： 電話番号：	□ ひなん情報・ひなん時期の連絡 □ ひなん先までの移動支援 □ その他（　　）
（　　）	住　所： 電話番号：	□ ひなん情報・ひなん時期の連絡 □ ひなん先までの移動支援 □ その他（　　）

※　あなたのひなんを支援する人とひなん支援の方法等を相談しましょう。

ウラ面の 質問６ にお進みください。

2 / 4

〒○○○－○○○○
広島市○○区○○町○丁目○○番○○号
○○マンション○号室
広島　花子　様　　NO. ○○○○○○○○

記入例です。
（この紙は記入例ですので、返信は不要です。）

【 調査に回答する人 】　□ 本人　　☑ 代理人（代理人氏名：　広島　一郎　）

質問１　現在、施設へ入居・入所　または　長期（６か月程度）で入院していますか。

□ はい　＜ はい　を選んだ人は、調査終了です ＞
☑ いいえ　＜ いいえ　を選んだ人は、質問２ へ ＞

質問２　災害のときに、家族や知人の支援がなくても、自分で ひなんできますか。

□ はい　＜ はい　を選んだ人は、調査終了です ＞
☑ いいえ　＜ いいえ　を選んだ人は、質問３ へ ＞

質問３　災害のときに、家族や知人から ひなん支援を受けることができますか。

☑ はい　（ ☑ 支援する人が仕事などで日常的にいない時間帯がある ）
□ いいえ

質問４　災害に備え、あなたの連絡先と、あなたと連絡がとれない場合の連絡先をお書きください。

氏名（または名称）	電　話　番　号	関　係	住　所（分かる範囲で）
広島　花子	０９０-○○○○-○○○○	本人	
広島　一郎	０９０-□□□□-□□□□	長男	広島市○○区○○町○丁目
中国　葉子	０９０-△△△△-△△△△	長女	広島市○○区△△町△丁目

質問５　日頃、利用している医療機関などがあれば、お書きください。

区　　分	施設名	担　当	電　話　番　号
かかりつけ医療機関	○○病院	○○医師	０８２-○○○-○○○○
訪問看護ステーション	○○訪問看護ステーション	○○さん	０８２-○○○-□□□□
ケアマネジャー・相談支援専門員	○○居宅介護支援事業所	○○さん	０８２-○○○-△△△△

右側の わたしのひなんシート を書ける範囲でお書きください。

1 / 4

できる範囲で書いてほしいワン！難しいところは空欄のままでいいワン！　**オモテ面**

わたし の ひなん シート（個別避難計画）

あなたのお住まい（左の住所）における**ハザードマップ**での**災害危険性を表示**しています。
同封のお知らせを参考に、**ご家族やご近所の人と一緒に** ひなん先などを考えましょう。

1　ひなん先（安全なところにある親族・知人宅や市が開設するひなん場所など）
実際に ひなんする時のことを想像しながら、下の表をお書きください。

ひなん先【１】		ひなん先【２】	
長女宅		●●●●小学校	
※ 親族・知人宅の場合は連絡先をご記入ください 連絡先（ ０９０ ― △△△△ ― △△△△ ）			
家を出るまでに準備すること	① 準備時間		
家族等への連絡　５ 分	（左の合計）		
持っていく物の準備　１０ 分			
家の戸じまり　５ 分	３５ 分		
その他（ 長女の迎え ）１５ 分			
ひなん先までの移動方法	② 移動時間	ひなん先までの移動方法	② 移動時間
□ 徒歩　□ 車いす ☑ 自家用車　□ （介護）タクシー □ その他（　　）	１５ 分	☑ 徒歩　□ 車いす □ 自家用車　□ （介護）タクシー □ その他（　　）	２０ 分
ひなんに必要な時間（①＋②の合計）	５０ 分	ひなんに必要な時間（①＋②の合計）	４０ 分

「ひなん先」や「あなたのひなんを支援する人」は１箇所（１人）でも構いません。
書けない場合は空欄のままウラ面にお進みください。

2　あなたのひなんを支援する人（ご家族やご近所さんなど）

氏　名（関係）	住　所 電話番号	支援内容
中国　葉子 （ 長女 ）	住　所：広島市○○区△△町△丁目△△番△△号 電話番号：０９０-△△△△-△△△△	☑ ひなん情報・ひなん時期の連絡 ☑ ひなん先までの移動支援 □ その他（　　）
広島　一郎 （ 長男 ）	住　所：広島市○○区○○町○丁目○○番○○号 ○○マンション○号室 電話番号：０９０-□□□□-□□□□	☑ ひなん情報・ひなん時期の連絡 ☑ ひなん先までの移動支援 □ その他（　　）

※　あなたのひなんを支援する人とひなん支援の方法等を相談しましょう。

ウラ面の 質問６ にお進みください。

2 / 4

（ツ）避難支援等実施者を引き受けていただく工夫に関するもの

参　考

Point
- 多様な関係者との連携の可能性を探る
- 地域の実情を踏まえた関係者を巻き込むさまざまな工夫

避難支援等実施者については、ここまで見てきたような取組だけでなく、多くのモデル団体で、さまざまな関係者との連携の可能性が探られ、いろいろな方に、その方が対応できる範囲で避難支援等に協力してくださる可能性があることがわかりました。

都道府県	市町村	避難支援等実施者	備考（巻き込む工夫など）
宮城県	塩竈市	親族、民生委員、近所、生命保険外交員、自主防災組織	作成依頼する事業所や行政で、本人と関わりのある方を探す。
茨城県	常総市	家族、地域の区長班長	地域ケア会議における個別避難計画作成会にて説明する。
新潟県	胎内市	区長、地域の役員・近隣住民、民生委員	
長野県	下諏訪町	消防団員、防災士、民生委員、民生委員ＯＢ	調整会議で顔の見える関係を築くことが大切。
静岡県	富士市	近所の人、消防団員、近所に住む家族、障害者家族	地域の自主的な取組を尊重した。
静岡県	長泉町	地区班長、民生委員、対象者親族	近所の住民が協力する形にすることが最も望ましい。
愛知県	岡崎市	近隣住民、自主防災組織、民生委員、学区福祉委員、おかすけ隊※ ※地域住民の有志で結成したボランティア団体	
愛知県	美浜町	○組織・団体：自主防災会 ○個人の場合：日赤奉仕団員、民生委員、自治会役員 ※各団体の中で割り当てていたほか、本人の申出により引き受けてもらった。	
三重県	伊勢市	自治会、近隣住民、親族	○本人や家族等から依頼する。 ○自治会で検討して決定する。
滋賀県	大津市	○当事者家族、近隣住民等 ○民生委員児童委員等（安否確認の場合）	対象者同様ハザードエリアからの避難を呼びかける。
大阪府	豊中市	介護支援専門員、相談支援専門員、地域団体（民生・児童委員、校区福祉委員会、地域自治協議会）	①　計画作成に関する基本方針の検討段階から、災害時個別避難計画推進部会に参画してもらった。 ②　福祉専門職や地域団体が集まる会合での丁寧な説明や協力依頼、対象者別の研修を実施した。
大阪府	枚方市	自治会	
兵庫県	宝塚市	**（本人記入の個別避難計画に記載の内容）** 同居家族、　親せき、 知人や友人、　自治会、 近所の人　など	本人記入の個別避難計画様式を工夫して作成する。（自助意識の向上） ※自助意識の向上により支援者を確保した事例 …計画記入の際、本人が避難について担当課などから情報を得た上で、つきあいのなかった近所の人へ挨拶を含め訪問、発災時の「助け合い（支援してほしいこと、自分が地域に対してできること）」について相談し、支援者を確保した。
島根県	出雲市	要支援者の近隣住民や親族、自治会や隣保等の地元団体、防災委員等の地区災害対策本部の役員	広報紙、市ホームページによる広報
高知県	黒潮町	区長、民生委員、親族、近所の方	地区防災の一環であることを説明し、地域で考えていただいた。
長崎県	長崎市	家族、ケアマネジャー、ヘルパー、民生委員、自治会長、近隣住民	計画の調査票内に避難支援者と地域協力者とを分けて記入できるようにした。
長崎県	佐世保市	町内会、町内会長、近所にお住まいの方	○ご本人の現況を予め整理し、必要な支援内容や配慮すべき事項を明確化する。 ○近所にお住まいの方については、町内会長経由で依頼する。
大分県	日田市	家族、親族、近隣住民、自主防災組織の要配慮者担当	
宮崎県	宮崎市	避難行動要支援者の同居家族、別居の家族、近所に住む親族、福祉協力員、民生委員児童委員、自治会長　等	

（テ）様式の作成や改善に関するもの

留意点

〇実際に記入する人や使う人を始め様々な角度（有識者や専門職など）からの視点を踏まえ改善する

〇シンプルな様式にすることにより誰にでも作成できるものとすることは有効

〇避難支援等に必要な内容に絞ることや、平易な表現とすることで

・個人情報の流出に懸念を抱く避難行動要支援者の安心感が得られ、作成や提供の同意につながる

・避難支援等を的確に実施することが容易になり、実効的な個別避難計画となる

〇避難情報を伝えること、安否を確認すること、避難先に一緒に行くことなど引き受けることが可能な避難支援等に☑する欄などを設けることは問題ない

〇大雨、洪水、台風、高潮、地震などのうち、支援者が自らや自らの家族の安全を確保した上で、協力できるものに☑する欄などを設けることは問題ない

（テ）様式の作成や改善に関するもの

滋賀県大津市

Point ● 従来の様式から最低限の項目に絞った簡易版を作成

従来の計画様式はかかりつけ医やアレルギー、介護サービスの状況等についても聞き取る詳細なものであったが、避難行動要支援者の中にはこれらの情報が必ずしも必要ではない方がおられることから、災対法上で計画への記載が求められている項目等に絞った簡易版の計画様式を作成。専門職が作成するような重度のケースについては従来の詳細版の計画様式を活用しつつ、本人や家族で計画の作成が可能な軽度のケースについては、セルフプラン作成の負担を軽減できるよう簡易版の活用も案内している。

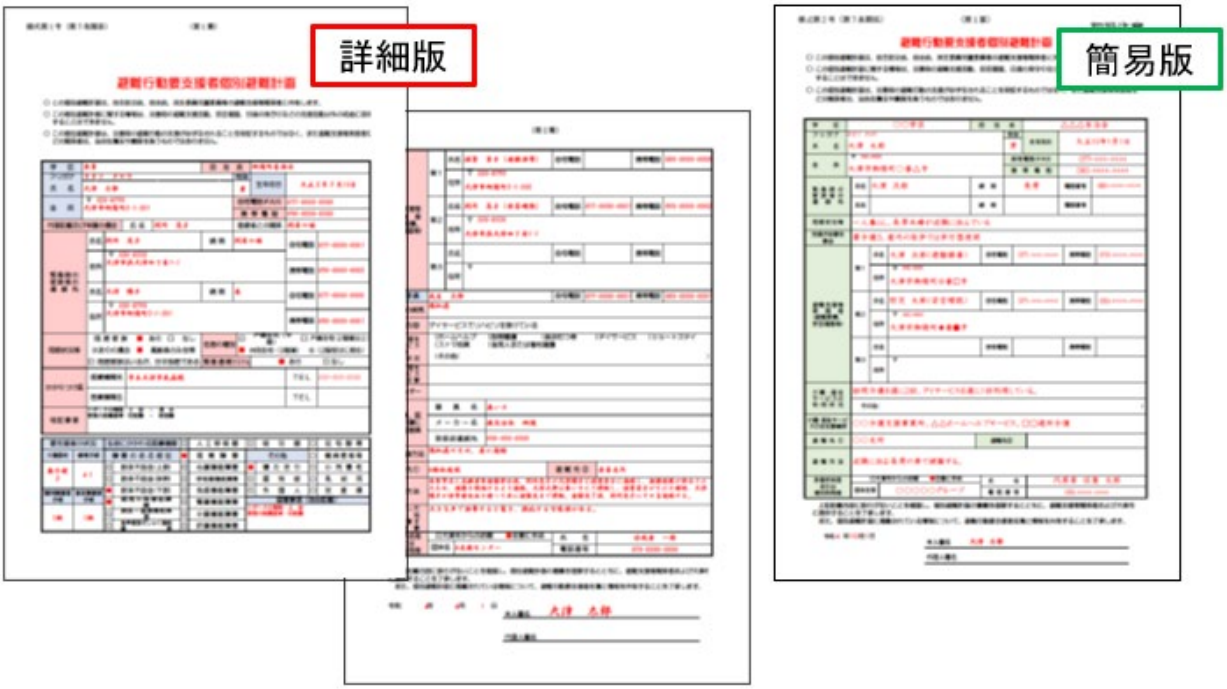

セルフプランによる計画作成促進のため、簡易な計画作成ツールを作成。入力シートに必要事項を入力すると、出力シートで計画様式による出力が可能。併せて、セルフプランを作成する手引きとして、自分の災害リスクなどを整理するための「個別避難計画【セルフプラン】作成ノート」も作成。 https://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/bosai/k/51905.html

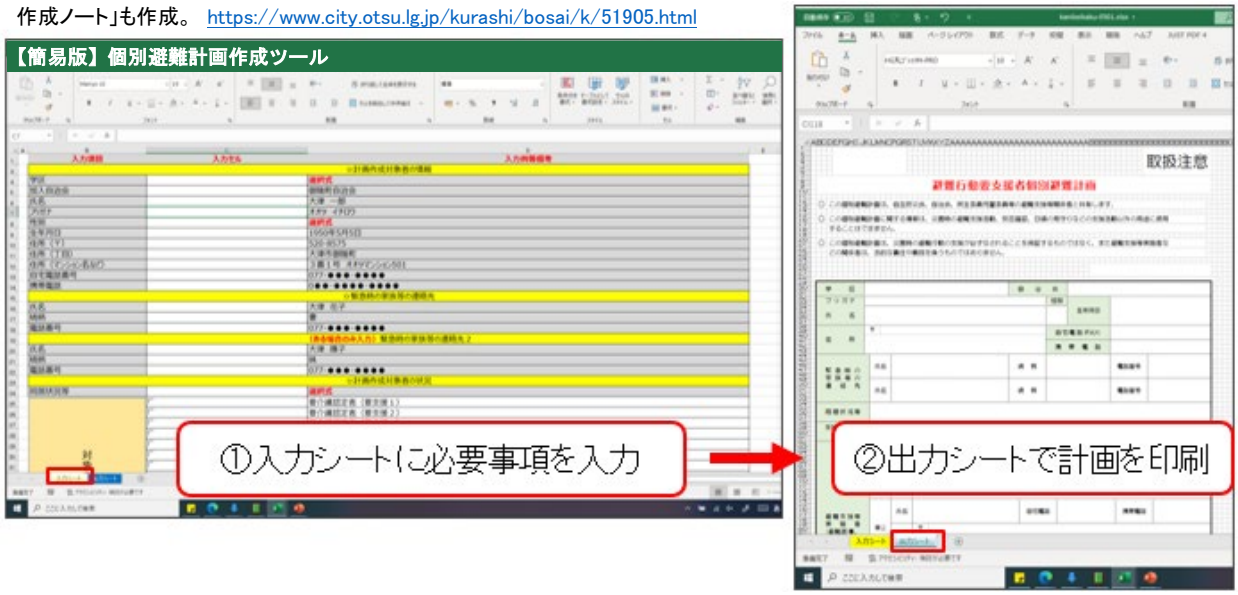

個別避難計画【セルフプラン】作成ノート（抄） https://www.city.otsu.lg.jp/material/files/group/301/selfplan1.pdf

（テ）様式の作成や改善に関するもの

宮崎県宮崎市

Point ● 本人や地域の支援者が記載しやすくするための工夫

個別避難計画の作成については、優先度の高い者を福祉専門職に、それ以外を本人又は地域で作成することを取組の方針として進めている。これまでの取組のなかで、地域の支援者からは「どこに何を記入していいか分からない。」「記入箇所が多くて、作成が面倒」といった意見もあったことから、福祉専門職が作成する個別避難計画とは別に、本人や地域で作成する個別避難計画の様式を定めた。個別避難計画の内容や記載箇所を簡素化することで、作成しやすくし、今後の取組を推進する。

宮崎市個別避難計画（事業所記入面）

宮崎市長　宛

個別避難計画とは、災害時の円滑な避難のために、避難を支援する人や避難の方法等を記載するものです。この計画は、平常時から宮崎市及び関係機関、避難支援者等で共有し、災害時の避難支援に活用されます。
ただし、計画作成により支援が必ず受けられることを保証するものではなく、関係機関や避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。

以上のことを承知した上で
☐ 個別避難計画を作成します。　☐ 個別避難計画を作成しません

令和　年　月　日
氏名（自署）

※代理で記載の場合はこちらもご記入ください
住所
氏名（続柄）

基本事項	ふりがな		性別		生年月日 大正・昭和・平成・令和　年　月　日
	氏名				
	住所	宮崎市			
	自宅電話		ファックス		
	携帯電話		メール		
	支援区分	☐ 要介護（要介護　） ☐ 身体障がい（ 視覚 ・ 聴覚 ・ 呼吸器 ・ 肢体 ・ その他 ） ☐ 療育 ☐ 難病 ☐ その他（　）			
	家族構成	☐ 一人暮らし ☐ 家族と同居　人（本人含む） → ☐常時家族がいる ☐家族がいない時間がある（ 日中 ・ 夜間 ）			
	住居	☐ 一戸建て住宅 ☐ 集合住宅（　階）※EVの 有 無 ☐ その他（　）			
	緊急連絡先	① 氏名（続柄　） 連絡先 / 住所			
		② 氏名（続柄　） 連絡先 / 住所			
要支援者の状況	既往歴等	主な疾患・障がい等 / かかりつけの医療機関等（医療機関名・電話番号）/ 服用中の薬 / 介護・医療機器			
		医療機関名 / 電話番号 / 医療機関名 / 電話番号 / 非常時に持出が必要なものは○で囲む			
	介護・福祉サービスの利用状況	☐ 利用者　主な事業所 / 利用しているサービス			
		☐ 利用無			
	支援が必要な事項	☐ 立つことや歩行ができない ☐ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ 医療的ケア（ 人工呼吸 ・ バルーン ・ 痰吸引 ・ 胃ろう ・その他 ） ☐ その他（　）			

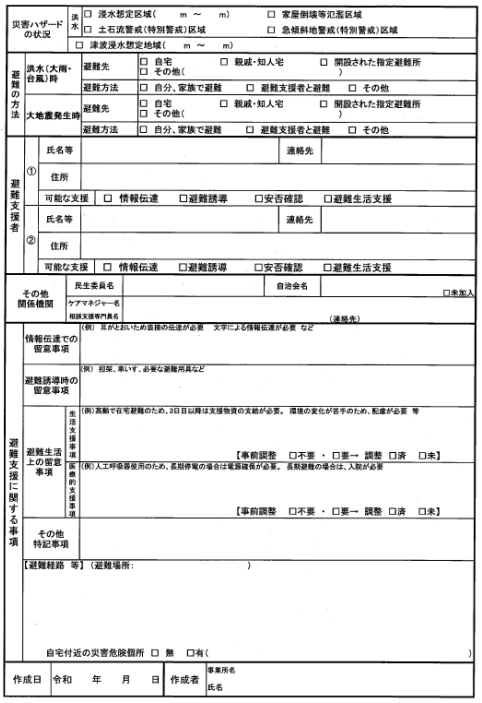

災害ハザードの状況	洪水	☐ 浸水想定区域（　m ～　m） ☐ 家屋倒壊等氾濫区域 ☐ 土石流警戒（特別警戒）区域 ☐ 急傾斜地警戒（特別警戒）区域 ☐ 津波浸水想定地域（　m ～　m）
避難の方法	洪水（大雨・台風）時	避難先：☐ 自宅 ☐ 親戚・知人宅 ☐ 開設された指定避難所 ☐ その他（　）
		避難方法：☐ 自分、家族で避難 ☐ 避難支援者と避難 ☐ その他
	大地震発生時	避難先：☐ 自宅 ☐ 親戚・知人宅 ☐ 開設された指定避難所 ☐ その他（　）
		避難方法：☐ 自分、家族で避難 ☐ 避難支援者と避難 ☐ その他
避難支援者	①	氏名等 / 連絡先 / 住所 / 可能な支援：☐ 情報伝達 ☐避難誘導 ☐安否確認 ☐避難生活支援
	②	氏名等 / 連絡先 / 住所 / 可能な支援：☐ 情報伝達 ☐避難誘導 ☐安否確認 ☐避難生活支援
その他関係機関		民生委員名 / 自治会名 ☐未加入 / ケアマネジャー名 / 相談支援専門員名（連絡先）
避難支援に関する事項	情報伝達での留意事項	（例）耳が上手いため言葉の伝達が必要　文字による情報伝達が必要　など
	避難誘導時の留意事項	（例）担架、車いす、必要な避難用具など
	避難生活上の留意事項	生活支援事項：（例）高齢で在宅避難のため、3日目以降は支援物資の支給が必要。環境の変化が苦手のため、配慮が必要　等 【事前調整　☐不要 ・ ☐要→ 調整 ☐済 ☐未】
		医療的支援事項：（例）人工呼吸器使用のため、長期停電の場合は電源確保が必要。長期避難の場合は、入院が必要 【事前調整　☐不要 ・ ☐要→ 調整 ☐済 ☐未】
	その他特記事項	
	【避難経路　等】（避難場所：　）	
	自宅付近の災害危険箇所 ☐ 無 ☐有（　）	
作成日	令和　年　月　日	作成者：事業所名 / 氏名

【福祉専門職作成用】

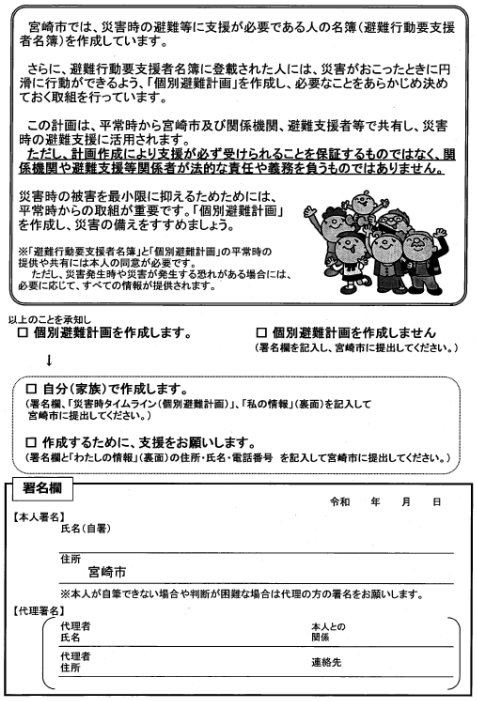

宮崎市では、災害時の避難等に支援が必要である人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しています。

さらに、避難行動要支援者名簿に登載された人には、災害がおこったときに円滑に行動ができるよう、「個別避難計画」を作成し、必要なことをあらかじめ決めておく取組を行っています。

この計画は、平常時から宮崎市及び関係機関、避難支援者等で共有し、災害時の避難支援に活用されます。
ただし、計画作成により支援が必ず受けられることを保証するものではなく、関係機関や避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。

災害時の被害を最小限に抑えるためためには、平常時からの取組が重要です。「個別避難計画」を作成し、災害の備えをすすめましょう。

※「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」の平常時の提供や共有には本人の同意が必要です。
ただし、災害発生時や災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じて、すべての情報が提供されます。

以上のことを承知し
☐ 個別避難計画を作成します。　☐ 個別避難計画を作成しません
（署名欄を記入し、宮崎市に提出してください。）

↓

☐ 自分（家族）で作成します。
（署名欄、「災害時タイムライン（個別避難計画）」、「私の情報」（裏面）を記入して宮崎市に提出してください。）

☐ 作成するために、支援をお願いします。
（署名欄と「わたしの情報」（裏面）の住所・氏名・電話番号　を記入して宮崎市に提出してください。）

署名欄

令和　年　月　日

【本人署名】
氏名（自署）

住所
宮崎市

※本人が自筆できない場合や判断が困難な場合は代理の方の署名をお願いします。

【代理署名】
代理者氏名　本人との関係
代理者住所　連絡先

【わたしの情報】　※なるべく本人か家族で記入してください。わからないところは空白で大丈夫です。

ふりがな		性別		生年月日 大正・昭和・平成・令和　年　月　日
氏名				
住所	宮崎市			
自宅電話		ファックス		
携帯電話		メール		
緊急連絡先（本人と連絡が取れない場合の連絡先）	① 氏名（続柄　）	連絡先		
	① 住所			
	② 氏名（続柄　）	連絡先		
	② 住所			
同居している人	☐ あり（　）人 → ☐ いつもいる ☐ いない時間がある（ 日中 ・ 夜間 ） ☐ なし（ひとり暮らし）			
該当要件	☐ 要介護 ☐ 身体障がい ☐ 知的障がい ☐ 精神障がい ☐ 難病 ☐ その他（　）			
体の状況（災害時の困りごと）	☐ 立つことや歩くことが不安（☐ 短距離なら歩ける ☐ 車いす使用 ☐ 杖使用 ） ☐ 耳が聞こえない・聞こえにくい（☐ ゆっくり話せば聞こえる ☐ 筆談 ☐ 手話 ） ☐ 話すことが難しい ☐ 目が見えない・見えにくい ☐ 寝たきり ☐ その他（　）			
住まいの状況	☐ 一戸建て住宅 ☐ 集合住宅（　階）			
その他関係機関	かかりつけ病院		電話	
	ケアマネージャー / 相談支援専門員		電話	
	民生委員		自治会	☐未加入

【本人・地域作成用】

（テ）様式の作成や改善に関するもの

大阪府豊中市

Point ● 関係者の意見を踏まえた様式とし、同意につなげる

〇同意につながる様式の改良

部会で意見として出された、「介護度や障害等級ではなく、歩行に介助がいるのか、車椅子なのか等、避難支援に必要な情報に絞ってほしい」「地域に提供する個人情報は最小限に」という意見と、対象者が理解しやすいように「平易な表現にすること」に留意し、計画書の様式を作成した。

〇様式の段階的な改善

今後はモデル事業関係者から出た「変更履歴を入れてほしい」「支援者から見て、必要な情報順に掲載してほしい」「デイサービスなど家にいない時間も記入できた方がよい」という意見も反映した様式に変更する予定である。

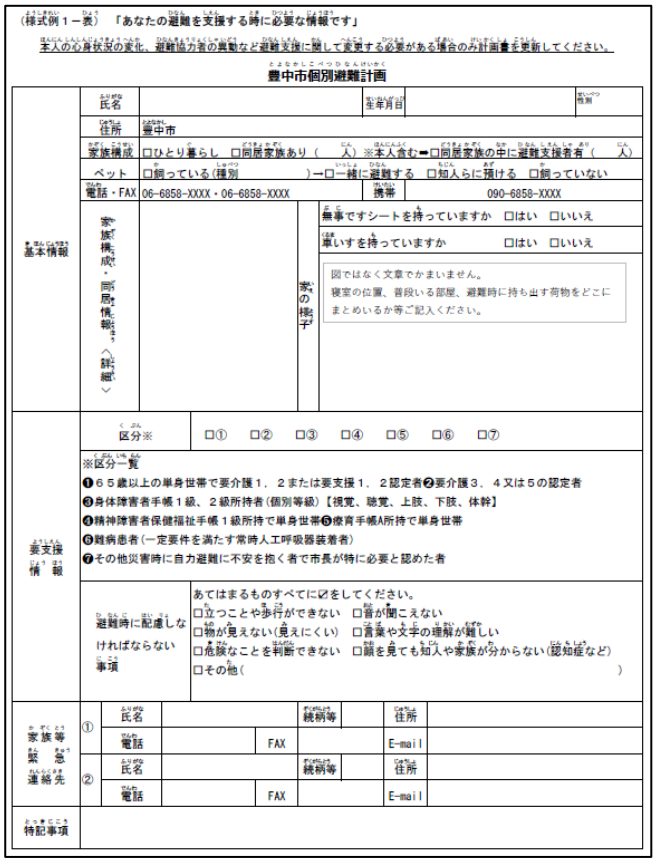
（様式例１－表）「あなたの避難を支援する時に必要な情報です」

本人の心身状況の変化、避難協力者の異動など避難支援に関して変更する必要がある場合のみ計画書を更新してください。

豊中市個別避難計画

基本情報	氏名		年月日	性別
	住所	豊中市		
	家族構成	□ひとり暮らし　□同居家族あり（　人）※本人含む➡□同居家族の中に避難支援者有（　人）		
	ペット	□飼っている（種別　　）➡□一緒に避難する　□知人らに預ける　□飼っていない		
	電話・FAX	06-6858-XXXX・06-6858-XXXX	携帯	090-6858-XXXX
	家族構成・同居情報（詳細）		家の様子	車椅子ですシートを持っていますか　□はい　□いいえ 車いすを持っていますか　□はい　□いいえ 図ではなく文章でかまいません。寝室の位置、普段いる部屋、避難時に持ち出す荷物をどこにまとめいるか等ご記入ください。
要支援情報	区分※	□①　□②　□③　□④　□⑤　□⑥　□⑦		
	※区分一覧	❶６５歳以上の単身世帯で要介護１，２または要支援１，２認定者❷要介護３，４又は５の認定者 ❸身体障害者手帳１級、２級所持者（個別等級）【視覚、聴覚、上肢、下肢、体幹】 ❹精神障害者保健福祉手帳１級所持で単身世帯❺療育手帳A所持で単身世帯 ❻難病患者（一定要件を満たす常時人工呼吸器装着者） ❼その他災害時に自力避難に不安を抱く者で市長が特に必要と認めた者		
	避難時に配慮しなければならない事項	あてはまるものすべてに☑をしてください。 □立つことや歩行ができない　□音が聞こえない □物が見えない（見えにくい）　□言葉や文字の理解が難しい □危険なことを判断できない　□顔を見ても知人や家族が分からない（認知症など） □その他（　　）		
家族等緊急連絡先	① 氏名		続柄等	住所
	① 電話	FAX		E-mail
	② 氏名		続柄等	住所
	② 電話	FAX		E-mail
特記事項				

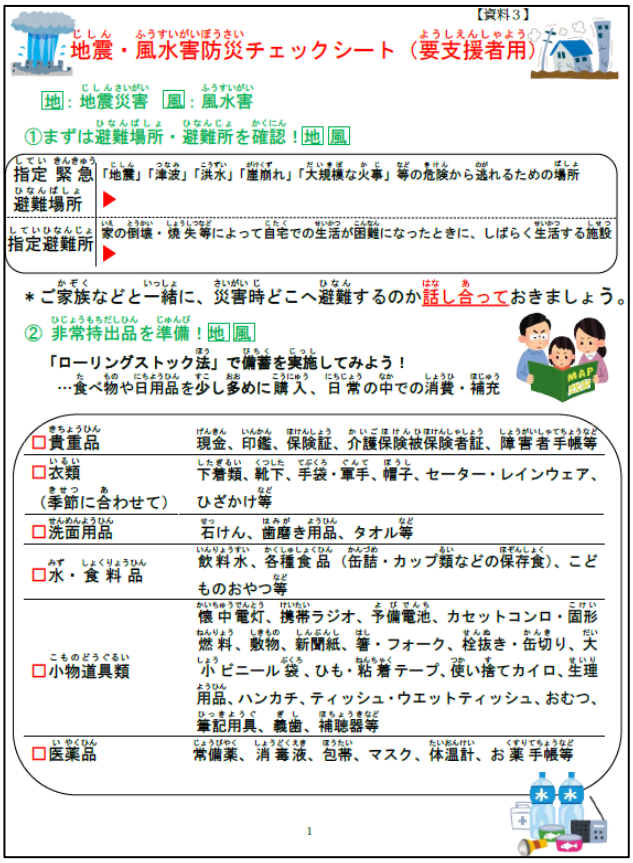
【資料３】

地震・風水害防災チェックシート（要支援者用）

地：地震災害　風：風水害

①まずは避難場所・避難所を確認！地 風

指定緊急避難場所	「地震」「津波」「洪水」「崖崩れ」「大規模な火事」等の危険から逃れるための場所
指定避難所	家の倒壊・焼失等によって自宅での生活が困難になったときに、しばらく生活する施設

＊ご家族などと一緒に、災害時どこへ避難するのか話し合っておきましょう。

② 非常持出品を準備！地 風

「ローリングストック法」で備蓄を実施してみよう！

…食べ物や日用品を少し多めに購入、日常の中での消費・補充

□貴重品	現金、印鑑、保険証、介護保険被保険者証、障害者手帳等
□衣類（季節に合わせて）	下着類、靴下、手袋・軍手、帽子、セーター・レインウェア、ひざかけ等
□洗面用品	石けん、歯磨き用品、タオル等
□水・食料品	飲料水、各種食品（缶詰・カップ類などの保存食）、こどものおやつ等
□小物道具類	懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、カセットコンロ・固形燃料、敷物、新聞紙、箸・フォーク、栓抜き・缶切り、大小ビニール袋、ひも・粘着テープ、使い捨てカイロ、生理用品、ハンカチ、ティッシュ・ウエットティッシュ、おむつ、筆記用具、義歯、補聴器等
□医薬品	常備薬、消毒液、包帯、マスク、体温計、お薬手帳等

1

長崎県長崎市

Point ● 市民に馴染みのある『安心カード』に統一

長崎市では、以前から独居高齢者や避難行動要支援者を対象に、急変時に備え緊急連絡先や健康に関する情報等を記入し、冷蔵庫に保管する安心カードの取り組みを行っている。個別避難計画作成にあたり、安心カードに災害時の避難に関する項目を追加することで個別避難計画の様式とした。

長崎市には約 26,000 人の避難行動要支援者がおり、ケアマネ等の福祉職の協力を得た場合でも、全ての要支援者について5年間で計画を作成することは困難であるという課題があったため、市民に馴染みのある『安心カード』の改訂版（急変時・災害時対応版）とすることで、要支援者や家族、あるいは地域住民といった市民レベルでの計画作成も行うことができるようにした。（本人・地域記入の個別避難計画）

急病などの緊急時や、
災害時対応にも活用できる

（ト）計画の質と量の両立を図る工夫に関するもの

留意点

〇避難行動要支援者の状況を考慮し、「自助」で作る個別避難計画、「共助」で作る個別避難計画、「公助」で作る個別避難計画に並行して、また、組み合わせて計画作成に取り組む

〇返送など、反応がない場合には、避難行動要支援者本人や地域の状況を確認し、必要に応じて適切な支援を行う

　この場合、避難行動要支援者本人に送付することを、自治会、自主防災組織、福祉専門職などの関係者に、事前に丁寧に説明をするなどの働きかけを行い、必要な場合には声かけなど協力を要請しておくことが円滑な取組につながる

（ト）計画の質と量の両立を図る工夫に関するもの

島根県出雲市

Point ● 地域による作成と並行した福祉専門職による作成

市内43地区全てにある自主防災組織による計画作成を進めているが、自治会未加入等の理由により、自主防災組織による計画作成が困難な要支援者もいた。そのため、令和4年度から福祉サービスを利用している要支援者について、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）へ計画作成業務を委託することにより、計画作成可能な要支援者の対象が広がった。

同じ要支援者について重複して作成しないよう、福祉専門職への業務委託時に市から自主防災組織へ作成状況を確認し、計画未作成者を絞り込んでいる。

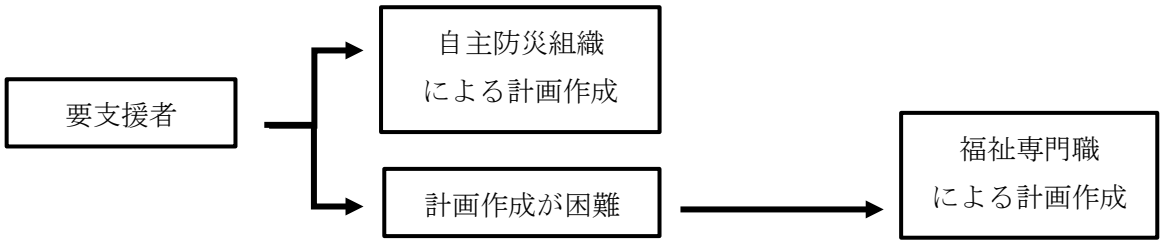

長崎県長崎市

Point ● 地域が中心となって取り組む共助の意識づくり

令和3年度からモデル地区のキーパーソンに働きかけ、地域コミュニティ連絡協議会等の場に、まちづくり支援や地区担当保健師等が出向いて説明を行ってきた。令和4年度には同協議会に自主防災組織が結成され、避難所運営の訓練が実施された。また、モデル地区には50名を超える避難行動要支援者がいることから、自主防災組織内で、「ケアマネの計画作成を待っていられない、自分たちでも作成したい」との思いが生まれ、自ら地域の民生委員と協力して計画作成に取り組まれた。（モデル地区説明用スライドから抜粋）

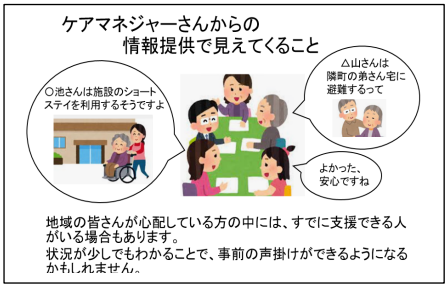

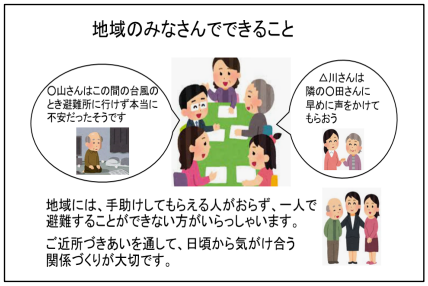

大分県日田市

Point ● 令和７年度までに作成完了を目指した計画的な取組

災害リスクの状況から、自治会を単位として振り分けを行い、被災するリスクの高い自治会から順次、避難行動要支援者の個別避難計画の作成と地域での避難支援体制づくりを行うこととしている。

あわせて、心身の状況等により地域支援者や福祉専門職などが、優先的に作成が必要と判断する方については、自治会単位での優先順位にかかわらず個別に計画作成を進めていく。

（ト）計画の質と量の両立を図る工夫に関するもの

兵庫県宝塚市

Point ● 本人や地域で記入できない場合の支援の充実

宝塚市では、年に一度、避難行動要支援者に対し、市から同意書と記入様式を送付し、同意の場合、様式に記入いただき、同意書とともに市に返送してもらっている。

【実効性の確保】 記入にあたり、避難先がわからないなど、問合せがあった場合、1件ずつヒアリングし、説明し、本人や地域による作成を支援した。また、専門職へ計画作成を含む事業の周知や協力依頼を行うことで、実効性を確保した。

【支援体制整備】 問合せが多かった内容について、地域の関係者に伝えるなど、地域における計画づくりの体制整備を進めた。

三重県伊勢市

Point ● 本人が記入した計画を市の担当者が確認し実効性を確保

伊勢市では、避難行動要支援者に対し、勧奨通知と記入様式を送付し、個別避難計画の作成を促している。計画の作成は避難行動要支援者本人が家族や地域の支援を得て、必要事項を記入し、市に返送している。

【記入内容確認】 市に返送された計画は、担当職員が確認し、修正すべき点がある場合、本人や家族に確認する。記入された内容が適切な場合は、避難支援等実施者分も含めて3部を本人に送付している。担当職員による確認は、チェック項目や手順を言語化することにより、暗黙知を明確化し、ノウハウの共有を図り、確認に関する質と量の両立を図っている。

【支援体制整備】 返送がない優先度の高い人に対して、市職員が家族へ連絡し、計画作成を促した。

長崎県西海市

Point ● 手もとに届き、記入されるよう、声かけや手助けを依頼

西海市では、あらかじめ市で名簿情報を記入した上で、個別避難計画の様式を避難行動要支援者の自宅に郵送し、本人又は家族に避難支援等に必要な情報を様式に記入の上、返送いただいている。

【作成の声かけ】 行政区長（自主防災組織）、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ケアマネジャー、相談支援専門員など避難行動要支援者本人の自宅を訪問する機会がある関係者に対して、個別避難計画作成対象者へ計画作成についての声かけを依頼している。

【視認性の向上】 協力者に対して避難行動要支援者への声かけを依頼していることから、個別避難計画様式をカラー用紙に印刷することや、封筒には『重要書類』と明記を行い、避難行動要支援者の自宅で他の郵便物と一目で区別がつくよう工夫している。

【支援体制整備】 一人で記入することが難しい方については、声かけに加えて、記入のお手伝いをいただくよう、関係者に依頼している。

（ナ）個別避難計画を作成する取組に関係者を巻き込む工夫に関するもの

留意点

○訓練やイベントなど※の具体的な取組や業務の企画や準備、実施などのプロセスを通じて庁内の関係部局（課室）や庁外の関係者との関係づくりをする

※避難訓練、防災フェアなどのイベントの開催、イベントでの展示や出展、地区防災計画づくり、地域調整会議など

○個別避難計画に関する課室や係を設置する例がある

※専従職員でなく併任職員を配置する例や、会計年度任用職員を配置する例がある

○総合調整を行う部局や課室に庁内の関係部局や庁外の関係者の協力や協働を進めるための担当を配置することや、協力や協働を進めるための研修を行う

○既存の見守り活動や安否確認などの取組をいかして取り組むことにより既存の取組に係る庁内外の関係者を巻き込む

既存の取組には防災だけでなく、地域福祉活動、まちづくり、その他の地域活動があるので、これらの関係者や、市役所や町村役場内でこのような活動の推進、助成、表彰を行っている部局や課室に働きかける

○平素から関係のある部局※や顔の見える関係のある部局※から庁内外の関係者に働きかける

※福祉部局：専門職や当事者、消防防災部局：自主防災組織や消防団、市民交流部局：自治会　など

○個別避難計画に係る取組に地域おこし協力隊員※や集落支援員※の参画を得ることで、隊員に地域主体の取組のエンジンとしての役割を果たしていただいている例がある

※地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年３月 31 日付け総行応第 38 号）

※過疎対策等における集落対策の推進について（平成 20 年８月１日付総行過第 95 号）、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成 25 年３月 29 日付総行応第 57 号）

（ナ）個別避難計画を作成する取組に関係者を巻き込む工夫に関するもの

長野県下諏訪町　Point　● 防災部局と福祉部局との連携を進めるための仕掛けづくり

庁内では課を超えての連携が浸透しており、防災部局の職員と福祉部局の職員が気軽に相談し合える強みを生かし、対象者についての情報交換や調整会議・避難訓練の日程調整がスムーズに行えることができた。また、次年度からは、地域と町のパイプ役である、地域防災地区担当職員にも計画づくりに参画していただき、職員体制の強化と対象地域拡大を予定している。

（庁内連携が浸透している理由）

○　町では御柱祭やお舟祭りなどを通じて、以前から、課を超えての協力体制が浸透しており、比較的横のつながりに対して風通しが良い環境である。

○　個別避難計画を進めていくうえでも、防災部局と福祉部局が一緒に地域への説明会に出向するなどして連携を深めている。

防災と福祉の両部局が連携し、訓練に取り組むようす

滋賀県大津市　Point　● 統括部署を創設し、庁内連携を円滑化

今年度より防災部局に「個別避難計画作成推進室」を設置、方向性の決定や業務の推進を行っている。専任職員は2名だが、防災、福祉、保健（保健所含む）部局の兼務職員6名とともに取組を進めている。また、令和3年に導入した「避難行動支援システム」の活用により、各関係課で所有する情報（住基情報、保健・福祉関連データ、ハザードマップなど）を一元管理することができ、最新の避難行動要支援者に関する情報を常に共有することができ、市内全域で取組を進めるうえで対象者の抽出など、大いに役立った。

令和４年４月
個別避難計画作成推進室を創設

昨年度の滋賀モデルに一緒に取り組んでいた職員が継続して担当

【個別避難計画作成推進室の概要】
職　員　数：専任２名、兼務者６名
兼務者内訳：総務部危機・防災対策課　1名（防災担当）
福祉部障害福祉課　1名（障害担当）
健康保険部長寿政策課　1名（高齢・名簿地域提供担当）
健康保険部保健所保健予防課　1名（難病担当）
健康保険部保健所健康推進課　1名（小児慢性特定疾病担当）

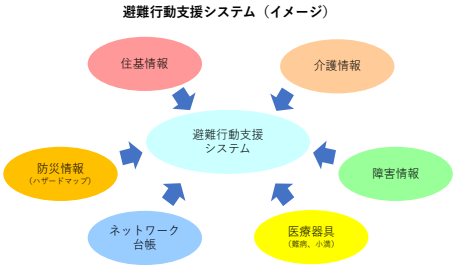

（ナ）個別避難計画を作成する取組に関係者を巻き込む工夫に関するもの

大阪府豊中市

Point ● 既存の安否確認を生かした取組み

本市では、民生・児童委員や校区福祉委員などの避難支援等関係者に対して名簿を提供し、平常時から安否確認訓練を行う「防災・福祉ささえあいづくり推進事業」を実施している。この事業においては、災害時に安否確認のほか、避難行動要支援者に対し、災害情報の提供や避難等の手助けを行うことになっており、これまでに構築してきた基盤を基に避難支援・避難誘導の実効性を確保していく事業として、「災害時個別避難計画推進事業」を位置付けている。そのため、避難支援協力者として、名簿提供団体（校区福祉委員会、民生・児童委員等）に協力をお願いしている。

兵庫県宝塚市

Point ● 関係各課のサポートによる顔の見える関係づくり

どの部局でもマンパワー不足のため会議体や WG 設置は難しく、担当課中心に必要に応じ連携して事業を進めた。防災部局とは情報共有だけでなく、調整会議やイベント、地区防災計画に協働で取組んだ。また、福祉部局から専門職や当事者、消防から自主防災会、市民交流部局から自治会といった、関係各課からの庁外関係者との顔つなぎ、周知などのサポートを受け庁外との顔の見える関係づくりが進められ、年間 60 回程度の説明機会が令和 4 年度は 90 回以上に増加。自助・共助意識の醸成が進んだ。

担当課から庁内関係各課への説明会（令和 3 年 6 月）

防災部局や関係者との協働イベント（防災×福祉フェア）（令和 5 年 1 月）

（ナ）個別避難計画を作成する取組に関係者を巻き込む工夫に関するもの

コラム

Point
● 地域おこし協力隊員の個別避難計画作成の取組への参画
（徳島県美波町の事例より）

背景と概要

美波町では、令和元年から町内の各地区で地域づくり推進業務に従事してもらい、地域の人と共にまち（地域）を「にぎやか（活性化）」にする取り組みにお手伝いいただける方を「地域おこし協力隊」の仕組みを活用して募集し、任用してきました。

令和４年度の地域おこし協力隊員の募集

徳島県美波町の北東部にある由岐湾内に西の地（にしのじ）地区があります。この地区は、山地が海に迫る狭隘な平野部に人口 500 人ほどが集住しており、旧由岐町の中心ですが、人口減少などの地域づくりにおける課題を抱えています。また、毎年の風水害や土砂災害などの自然災害に向き合いながら、南海トラフ地震への備えにも取り組むことが必要であることから、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、西の地町内会を組織母体として「西の地防災きずな会」を組織し、防災を入口として地域づくりのための多様な活動に取り組んできたところです。

このような中、美波町では、西の地防災きずな会において、①高齢者、障害者、親子連れなど様々な人が集い住民の絆を深める「まったりカフェみなみ」の営業、②避難場所の維持管理や資機材の点検、高齢者の生活支援などの活動、③徳島大学・美波町地域づくりセンターとの協働による防災事業や事前復興まちづくりに取り組む隊員を募集したところ、応募があり、令和４年度に地域おこし協力隊員を任用することができました。

応募者は、兵庫県立大学減災復興政策研究科 教授の馬場美智子先生のゼミ出身であり、美波町でフィールドワークしていたという御縁がありました。このような観点からも、大学などとの連携は重要です。

令和４年度の活動の概要

自主防災組織である「西の地防災きずな会」を基盤に、同会が運営する「まったりカフェみなみ」※の営業に参画するとともに、地域活動に参画し顔の見える関係づくり、そして、防災関係の活動として、

・子ども防災教室の開催
・個別避難計画の作成に向けて、避難行動要支援者の御自宅を訪問して聞き取り調査を実施
・広域避難訓練への参画
・消防や民生委員の協力を得て要支援者も参加しての津波避難訓練を実施（※実施後には個別避難計画作成に向けての振り返りも実施）
・防災サンタとして高齢者の御自宅訪問

などに取り組み、<u>地域主体の取組のエンジンとしての役割を果たしていただいています。</u>

このような活動により個別避難計画を含めた「西の地」地区の防災対策が前進しました。

※　まったりカフェみなみ：自主防災組織「西の地防災きずな会」が運営するコミュニティカフェ。災害時における地域の共助の取組の結節点、そして、災害後のしなやかな復興を目指し、平常時から顔の見える関係づくりに取り組んでいる。

参考：地域おこし協力隊について（総務省資料より抜粋）https://www.soumu.go.jp/main_content/000826128.pdf

〇制度概要：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員が、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

〇実施主体：地方公共団体

〇活動期間：概ね１年以上３年以下

〇総務省の支援：

・特別交付税措置　（隊員１人あたり 480 万円上限 等）

・令和４年度予算　２．４億円

・隊員のなり手の掘り起こし　（地域おこし協力隊全国サミット 等）

・受入れ・サポート体制の強化　（地域おこし協力隊サポートデスク 等）

・定住促進に向けた起業支援　（起業・事業化研修 等）

地域おこし協力隊に係る地方財政措置について

◎地域おこし協力隊に取り組む自治体に対し、次に掲げる経費について、特別交付税措置

注意！
「特別交付税」は、受入自治体における取組実績を事後的に調査の上、実績に応じて総務省から自治体に対して交付されるものです。総務省から隊員の方に直接交付されるものではありません。

【隊員の任期中の活動や任期終了後の支援に関する経費】

① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：480万円/隊員１人を上限

・報償費等…280万円（隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能。その場合も480万円が上限）

・その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）

➢ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、**２年を上限として任期の特例**を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置（令和元年度から３年度までに任用された隊員を対象）。

② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/１人を上限

・最終年次及び任期終了後１年以内の起業又は事業承継が対象。**令和４年度は引き続き、対象期間を最終年次及び任期終了後２年以内へ延長。**

③ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費(令和３年度から)：措置率０．５

【自治体における隊員の募集等に関する経費】

④ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：200万円/１団体を上限

➢ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費　：100万円/１団体を上限

➢ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費(令和３年度から)：100万円/１団体を上限(※)、1.2万円/１人・１日を上限(※※)

（※）…団体のプログラム作成等に要する経費、（※※）…参加者の活動に要する経費

◎都道府県に対し、以下の取組に要する経費について、普通交付税措置

① 地域おこし協力隊等を対象とする研修等（平成28年度から）

② 地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備（令和２年度から）

※令和5年2月閲覧

参考：募集時に示された地域の紹介や、業務内容の説明

西の地防災きずな会（地域づくり推進事業）

〇団体紹介：　西の地防災きずな会（以下、「きずな会」）は、西の地町内会を組織母体として平成16 年に発足した自主防災組織です。きずな会は、「人の絆は人を救う」を合言葉に、家具の転倒防止プロジェクトや非常食の備蓄、津波避難場所の整備、さらには、自主防災活動を通じて地域を活性化するため、避難訓練と遊山を掛け合わせた「避難まつり」や、防災訓練を通じて男女が出逢うイベント等を実施してきました。

南海トラフ巨大地震で持続が危ぶまれる地域に住む私たちは、東日本大震災以降、東北の状況を目の当たりにし、徳島大学や徳島県建築士会等のご支援を受けながら

「事前復興まちづくり」に取り組んでいます。事前復興まちづくりでは、高台の土地利用計画をはじめ小中学生に対する防災教育、山側の自主防災組織との防災交流等を実施しています。さらに、住民の絆を深めることを目的に「まったりカフェみなみ」を平成 28 年２月にオープンしました。まったりカフェは、きずな会の女性部が運営しており、高齢者、障害者、親子連れ等さまざまな人々が集い、事前復興まちづくりの拠点となっています。

〇仕事内容：▸「まったりカフェみなみ」の準備、調理、接客等

「まったりカフェみなみ」は、毎週火曜日に営業（週１回）しています。前日の月曜日に仕込み作業を行い、買出しは月曜、火曜日以外に実施しています。これらのお手伝いをしていただくとともに、私たちの苦手なソーシャルメディア等を使った広報等をお願いしたいと思います。ゆくゆくは協力隊員の力量で、営業日を増やしていただいたり、カフェで特産品等の開発・販売を行っていただけると大変ありがたいです。

▸自主防災活動

避難場所の維持管理をはじめ、資機材の点検、視察の受入れ、高齢者の生活支援等のお手伝いを行っていただきます。また、きずな会は徳島大学・美波町地域づくりセンターと共同で防災事業や事前復興まちづくりを進めていますので、協力隊にはそのご支援もお願いいたします。

〇募集人員：１名

〇勤務場所：美波町西の地地区

〇追記事項：地域おこし協力隊の自由な発想と行動力で、地域に新しい風を吹き込んでいただけると幸いです

出　典

美波町ウェブサイト　令和４年度「にぎやかそ」美波町地域おこし協力隊の募集について（募集）　https://www.town.minami.lg.jp/docs/2576883.html

西の地防災きずな会 twitter　https://twitter.com/mattari_kizuna

総務省ウェブサイト　地域おこし協力隊　https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000066.html

（二）福祉専門職との連携促進・負担軽減に関するもの

留意点

○福祉専門職は避難行動要支援者の心身の状況や社会的孤立の状況をリアルに把握している

○市町村単位で設置されている福祉専門職の団体に働きかける

○福祉事業所の所属長、管理者、施設長などのマネジメント層に働きかける

○市町村から福祉専門職へ具体的に協力の内容を説明する

○災害の切迫性の理解、個別避難計画の必要性に関して福祉専門職との間で共通認識を形成

○個別避難計画づくりを経験した福祉専門職の経験を他の福祉専門職と共有する

○要綱、要領、マニュアルを作成するなどして、分担していただく内容や作成手順を具体化すること、文書化することや勉強会（模擬的な計画作成）を行うことは負担軽減、引き受けていただくことにつながる

○研修への参加の促進（主任介護支援専門員法定外研修への位置づけなど）

○避難行動要支援者本人と顔の見える関係のある福祉専門職が関与することで取組が円滑に進む

○持続可能な取組とすることが重要であり、この観点からキーパーソンの一人である福祉専門職の負担軽減を図ることは重要

○作成業務の段階に応じ報酬を段階的に支払うことで、可能な範囲での協力でよいことを明確にし、ハードルを下げる

○福祉専門職の業務の内容やタイミングに合わせて個別避難計画の協力をいただくことで負担の軽減を図る

○委託を行う場合、既存の業務の手順や手続、様式等を参考にして、前例にそろえると福祉専門職が具体的にイメージしやすくなり、負担の軽減につながる

（二）福祉専門職との連携促進・負担軽減に関するもの

東京都板橋区

Point ● 模擬的な個別避難計画作成を勉強会として実施

避難計画作成を居宅介護支援事業所や指定特定相談支援事業所等の福祉専門職へ委託するにあたり、まず区職員が本人への聞き取り・計画作成を実施し、作成手順をマニュアル化した。作成したマニュアルを基に地域包括支援センターの協力を得て福祉専門職向けの勉強会（模擬的な計画作成）を行った。

今後は福祉専門職の負担軽減・対象者を網羅的にとらえるため、介護保険法等の活用についても国に対し要望していく。

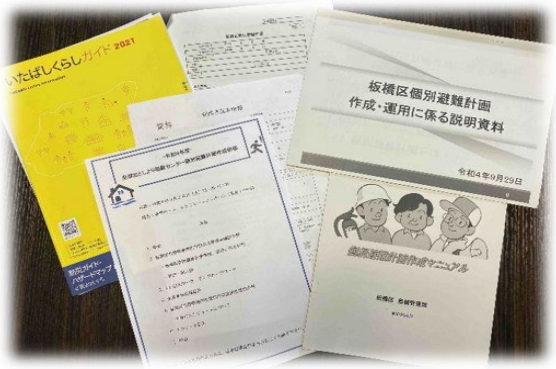

滋賀県大津市

Point ● 業務量に見合った計画作成報酬を専門職に段階的に支払

本人の状態等の変化により、計画作成が途中で終了してしまったり、調整会議を開催したとしても、その時点では適切な避難先や、実行可能な避難手段が確保できないことが明らかな場合があることから、一律の報酬の支払いは困難であると考え、計画作成段階ごとの業務量に応じた報酬の支払を検討した。更新時等の軽微な計画内容を修正するケースや、複数回調整会議を開催し計画を作成したケースなど、体系立てた段階的な報酬の支払方針を構築済み。

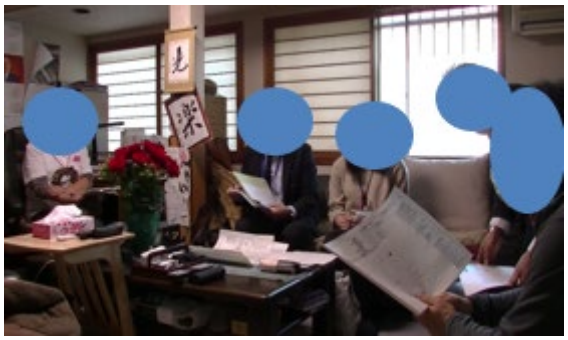

地域調整会議のようす

避難訓練のようす

島根県出雲市

Point ● 福祉専門職の業務内容やタイミングを合わせた計画作成

出雲市から福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員）へ、ケアプラン等の作成や更新のタイミングに合わせ、個別避難計画を作成いただくよう依頼している。

また、福祉専門職による計画作成は業務委託契約により実施し、新規作成した件数分の委託料を支払っている。

【ケアマネジャーの業務内容】
・アセスメントシート・ケアプラン
要配慮者の心身の状況、生活環境等を確認し、課題を整理・分析する。課題に合わせて目標設定や必要な介護保険サービスの計画を立てる。

【相談支援専門員の業務内容】
・災害用アセスメント票
要配慮者の心身の状況や生活状況、地域との交流状況、災害への準備状況等を対象者や家族等と一緒に確認し、課題を検討する。要配慮者の誕生月に作成する。

（二）福祉専門職との連携促進・負担軽減に関するもの

高知県黒潮町

Point ● ケアマネジャーやあったかふれあいセンター等の参画

地区が中心となって個別避難計画の作成を行ってきたが、医療・福祉の専門的な知識がない等の課題があり、作成や更新ができていない地区あった。

そのことから、専門的な知識や日頃の関わりがあるケアマネやあったかふれあいセンター（高知県独自）に参画いただき、地区と一緒に個別避難計画の作成を作成することとした。また、黒潮町福祉避難所協議会と連携して、福祉避難所の環境等についても協議を行っている。

福祉避難所協議会のようす

あったかふれあいセンターでの避難訓練のようす

（参考）あったかふれあいセンター

○ 子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要なサービスを受けることができる拠点を「あったかふれあいセンター」として高知県内の各市町村では、高知県の支援を受けて整備しています。（高知県あったかふれあいセンター事業費補助金：https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/attaka.html）

○ 「あったかふれあいセンター」は、地域ニーズの把握や課題に対応した小規模多機能支援拠点としての活動に加え、要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合い活動などを実施しています。

（二）福祉専門職との連携促進・負担軽減に関するもの

長崎県長崎市

Point ● 相談支援専門員なくして障害者の計画づくりはならず

これまでの高齢者に加え、令和4年度より障害者の個別避難計画を作成するにあたり、長崎県相談支援専門員協会との間で個別避難計画作成に係る業務委託を締結し、23 人分の計画を作成した。

実際の計画作成にあたっては、市内の5つの委託相談支援事業所の協力を得て実施した。これらの事業所とは、日頃の業務や各種の会議等で関わることも多く、顔の見える関係があったことから、内々の打診から実施に至るまでの調整を円滑に進めることができた。

個別避難計画の取組は、最初から全ての関係者に協力いただくことは難しい場合もあるが、顔の見える関係のある、また、取組に前向きな団体、事業所、福祉専門職、自治会、自主防の協力を得て、実施可能な地区で、モデル的に取り組むことから始めることは有効だった。

その上で、モデル的な取組・モデル地区で取組を全地区に展開するには、モデル地区で作成に関わった要支援者本人・家族、自治会長、ケアマネ、民生委員から、他の地区の要支援者本人・家族、自治会長、ケアマネ、民生委員に同じ立場、同じ目線で伝えていただくのが最も効果的な普及啓発になると感じている。

いずれにしても、障害のある人の個別避難計画づくりを進めていく上で、相談支援専門員の協力体制を構築することは必要不可欠であることが改めてわかった。

●関係者から協力を得るポイント

・協会などに組織として理解していただき、協力を得ること
・顔の見える関係のある団体や関係者にアプローチすること
・庁内の関係する部署からアプローチすること
・できることから、できる範囲で協力してもらい、徐々に広げていくこと
・最初は、ノウハウや経験を蓄積し、難しい事例には段階的に取り組むことでよいこと

神奈川県川崎市

Point ● ケアプランと一体となった個別避難計画の作成

個別避難計画の作成を委託するにあたり、ケアマネジャー等の負担増が課題でした。そこで、ケアマネジャーが参加する個別避難計画に関する検討会や、ケアマネジャー向けに実施した個別避難計画作成・検証シミュレーション研修での意見等を踏まえ、様式はケアプランと共通化し、作成のタイミングを要介護認定の更新や変更時とすることで整理し、マニュアル（素案）として取りまとめたところです。

今後は、行政機関と福祉関係者の協力・連携による避難支援体制を整備するなど更にマニュアルの内容の充実を図り、令和5年度末から順次計画の作成を開始する予定です。

○ニーズ調査

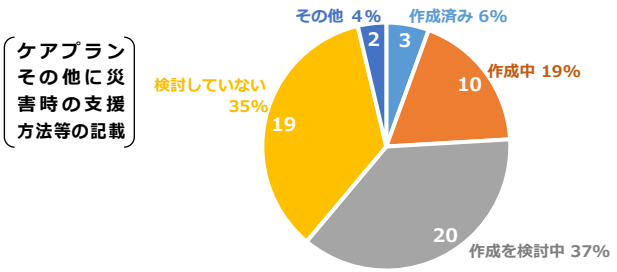

○研修のようす

（二）福祉専門職との連携促進・負担軽減に関するもの

参　考　Point　● 大津市個別避難計画の作成等に関する要領

（作成に係る報酬）

第９条　市長は、第４条第１項の依頼に応じて福祉専門職が個別避難計画又は仮計画書（以下「個別避難計画等」という。）を作成した場合において、当該個別避難計画等の内容が適正であると認めたときは、別表第２に定めるところにより 報酬を支払うものとする。

２　前項の報酬は、個別避難計画等を作成した福祉専門職が所属する事業所等からの請求により支払うものとする。

３　前項の報酬の請求にあたっては、請求書に次に掲げる書類を添えなければならない 。

（１）別避難計画等

（２）地域調整会議等実施報告書兼実効性確認検証結果報告書（様式第３号）

別表第２（第９条関係）

		１　計画の新規作成に係るもの	２　１で作成した計画の更新に係るもの
対象経費	計画書を作成した場合	調整会議等および実地検証をともに実施し計画書を作成したことに対する報酬 計画１件につき７，０００円	調整会議等および実地検証をともに実施し計画書を更新・修正したことに対する報酬 計画１件につき４，２００円
		対象者の状況により実地検証を実施せず、調整会議等のみを実施して計画書を作成したことに対する報酬 計画１件につき５，６００円	対象者の状況により実地検証を実施せず、調整会議等のみを実施して計画書を更新・修正したことに対する報酬 計画１件につき２，８００円
		対象者の状況により調整会議等を実施せず、実地検証のみを実施して計画書を作成したことに対する報酬 計画１件につき４，９００円	対象者の状況により調整会議等を実施せず、実地検証のみを実施して計画書を更新・修正したことに対する報酬 計画１件につき２，１００円
		対象者の状況により調整会議等及び実地検証をともに実施せず計画書を作成したことに対する報酬 計画１件につき３，５００円	対象者の状況により調整会議等及び実地検証をともに実施せず計画書を更新・修正したことに対する報酬 計画１件につき７００円
	計画作成を中断し仮計画書を作成した場合	調整会議等を実施したが計画作成を中断し仮計画書を作成したことに対する報酬 計画１件につき５，６００円	調整会議等を実施したが計画作成を中断し仮計画書を更新・修正したことに対する報酬 計画１件につき２，８００円
		調整会議等を実施せず仮計画書を作成したことに対する報酬 計画１件につき３，５００円	調整会議等を実施せず仮計画書を更新・修正したことに対する報酬 計画１件につき７００円
添付書類	（１）　作成または更新・修正した個別避難計画書 （２）　「地域調整会議等実施報告書」兼「実効性確認検証結果報告書」		

備考

１　「調整会議等」とは、原則として、主に重要３項目である「避難支援者」「避難先」「避難方法（手段）」を決めるにあたり、福祉専門職や家族、近隣住民、自治会、自主防災会など、避難支援等関係者で協議する必要がある場合に開催する会議をいう。

２　「実地検証」とは現地における検証（第７条に規定）もしくは避難経路図の作成をいう。

３　報酬の額は、消費税及び地方消費税を含む。

（二）福祉専門職との連携促進・負担軽減に関するもの

参　考　Point　● 川崎市障害者災害時個別避難計画作成事業事務取扱要領

○川崎市障害者災害時個別避難計画作成事業事務取扱要領

（目的）

第１条 この要領は、川崎市災害時個別避難計画作成事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づいて実施する障害福祉サービス利用者に対する災害時個別避難計画の作成について、必要な事項を定めることを目的とする。

（個別避難計画作成対象者）

第２条 要綱第２条第１項第１号及び第２号に規定する、個別避難計画の作成対象者について、次の各号のいずれかの要件に該当した場合に作成するものとする。

（１）独居と認められる者

（２）日中独居と認められる者

（３）同一家屋内に居住する親族が、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条第１号に規定する障害者若しくは６５歳以上の高齢者のみで構成される者

２ 前項に関わらず、障害支援区分６に該当する場合は、個別避難計画を作成することができる。

３ 要綱第２条第３項に規定する「優先して個別避難計画を作成する者」とは、障害支援区分により判断することとし、障害支援区分が重度の作成対象者から優先して作成する。

（個別避難計画作成者）

第３条 個別避難計画を作成することができる事業者は市内に所在地を置き、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

（１）障害者総合支援法第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者

（２）障害者総合支援法第２９条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者

（３）川崎市障害者相談支援センター事業実施要綱第２条第１項第２号に規定する地域相談支援センター及び同項第３号に規定する基幹相談支援センター

（４）その他市長が認めた者

２ 前項の事業所の職員で個別避難計画の作成ができる者（以下、「作成者」という。）は、市が定める個別避難計画の作成に必要な研修を受講した者とする。

（個別避難計画の作成時期）

第４条 本事業により個別避難計画を新規作成することができる時期は次の各号にかかげるものとする。

（１）障害福祉サービスの新規、変更、更新によるサービス等利用計画案の作成が必要な時

（２）誕生月による障害福祉サービスの利用者負担の更新が必要な時

（３）その他市長が必要と認めた時

（個別避難計画の変更時期）

第５条 前条の規定により作成した個別避難計画について、要支援者の心身状況、生活環境等、災害時の避難行動に影響がある変化が認められる場合、個別避難計画の見直しを行うことができる。

（個別避難計画の更新時期）

第６条 第４条及び第５条の規定に基づき個別避難計画を作成した場合、要支援者の誕生月に個別避難計画の内容を見直し、要支援者の誕生月の翌月から次の誕生月までの個別避難計画を新たに作成する。

（個別避難計画の提出）

第７条 第４条、第５条及び第６条の規定により作成した個別避難計画について、作成者もしくは作成対象者は、作成対象者が受給している障害福祉サービスの実施機関である区の高齢・障害課及び地区健康福祉ステーションに提出する。

（個別避難計画の保管）

第８条 第４条、第５条及び第６条の規定により作成した個別避難計画について、作成者及び作成対象者双方で保管するとともに、前条の規定により、区の高齢・障害課及び地区健康福祉ステーションに提出された個別避難計画については、各所属において保管する。

（個別避難計画の作成費用）

第９条 指定特定相談支援事業所、指定障害福祉サービス事業所が個別避難計画を作成した場合、市が１件あたり 7,000 円の計画作成費を支払う。

２ 計画作成費の請求方法については、別に定める。

（その他）

第１０条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附　則

この要領は、令和４年１月２１日から施行する。

（ヌ）保健所や保健師との連携に関するもの

留意点

○保健所（保健師）は、難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児者の患者を把握している

○都道府県から、難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児者の担当課を通じて保健所や保健師に働きかける

○都道府県等の難病等の担当課と市町村の間の情報共有の仕組みづくりについては、内閣府と厚生労働省が連名で通知している

※「難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）」（令和3年 12 月 14 日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・厚生労働省健康局難病対策課連名の事務連絡）

○保健所（保健師）は、難病患者等を対象とした災害時対応に関する計画である避難支援計画を作成している場合があり、個別避難計画に位置付けることができる場合がある

○継続可能な取組とすることが重要であり、この観点からキーパーソンの一人である保健師の負担軽減を図ることは重要

○保健所（保健師）の業務の延長線上で、業務のタイミングに合わせて、個別避難計画の作成に協力いただくことで負担軽減を図る

（ヌ）保健所や保健師との連携に関するもの

長崎県長崎市

Point ● 地域包括支援センターとの連携

長崎市では市内２０か所に保健師等の専門職種が配置されている地域包括支援センター（以下、「センター」という。）を設置（委託）している。大型台風の発生時をはじめ、モデル事業の取組等について、随時、市とセンターで情報共有を図っている。

また、センター業務マニュアルに、同意調査票、様式等を掲載し、センター支援による作成を行っている。

近年、センター管内において、過去に台風による交通遮断等が発生した地域においては、居宅連絡会や地域ケア推進会議内で地域住民へのアンケート調査の結果の共有や事例紹介を行う等、課題共有・解決に向け、地域関係者や市と共に取り組んでいる。

安心カード（急変時･災害時対応版）

★フリガナ　ナガサキ タロウ　★生年月日　S 11 年 12 月 27 日
★氏 名　長崎 太郎　★性別　男　★年 齢　85 歳
健康保険証番号　0 0 0 0 0 0 0 0
介護保険被保険者番号　0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
★電話番号　095-000-0000　★携帯番号
★住 所(居所)　長崎市　◎◎ 町　× 番(地)　× 号 ◆◆アパート101
小学校区　（　◎◎小学校　）

医療や介護の状況

現病・既往歴等	認知症・高血圧・骨粗鬆症・前立腺肥大
自覚症状	痛みの有無　有　⇒　腰・膝 もの忘れの有無　有 気持ちの落ち込み　有
身体状況	身長　150　cm　体重　67.2　kg
アレルギー	なし
介護★	杖使用・パッド使用 その他（ 屋外では杖使用するため支えが必要　）

家族の状況

世帯　★	独居
緊急連絡先（第1番目）★	氏名　長崎 花子　続柄　長女 住所　長崎市〇〇町7-2 電話番号　095-800-0000　携帯番号　080-0000-0000
緊急連絡先（第2番目）★	氏名　福岡 市子　続柄　次女 住所　福岡県◇◇市 電話番号　092-000-0000　携帯番号　090-0000-0000

医療や介護の支援者

かかりつけ医★	医療機関名　〇〇医院　電話番号　095-800-0001 医療機関名　△△クリニック　電話番号　095-800-0002
かかりつけ薬局　★	薬局名　□□薬局　電話番号　095-800-0003
居宅介護支援事業所　★	事業所名　ケアプランセンター●●　電話番号　095-800-0004

参　考

Point ● 難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）

事　務　連　絡
令和３年 12 月 14 日

各　都道府県
　　指定都市　難病対策担当課

各　都道府県
　　指定都市
　　中核市
　　児童相談所設置市　小児慢性特定疾病対策担当課

御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
厚生労働省健康局難病対策課

難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）

難病及び小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等（以下「難病患者等」という。）に関する避難支援等体制の整備については、平成 31 年４月 22 日付け事務連絡（別添１）においてお知らせしておりますが、本年５月に、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第 30 号）が公布・施行され、同法による改正後の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 49 条の 14 に基づき、市町村長に避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が努力義務化されました。

また、「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（令和３年７月厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り

事　務　連　絡
令和３年12月14日

各　都道府県
　　指定都市　　難病対策担当課
各　都道府県
　　指定都市
　　中核市
　　児童相談所設置市　　小児慢性特定疾病対策担当課
御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
厚生労働省健康局難病対策課

難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）

難病及び小児慢性特定疾病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等（以下「難病患者等」という。）に関する避難支援等体制の整備については、平成31年4月22日付け事務連絡（別添１）においてお知らせしておりますが、本年５月に、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和３年法律第30号）が公布・施行され、同法による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の14に基づき、市町村長に避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）の作成が努力義務化されました。

また、「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（令和３年７月厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会）においても、災害対応等における自治体間等の情報共有の重要性が指摘されています（別添２）。

これらの点に関して、下記のとおりお示しいたしますので、引き続き、貴団体内の保健所等の関係部署や管内市町村との情報共有等の仕組みの構築など体制整備の参考にしていただきますようお願いします。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であること、また、内閣府から、各都道府県避難行動要支援者名簿・個別避難計画担当部局に対して、市町村へ本事務連絡の情報提供をお願いすることを申し添えます。

記

1　市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について個別避難計画を作成するよう努めることとされており（法第49条の14第１項）、市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療など関係部局の間で綿密な連携をするとともに、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体等と連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成に取り組むこと。都道府県の難病対策担当課と小児慢性特定疾病対策担当課におかれてはこの旨を管内の市町村の難病患者等の担当部局に周知するとともに、連携して、個別避難計画の作成について必要な支援を行うこと。

2　個別避難計画の作成に必要な限度で、避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を市町村の内部で利用することができるとされている（法第49条14第４項）。そのため、指定都市の難病対策担当課並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の小児慢性特定疾病対策担当課においては、避難行動要支援者名簿の作成時と同様、市内部での難病患者等に関する情報を共有する仕組みを構築すること。

3　また、個別避難計画を作成するにあたって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村は必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる（法第49条の14第５項）。そのため、次のとおり避難行動要支援者名簿の作成時と同様、難病患者等に関する情報を共有する仕組みを構築すること。

・都道府県の難病対策担当課は指定都市を除く市町村との間で共有
・都道府県の小児慢性特定疾病対策担当課は指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く市町村との間で共有

4　なお、難病患者等に係る情報は、都道府県並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の個人情報保護条例に基づき、本人同意がある場合を除き、目的外利用や第三者への提供が禁止されているが、法の規定に基づき、市町村内部における情報の利用や都道府県が市町村からの求めに応じて行う情報の提供は、当該都道府県並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の個人情報保護条例における「法令に定めのある場合」等に該当するものとして許容される。

5　以上１から４までのほか、避難行動要支援者の避難行動支援については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年８月（令和３年５月改定）内閣府（防災担当））を参考にすること。

以上

【参考資料】
・災害対策基本法の一部抜粋
・災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要
・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月（令和３年５月改定））
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105shishin.pdf

自治体と保健所の関係について
（別添）「難病患者等に関する避難支援等体制の整備について」（事務連絡）に関するイメージ図

参考

➢ 難病等の患者情報については、①都道府県市難病等担当課において医療費助成の支給認定情報を、②各保健所において在宅療養支援が必要な患者一人ひとりの症状等の情報を把握しているため、市町村防災関係担当課が必要とする情報について、それぞれ（または都道府県市難病等担当課からまとめて）提供される。

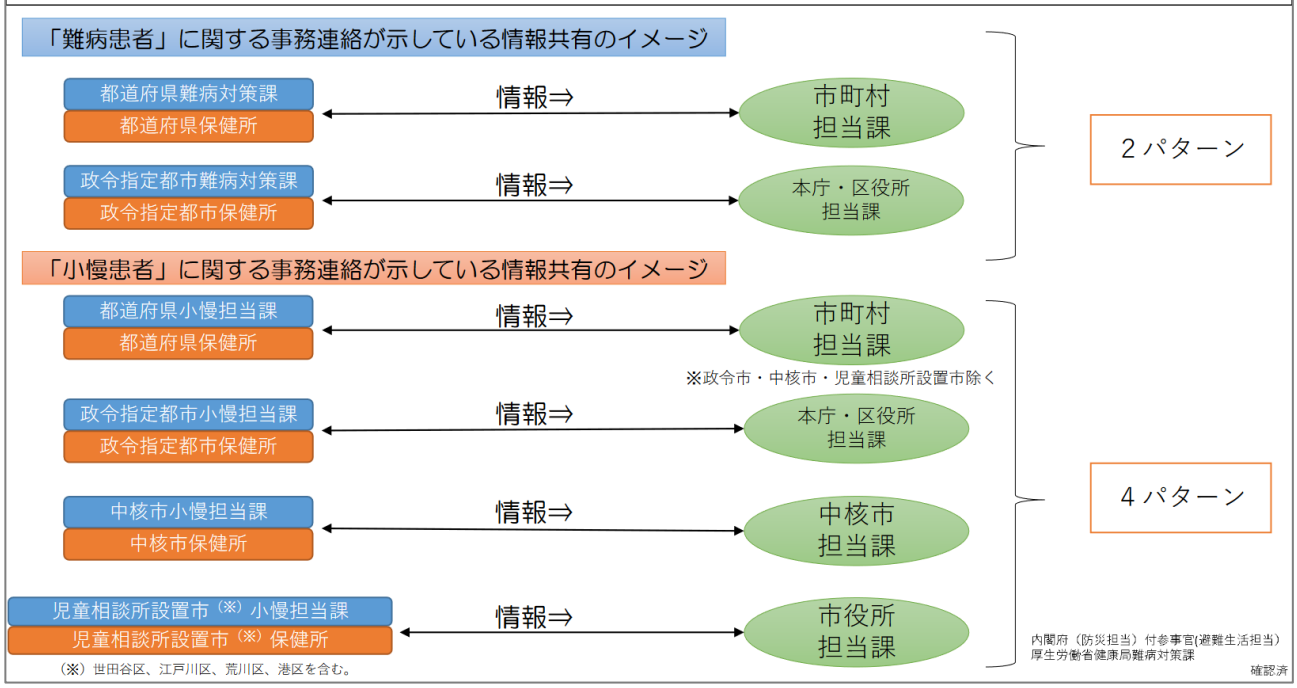

（ネ）自主防災組織との連携に関するもの

留意点

○災害が発生した際に個別避難計画に基づき一緒に避難する自主防災組織と連携して個別避難計画の作成や実行に取り組むことは有効

○自主防災組織は個別避難計画の取組におけるキーパーソンの一人であることから、活性化や結成の促進に取り組むことは重要

○自主防災組織の活動カバー率や組織率が高い地域は、そのことを強みとして、自主防災組織と連携して個別避難計画の作成や実行に取り組む（ことを検討する）

○持続的、継続的な取組とするため、自主防災組織に対する負担の軽減や地域防災への貢献の見える化や評価をする

○市町村は、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者に係る名簿情報や個別避難計画情報の提供を自主防災組織に対して行い、顔の見える関係づくりから始める

○自主防災組織が提供を受けた名簿情報や個別避難計画情報を、普段の活動や災害時の活動の中で活用できないか一緒に考える

（ネ）自主防災組織との連携に関するもの

宮城県塩竈市

Point ● 計画作成や避難支援等の実施を担う自主防災組織への支援

現在、自主防災組織は市内に８３団体あるが、活動カバー率が頭打ちとなり、町内会対象に行ったアンケートでは高齢化や担い手不足といった課題があげられている。

避難行動要支援者に対する避難支援には、自主防災組織等による共助が必要不可欠であることから、地域防災計画において、個別避難計画策定の推進のために、自主防災組織の設立を支援することを規定している。

令和５年度以降、自主防災組織の設立支援を行い、共助の強化に繋げていく。

【町内会への説明会開催】
・令和４年 11 月１日(火)
・令和５年１月 20 日(金)

【防災会議での説明】
・令和４年 11 月 30 日(水)
・令和５年３月９日(木)

【浦戸区長会で説明】
・令和４年 11 月 28 日(月)

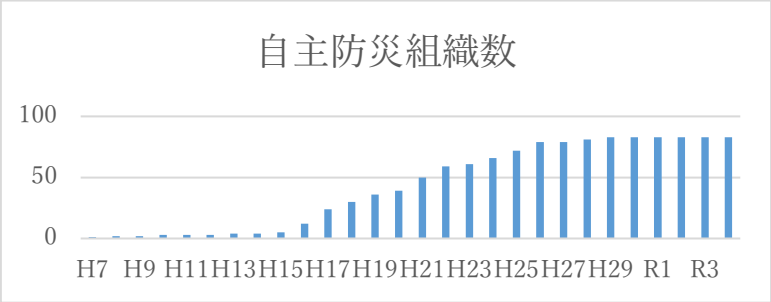

愛知県岡崎市

Point ● 自主防災組織を主体とした計画作成（組織率の高さは強み）

自主防災組織の組織率が 100%である強みを生かし、自主防災組織を主体として個別避難計画の作成を進めている。計画書において重要な項目の一つである、避難支援等実施者は、いざという時に、真っ先に駆けつけることができる可能性が高いことから、地域に住む住民が適任であると考えており、避難の支援を担う組織に、計画作成の段階から関わってもらっている。

自主防災組織のみなさんへの説明のようす

自主防災組織の訓練のようす

島根県出雲市

Point ● 負担金を交付し、地域を主とした個別避難計画の作成を後押し

地域の助け合いの取組として実施するため、市内４３地区全てに自主防災組織があるという強みを活かし、各地区の自主防災組織が中心となって計画を作成していただいている。作成にあたり、自主防災組織からの依頼により各地区へ伺い、市職員が計画作成に関する説明会を実施している。

また、自主防災組織の負担感の軽減や活動の後押しを図ることなどを目的に、令和４年度に「出雲市避難行動要支援者個別避難計画作成等負担金交付要綱」を策定し、自主防災組織による要支援者名簿及び個別避難計画の管理・計画作成に対し、市が負担金を交付している。

負担金の内容	単位	金額
名簿・計画管理負担金	１地区あたり（一律）	30,000 円
計画作成負担金	新規作成１件あたり	500 円

（ノ）消防団との連携に関するもの

留意点

○市町村は、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者に係る名簿情報や個別避難計画情報の提供を消防団に対して行い、顔の見える関係づくりから始める

○消防団が提供を受けた名簿情報や個別避難計画情報を、普段の活動や災害時の活動の中で活用できないか一緒に考える

○消防団のこれまでの取組の中で連携できるものがないか考えることや話し合うことから始める（防災訓練や避難訓練など）

○消防団員の本来の役割に留意する

○個別避難計画に基づき避難支援等実施者が行う避難支援等は、できることを、できる範囲で協力いただくものであることを、関係者がしっかりと共通の認識として共有する

（ノ）消防団との連携に関するもの

長崎県長崎市

Point
- 地域コミュニティ連絡協議会の参画による地域主体の計画作成

モデル地区である地域コミュニティ連絡協議会のキーパーソンに働きかけ、会長や元消防団員の部会長といった主要メンバー、次いで部会メンバーや同会役員等を対象に、モデル事業の取組について説明の機会を得て、地域全体で取り組んでいく意識の醸成を行った。当初、長崎市では福祉専門職のみによる計画作成を予定していたが、同協議会に自主防災組織が結成され、防災訓練や避難所運営のほか、避難の声かけといった取組も必要との思いが生まれ、自主防災組消防団が主体となり、民生委員の協力を得て６件の計画を作成した。

また、調査票に作成支援した自治会名等を記載することで地域作成分と福祉専門職作成分とを区別できるようにした。

自治会等 団体名（　　）において、次のとおり調査しました　（別紙１）

A地区　**安心カード（急変時・災害時対応版）の調査票**　（　年　月 記入）

★フリガナ　　★生年月日　○M○T○S　年　月　日
★氏 名　　★性別　○男 ○女　★年 齢　　歳

健康保険証番号
介護保険被保険者番号　0 0 0

★電話番号　　ファックス番号
★携帯番号　　メールアドレス

★住 所(居所) 長崎市　　町　丁目　番(地)　号
小学校区（　　）

医療や介護の状況　あてはまるもの全てにチェック☑し、必要事項を記入してください

（ハ）障害者団体や患者会との連携に関するもの

留意点

○市町村は、災害対策基本法に基づく避難行動要支援者に係る名簿情報や個別避難計画情報の提供を障害者団体や患者会に対して行い、顔の見える関係づくりから始める

○障害者団体や患者会が提供を受けた名簿情報や個別避難計画情報を、普段の活動や災害時の活動の中で活用できないか一緒に考える

○都道府県レベルの団体や会を通じて調整することで、調整を円滑に進めることが可能となる

○障害者団体や患者会に参画いただくことで、市町村にない情報や観点を得ることができる

○障害者団体や患者会向けのマニュアルやフローチャートなどを作成し、参画を明確化して仕組みとすることは有効

（ハ）障害者団体や患者会との連携に関するもの

静岡県富士市

Point ● 手をつなぐ育成会や自立支援協議会に防災講話を実施

NPO法人富士市手をつなぐ育成会や富士市障害者自立支援協議会が企画した防災講話において、個別避難計画の概要説明や当市で行ったモデル事業を紹介したほか、モデル事業に協力いただいた方の中に育成会の会員の方がいたことから、モデル事業に参加した感想をお話しいただいた。

講話に際してはパワーポイントを用いた説明のほか、モデル事業の様子を収めた動画を視聴いただくことで、個別避難計画についてより具体的なイメージを持っていただくことができた。

市職員が育成会のみなさんに説明するようす

防災講話での質疑のようす

愛知県岡崎市

Point ● 肢体不自由児・者父母の会と連携

重症心身障がい児・者の家族で構成される、岡崎肢体不自由児・者父母の会と、個別避難計画を協働して作成している。先ずは、要支援者のご家族に対しての勉強会を開催し、その際、計画に必要な情報を、ご家族にワークシートを作成していただくことで入手する。その後、市が作成した計画書案をご家族に確認いただいたうえで、地域の自主防災組織に、避難支援等実施者を決めてもらう流れとすることをマニュアルやフローチャートで明確化して仕組みとした。

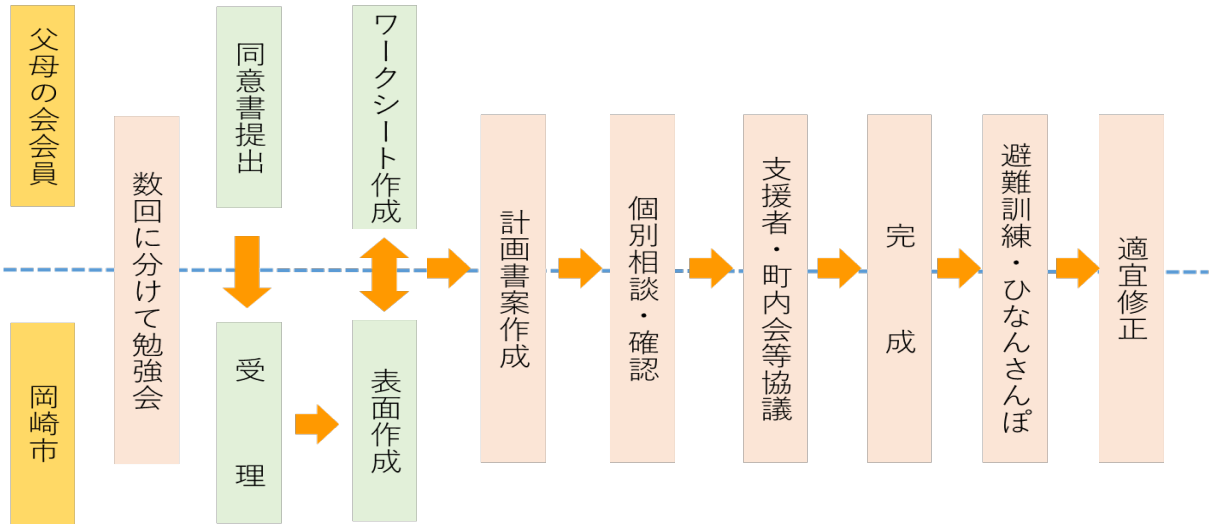

長崎県長崎市

Point ● 県協会を通じて依頼することで円滑な調整が可能となる

今年度より、長崎県相談支援専門員協会を通じて、市内５か所の委託相談支援事業所に障害者の個別避難計画作成業務を委託。これに先立ち対象の相談支援事業所と担当者会議を実施した（コロナ禍のため、WEB で実施）。長崎市では高齢者分野が先行して個別避難計画の作成を実施しており、適宜情報提供は行っていたものの、障害分野での実施となると具体的な作業イメージを共有できていなかったため、業務に関するフローチャートを作成し、一連の流れを視覚的にイメージ化し、業務に関する年間スケジュールの統一を図ることで、はじめの一歩となる 23 人分の個別避難計画を円滑に作成することができた。

（ヒ）説明や作成、訓練、避難等の場面における聴覚や視覚の障害など本人の状況に応じた情報保障に関するもの

留意点

〇情報保障は障害者差別解消法に基づく合理的配慮の一つ

〇合理的配慮には次のようなものがある

・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所にある物品を取って渡すなど物理的環境への配慮

・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮

・障害の特性に応じた休憩時間の変更などのルール・慣行の柔軟な変更

〇地方公共団体は、障害者差別解消法に基づき、職員が適切に合理的配慮などの対応をするため、職員対応要領を定めていることから、説明や作成、訓練、避難等の場面における情報保障の提供を検討する場合、同要領を参照できる

〇地方公共団体職員が当事者団体の主催する研修を受講することや、当事者団体と地域住民（自治会や自主防災組織など）が防災について話し合う機会を設け、互いに理解を深めることは実効的な計画づくりや、よりよい情報保障などの合理的配慮の対応につながる

〇個別避難計画に、☑手話、☑筆談、☑読み上げ、☑コミュニケーションボードなど配慮する事項を記載等する欄を設けることは、避難支援の際に適切に配慮を行うことにつながる

（ヒ）説明や作成、訓練、避難等の場面における聴覚や視覚の障害など本人の状況に応じた情報保障に関するもの

三重県伊勢市

Point ● 三重県聴覚障害者支援センターと協定を結び情報保障を実施

伊勢市では聴覚障害者へ避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動など、適切な情報保障を実施して支援を行うため、三重県聴覚障害者支援センターと協定を結んでいる。対象者の情報を把握していただくため、避難が困難で個人情報の提供に同意された人の名簿である「防災ささえあい名簿」と「個別避難計画」を平常時に提供を行っている。

＜三重県聴覚障害者支援センターとの協定書＞

三重県（以下、「甲」という。）と伊勢市（以下、「乙」という。）とは、伊勢市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。
２　この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）
第２条　この協定における対象者は、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画で定める避難行動要支援者のうち、聴覚の部位に障がいを有する者またはそれに準ずる状態にある者をいう。

（情報提供及び支援要請）
第３条　乙は、センターに対し、避難行動要支援者のうち避難支援等関係者に情報提供の同意を得ている者の名簿「防災ささえあい名簿」を平常時から提供する。ただし、提供する「防災ささえあい名簿」は、聴覚の部位に障がいを有する者のみとする。
２　支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
３　センター及びZは、避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）
第４条　センターは、乙から前条に規定する要請があったときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。
２　前項の規定にかかわらず、伊勢市内で震度５強以上の地震が発生したとき又はZが避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、「防災ささえあい名簿」を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

（経費の負担）
第５条　この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。
(3)　前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）
第６条　支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。
２　乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

（災害時の活動報告）
第７条　センターは、避難行動要支援者の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。
２　乙は、必要に応じてセンターに対し、避難行動要支援者の被害状況等を問い合わせることができる。
３　センターは、避難行動要支援者の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

（事故）
第８条　センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）
第９条　センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）
第 10 条　センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。
２　前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものする。

（「防災ささえあい名簿」の保管及び返還）
第 11 条　センターは、第４条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするために日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で「防災ささえあい名簿」を利用してはならない。
２　センターは、「防災ささえあい名簿」に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。
３　センターは、「防災ささえあい名簿」を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。
４　センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に「防災ささえあい名簿」を使用させてはならない。

（平常時の協力体制）
第 12 条　センターは、平常時からセンターの広報等で伊勢市避難行動要支援者制度を広く周知し、伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づく個別避難計画の作成時には「防災ささえあい名簿」を活用し、必要な協力を行う。

（協議）
第 13 条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第 14 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

平成 26 年４月１日に締結した「災害時における災害時要援護者の支援に関する協定書」は、本協定の締結をもって廃止する。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

令和　２年　３月　２日

津市広明町 13 番地
甲　三重県
三重県知事　　鈴木　英敬

伊勢市岩渕１丁目７番 29 号
乙　伊勢市
伊勢市長　　鈴木　健一

兵庫県宝塚市

Point ● 個別訪問やイベントでの手話通訳・要約筆記の利用

市で手話言語条例を制定しており、市民が手話を使用しやすい環境づくりを障碍福祉課中心に防災部局や消防でも取り組むなど庁内連携しながら進めている。要援護者支援でも担当課と障碍福祉課で連携し、手話通訳・要約筆記の派遣を避難支援組織による要援護者への個別訪問時や講演会などのイベントで行い、情報保障に努めている。また、担当課がろうあ協会の福祉教育（研修）を受講したり、地域住民（自治会や自主防災組織など）に防災について話し合いを行う機会を設けて意見を聞くなど、お互いに理解を深め、支援の取組に反映している。

地域へ提供する同意者一覧へ派遣の必要性を記載

イベントでの手話通訳（NHK 地域ミーティング）（令和４年６月）

（ヒ）説明や作成、訓練、避難等の場面における聴覚や視覚の障害など本人の状況に応じた情報保障に関するもの

長崎県長崎市

Point ● 対象者の家族の状況等も含めた詳細な情報共有

今年度から障害者の個別避難計画を作成したが、対象者の抽出にあたっては、相談支援専門員が日頃から関わる中で、特に支援が必要と感じる方を優先した。そのため、対象者の障害特性のみならず家族の状況も含め日常生活の状況を十分に把握した上で対応することができ、より的確で丁寧な聞き取り及び説明ができた。

完成した個別避難計画は専用の容器に入れ、冷蔵庫へ保管することになっている。

また、認知症の母と対象者が同居している家庭のケースでは、対象者のみならず母も含めた全福祉職員による情報共有を行い、緊急時の対応について共通認識を持つことができた。

参　考

Point ● 個別避難計画作成等における聴覚に障害のある人に係る配慮や情報保障の例

茨城県古河市	○ 避難行動要支援者本人の状況をよく把握している方に避難支援等実施者を引き受けていただいていることが多い。
愛知県蒲郡市	○ 避難所での合理的な配慮の提供に努めるよう職員に説明している。
愛知県犬山市	○ 個別避難計画を作成する場への手話通訳者の派遣を市が行っている。 ○ 避難行動要支援者本人と日常的にコミュニケーションをとっている人を避難支援等実施者としている。 ○ 避難所においても、コミュニケーションボードを設置して意思疎通の円滑化に努めている。
三重県伊勢市	○ 平常時から名簿情報や個別避難計画情報を三重県聴覚障害社支援センターに提供している。 ○ 避難所においても、コミュニケーションボードを設置して意思疎通の円滑化に努めている。
兵庫県宝塚市	○ 民生委員や自治会等が個別避難計画の説明などのために、避難行動要支援者の御自宅を個別訪問する場合、市で手話通訳者や要約筆記者を手配している ○ ろうあ協会の代表者の意見もお聞きしながら避難行動要支援者の避難支援等に取り組んでいる。
広島県広島市	○ 自主防災会長が、手話によるコミュニケーションができる障害者団体の方と共に避難行動要支援者の自宅を訪問し、個別避難計画を作成した。
徳島県小松島市	○ 個別避難計画を作成する場において、手話通訳者による情報保障を提供している。 ○ 災害時に情報伝達が確実に行えるよう、避難行動要支援者への文字表示盤付き個別受信機の貸与を行っている。
高知県黒潮町	○ 個別避難計画を作成する際に、手話通訳ができる方などが参加し、対話を行っている。 ○ 個別避難計画において避難先とした福祉避難所に電子パネル等を整備。
大分県別府市	○ 手話通訳による情報保障の下、説明会を開催した。 ○ 避難訓練を実施する際には、小さなホワイトボードを関係者が携帯して意思疎通を図った。 ○ 個別避難計画を作成する際には、パソコンを持ち込み、イエス・ノーで答えてもらうことや携帯メールにてやりとりを行うなどの工夫をしている。 ○ 避難所には福祉班を設置し、対応について話し合いを行った上で対応をしている。 ○ 個別避難計画を作成する場には、必要に応じて、聴覚障害者協会が出席している。

（ヒ）説明や作成、訓練、避難等の場面における聴覚や視覚の障害など本人の状況に応じた情報保障に関するもの

参　考

Point

● 高齢の方や障害のある方が、避難のときに困ること、配慮が必要なことなどを事前に知ることは、適切な配慮につながる

高齢の方や障害のある方が、災害時の避難のときに困ること、配慮が必要なこと、どのような配慮を行うとよいかなどについて、避難支援等実施者などの地域の関係者が知っておくことは、避難支援等の実施に際して、適切な配慮を行うことにつながります。また、相手のことを知らないことは不安の原因になることから、高齢の方や障害のある方のことをよく知ることは、支援をする人の安心、ひいては、避難支援等実施者を引き受けていただくことにもつながります。

高齢の方や障害のある方の避難支援等を行うために知っておくとよいことをまとめた情報などを提供している都道府県や市町村があります。

例えば、北海道では、「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」(平成26年3月（令和5年5月改定)) において、要配慮者に係る防災・避難のポイントを整理して示すとともに、具体的な災害時の障害のある方に対する支援の事例集として、「災害時の障がい者支援対策等の事例集」(平成24年3月) の作成や、障がいのある方が災害時に避難情報を入手し、適切に避難できるよう、「障がいのある方への配慮と情報保障のための指針」(平成31年3月) を作成し、周知を図っています。

○北海道　災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き（抄）　https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sum/90869.html

４　視覚障がい者

ア　避難行動等の特徴

・視覚による状況把握が困難である。
・災害時においては、住み慣れた地域であっても、その状況が一変してしまうため、単独では、素早い避難行動が困難である。
・盲導犬を伴っている場合がある。

イ　平時のポイント

・眼鏡・白杖（折りたたみ式等）・時計（音声・触知式等）・緊急時の連絡先の点字メモ・メモ用紙、録音機・携帯ラジオ（地デジ対応型等）・常備薬等を非常用持出袋やリュックサック等に準備しておく（盲導犬を伴う場合には、それに、必要なものも準備する。）。
・非常用持出品の入った袋やリュックサック等は、常に、一定の場所に配置しておく。
・避難経路（通路・コース）の安全等を確保・確認しておく。
・介助者不在時を想定し、家族や隣近所の人などに援助・支援を依頼しておく（盲導犬を伴う場合には、その旨も伝達する。）。

ウ　災害時のポイント

・地震が起きた場合には、身近にある座布団や本などで、頭部をかばい、落下物等から身を守る。
・屋内でも靴等を履き、白杖を使用して周囲の安全を確認する。
・１人の場合には、大声で視覚障がい者であることを告げ、周囲の人から状況を聞き取り、隣近所の人とともに避難する。
・避難誘導を受ける場合には、援助・支援者の肘や肩等をつかませてもらい、ゆっくりと歩いてもらうよう依頼する（盲導犬を伴う場合には、その旨も伝達する。）。
・点字や音声情報など、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。

５　聴覚障がい者

ア　避難行動等の特徴

・音声による避難誘導指示が困難である。
・視界（視野）外の危険の察知が困難である。
・自らの状況等を周囲の人等に声で知らせることが困難である。
・聴導犬を伴っている場合がある。

イ　平時のポイント

・補聴器のほか、携帯電話・スマートフォン等の文字（視覚）情報が得られる携帯端末（振動モードを有するものが望ましい）、笛や携帯ブザーを常に手元に置いておく。
・ＦＡＸ緊急通報が受けられる場合には、ファクシミリを設置しておく。
・介助者不在時を想定し、特に夜間の睡眠中の情報伝達等をどうするのか、家族や隣近所等の援助・支援者と決めておく。
・予備の補聴器・バッテリー・充電器・電池・筆談用具等を非常用持出袋やリュックサック等に準備しておき、すぐに持ち出せる場所に置いておく。

ウ　災害時のポイント

・テレビ・文字放送・携帯電話（メール）等のほか、隣近所（援助・支援者を含む。）から、正確な情報を得る。
・外出中の場合には、周囲の人に、緊急会話カードや筆談等で、自らの情報を伝達するとともに、外部（周囲等）の状況を知らせてもらう。
・地震が起きた場合には、慌てて外へ飛び出さずに、座る・這うなど姿勢を低くし、テーブルや机等の下へ身体を伏せて、落下物から身を守る。
・動けない状態になった場合には、笛や携帯用ブザー等で、周囲に自らの居場所を知らせ、救助を求める。
・地震の揺れが治まったら、周囲の人に、緊急会話カードや筆談等で、聴覚障がい者であることを伝達し、避難誘導等の必要な援助・支援等を依頼する。
・避難の呼びかけ等があるときには、必ず、周囲の人から伝達され、避難誘導等の必要な援助・支援が受けられるよう、援助・支援者に依頼しておき、共に避難する（聴導犬を伴う場合には、その旨も伝達する。）
・手話通訳、要約筆記など、障がいの特性に配慮した情報提供を依頼する。

（フ）個別避難計画情報を提供する場合における配慮に関するもの

留意点

○避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成に必要な個人情報の利用は、災害対策基本法に基づき利用できることとされている。（災害対策基本法は、個人情報保護法の特別法であるため、このような範囲では災害対策基本法が個人情報保護法に優先する。）
・市町村の庁内の関係課等にある個人情報を作成のために利用できる。
・都道府県等の関係者が持つ個人情報の提供を求めることができる。

○名簿情報や個別避難計画情報の平時や災害時の提供は、災害対策基本法に基づき提供する。（災害対策基本法は、個人情報保護法の特別法であるため、このような範囲では災害対策基本法が個人情報保護法に優先する。）

○災害対策基本法では、名簿情報や個別避難計画情報を提供する場合における配慮や秘密保持義務を定めていることを伝えることは、関係者の安心につながる場合があることに留意する。

○名簿情報や個別避難計画情報の提供は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を、必ず、全部・丸ごと提供することを求めているものではなく、避難支援等の実施に必要な情報に絞って提供することで問題ないことを伝えることは、関係者の安心につながる場合があることに留意する。

○避難支援等関係者に対する名簿情報や計画情報の提供に関する同意が本人から得られない場合、条例に特別の定めを置くことにより、提供ができるようになるが、避難支援等関係者の全部を同意不要とせず、避難行動要支援者の不安に配慮し、避難支援等関係者の一部は同意を必要として残すなど、条例に特別の定めを置く場合にも関係者の不安の解消を図るための工夫がある。

（フ）個別避難計画情報を提供する場合における配慮に関するもの

茨城県常総市

Point ● 正確な説明（正しい理解）が個人情報保護に関する不安の解消につながる

個人情報の保護に関する法律が改正される機会を捉えて、名簿情報の提供や個別避難計画情報の提供などの個避難行動要支援者に係る個人情報の取扱いに関して、正確な説明（情報）の不足に起因して関係者が抱く漠たる不安の解消を図るため、銀座パートナーズ法律事務所の岡本正先生を講師として、「避難行動要支援者制度における個人情報の取扱いについて」をテーマにご講演いただいた。

弁護士が分かりやすく正確な説明を行うことにより、正しい理解が図られた。

また、当日は参加者（避難支援者となり得る方）から、活発に質問が挙がり、関係者みなさんの心理的なハードルを下げることや、安心につながったことなどから、講演は非常に好評であった。

【やってよかった】

○　避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成や提供に関しては、災害対策基本法において提供の際の配慮や守秘義務も定められており、この範囲においては、災害対策基本法は個人情報保護法の特別法であるため、名簿情報や個別避難計画情報を提供してよいことは、災害対策基本法でしっかりと担保されており、個人情報保護法との関係で問題になることはなく、改めて個人情報を提供してよいか検討をすることなどは、必要ないということを、市役所の内部、そして、地域の関係者に知っていただけたことは、関係者みなさんの安心につながったと感じた。

○　名簿情報や個別避難計画情報の避難支援等関係者への提供は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を、全部・丸ごと提供する必要はなく、名簿や計画に記載等されている情報のうち、避難支援等の実施に必要な情報に限定して提供することでよろしくて、災害対策基本法は、抑制的な仕組みになっていることを説明することは、

- 避難行動要支援者にとっては名簿情報や個別避難計画情報の提供、また、計画の作成に同意いただくこと、
- 避難支援等関係者にとっては、名簿情報や個別避難計画情報を受け取っていただくこと、

これらのことの一助となり得るものだと感じた。

岡本弁護士による講演会のようす

（フ）個別避難計画情報を提供する場合における配慮に関するもの

三重県伊勢市

Point ● 避難支援等関係者へ個人情報の管理について説明・記載

避難支援等関係者へ避難行動要支援者に係る名簿情報や個別避難計画情報を提供する際、災害対策基本法第 49 条の 12 と第 49 条の 16 の規定に基づき、名簿情報等を受領する避難支援等関係者に対して個人情報の適正管理について、分かりやすく説明した周知文書を渡すことにより避難行動要支援者等の権利利益を保護するために必要な措置を講じており、この文書の中で、名簿情報等の提供を受けた者には守秘義務が課せられていることを説明している。

また、災害対策基本法において避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成のために個人情報を収集し利用すること、名簿や計画に記載等されている個人情報を利用や提供することが認められている一方、提供する場合に守秘義務が求められている。このため、提供する場合の配慮や守秘義務をどのように担保するか、具体的な方法や手順を伊勢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画で定め、前段で述べたとおり、周知文書の交付等を行っている。

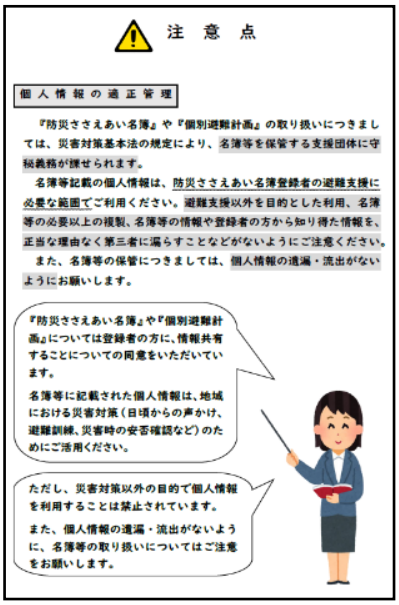

注　意　点

個人情報の適正管理

『防災ささえあい名簿』や『個別避難計画』の取り扱いにつきましては、災害対策基本法の規定により、名簿等を保管する支援団体に守秘義務が課せられます。

名簿等記載の個人情報は、防災ささえあい名簿登録者の避難支援に必要な範囲でご利用ください。避難支援以外を目的とした利用、名簿等の必要以上の複製、名簿等の情報や登録者の方から知り得た情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことなどがないようにご注意ください。

また、名簿等の保管につきましては、個人情報の遺漏・流出がないようにお願いします。

『防災ささえあい名簿』や『個別避難計画』については登録者の方に、情報共有することについての同意をいただいています。

名簿等に記載された個人情報は、地域における災害対策（日頃からの声かけ、避難訓練、災害時の安否確認など）のためにご活用ください。

ただし、災害対策以外の目的で個人情報を利用することは禁止されています。

また、個人情報の遺漏・流出がないように、名簿等の取り扱いについてはご注意をお願いします。

＜周知文書抜粋＞

9　守秘義務

災害対策基本法第４９条の１３の規定により、名簿や個別避難計画の提供を受けた者もしくは名簿等情報の提供を受けた者又は名簿等の情報を利用して避難支援等の実施に携わる者もしくはこれらの者であった者は、正当な理由がなく、名簿等の情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

ただし、災害時において避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため、緊急に名簿等の情報を近隣住民等に知らせるような場合は「正当な理由」に該当すると考えられるため、災害対策基本法における守秘義務違反には当たらない。

＜全体計画抜粋＞

（フ）個別避難計画情報を提供する場合における配慮に関するもの

滋賀県大津市

Point ● 地域防災計画の改定及び計画作成に関する要領を制定

令和５年３月の「大津市地域防災計画」の改定にあわせ、個別避難計画情報を提供する場合の配慮について追記した。また、「大津市個別避難計画の作成等に関する要領（令和５年１月１日施行）」を制定。個別避難計画の作成及び更新、検証や様式等について定めた。

大津市地域防災計画（抄）
第２章 災害予防計画
第２節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え
第８ 避難誘導と指定避難所等の確保
（３）避難行動要支援者の避難誘導

ア 在宅の避難行動要支援者の避難支援に関する資料の整備

（ア）～（オ） （略）

（カ）名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

名簿は、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

また、名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、市職員、民生委員児童委員等は守秘義務を厳守するとともに、名簿を保管する団体の代表者は個人情報保護について誓約書を提出するなど、守秘義務を遵守する。また、情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

（キ）個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

個別避難計画は、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ利用する。

市は、消防機関、警察機関、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者の同意及び必要に応じて避難支援等実施者の同意を得た上で、個別避難計画情報を提供する。

市は、個別避難計画の提供を受けた者に、当該個別避難計画情報を目的外に利用してはならないこと、及び正当な理由なく、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを説明する。

（ク）個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への支援

市は個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

イ 安否確認体制の整備

避難行動要支援者の安否確認や避難支援活動の充実を図るため、平常時より社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護サービス提供事業者、**障害者団体**や自治会、自主防災組織等との協力・連携体制を構築する。

ウ 防災訓練の充実

自主防災組織等を中心に、避難行動要支援者に対するきめ細かい対応を想定した訓練の実施に努める。

また、多言語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国人の参加推進などを通じて、外国人に対する防災知識の普及に努める

大津市個別避難計画の作成等に関する要領（抄）

（令和５年４月１日施行）

第１条 趣旨
第２条 用語
第３条 作成の優先順位等
第４条 作成方法
第５条 仮計画書
第６条 更新
第７条 現地における検証
第８条 個別避難計画の様式
第９条 作成に係る報酬
第10条 その他

（趣旨）

この要領は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第４９条の１４に規定する個別避難計画の作成等に関し、法及び大津市地域防災計画に定めがあるもののほか、必要な事項を定めている。

（作成の優先順位等）

第３条 個別避難計画は、対象者（第４項に規定する者その他の特別の事由がある者を除く。）のうち、次に掲げる地域に居住している者（次項において「ハザード区域内の対象者」という。）に対し、法第４９条の１４第１項ただし書の同意をするかどうかの確認を行い、同意をした者（次項において「ハザード区域内の同意者」という。）について、別表第１に定めるところにより優先順位を付けて作成するものとする。

（１）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

（２）浸水想定区域のうち、瀬田川、大戸川又は草津川の流域で、想定浸水深０．５メートル以上の区域

２ ハザード区域内の対象者以外の対象者については、ハザード区域内の同意者に係る個別避難計画の作成の進捗状況を踏まえて、法第４９条の１４第１項ただし書の同意の確認及び個別避難計画の作成に着手するものとする。

３ 対象者が個別避難計画の早急な作成を希望している場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、前２項に定める順位にかかわらず、当該対象者の個別避難計画を作成することができる。

４ 対象者のうち、社会福祉施設に入所している者、病院に長期入院している者等は、個別避難計画を作成しない。

（作成方法）

第４条 市長は、対象者に当該対象者を担当している介護支援専門員、相談支援専門員等（以下「福祉専門職」という。）がいるときは、当該福祉専門職に個別避難計画の作成を依頼するものとする。

２ 前項の規定により福祉専門職が個別避難計画を作成する場合を除き、市長は、対象者又はその家族等に第８条に規定する様式による書面への記入又は当該書面に記入すべき内容の報告を求めるものとする。

３ 前２項の規定にかかわらず、対象者又はその家族等が法第４９条の１４第３項に規定する事項を記載した書面（自主防災組織その他の避難支援等に関係する団体等が作成した様式によるものに限る。）市長に提出したときは、当該書面を当該対象者に係る個別避難計画とすることができる。

（更新）

第６条 市長は、おおむね１年に１回、対象者若しくはその家族等又は福祉専門職に個別避難計画に記載された事項に変更がないかどうか点検するよう求めるものとする。

２ 市長は、個別避難計画に記載した事項に変更が生じたことを確認したときは、速やかに当該個別避難計画を更新するものとする。

（現地における検証）

第７条 市長は、個別避難計画を作成し、又は更新するに当たっては、対象者若しくはその家族等又は福祉専門職に対し、避難支援等実施者（法第４９条の１４第３項第１号に規定する避難支援等実施者をいう。）その他必要とみとめられる者の参加を得て現地で検証を行い、個別避難計画の実効性を確認するよう求めるものとする。

（作成に係る報酬）

第９条 市長は、第４条第１項の依頼に応じて福祉専門職が個別避難計画又は仮計画書（以下「個別避難計画等」という。）を作成した場合において、当該個別避難計画の内容が適正であると認めたときは、別表第２に定めるところにより報酬を支払うものとする。

２ 前項の報酬は、個別避難計画等を作成した福祉専門職が所属する事業所等からの請求により支払うものとする。

３ 前項の報酬の請求にあたっては、請求書に次に掲げる書類を添えなければならない。

（１）個別避難計画等

（２）地域調整会議等実施報告書兼実効性確認検証結果報告書（様式第３号）

詳細版

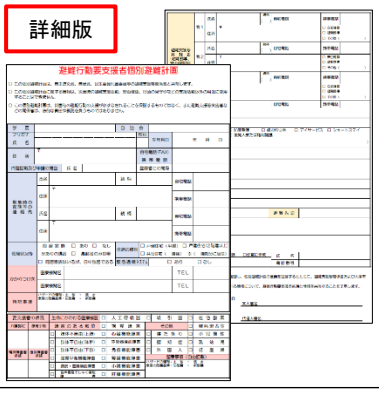

簡易版

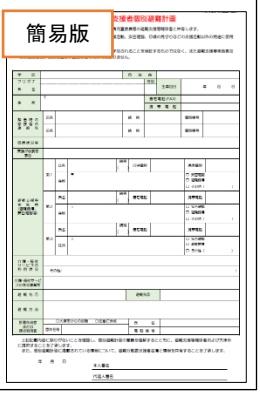

（フ）個別避難計画情報を提供する場合における配慮に関するもの

沖縄県那覇市

Point ● 平時からの名簿情報の提供に関し、個別条例を制定

本市では、個人情報保護条例上の規定を根拠とし、特定の避難支援等関係者に対し、本人の同意の有無に関わらず避難行動要支援者名簿の情報の提供を行っていた。しかし、令和5年4月1日の改正個人情報保護法施行により、個人情報保護条例上の規定を根拠とした名簿情報の提供を行うことができなくなるため、これまでどおり名簿情報の提供を行うため、個別条例を制定した。

○那覇市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例（令和5年3月23日付け条例第8号）

（本人の同意を要しない名簿情報の提供）

第3条　市長は、那覇市消防局、民生委員法(昭和23年法律第198号)に定める民生委員及び社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対し、法第49条の11第2項本文の規定により名簿情報を提供する場合には、本人(当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を要しないものとする。

https://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00001353.html

なお、避難支援等関係者のうち、地域包括支援センター、自主防災組織、自治会、校区まちづくり協議会などについては、これまでと同様に申請に基づき提供することとしている。この申請に基づく提供は、個人情報の管理体制が整備されている団体に限り、申請時に名簿情報の取扱いに関する誓約書を併せて提出いただき、受取り時には受領書の提出、また、名簿情報に関する事故（紛失や情報漏えい等）が生じたときは、速やかに市へ報告することを求めている。

参考情報　申請に基づく名簿情報の提供に係る様式等

（１）那覇市へ申請書等の提出

・「那覇市避難行動要支援者名簿提供申請書（第２号様式）」・（ワード：35KB）

https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/fukushiseisaku/fukushijigyou/saigaihinan/20210709seido.files/2go-yousiki-w-6.26.doc

・「那覇市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書（第３号様式）」・（ワード：37KB）

https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/fukushiseisaku/fukushijigyou/saigaihinan/20210709seido.files/3go-yousiki-w-6.26.doc

（２）名簿情報の提供

・「那覇市避難行動要支援者名簿受領書（第４号様式）」・（ワード：36KB）

https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/fukushiseisaku/fukushijigyou/saigaihinan/20210709seido.files/4go-yousiki-w-6.26.doc

（３）名簿の更新・返却・事故報告

名簿の更新：年に１回、名簿を更新

名簿情報の返却：新しい名簿情報の提供時に、更新前の名簿情報を返却
名簿情報を使用しなくなった時は市へ返却

事故の報告：紛失や情報漏えいが生じたときは、速やかに市へ報告

・「那覇市避難行動要支援者名簿紛失届（第５号様式）」・（ワード：31KB）を提出

https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/fukushiseisaku/fukushijigyou/saigaihinan/20210709seido.files/5go-yousiki-w-6.26.doc

２．個別避難計画作成を進める上での留意点、取組例

（５）「強み」をいかすことの重要性

個別避難計画の作成は、市町村の担当者が一人だけで、できるものではなく、庁内・庁外の多様な関係者と協力して共同で取り組むことが必要な取組です。その際、関係者それぞれが現に行っている取組や施策を踏まえ、自らのできること・できないこと、得意なこと・不得手なことをお互いに示し、どのような組み合わせで協力することにより、より実効的な個別避難計画を作成することができるかを考え、スクラムを組む気持ちで取り組むこと、強みをいかして取り組むことが重要です。

ここでは、本モデル事業等における地方公共団体の取組を踏まえ、強みを分類、区分して、強みの区分ごとに個別避難計画に、どのような市町村の取組が参考となるか整理しました。

個別避難計画を担当する部局は大きく分けると、防災部局と福祉部局のいずれかの部局が担当しており、

・防災部局が担当している場合には、マイ・タイムライン、避難カード、地区防災計画づくりなどに取り組んでいる、また、自主防災組織や消防団など顔の見える関係がある

・福祉部局が担当している場合には、重層的支援や支え合いマップづくりなどに取り組んでいる、また地域包括支援センターや障害者自立支援協議会などと顔の見える関係がある

などの強みをいかすことにより、より円滑な、あるいは、より実効的な個別避難計画づくりが可能となります。

＜福祉に関する強み＞

強み	例	強みをいかした取組
○包括的な相談対応や、アウトリーチ等を重層的支援体制整備事業の活用等により進めている	愛知県岡崎市	○地域ケア会議、地域包括支援センター、自立支援協議会、重層的支援体制整備事業（の担当課や事務局）などの関係者との関係づくりから始め、医療・介護・福祉などの関係者とのネットワークづくりにつなげる。 ○避難行動要支援者の状況の把握や個別避難計画に関する取組への協力を得る。
○地域ケア会議で災害対応についても話し合っている	茨城県常総市	
○地域包括支援センターが災害時のサービスの継続に自主的に取り組んでいる	愛知県岡崎市	
○障害者自立支援協議会が災害時のサービスの継続や防災に主体的に取り組んでいる	愛知県浦郡市	

○社会福祉協議会が支え合いマップづくりなどの地域づくりの活動を進めている	群馬県榛東村 長野県	
○地域ニーズの把握や課題に対応可能な小規模多機能支援拠点がある（高知県内の「あったかふれあいセンター」などの例がある。）	高知県黒潮町	○避難行動要支援者との関係づくりや状況の把握、また、個別避難計画に関する取組への参画につなげる。
○福祉事業者が災害に関するBCP など災害対応の充実を図っている	長崎県長崎市	○名簿情報や個別避難計画情報の提供につなげる。 ○自治体の防災訓練と共同での避難訓練につなげる。 ○安否確認の協力につなげる。 ○福祉事業者の個別避難計画に関する取組への参画につなげる。
○福祉避難所と情報共有等を行う場を設けている（連絡会など）	愛知県岡崎市 高知県黒潮町	○福祉避難所と連携した訓練につなげる。 ○福祉避難所への直接避難につなげる。
○防災、福祉、保健、医療等に関して市町村を超えた連携を進めている（進めようとしている）	愛知県蒲郡市	○複数の市町村が協働することにより、経験やノウハウやマンパワーの共有が期待される。 ※蒲郡市では、東三河広域連合、東三河南部・北部医療圏、東三河消防通信指令センターなどの広域行政の枠組を活用することの取組を始めている。

※高知県内の「あったかふれあいセンター」：子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが１か所で必要なサービスを受けられる小規模多機能支援拠点。いわゆる共生型の支援をめざす拠点。地域福祉の拠点として、自ら地域ニーズの把握や課題に対応した支援を行うほか、住民主体での要配慮者の見守りや生活課題に対応した支え合いなどの地域福祉活動のバックアップや充実に向けた取り組みを行う。
https://www.tyojyu.or.jp/net/topics/tokushu/kyoseigatasabisu/kochi-center-project.html

＜保健や医療に関する強み＞

強み	例	強みをいかした取組
○保健所や担当課が難病患者の個別支援計画づくりなど災害を意識した取組を行っている	滋賀県大津市 徳島県 愛媛県	○保健所等の個別避難計画に関する取組への参画につなげる。 ※保健所主導で計画作成を関係機関と調整しつつ進めている。（大津市）
○医療機関が災害に関するBCPやレスパイト入院の受入れなど災害対応の充実を図っている	愛知県美浜町	○医療機関の個別避難計画に関する取組への参画につなげる。
○包括連携協定を結ぶなどして防災、保健、医療などの分野で	岩手県矢巾町（岩手医科大学） 茨城県助産師会（茨城県）	○大学の個別避難計画に関する取組への参画につなげる。

地元との連携を推進している大学がある ○保健、母子、防災の協働や学際的な取組を推進している大学がある	福井県永平寺町（福井大学） 愛知県美浜町（日本福祉大学）	※大学との連携により、潜在看護師を掘り起こし、災害対応ナースとして福祉避難所開設訓練や個別避難計画に基づく避難訓練に協力を得ている例がある。（永平寺町）
○防災、福祉、保健、医療等に関して市町村を超えた連携を進めている（進めようとしている）	愛知県蒲郡市	○複数の市町村が協働することにより、経験やノウハウやマンパワーの共有が期待される。 ※蒲郡市では、東三河広域連合、東三河南部・北部医療圏、東三河消防通信指令センターなどの広域行政の枠組を活用することの取組を始めている。

＜防災に関する強み＞

強み	例	強みを活かした取組
○自主防災組織の拡大に取り組んでいる ○自主防災組織の活動カバー率が高い	宮城県塩竈市 茨城県常総市 愛知県岡崎市 島根県出雲市	○自主防災組織の個別避難計画の作成や避難支援等の実施の取組への参画につなげる。
○消防団が、要配慮者の支援に	熊本県益城町 群馬県榛東村	○消防団の個別避難計画に関する取組への参画につなげる。
○マイ・タイムラインづくりや避難カードづくりなどの取組を従前から進めている	茨城県常総市 兵庫県宝塚市 長崎県長崎市	○マイ・タイムライン、避難カード、安心カードなど、なじみのある従前の取組の様式などを活用することや、個別避難計画と併せて作成等に取り組むことにより、取組のハードルを下げるとともに、実効性を高めることにつなげる。 ○マイ・タイムライン、避難カード、安心カード等を、災害対策基本法や取組指針等を踏まえ、必要に応じて記載事項の追加等を行い、個別避難計画として位置付ける。
○地区防災計画づくりに取り組むことにより地域の防災力を高めることに取り組んでいる	茨城県常総市 高知県黒潮町	○地区防災計画に取り組むことにより、防災に関する意識を醸成し、個別避難計画の作成への参画や避難支援等実施者の確保を後押しすることにつなげる。 ○地区防災計画で検討した地域のタイムラインや地区の避難の在り方などを参照して個別避難計画を作成することにつなげる。 ○地区防災計画と個別避難計画に並行して取り組むことにより、地域ぐるみで避難する意識が醸成され、個別避難計画が作成されていない人へ

		の対応や、支援者が支援できない場合の対応など相互補完が期待される。
○防災、福祉、保健、医療等に関して市町村を超えた連携を進めている（進めようとしている）	愛知県蒲郡市	○複数の市町村が協働することにより、経験やノウハウやマンパワーの共有が期待される。 ※蒲郡市では、東三河広域連合、東三河南部・北部医療圏、東三河消防通信指令センターなどの広域行政の枠組を活用することの取組を始めている。

＜その他の強み＞

強み	例	強みをいかした取組
○特別支援学校や教育委員会が防災の取組の充実を図っている	熊本市 高知県	○教育委員会や特別支援学校に指定避難所の指定する取組への協力を得ることにつなげる。 ○特別支援学校への直接の避難につなげる。
○ふるさと納税を活用している	秋田県男鹿市 茨城県常総市	○避難先である福祉避難所の整備や個別避難計画の作成等に活用できる。
○包括連携協定を結ぶなどして防災、福祉、保健、医療などの分野で地元との連携を推進している大学がある ○防災、福祉、保健、医療などの分野間の協働や学際的な取組を推進している大学や団体がある	岩手医科大学（矢巾町） 筑波大学（常総市） 跡見学園女子大学 新潟大学危機管理本部危機管理室（胎内市） 福井大学（永平寺町） 信州大学地域防災減災センター（下諏訪町） 松本大学地域防災科学研究所（下諏訪町） 日本福祉大学（美浜町） 同志社大学インクルーシブ防災研究センター 兵庫県立大学 （一社）ADI 災害研究所（宝塚市） ※所在地の都道府県コード順	○大学等の個別避難計画に関する取組への参画につなげる。
○被災地支援や避難行動要支援者への支援に取り組む民間事業者がある ○災害時応援協定を結ぶなどして地方公共団体との連携を推進している民間事業者がある	滋賀県 広島県三原市	○民間事業者の個別避難計画に関する取組への参画につなげる ※協議会に小売り、ホテル・旅館、保険、電力、ガス、通信、運輸、福祉など 30 の多様な企業や団体が参加している。（三原市）
○団体の規模が相対的に大きい	大阪府豊中市 東京都江戸川区	○組織内の経験の長い職員や福祉専門職など専門性高い職員などの職員の能力や組織力をいかして個別避難計画づくりの検討や実

		施に取り組む。 ○個別避難計画づくりを施行し、仕組みの検討を（十分に）行い、全市に取組を展開する。
○団体の規模が相対的に小さい	高知県黒潮町 大分県日田市	○組織内や地域の関係者と顔の見える関係があることから、このような関係性をいかして個別避難計画の作成に幅広に関係者を巻き込む。

※ケーブルテレビやラジオなどの広報番組、ミニコミ誌や新聞の広告枠、自治体としての広報ツール（YouTube、Facebook などの SNS 等）があるという強みがある場合には、これらを活用して普及啓発を行うことが考えられる。

（６）実際に取り組んで分かった課題と対応策

どのステップ、どの団体においても、個別避難計画作成に実際に取り組むことにより初めて分かる課題や想定していなかった状況に直面する場合があります。

このような場合、個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守る計画であるという趣旨に立ち戻り、あきらめることなく対応していくことが大切です。

課題により進捗が滞るときなどは、個別避難計画の作成に取り組む自治体同士で情報共有、意見交換することは対応策を考えることに役立つものと考えられます。

ここでは、「２（３）作成の各ステップの取組例（P. 48～P. 67）」において各モデル団体が挙げた実際に取り組んで分かった課題と対応策を整理し、主なものを御紹介しています。

Step1　庁内外における推進体制の整備 、個別避難計画の作成・活用方針の検討

課　　題	取組の方向性
状況の厳しい避難行動要支援者は優先して計画を作成することが必要だが、そのためには、計画的に取り組むことが必要だ。	⇒優先して計画作成が必要な避難行動要支援者数を把握し、目標年度を意識して、計画的に取組を進める。
個別避難計画作成の取組を始めるときに、庁内外の関係者と頻繁に会い、意見交換を行い、一緒に作業等を行うことで関係性ができるが、属人的な関係性になるおそれがある。この関係性をどうやって維持していくか。	⇒連携体制を維持していくため、協議会を設置する。
個別避難計画（様式）に細かい文字や漢字が多いと、読みにくい、書く気がおきないといった負のスパイラルに陥り、後回しになる。	⇒令和３年のモデル団体の様式などを参考にして簡潔な様式、わかりやすい・親しみやすい標記や表現の様式づくりを行う。
個別避難計画の作成に取り掛かる段階で、避難行動要支援者名簿に掲載されているものの実際には施設入所されていた避難行動要支援者も確認された。	⇒対象者の絞り込みのため、避難行動要支援者名簿の整理が必要だと感じた。 ⇒名簿の更新や要件など、名簿の整理の在り方について検討していく。

Step2　計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

課　　題	取組の方向性
「真に支援が必要な方」の判断が難しい（行政だけでは実態の把握ができない）ため、図のＢまで含めて、真に支援が必要な方をカバーする。 	⇒洪水ハザードマップ浸水区域に居住する全ての要支援者を対象とする。 ・行政の定義上は、まずは浸水区域に特化 ・完了後、拡大を検討 ・意向確認は、効率性の観点から書面を郵送 ⇒事業所・地域への実態調査をする ・行政の定義に関わらず、支援を必要とされている方がいる場合には、作成に向けた検討を行う

Step3 福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

課　　題	取組の方向性
個別避難計画がどのようなものか、具体的にどのような協力をすればよいかが分からないため、不安を感じ、負担感が増える。	⇒制度の周知を図るとともに、負担の軽減を図る。 ・個別避難計画の作成や更新をケアプランの作成やモニタリング実施のタイミングに合わせて行う。 ・事業所への説明会を実施する。 ・庁内に事業者支援の体制を構築する。
個別避難計画の作成に実際に取り組んでみて福祉専門職の参画が不可欠なことを実感した。	⇒福祉専門職の継続的な参加が得られるように協力依頼を継続して行う。
福祉専門職に実際に計画作成に参画してもらうと、当初考えていたやり方では負担が大きいことがわかった。	⇒記入しやすいように様式を見直すほか、作成書類（請求書など）の量を少なくした。 また、マニュアルを作成し、作成までの一連の流れを理解しやすくした。 今後も実際に作成を行う中でわかった課題は、マニュアルに反映していく。

Step4 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

課　　題	取組の方向性
住民、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会などの関係者の間で個別避難計画以前に災害への備えに関して十分に説明ができていなかった。	⇒住民一般に向けた広報を検討していく。 ・住民の方々は避難支援等実施者の候補者にもなり得る、「共助」のプレイヤーの一人なので、個別避難計画作成の取組を始める前の段階から住民一般に向けの周知や普及啓発が行われていると、計画作成の取組が始まった際に、災害のリスクや災害予防や避難の必要性などについて、共通の認識の下に話し合うことできるほか、平素から（計画作成の連絡をする以前から）避難行動要支援者とご家族、あるいは、ご近所の方々とが避難について話し合うきっかけにできるのではないか。
避難支援等関係者（自治会、自主防災組織など）の中には役職の交代や人事異動が定期的にあるため、個別避難計画や災害への備えの必要性について十分にご存知ない方もいらっしゃる。	⇒機会を捉えて説明していく。 ⇒関係者が集まる場（協議会、推進会議、連絡会議など）で状況を共有し、話し合い、考えていく。
関係者の立場や分野で個別避難計画作成の必要性について、意識に差がある。	⇒地域調整会議を開催することや、避難訓練を実施することなどにより、体験を通じて肌感覚で個別避難計画の必要性の理解を図り、地域住民や福祉専門職の間にある意識のギャップの解消を図る。 基本は「防災×地域づくり」。
個別避難計画に係る取組を進める上で自主防災組織の役割は大事なので、自主防災組織の体制	⇒自主防災組織の組織体制の見直しを行う。 ⇒活動の活性化に向けた取組を行う。

づくりを行うことが必要だ。	
個別避難計画の実効性を確保するためには、避難行動要支援者と地域の住民の皆さん、ひいては地域社会との関係づくりが大切だ。	⇒個別避難計画づくりを通じて、少なくとも自主防災組織とは必ずつながりができるように取り組む。
避難行動要支援者と地域との関係づくりに課題があった。 ・心身の状況が重く、優先度の高い避難行動要支援者は、地域との関係性が希薄な場合が多数あった。 ・地域の避難支援等関係者（自治会や消防団など）も、どのように対応していいか分からない。→名簿の共有だけでは不十分。 ・福祉専門職も、地域との関係の必要性は感じている。	⇒個別避難計画の作成や個別避難計画情報の共有を通して地域との関係性構築を模索する。 ・個別避難計画作成時に「共助」の必要性を説明する。地域の避難支援等関係者と個別避難計画に記載等されている情報を共有することで、地域との平常時からの関係性構築のきっかけとする。 ・平常時からの見守り活動等につなげる。
地域の関係者に説明する機会が増えることで、担当の勤務時間に占める割合が増加した。	⇒地域の関係者に丁寧に説明をすることは重要なので、システム導入等により業務の効率化を図り、引き続き説明活動に注力する。
自主防災組織などの団体は役員が定期的に交代や異動などすることがある。	⇒情報や認識の共有など取組を持続的なものとできるよう推進会議で話し合い、考える。

Step5 本人の基礎情報の確認、避難支援等実施者の候補者や、避難先の候補施設に協力打診など

課　　題	取組の方向性
福祉サービスの利用がなく、福祉関係者とのつながりがない方も当初想定より多くいた。 避難支援等実施者以前に実質的な計画作成者が見つからない方も多い。	⇒計画作成のスキームについて検討を行っていく。
個別避難計画上の支援者になっていただくにあたり、責任論や義務感が発生してしまい、支援者となる精神的なハードルが高い。	⇒支援者を依頼するにあたり、そのハードルを下げる、環境づくりを進めることを検討する。例えば、支援者が加入する保険の活用等を検討していく。
災害時に誰が被災するのか分からない状況であらかじめ「１対１」の関係を決めておくことが困難。	⇒避難支援等実施者を引き受けていただくことを依頼するにあたり、そのハードルを下げる、環境づくりを進めることを検討する。例えば、支援者が加入する保険の活用等を検討していく。 ※避難行動要支援者と避難支援等実施者の関係を固定的にした場合、リソースの柔軟な配分が困難になる。地域の人的リソースには限りがあるため、ＤＸを通じたリソースの柔軟な配分に取り組む団体がある。（静岡県富士市）

地域コミュニティの希薄化、支援者の担い手不足により、避難支援等実施者の確保が困難だった。	⇒個別避難計画の目的や仕組み、避難支援等実施者の性格や役割などについて、周知を図るとともに、関係者との連携を図り、確保に努める。
地域全体での避難支援の体制づくりが進んでいない。	⇒民生委員や自治会など、各種の会合に参加し、地域による避難支援の体制づくりに取り組む。
福祉専門職などと関わりがなく、自治会に入っていない避難行動要支援者にどのようにアプローチするか。	⇒今後検討していく。 ※民生委員、コミュニティソーシャルワーカー、社会福祉協議会の小地域ネットワーク活動などつながりがある関係者がいないか探すこと、あるいは市町村が直接作成を行うことなどが考えられる。
本人・地域記入の個別避難計画の場合、避難支援等実施者が未記入のものがある。	⇒個別ケース会議の開催や、代替の方法を考える。
避難支援等実施者が確保できない。	⇒地域で活動している民間事業者や地元の防災組織への参画求める。 ⇒地域で個別避難計画に関する説明会を行い、 ・支援者やその家族の安全が確保された上で可能な範囲での支援でよいこと ・支援は安否確認、情報伝達、一緒に避難先に移動することなど様々な協力の在り方があること ・支援には義務や責任を求めるものでないこと ・個別避難計画は地域のセーフティネットの一つであり、支援者一人に避難行動要支援者の避難の確保の全てを任せるものではなく、避難行動要支援者も含めて地域全体の避難の確保は、地域の住民全員で確保するものであること ・支援者は、個人の氏名でなく、団体や組織の名称でもよいこと ・支援者が支援できず、救助が必要な場合には、救助が必要な方がいることを市役所など、あらかじめ決められた連絡先に連絡することでよいこと などを丁寧に伝えることにより、支援者の確保を図る
確実に避難してもらうための体制や受け皿の整備が十分ではなかった。 避難先となる施設等の数の確保、避難先での対応、必要な設備の整備が十分ではなかった。	⇒指定避難所で受入れができるような環境整備（要配慮者スペースを確保）する。 ⇒幅広く探すことや広域的な調整を行うことにより、避難先の確保を図る。 ⇒避難所の運営にあたる職員等と連携を図る。 ⇒非常用電源のある避難先を把握すること、あるいは電気自動車やハイブリッド車を活用し電源の確保を図る。 ⇒福祉避難所の整備への支援や指定に努める。

	⇒福祉避難所へ直接の避難を推進する。 ・避難先となる施設に丁寧に説明し、理解を得ること ・開設の手順や対応する内容を具体化すること ・マニュアル、要綱、協定などの形で文書化すること ・要員や資材の確保のために施設間で相互に応援や融通するために協定などの仕組みづくりをすること

Step6 市町村、本人や家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

課　　題	取組の方向性
避難行動要支援者本人が個別避難計画の作成にに参画できるように当事者力を高めることが必要だ。	⇒計画作成にあたり、支援者のみ（当事者抜き）で話が進むことがないよう当事者自身や家族が一緒に考え、確認し、準備し、行動するものとなるよう仕組みづくりをする。
自治会など地域の関係者と連携して計画の作成を進めることが必要だ。	⇒モデル地区で計画を作成した経験やノウハウをいかし、地域ごとの状況に応じた支援方法を検討する。 ⇒地域の共助の力を引き上げるための意識の醸成に取り組む。
実効的な計画を作成することを重視したが、計画作成が十分には進まなかった。（質と量のバランスを図りつつ、取組を進めることが課題として明らかになった。）	⇒市内全域で一斉に作成を開始する方針を検討している。 ①計画作成に同意された対象者について、行政が把握している情報をすべて印字した計画書を持って、担当の福祉専門職を直接訪問し、計画作成依頼を行う。 ②担当福祉専門職は計画書の未記入の箇所を埋めていく。（避難候補施設や避難支援候補者との取り次ぎが必要な場合は、市が間に入り調整する。） ※避難先や避難支援者、避難手段についての検討が長期化する場合については、その時点での最善策を仮の計画として作成し、その後も継続して取組を進めることとする。 このようなケースについては、対象者を取り巻く状況が変わらなければ、進展が見られないことも少なくない。検討が完了している部分だけでも計画内容を関係機関と共有できれば、避難支援等関係者に当事者の状況を把握してもらうことができる。 進められる部分を少しでも進めていかなければならないとの考えからこの方向性での推進を検討。
行政の担当職員の勤務時間に占める個別避難計画作成に係る時間の割合が大きい。（現状、避難行動要支援者１人あたり最大５時間かかっている。）	⇒市内全域に取組を広げるためには、どのように市町村の職員が携わるか検討する。
地域調整会議への出席について避難行動要支援者本人の同意が得られなかったことから令和４	⇒本人記入による個別避難計画の作成をベースに、地域調整会議はできる範囲で開催する。

年度は未開催だった。	
地域調整会議は関係者の人数が多いため、調整に時間が必要であり、機動的に開催することが難しく、関係者の調整コストが大きい。	⇒今後、検討していく。
本人記入の個別避難計画において「避難路その他の避難経路に関する事項」について、記入いただいた内容が十分ではない場合がある。	⇒引き続き、様式の改良を検討する。
個別避難計画の様式について、実際に記入する方の目線では、何を記入すればよいか、どのように記入すればよいか、わかりにくかった。	⇒関係者の意見を聞きながら、よりわかりやすい、より見やすい、より記入しやすいものにする。 ・チェック式にする ・専門用語をなくしわかりやすくする
避難行動要支援者の中には、家族や近隣住民だけでは、避難支援を実施することが困難な方がいる。	⇒今後、検討していく。 （※検討にあたっては、必要な避難支援の内容を具体化することが最初の一歩となります。）
作成された個別避難計画が紙媒体で提出されること、作成された計画の管理に関すること、計画をデジタルデータ化する場合、人の介在が必要であること、これらのことから事務量が増大する。	⇒電子申請システムの活用などＤＸについて検討する。 ⇒そのほか効率化や省力化について検討する。
本人や家族による個別避難計画作成を促進するための取組を十分に進めることができなかった。	⇒本人や家族だけで個別避難計画が作成できるような具体的な作成手順を示したマニュアルを作成する。 ⇒本人や家族による個別避難計画作成の広報を行うとともに、お知らせやチラシの配布など勧奨の連絡を行う。
地域での避難体制が整っていないのに、避難行動要支援者、個々に個別避難計画を作成するのは無理がある。	⇒推進会議で改善について協議する。 （※地域ぐるみで避難する気運を醸成すること、地区防災計画と並行して取り組むことなどにより、地域における避難の体制づくりなどを進めている団体がある。（大阪府枚方市、兵庫県宝塚市、高知県黒潮町））

Step7 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

課　　題	取組の方向性
作成した個別避難計画の更新が必要だ。	⇒対象者の状況を把握している福祉専門職による個別避難計画の更新を検討する。 ⇒具体的な更新の方法については他の団体の取組を参考にしつつ、関係者と協議・検討する。
個別避難計画は作成して終わりにしてはいけない。	⇒個別避難計画の作成と併せて対象者と一緒に避難経路を確認することに取り組む。

		⇒防災や福祉などの関係する部局が連携して個別避難計画を活用した避難訓練の実施を検討する。 ⇒ケアプランやサービス等利用計画に個別避難計画に記載等された内容を反映できるようなスキームを検討する。 ⇒担当者が変わっても個別避難計画作成の取組と、その意義が引き継がれるための策を見いだして、必要な措置を講じていく。
	個別避難計画を作成することはできたが、年度中に避難訓練を行うことができなかった。	⇒計画を作成した翌年度に訓練を実施する
	避難後の生活支援について、取り組むことが必要だ。	⇒指定避難所の要配慮者スペースの確保を図る。 ⇒福祉避難所の在り方を見直す。 ⇒被災した避難行動要支援者の生活の再建を支援する仕組みの導入を検討する。

3. 都道府県による市町村に対する支援の取組

（１）都道府県の取組の概要

都道府県が福祉専門職への研修を行うなど、今年度、都道府県モデル団体が行った取組は、市町村の個別避難計画の取組を後押しすることにつながりました。

このため、モデル事業において市町村を後押し（支援）する都道府県による取組としてどのようなものがあるかを一覧化して整理しました。

市町村の取組環境の整備

○都道府県庁外の関係者との連携を図る

・都道府県レベルの個別避難計画に関係する団体や機関との協力や連携

（協力や連携する団体や機関の例）

- ケアマネジャーや相談支援専門員など福祉専門職の団体
- 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉士会その他の福祉関係の団体や機関
- 医療や保健関係の団体や機関
- 障害者団体、患者会等の団体
- 防災に関係する団体や機関

・研究者（地元大学や調査研究機関等）、実務者（他の都道府県や市町村の職員）、各種の分野の専門職などとの協力や連携

・連絡会議、協議会、プラットフォーム、円卓会議など協力や連携のための場づくり

○個別避難計画の取組に役立つ取組事例などの情報を展開し共有する

○市町村職員、福祉専門職、自主防災組織などを対象とした研修を実施する。

○情報共有、意見交換、顔の見える関係づくり、ネットワークづくりのための場づくりをする。

○制度の定着を図るための普及啓発を（広報誌、テレビやラジオの広報番組、SNS 等を活用し）行う。

○伴走支援（市町村の実情や取組の状況を知り、課題を把握し、解決に向けて市町村と一緒に考え、課題解決に向けた進捗状況を確認するなど）を行う

○指針、手引き、マニュアル、事例集などで取組の目安や例を示す。

○市町村の個別避難計画に係る取組を支援するための補助金その他の予算の確保に取り組む。

○都道府県条例や条例に基づく指針などにおいて避難行動要支援者や個別避難計画に言及する。

○都道府県の定める総合計画、地域防災計画、障害者計画、地域福祉計画などにおいて個別避難計画に言及する。

都道府県としての取組

○都道府県庁内での連携を図る

・防災、福祉、保健、教育委員会など関係する部局や課室との協力や連携

・保健所、支庁や振興局、特別支援学校などの出先機関その他の機関や施設との協力や連携

・医療的ケア児支援センター、都道府県自立支援協議会などとの協力や連携

・連絡会議、勉強会、説明会などの情報共有や相談などをする場づくり

・要綱の制定など文書化により協力や連携をする仕組みや体制を持続的なものとする

○都道府県職員が市町村の取組に陪席等して取組の経験を得るとともに、現場の課題やノウハウを知る。

○都道府県職員向けの研修の時間割に個別避難計画に関する内容を加える。

○難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児者を担当している職員が計画づくりに参画する。

都道府県は市町村が行う防災に関する事務又は業務を助ける責務を有しますので、次の「（２）都道府県の取組例」や、別冊のモデル団体（都道府県事業）の最終報告を参考として、市町村の取組への積極的な支援をお願いします。

（２）都道府県の取組例

市町村に対する支援の取組		取組例		頁
		団体	Point	
（ア）	伴走支援に関するもの			
		①北海道	○市町村への個別訪問・取組予定表による進捗管理	188
		②京都府	○防災・福祉の協働による計画作成の促進	189
		③長崎県	○未作成市町へ個別ヒアリング	189
（イ）	難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの			
		①滋賀県	○各市町と保健所の連携促進	191
		②京都府	○保健所や関係機関との協働体制の推進	192
		③愛媛県	○保健所と市町の連携モデルの構築、ケース検討の実施	193
		④青森県	○医療的ケア児の個別避難計画作成に関する研修会の実施	194
（ウ）	横展開に関するもの			
		①静岡県	○横展開を実際の計画づくりにつなげる工夫（動機付けの強化）	196
		②滋賀県	○市町間で取組の情報や意見交換が出来る場を設置	196
		③愛媛県	○県・市町担当者によるワーキンググループを開催し、一緒に課題を検討	196
（エ）	研究者（大学や調査研究機関等）や実務者（他の都道府県や市町村の職員、各種専門職など）との連携に関するもの			
		①北海道	○道内有識者（福祉専門職）による講演・助言等	198
		②福島県	○大学教授、民間コンサルとの連携で多角的視点を取り入れ	198
		③新潟県	○福祉事業所等を対象とした研修を開催（R5.3）	198
（オ）	都道府県庁内での連携に関するもの			
		①北海道	○保健福祉部局と防災部局が連携した研修会の開催	202
		②京都府	○防災・福祉部局に加え、保健所等を含めた連携	202
		③兵庫県	○要綱による庁内連絡会議の設置	202
（カ）	都道府県庁外の関係者との連携に関するもの			
	a： 福祉専門職の団体との連携に関するもの			
		①茨城県	○福祉関係団体への協力依頼、県作成の説明動画の提供による普及啓発	204
		②東京都	○既存の連携枠組みを活かして、取組への協力を依頼	204
		③滋賀県	○防災と保健・福祉の連携促進プラットフォームの構築	204
	b： その他の福祉関係の団体等との連携に関するもの			
		①福島県	○福祉避難所への直接避難の実施に向けて	206
		②兵庫県	○社会福祉の専門職団体（県社会福祉士会）との連携	207
	c： 医療や保健関係の団体等との連携に関するもの			
		①茨城県	○県助産師会との連携による妊産婦・乳幼児への支援	209
		②滋賀県	○医療関係の団体の滋賀モデル構築に向けた意見交換会への参画	209
	d： 障害者団体、患者会等の関係団体との連携に関するもの			
		①茨城県	○障害者団体との連携による関係者への普及啓発	211
		②兵庫県	○高齢者・障害者の自助力（防災意識）向上を促す	211
		③愛媛県	○ALS 患者等に対する個別避難計画制度の周知	211

	e：	防災の関係団体との連携に関するもの		
		①東京都	○避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明（東京防災学習セミナー（自主防等向け）を実施）	213
（キ）	手引き、事例集等の作成に関するもの			
		①福島県	○手引きは制度面に、策定支援ツールは実務面にフォーカス	215
		②静岡県	○計画づくりのハードルを下げる工夫（具体的にイメージしやすい動画の活用）	216
		③滋賀県	○計画作成の取り組みやすい手順の例示	217
（ク）	予算（市町村が個別避難計画に係る取組に活用できる補助金等）に関するもの			
		①東京都	○効果的・効率的な計画作成の取組に対する財政支援	219
		②静岡県	○既存の県補助金（地震・津波対策等減災交付金）のメニューに新規追加	219
		③兵庫県	○各市町の取組状況を踏まえた補助制度見直し	220
（ケ）	会議、意見交換、研修等に関するもの			
	a：	市町村を対象としたもの		
		①北海道	○２段階（基礎的・地域別重点的）の研修の実施	222
		②福島県	○オンラインサロンで各進捗に応じた個別支援を実施	223
		③茨城県	○市町村担当者会議（防災部局主催）での計画推進の働きかけ	223
		④静岡県	○会議を実際の計画づくりにつなげる工夫（動機付けの強化）	223
		⑤滋賀県	○防災と保健・福祉をつなぐ人材の育成	224
		⑥長崎県	○会議を通じ、県内の進捗状況等を情報共有	225
	b：	市町村以外を対象としたもの		
		①兵庫県	○「地域リーダー」を対象とした人材育成研修	227
		②愛媛県	○福祉専門職に対する個別避難計画制度の周知	228
（コ）	普及啓発に関するもの			
		①福島県	○個別避難計画・福祉避難所の認知度アップ	230
		②茨城県	○福祉専門職への普及啓発、県指針の改正に関する説明等	230
		③愛媛県	○関係者・一般向けリーフレットを研修会等で配布	231
（サ）	都道府県職員の市町村の取組への参加に関するもの			
		①静岡県	○モデル事業参加市町の地域調整会議への陪席	233
		②京都府	○市町村研修会の共催や講師としての参加	234
（シ）	保健所と市町村の連携に関するもの			
		①福島県	○医療的ケア児の避難に関する連携体制	236
		②愛媛県	○「愛媛県在宅難病患者災害支援の手引き」の改訂	237
（ス）	都道府県による条例の制定に関するもの			
		①新潟県	○「新潟県防災基本条例」を制定（R3.12 月）	239
		②兵庫県	○条例により個別避難計画作成や取組への参画を促す	240
（セ）	福祉避難所への直接避難に関するもの			
		①福島県	○福祉避難所への直接避難の実施に向けて	242

（ア）伴走支援に関するもの

留意点

○取組が進まない市町村に対する支援は、丁寧に行うことが必要であり、都道府県は市町村と連絡をとる機会も多く、関係が近く、市町村の状況をよく把握することが可能であることから、都道府県の関与は重要

○個別避難計画作成の取組が進まない市町村に対しては、当該市町村の実情や課題をきめ細かく把握し、課題解決を図るため、都道府県が市町村と一緒に考え、課題解決に向けた取組の進捗状況を確認するなどのいわゆる伴走支援が有効

（伴走支援の要素）

・管内の市町村を個別に訪問し、担当者と対面で意見交換し、顔の見える関係をつくる
・各市町村の課題を把握し、解決のための道筋を一緒に考える
・取組の進捗状況を把握し、困っていることがあれば相談に乗る
・直面する課題に関して知見のある方（研究者（大学や調査研究機関）、実務者（他の市町村や都道府県の職員）、各種の専門職など）を紹介する
・個別避難計画に係る取組に役立つ情報や取組事例があれば水平展開する

（ア）伴走支援に関するもの

北海道　Point　● 市町村への個別訪問・取組予定表による進捗管理

個別避難計画への意識・関心を高めるため、可能な限り市町村と密接に関わり合うことをポイントとし、未作成市町村への個別訪問と取組予定表による進捗管理を行っている。7市町村に個別訪問し、取組状況のヒアリングや課題における対応方策の助言等を行った。また、取組予定表の作成により未作成市町村の継続的な取組への意識を高めるとともに、定期的な進捗確認により、市町村の進捗に応じた道の支援・働きかけの検討を行っていくこととしている。

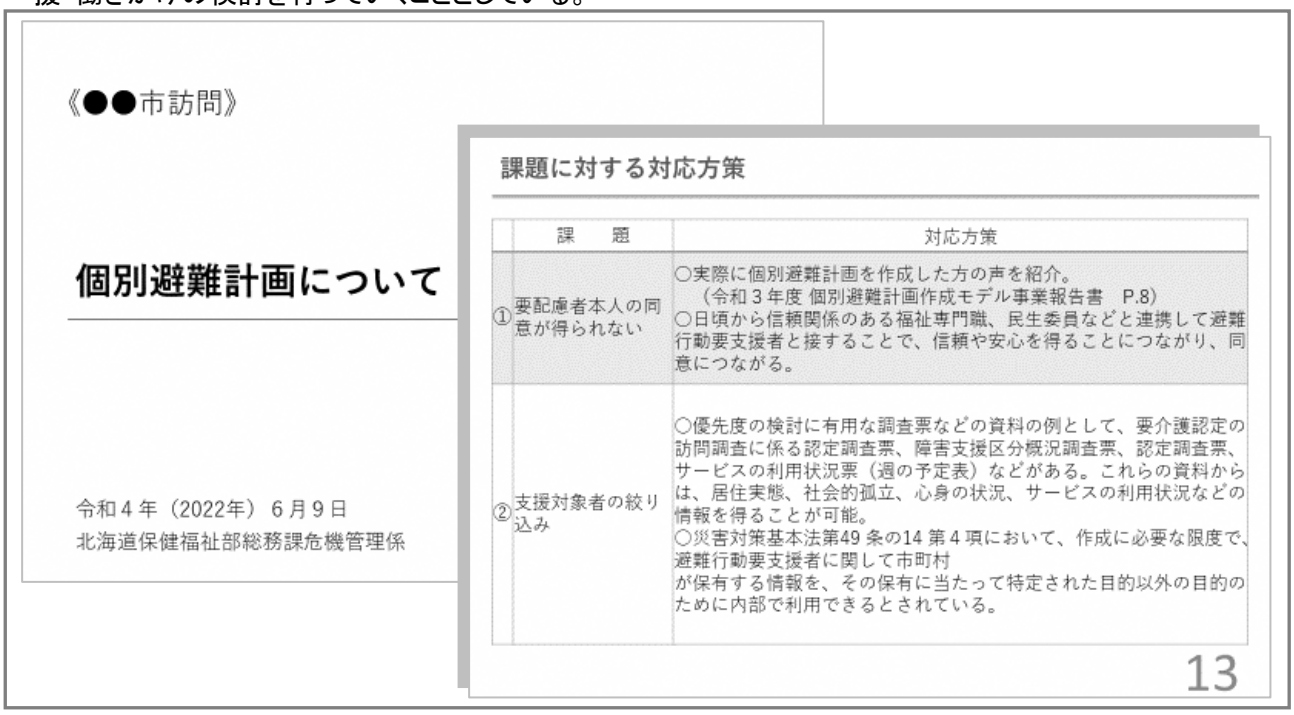

《●●市訪問》

個別避難計画について

令和４年（2022年）６月９日
北海道保健福祉部総務課危機管理係

課題に対する対応方策

	課　題	対応方策
①	要配慮者本人の同意が得られない	○実際に個別避難計画を作成した方の声を紹介。（令和３年度 個別避難計画作成モデル事業報告書　P.8） ○日頃から信頼関係のある福祉専門職、民生委員などと連携して避難行動要支援者と接することで、信頼や安心を得ることにつながり、同意につながる。
②	支援対象者の絞り込み	○優先度の検討に有用な調査票などの資料の例として、要介護認定の訪問調査に係る認定調査票、障害支援区分概況調査票、認定調査票、サービスの利用状況票（週の予定表）などがある。これらの資料からは、居住実態、社会的孤立、心身の状況、サービスの利用状況などの情報を得ることが可能。 ○災害対策基本法第49 条の14 第４項において、作成に必要な限度で、避難行動要支援者に関して市町村が保有する情報を、その保有に当たって特定された目的以外の目的のために内部で利用できるとされている。

13

ヒアリングシート（記載イメージ）

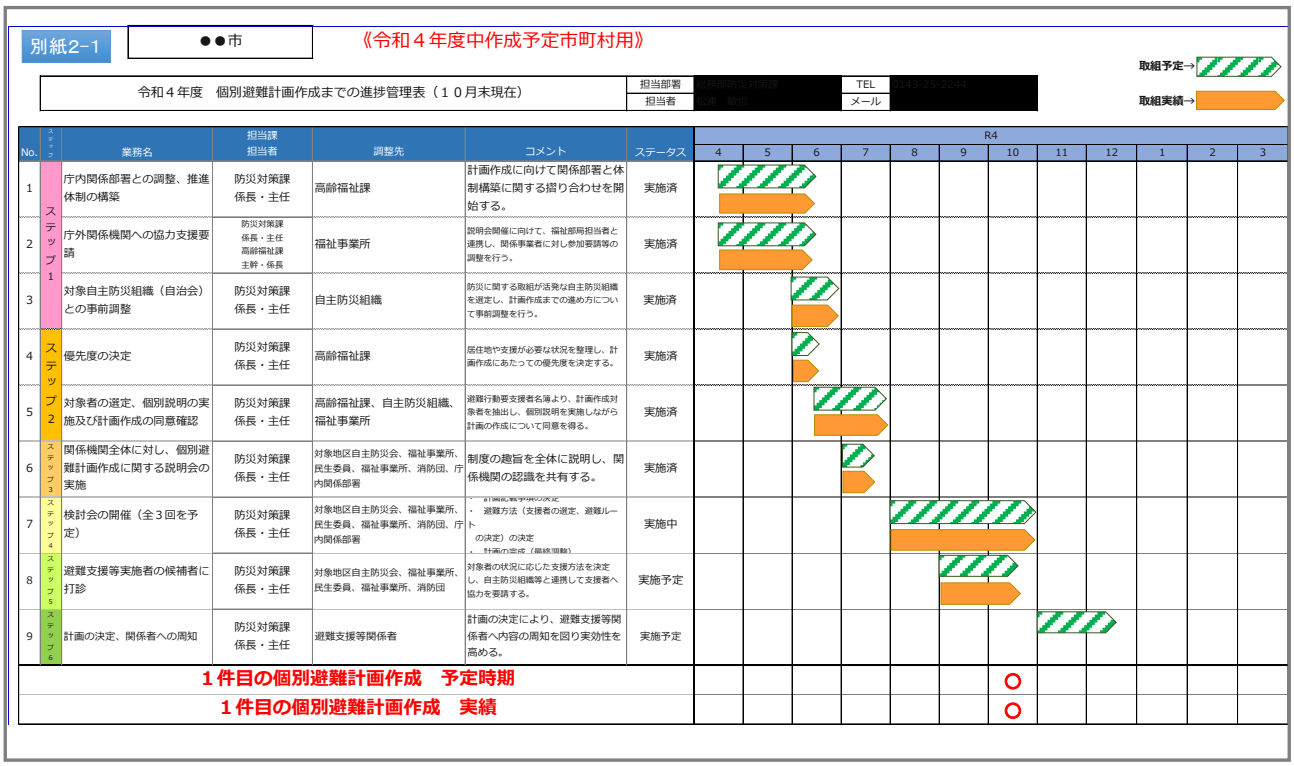

別紙2-1　●●市　《令和４年度中作成予定市町村用》

令和４年度　個別避難計画作成までの進捗管理表（１０月末現在）

担当部署	[redacted]	TEL	[redacted]
担当者	[redacted]	メール	[redacted]

取組予定→　取組実績→

No.	ステップ	業務名	担当課 担当者	調整先	コメント	ステータス
1	ステップ1	庁内関係部署との調整、推進体制の構築	防災対策課 係長・主任	高齢福祉課	計画作成に向けて関係部署と体制構築に関する摺り合わせを開始する。	実施済
2	ステップ1	庁外関係機関への協力支援要請	防災対策課 係長・主任 高齢福祉課 主幹・係長	福祉事業所	説明会開催に向けて、福祉部局担当者と連携し、関係事業者に対し参加要請等の調整を行う。	実施済
3	ステップ1	対象自主防災組織（自治会）との事前調整	防災対策課 係長・主任	自主防災組織	防災に関する取組が活発な自主防災組織を選定し、計画作成までの進め方について事前調整を行う。	実施済
4	ステップ2	優先度の決定	防災対策課 係長・主任	高齢福祉課	居住地や支援が必要な状況を整理し、計画作成にあたっての優先度を決定する。	実施済
5	ステップ2	対象者の選定、個別説明の実施及び計画作成の同意確認	防災対策課 係長・主任	高齢福祉課、自主防災組織、福祉事業所	避難行動要支援者名簿より、計画作成対象者を抽出し、個別説明を実施しながら計画の作成について同意を得る。	実施済
6	ステップ3	関係機関全体に対し、個別避難計画作成に関する説明会の実施	防災対策課 係長・主任	対象地区自主防災会、福祉事業所、民生委員、福祉事業所、消防団、庁内関係部署	制度の趣旨を全体に説明し、関係機関の認識を共有する。	実施済
7	ステップ4	検討会の開催（全３回を予定）	防災対策課 係長・主任	対象地区自主防災会、福祉事業所、民生委員、福祉事業所、消防団、庁内関係部署	・　計画作成事業の決定 ・　避難方法（支援者の選定、避難ルートの決定）の決定 ・　計画の完成（最終調整）	実施中
8	ステップ5	避難支援等実施者の候補者に打診	防災対策課 係長・主任	対象地区自主防災会、福祉事業所、民生委員、福祉事業所、消防団	対象者の状況に応じた支援方法を決定し、自主防災組織等と連携して支援者へ協力を要請する。	実施予定
9	ステップ6	計画の決定、関係者への周知	防災対策課 係長・主任	避難支援等関係者	計画の決定により、避難支援等関係者へ内容の周知を図り実効性を高める。	実施予定

	R4 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
１件目の個別避難計画作成　予定時期							○					
１件目の個別避難計画作成　実績							○					

取組予定表（記載イメージ）

（ア）伴走支援に関するもの

京都府

Point ● 防災・福祉の協働による計画作成の促進

令和3年度は、全市町村、令和4年度は、計画策定に未着手の5市町を対象に、防災・福祉両部局の同席による個別ヒアリングにより、計画策定着手の第一歩となる庁内連携体制構築のきっかけづくりを実施してきた。また、研修会の共催やモデルケースの関係者説明会での制度説明の実施などの個別支援を行った結果、消防庁・内閣府調査における庁内連携の取組状況についても、実施中及び検討中が 24/26 市町村と着実に取組が進んでいる。

庁内・庁外連携を実施済又は検討中と回答した市町村数

庁内連携		庁外連携	
R4.1	R5.1	R4.1	R5.1
22	24	18	20

府・市町村意見交換会

長崎県

Point ● 未作成市町へ個別ヒアリング

市町により個別避難計画作成の進捗状況にばらつきが生じていたことから、着手しているものの、計画の作成に至っていない市町へのヒアリングを実施し、これまでの取組や現状を把握し、課題を共有することができた。各市町の取組体制やこれまでの取組状況が異なるため、今後もそれぞれの事情を考慮しながら、寄り添った支援を行いたい。

■長崎県内の個別避難計画策定状況（令和４年１０月１日現在）

策定状況	市町数		割　合
	4/1	10/1	
全部策定	1	1	4.76%
一部策定	13	18	85.72%
策定着手	7	2	9.52%

	4/1	10/1	割　合
避難行動要支援者数	60,562人	60,046人	—
名簿情報提供済要支援者数	28,276人	27,225人	45.34%
個別避難計画作策定人数	4,696人	5,103人	8.49%

（イ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

留意点

○難病患者や小児慢性特定疾病児童、医療的ケア児など（以下「難病患者等」という。）は、避難行動要支援者に当たり得る方であることに留意して避難行動要支援者名簿に記載又は記録することが管内の市町村において可能となっているか確認することが重要

○難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児などの個別避難計画づくりにおいては、都道府県※の難病を所管する部局、保健所、医療的ケア児支援センター、市町村の自立支援協議会など、既存の取組や枠組み（関係者間の協議の場など）との連携が重要

※政令指定都市、中核市、児童相談所設置市（特別区を含む）においては、市役所（区役所）

○内閣府と厚生労働省が連名で難病対策担当課や保健所等と管内市町村の間における情報共有等の仕組みの構築などについて助言した「難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）」（令和3年 12 月 14 日付け事務連絡）※を参考として体制整備を行うことが重要

※内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)と厚生労働省健康 局難病対策課が連名で発出した事務連絡

○地域の様々な関係者（都道府県、市町村、本人や家族、地域の関係者、医療や福祉の関係者）が個別避難計画に係る取組に参画する環境の整備、必要な物資や設備の準備や整備を平時から進めることが重要

○医療的ケア児支援センターなどの都道府県の難病患者等に関係する機関が、地域調整会議などの関係者間の連絡調整など難病患者等に関する個別避難計画に係る取組において一定の役割を担うことは有効

（イ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

滋賀県　Point　● 各市町と保健所の連携促進

全市町を対象にヒアリングを実施した際に、難病担当課の健康寿命推進課および保健所の職員も同席していただいた。今回のヒアリング時に、意見交換や情報共有を行ったことで、医療的ケアの必要な方、難病患者について市町と保健所が一緒に計画づくりをしていく意識づけが促進された。

	部局	
1	知事公室	防災危機管理局
2	健康医療福祉部	健康福祉政策課
3		障害福祉課
4		医療福祉推進課
5		健康寿命推進課
6		健康危機管理課
7		草津保健所
8		甲賀保健所
9		東近江保健所
10		彦根保健所
11		長浜保健所
12		高島保健所
13	土木交通部	流域政策局
14		砂防課
15	教育委員会	保健体育課

これは、従前から、健康医療福祉部においても指定難病等で人工呼吸器等を使用している方向けの「災害時対応ノート」などの取組があり、従前より庁内関係課で一緒に計画づくりをしていくという意識があったのではないかと感じている。

また、滋賀県全体で、個別避難計画作成の取組を推進するため、また、庁内関係課や市町、医療団体、社会福祉協議会、福祉専門職団体、当事者団体等の関係団体等が情報交換を行えるプラットフォームを設置したことにより、保健関係者に対しても個別避難計画作成の取組状況を共有することが出来た。

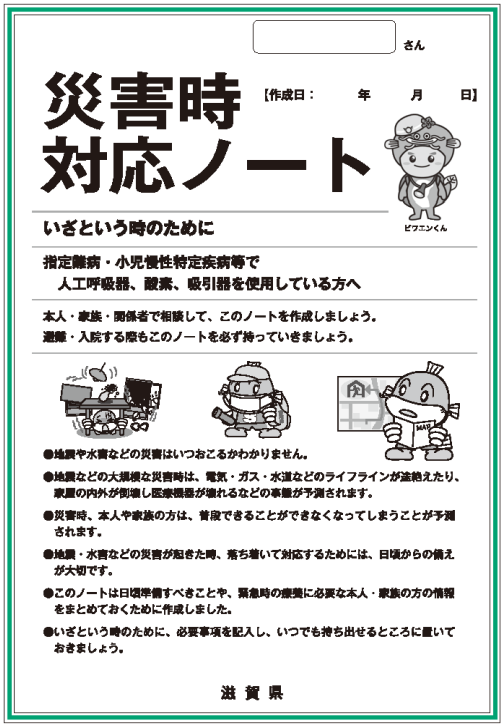

	連携団体	役　割
1	社会福祉法人　滋賀県社会福祉協議会	避難行動要支援者と地域や支援者等とのパイプ役・架け橋役
2	滋賀県障害者自立支援協議会	相談支援専門員による個別避難計画の作成
3	滋賀県相談支援専門員協会	相談支援専門員による個別避難計画の作成
4	滋賀県介護支援専門員連絡協議会	ケアマネジャーによる個別避難計画の作成
5	滋賀県介護サービス事業者協議会連合会	ケアマネジャーによる個別避難計画の作成
6	滋賀県老人福祉施設協議会	福祉避難所に関すること
7	NPO法人　滋賀県脊髄損傷者協会	当事者の立場から助言
8	社会福祉法人　滋賀県視覚障害者福祉協会	当事者の立場から助言
9	NPO法人　滋賀県難病連絡協議会	当事者の立場から助言
10	滋賀県肢体障害者の会「みずのわ」	当事者の立場から助言
11	NPO法人しが盲ろう者友の会	当事者の立場から助言
12	社会福祉法人　びわこ学園	福祉施設の立場から助言
13	県内養護学校	養護学校の立場から助言
14	滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会	訪問看護・医療的ケアが必要な方への支援方法
15	一般社団法人　滋賀県医師会	医療的ケアが必要な方への支援方法の助言
16	一般社団法人　滋賀県薬剤師会	服薬に関する助言
17	公益社団法人　滋賀県社会福祉士会	避難行動要支援者と地域や支援者等とのパイプ役・架け橋役
18	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	避難行動要支援者と地域や支援者等とのパイプ役・架け橋役
19	日本防災士会滋賀県支部	避難行動要支援者への支援方法の助言
20	NHK大津放送局	情報発信
21	県内市町防災・保健・福祉部局	個別避難計画作成事業を推進
22	県内自治会・町内会・自主防災組織・消防団	避難行動要支援者への支援方法検討

（イ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

京都府　Point　● 保健所や関係機関との協働体制の推進

難病患者等の医療的ケアが必要な方の計画作成を進めるため、関係課（難病、医療的ケア児、小児慢性特定疾病担当課）との打合せや、保健所の担当課長会議での制度説明・協力依頼を実施ししたほか、保健所管内における難病対策に係る協議会（医療・福祉関係団体、当事者団体、市町村等）においても、制度説明及び意見交換をすることで、関係機関との協働体制構築に取り組んだ。

（参考）京都府難病患者災害時・緊急時支援事業について

京都府では、災害対策基本法改正前から難病対策及び市町村支援として、人工呼吸器装着患者等医療依存度が高い方の個別避難計画を作成してきたところ。

医療的ケアを要する方については優先度が高い一方、保健・医療等多数の関係者との連携が必要になることから、今後は市町村を含む関係機関との協働体制の構築を進める必要がある。

難病患者に係る状況

府内における避難行動要支援者名簿の状況

避難行動要支援者名簿の作成状況：１００％（２６/２６市町村）
名簿に掲載する者の範囲

	要介護認定	身体障害者	精神障害者	難病患者
乙訓	3	3	1	0
山城北	7	7	6	1
山城南	5	5	5	1
南丹	3	3	3	2
中丹西	1	1	1	1
中丹東	2	2	2	1
丹後	4	4	4	3

○要介護認定及び身体障害者については、全ての市町村で名簿掲載されているが、難病患者を対象として市町村地域防災計画で定めているのは、**9市町（福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、宇治田原町、笠置町、京丹波町、与謝野町）のみ。**

○全国平均で62.6%の市町村が難病患者を避難行動要支援者名簿の掲載対象としているが、京都府では、34.6%

○対象者が介護や障害等のサービスを利用している場合は、「要介護度」や「障害等級」の区分で名簿に含まれている場合があるが、難病患者等に係る情報については、特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費支給認定等の事務を都道府県及び政令指定都市等が所管している関係上、京都市を除く市町村では当該情報を把握できていない可能性がある。

（イ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

愛媛県　Point　● 保健所と市町の連携モデルの構築、ケース検討の実施

難病患者、小児慢性特定疾病、医療的ケア児は、県が直接対象者と接している分野であり、最も避難の困難度が高い難病患者等について、モデルを市町村に示すことにより、他の類型の要支援者の取組を促進する効果が大きいと考え、昨年度（令和3年度）にモデル事業を実施した東温市と連携し、難病患者ケース検討の取組を行った。県保健所と東温市の取組状況を共有し、個別避難計画作成に向けてどう進めていくか話し合いを行った。市・県保健師・市社協の 3 名で、難病患者の方へ同伴訪問を行い、インタビューを実施し、個別避難計画を作成した。

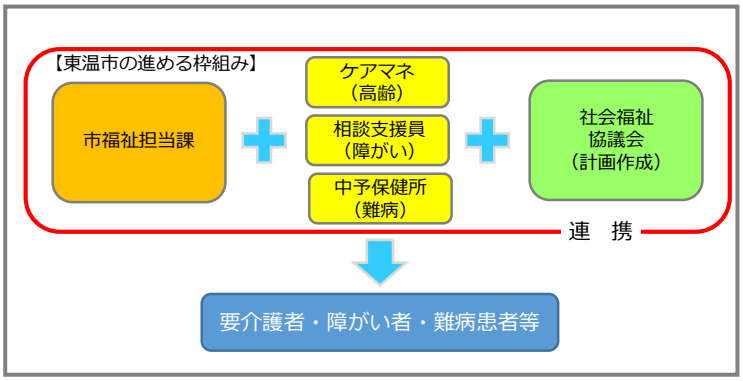

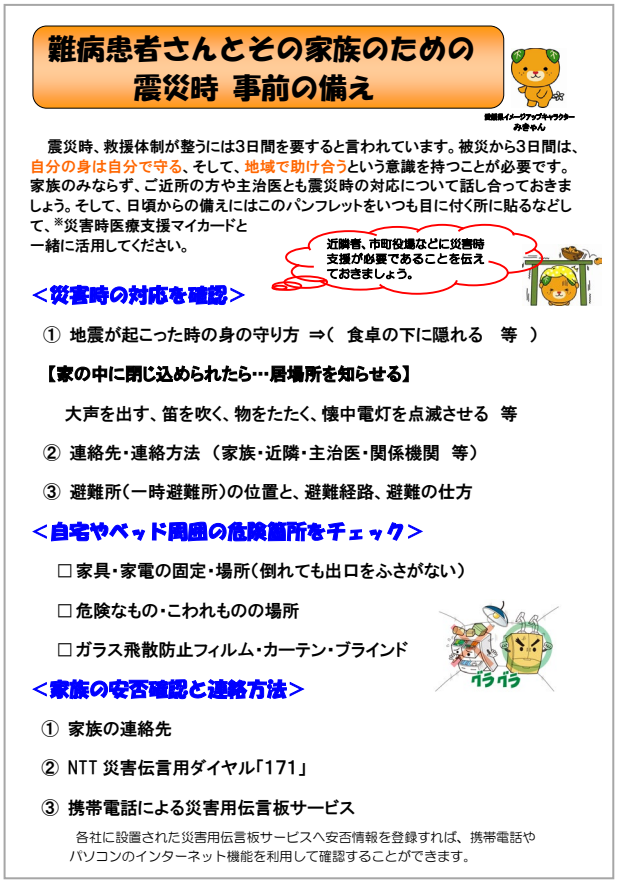

難病患者さんとその家族のための震災時 事前の備え

震災時、救援体制が整うには3日間を要すると言われています。被災から3日間は、自分の身は自分で守る、そして、地域で助け合うという意識を持つことが必要です。家族のみならず、ご近所の方や主治医とも震災時の対応について話し合っておきましょう。そして、日頃からの備えにはこのパンフレットをいつも目に付く所に貼るなどして、※災害時医療支援マイカードと一緒に活用してください。

近隣者、市町役場などに災害時支援が必要であることを伝えておきましょう。

＜災害時の対応を確認＞

① 地震が起こった時の身の守り方 ⇒（ 食卓の下に隠れる 等 ）

【家の中に閉じ込められたら…居場所を知らせる】

大声を出す、笛を吹く、物をたたく、懐中電灯を点滅させる 等

② 連絡先・連絡方法 （家族・近隣・主治医・関係機関 等）

③ 避難所（一時避難所）の位置と、避難経路、避難の仕方

＜自宅やベッド周囲の危険箇所をチェック＞

□家具・家電の固定・場所（倒れても出口をふさがない）

□危険なもの・こわれものの場所

□ガラス飛散防止フィルム・カーテン・ブラインド

＜家族の安否確認と連絡方法＞

① 家族の連絡先

② NTT 災害伝言用ダイヤル「171」

③ 携帯電話による災害用伝言板サービス

各社に設置された災害用伝言板サービスへ安否情報を登録すれば、携帯電話やパソコンのインターネット機能を利用して確認することができます。

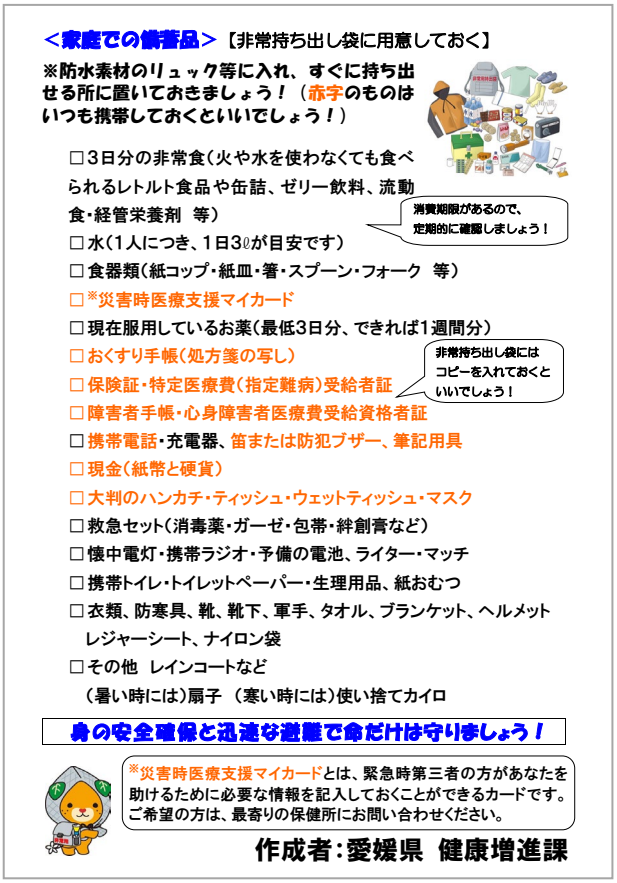

＜家庭での備蓄品＞【非常持ち出し袋に用意しておく】

※防水素材のリュック等に入れ、すぐに持ち出せる所に置いておきましょう！（赤字のものはいつも携帯しておくといいでしょう！）

□3日分の非常食（火や水を使わなくても食べられるレトルト食品や缶詰、ゼリー飲料、流動食・経管栄養剤 等）

消費期限があるので、定期的に確認しましょう！

□水（1人につき、1日3ℓが目安です）

□食器類（紙コップ・紙皿・箸・スプーン・フォーク 等）

□※災害時医療支援マイカード

□現在服用しているお薬（最低3日分、できれば1週間分）

□おくすり手帳（処方箋の写し）

非常持ち出し袋にはコピーを入れておくといいでしょう！

□保険証・特定医療費（指定難病）受給者証

□障害者手帳・心身障害者医療費受給資格者証

□携帯電話・充電器、笛または防犯ブザー、筆記用具

□現金（紙幣と硬貨）

□大判のハンカチ・ティッシュ・ウェットティッシュ・マスク

□救急セット（消毒薬・ガーゼ・包帯・絆創膏など）

□懐中電灯・携帯ラジオ・予備の電池、ライター・マッチ

□携帯トイレ・トイレットペーパー・生理用品、紙おむつ

□衣類、防寒具、靴、靴下、軍手、タオル、ブランケット、ヘルメット

レジャーシート、ナイロン袋

□その他 レインコートなど

（暑い時には）扇子 （寒い時には）使い捨てカイロ

身の安全確保と迅速な避難で命だけは守りましょう！

※災害時医療支援マイカードとは、緊急時第三者の方があなたを助けるために必要な情報を記入しておくことができるカードです。ご希望の方は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

作成者：愛媛県 健康増進課

（イ）難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの

青森県

Point ● 医療的ケア児の個別避難計画作成に関する研修会の実施

青森県では、医療的ケア児の個別避難計画の作成が遅れていたため、昨年 10 月、市町村（支援連携を要する担当課）を対象とした研修会を実施し、医療的ケア児の個別避難計画作成の取組が進んでいる市町村の事例紹介や県小児在宅支援センターから医療的ケア児の災害対策について講義を行った。また、センターでは、市町村の依頼に応じ計画作成に係る助言を個別に行った。その結果、昨年6月調査で１団体のみだった計画作成済団体が、今年１月の調査では、計画作成着手中も含め9団体と増加した。

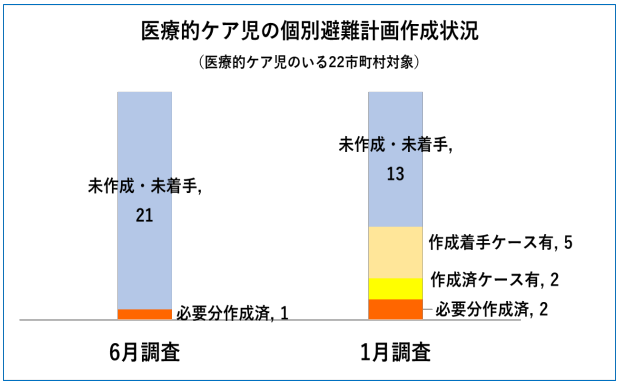

青森県小児在宅支援センターでは、医療的ケア児等とその御家族が安心して生活できるよう医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材の育成及び支援に係る情報を共有し、多職種連携を一層深めることを目的に、令和4年度、小児在宅に関わる医療・福祉・保健・教育・行政分野等の多職種の皆様と定期的に勉強会を開催した。

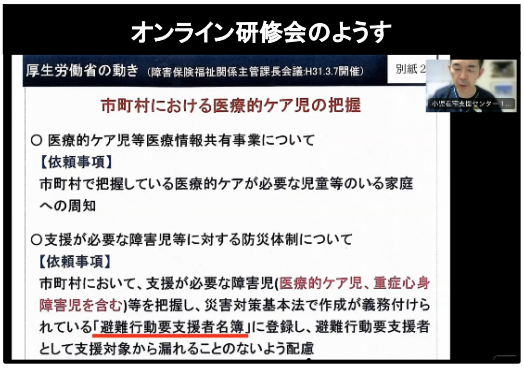

「人工呼吸器を必要とする医療的ケア児の避難訓練（実際に行った避難訓練を通して）」をテーマとして開催

［第 8 回勉強会：令和 4 年 9 月 13 日（火）18 時～19 時］

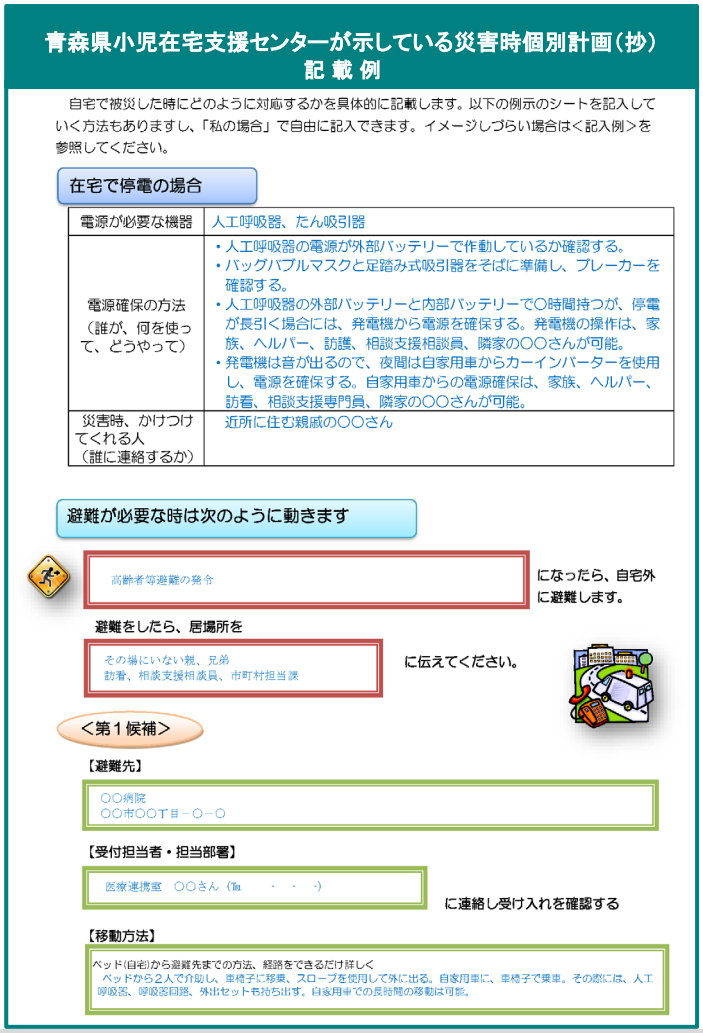

青森県小児在宅支援センターが示している災害時個別計画（抄）
記 載 例

自宅で被災した時にどのように対応するかを具体的に記載します。以下の例示のシートを記入していく方法もありますし、「私の場合」で自由に記入できます。イメージしづらい場合は＜記入例＞を参照してください。

在宅で停電の場合

電源が必要な機器	人工呼吸器、たん吸引器
電源確保の方法（誰が、何を使って、どうやって）	・人工呼吸器の電源が外部バッテリーで作動しているか確認する。 ・バッグバブルマスクと足踏み式吸引器をそばに準備し、ブレーカーを確認する。 ・人工呼吸器の外部バッテリーと内部バッテリーで○時間持つが、停電が長引く場合には、発電機から電源を確保する。発電機の操作は、家族、ヘルパー、訪護、相談支援相談員、隣家の○○さんが可能。 ・発電機は音が出るので、夜間は自家用車からカーインバーターを使用し、電源を確保する。自家用車からの電源確保は、家族、ヘルパー、訪看、相談支援専門員、隣家の○○さんが可能。
災害時、かけつけてくれる人（誰に連絡するか）	近所に住む親戚の○○さん

避難が必要な時は次のように動きます

高齢者等避難の発令 になったら、自宅外に避難します。

避難をしたら、居場所を

その場にいない親、兄弟
訪看、相談支援相談員、市町村担当課 に伝えてください。

＜第１候補＞

【避難先】

○○病院
○○市○○丁目－○－○

【受付担当者・担当部署】

医療連携室　○○さん（℡　　－　－　－）

に連絡し受け入れを確認する

【移動方法】

ベッド(自宅)から避難先までの方法、経路をできるだけ詳しく
ベッドから２人で介助し、車椅子に移乗、スロープを使用して外に出る。自家用車に、車椅子で乗車。その際には、人工呼吸器、呼吸器回路、外出セットを持ち出す。自家用車での長時間の移動は可能。

（参考）災害時個別計画

青森県では、青森県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援体制検討部会において、災害時に医療的ケア児及びそのご家族が孤立せず最適な行動ができることを目的に、令和 3 年 7 月に災害時個別計画の様式を作成し、市町村関係課及び教育委員会等と情報共有し、災害時個別計画を活用してくださるようお願いしており、また、計画の作成に当たっては、市町村担当課、相談支援専門員等の支援者、医療的ケア児及びそのご家族と情報共有し連携して対応してくださるようお願いしています。

災害時個別計画様式／ワード形式ファイル https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/files/saigaiyoushiki.docx
災害時個別計画様式／記入例 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/files/saigai_kinyurei.pdf

本災害時個別計画様式は、東日本大震災後、宮城県・宮城県神経難病医療連携センター（現東北大学病院医療連携センター）が作成した「災害時対応ハンドブック 2014 年版」を改編し作成しています。これは、医療的ケア児以外の個別計画にも活用できます。

（ウ）横展開に関するもの

留意点

〇都道府県が会議や研修などの市町村担当者等が集まる場づくりを行うことは有効

・会議等で参加者が他の都道府県の市町村や管内市町村の取組事例、また、管内の各市町村の取組事例や課題を共有する

・グループワーク等で個別避難計画の作成に関する実務者同士の顔の見える関係づくりを行う

・都道府県職員や市町村職員などの参加者が一緒に課題解決について考える

・社会福祉協議会などの個別避難計画作成に関係する者が参加する

・会議等の場を相談しあえるネットワークづくりにつなげる

（ウ）横展開に関するもの

静岡県

Point ●横展開を実際の計画づくりにつなげる工夫（動機付けの強化）

市町における個別避難計画づくりを後押しするため、静岡県においては、市町担当者が集まる場（会議）を設け、計画作成に取り組むに当たって参考となる事例の共有や、各市町の進捗状況の共有を行ってきたが、計画作成に着手できない市町をゼロにすることができなかった。

実際に市町が計画を作成するためには、会議を通じた情報の共有（横展開）に加え、その情報を活用して最初の1件の計画を作成することを後押しするきっかけづくりが必要であると考えた。

このため、本県では、きっかけづくりとして、会議のメンバーの追加と組み立てを改善し、動機付けの強化を図った。

①市町社会福祉協議会をメンバーに追加

☑アプローチの複線化　市町に対する働きかけについて、都道府県から市町村へのアプローチに加え、日常的に市町と接する市町社会福祉協議会からを通じた市町へのアプローチを期待（静岡県→静岡県社協→市町社協→市町）

☑他者の目　県と市町だけの会議に市町社会福祉協議会をメンバーに追加することで適度な緊張感を維持

②市町防災・福祉担当者意見交換会でグループワークを実施

☑進捗管理の一環　取組において重要な課題について「何」を「いつまでに」そして「どのように」取り組むかについて、市町が他の市町や市町社協の前でコミットし、事後、グループワークの場でコミットした内容に基づき、本県がフォローアップ

☑メンター　「取組が進んでいる市町・市町社協」と「取組が遅れている市町・市町社協」のカップリングでグループを編成することで、実務者による経験に基づく実際的かつ具体的な助言を得つつ議論することを可能とし、併せて、顔の見える関係づくりを図る

☑動機付け　他の市町や社協と一緒のグループワークにおいて、意見交換を通じて、一緒に考え、取り組むことをコミットすることによって取組への動機付けを強化

横展開を実際の計画づくりにつなげる工夫

○県から市町への働きかけに加えて、市町社会福祉協議会を巻き込んだ取組を実施

○「取組が進んでいる市町・市町社協」・「取組が遅れている市町・市町社協」・「ファシリテーターの県社協」を1グループとしてグループワークを実施

【グループワークの概要】

ワーク1　[Step1]優先順位付け、[Step2]庁内連携、[Step3]福祉専門職との連携、[Step4]地域との連携
これらの各ステップについてグループで「やるべきこと」を一緒に考え、ワークシートに記載する

ワーク2　「やるべきこと」について、「何を」・「どのように」・「いつまでに」を一緒に考え、ワークシートに記載する

滋賀県

Point ● 市町間で取組の情報や意見交換が出来る場を設置

市町ヒアリングの内容を踏まえ、市町間で個別避難計画作成にかかる取組内容や課題の共有などを意見交換することができる滋賀モデル推進連絡会議を実施した。当会議には、同志社大学の立木教授と辻岡氏を招き、ヒアリング結果の共有、市町からの取組紹介、実務者同士による具体的な体験に基づく意見交換や助言をする場としてのグループワークを行い、課題解決や具体的な行動につなげた。

愛媛県

Point ● 県・市町担当者によるワーキンググループを開催し、一緒に課題を検討

各市町とも人員に余裕がない中で、様々な防災施策をそれぞれが単独で検討し、新たな対策を講じることは困難であるため、県が各市町の避難行動要支援者施策の状況や課題等を積極的に情報収集し、担当者によるワーキンググループで共有して一緒に検討するようにした。

＜協議内容＞①各市町の要支援者対策の取組、②各市町の要支援者名簿管理システムの導入状況、③法改正への対応状況、④防災・福祉両分野にまたがる施策情報の共有など

TV 会議　県庁側

TV 会議　市町側

（エ）研究者（大学や調査研究機関等）や実務者（他の都道府県や市町村の職員、各種専門職など）との連携に関するもの

留意点

〇大学※や研究機関等の研究者等から助言等の支援を市町村が得られるよう大学等との関係づくりを都道府県が行うことは有効

※公立大学などの管内の大学、地域連携センター、防災に関する研究機関などが考えられる

〇互恵（win-win）の関係を築く

（研究テーマ、フィールドワークのテーマ、ゼミ生の研究テーマの提供等）

〇防災に関心のある学生や、防災に関係する学部などと連携して地域で個別避難計画に取り組む人材の育成や発掘等を行う（地域おこし協力隊の活用につなげることなどが考えられる）

〇エビデンスに基づき客観的な判断、定量的な分析、科学的な思考に基づく助言を得ることは有効

〇医療、看護などの専門的知見からの助言を得ることは有効

〇都道府県が設ける検討、調整、研修などの場に参加いただくことは有効

〇他の都道府県や市町村の職員、専門職などの実務者に相談すること、相互に助言すること、意見交換すること、経験やノウハウを共有すること、関係づくり・ネットワークづくりをすることは有効

※同じ悩みを抱えていることを知ること、同じ目線からの助言を得ることはモチベーションの面からも有効

（エ）研究者や実務者との連携に関するもの

北海道　Point　● 道内有識者（福祉専門職）による講演・助言等

道の地域特性を理解し、防災・福祉分野の双方に知見があることが重要と考え、福祉専門職でもある民間団体の有識者に本モデル事業の研修講師を依頼。全市町村を対象とした基礎的な研修会での講演及び地域別の重点的な研修会（計7回）での市町村の取組状況等に対する助言等を行っていただいた。参加市町村からは、「課題に対しての講師のアドバイスが明確であり参考になった」などの好評の声が寄せられた。

福島県　Point　● 大学教授、民間コンサルとの連携で多角的視点を取り入れ

「計画策定支援ツール」作成等の個別避難計画作成支援事業の実施にあたっては、県の単独では行わず、大学教授や民間コンサルと連携し、多角的な視点の取り入れを図った。具体的に、跡見学園女子大学の鍵屋 一先生には、市町村担当者を対象とした全体研修会において、要支援者支援に関する知見を幅広にご教示いただいた。三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社 主任研究員の島崎 耕一氏には、策定支援ツールの全般的な作成と、オンラインサロンによる未作成市町村の個別支援等にご協力いただいた。

オンラインで実施した全体研修会の様子

新潟県　Point　● 福祉事業所等を対象とした研修を開催（R5.3）

本県では、個別避難計画の作成に当たり、福祉専門職の参画を得られている市町村は約4分の1にとどまり、福祉専門職の参画の推進が課題であった。

このため、新潟大学の田村圭子教授に講師を依頼し、福祉事業者等向けの研修会を開催した。

研修では、福祉専門職や施設管理者など約 260 人の参加があり、個別避難計画の意義や重要性などについて意識醸成を図った。

所属別参加人数

所属	人数
居宅介護施設	56
入所系施設	114
地域包括支援センター	8
相談支援事業所	6
障害福祉サービス	4
訪問看護	14

所属	人数
医療機関	3
社会福祉協議会	8
その他	2
市町村	40
保健所	11
総計	266

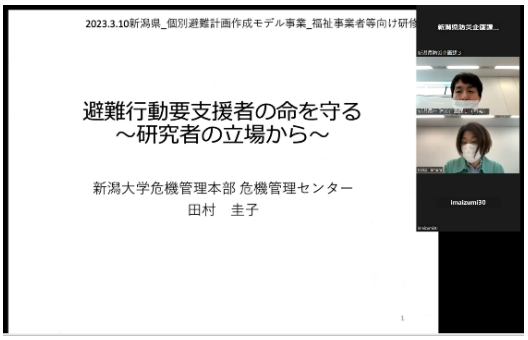

研修会や説明会等の講師等の一覧（市町村事業）

※令和４年度モデル事業の最終報告の中でモデル団体から報告があったものを内閣府において取りまとめたもの

都道府県名	市町村名	氏名（敬称略）	所属・役職	研修会や説明会等	概要
茨城県	常総市	鍵屋　一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科　教授	①避難行動要支援者対策講演会	①「災害時も平時も安全で安心な社会を目指して～福祉，防災，そしてコミュニティ～」をテーマとする，避難支援者を対象とした講演会
茨城県	常総市	鍵屋　一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科　教授	②いのちと尊厳をまもる福祉避難所事業	②福祉事業所を対象に，福祉避難所マニュアル，BCPの作成支援と，福祉避難所運営訓練を実施
茨城県	常総市	岡本　正	銀座パートナーズ法律事務所 弁護士	避難行動要支援者対策講演会	「避難行動要支援者制度における個人情報の取扱いについて」をテーマとした講演会
長野県	下諏訪町	鍵屋　一	・跡見学園女子大学教授 ・内閣府モデル事業アドバイザリーボード座長	「個別避難計画作成モデル事業」防災・福祉講演会	8月17日昼の部と夜の部計2回実施
新潟県	胎内市	田村　圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室	避難支援セミナー	区長、民生委員、ケアマネ等を対象に、個別避難計画の意義・重要性を普及
静岡県	富士市	湯井　恵美子	（一社）福祉防災コミュニティ協会	ふじBousai2022（イベント）	「みんなで助かる！福祉×防災×コミュニティ福祉避難所と個別避難計画の全体像」
静岡県	長泉町	松永　和樹	静岡県社会福祉協議会　経営支援課・課長	R4.8.8　庁内研修会	関係部署への事業周知と協力依頼
静岡県	長泉町	江原　勝幸	静岡県立大学短期大学部　社会福祉学科・准教授	R5.2.22　長泉町個別避難計画研修会	福祉専門職、民生委員を対象とした個別避難計画の概要説明と、県・町の取り組みについての説明。
愛知県	岡崎市	鍵屋　一	跡見学園女子大学・教授	災害避難を考えるワークショップ	基調講演、ワールドカフェ形式の災害エスノグラフィー
愛知県	蒲郡市	高橋　洋	福祉防災コミュニティ協会　副理事長	福祉避難所連絡会　全体会	蒲郡市自立支援協議会の専門部会として実施
愛知県	美浜町	山本 克彦	日本福祉大学福祉経営学部教授	・大学オリエンテーションでの説明 ・防災トーク「災害時における要支援学生の個別避難について考える」	・町の避難行動要支援者及び避難支援者の登録を紹介 ・別添チラシ参照
愛知県	美浜町	新美 綾子	日本福祉大学看護学部教授	・潜在看護師研修	・町の避難行動要支援者に対する避難支援者の募集を紹介
愛知県	美浜町	山田 英一	美浜町総務部防災課・防災専門官	・自主防災組織連絡協議会 ・出前講座 ・区長などに対する個別説明	同上
三重県	伊勢市	山口　守	危機管理課 防災アドバイザー	「個別避難計画」作成にかかる研修会（福祉専門職向け）	防災知識向上研修説明
大阪府	豊中市	センター職員	千里地域包括支援センター	地区向け研修会	北丘地区
大阪府	豊中市	センター職員	千里障害者相談支援センター	地区向け研修会	北丘地区
大阪府	豊中市	センター職員	庄内地域包括支援センター	地区向け研修会	野田地区
大阪府	豊中市	センター職員	庄内障害者相談支援センター	地区向け研修会	野田地区
大阪府	枚方市	中原　良彰	危機管理部　危機管理対策推進課・主任	個別避難計画作成に係る説明会 枚方市の災害リスクについて～BCP作成に必要なこと～	要支援者に向けた個別避難計画作成についての説明会。 市内介護事業者に向けて、枚方市の災害リスクについての説明会。
島根県	出雲市	鍵屋　一	跡見学園女子大学　観光コミュニティ学部　教授	個別避難計画に係る説明会	共助の取組の重要性について
長崎県	長崎市	高齢者すこやか支援課 防災危機管理室	課長補佐 係員	第1回全体研修会	令和3年度モデル事業の報告、ケアマネに期待すること 他
長崎県	佐世保市	鍵屋　一	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科教授	地区別勉強会 （宮、早岐）	支援関係者向け座学勉強会
大分県	日田市	鍵屋　一	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科教授ほか	第１回地域調整会議	基調講演
大分県	日田市	藤田　亮	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付参事官補佐	第１回地域調整会議	制度説明

研修会や説明会等の講師等の一覧（都道府県事業）

※令和４年度モデル事業の最終報告の中でモデル団体から報告があったものを内閣府において取りまとめたもの

都道府県名	氏名（敬称略）	所属・役職	研修会や説明会等	概要
北海道	篠原　辰二	一般社団法人 Wellbe Design 理事長（福祉専門職）	①個別避難計画作成モデル事業による全体研修会 ②個別避難計画作成モデル事業による個別研修会（計7回）	①講演 ②市町村の取組に対する助言等
福島県	鍵屋 一	跡見学園女子大学・教授	市町村担当者全体研修会	市町村担当者の知見向上を目的に開催
福島県	島崎 耕一	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社・主任研究員	市町村担当者全体研修会	市町村担当者の知見向上を目的に開催
福島県	島崎 耕一	三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社・主任研究員	事業成果報告会	今年度事業の成果報告と策定支援ツールの活用方法説明のため開催
茨城県	生井　闘志	常総市市長公室防災危機管理課主査兼係長	個別避難計画作成モデル事業報告会	モデル団体の取組事例の紹介や県内市町村間で取組内容の意見交換等を実施。
東京都	田村　圭子	新潟大学危機管理本部危機管理センター教授	災害時要配慮者対策区市町村福祉保健・防災担当者研修会	都内区市町村の福祉保健・防災部門対象者等を対象に、要配慮者支援に係る研修を実施する。
東京都	増田　伸吾	板橋区危機管理部地域防災支援課地域防災係長	災害時要配慮者対策区市町村福祉保健・防災担当者研修会	都内区市町村の福祉保健・防災部門対象者等を対象に、要配慮者支援に係る研修を実施する。
新潟県	田村圭子	新潟大学危機管理センター教授	避難行動要支援者の個別避難計画作成に向けた 福祉事業者等向け研修会（R5.3.10開催）	社会福祉施設の管理者や福祉専門職等を対象に、個別避難計画の意義、水害時の避難等を解説
静岡県	西野 佳名子	兵庫県社会福祉士会	静岡県成果報告会	各市町の発表内容に対する講評
滋賀県	立木　茂雄	同志社大学社会学部　教授	インクルージョン・マネージャー養成研修会	インクルージョン・マネージャーの考え方や連携（連結）するために必要なスキルの習得を目的とした研修
滋賀県	辻岡　綾	同志社大学社会学部　特定任用助教	インクルージョン・マネージャー養成研修会	インクルージョン・マネージャーの考え方や連携（連結）するために必要なスキルの習得を目的とした研修
滋賀県	立木　茂雄	同志社大学社会学部　教授	滋賀モデル推進連絡会議	県内市町による個別避難計画作成の取組が推進されるよう、個別避難計画作成の取組内容や課題などを市町間で共有し、意見交換することを目的とした連絡会議
滋賀県	辻岡　綾	同志社大学社会学部　特定任用助教	滋賀モデル推進連絡会議	県内市町による個別避難計画作成の取組が推進されるよう、個別避難計画作成の取組内容や課題などを市町間で共有し、意見交換することを目的とした連絡会議
滋賀県	桒原　英文	コミュニティ・エンパワメント・オフィス FEEL　Do　代表	滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議	災害時における、県域、広域（福祉圏域）、市町域での要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携により支援できるように、平常時から県域の支援 者および当事者が連携し、協議を行うことで、災害時要配慮者支援対策を推進することを目的とした会議
滋賀県	鈴木　則成	滋賀県介護支援専門員連絡協議会　会長	保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修	保健・福祉専門職の方々を対象として、専門職の防災力向上を目的とした研修
滋賀県	上田　洋行	高島市障がい者相談支援センターコンパス相談支援専門員	保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修	保健・福祉専門職の方々を対象として、専門職の防災力向上を目的とした研修
京都府	立木　茂雄	同志社大学　社会学部・教授	綾部市個別避難計画の研修会	
京都府	阪本　真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	福知山市避難のあり方推進シンポジウム	パネリスト
京都府	矢守　克也	京都大学防災研究所　教授	福知山市避難のあり方推進シンポジウム	パネリスト
京都府	竹之内　健介	香川大学創造工学部　准教授	福知山市避難のあり方推進シンポジウム	パネリスト
兵庫県	阪本　真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授	個別避難計画作成促進に係る県市町意見交換会	グループワークの発表に対する講評、質疑応答
長崎県	田村　圭子	新潟大学　危機管理本部危機管理センター教授	避難行動要支援者担当課長等会議	避難行動要支援者対策会議における講演「個別避難計画の推進」

（オ）都道府県庁内での連携に関するもの

留意点

○都道府県庁内の関係部局からの出席を得て、連絡会議、部会、協議会などを開催して、管内の取組の状況や事例などの情報の共有などを図る

○このような会議等を実施する場合、防災、福祉、保健などの関係団体の出席を得ることは有効

○防災、福祉、保健などの関係部局が共同で市町村職員、福祉専門職、自主防災組織などを対象とした研修会等を実施する

○管内の市町村の個別避難計画作成の取組の実情、課題等を把握するなどのためにヒアリングを行う際に、都道府県・市町村の双方ともに防災、福祉、保健などの関係部局の担当職員が同席して実施する

○連絡会議、部会、協議会、部会、研修、ヒアリングなどを実施する場合、要綱を定めることは、持続的な取組とする上で有効、また、既存の会議等の枠組みを活用することは、取組のハードルを下げることにつながる

○都道府県が個別避難計画に関する通知等を発出する際に、市町村の防災、福祉、保健などの関係部局を宛先として、都道府県庁の防災、福祉、保健などの関係部局が連名で発出する

○庁外の関係団体（関係者）に協力を要請する際に防災と関係部局が一緒に行うことは、協力を得る上で有効

○普及啓発のための説明会等の開催、ヒアリングの実施、チラシや動画の制作、作成の手引やマニュアルの作成などに関係者と一緒に取り組むこと、また、具体的にやってほしいことを伝えることは、連携の必要性の理解や納得を得る上で有効

（オ）都道府県庁内での連携に関するもの

北海道　Point　● 保健福祉部局と防災部局が連携した研修会の開催

保健福祉部局が主担当であり、防災部局が連携部局の役割分担となっている。防災部局においても、研修機会の確保を行っており、防災部局が主体となり「要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修」を開催。防災部局と保健福祉部局で相談の上、研修プログラムを決定し、研修会の進行等を防災部局で行い、保健福祉部局から個別避難計画等の情報提供を行った。

要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修

（R4.8.31開催）

・市町村防災研修事業（（一財）消防防災科学センター）による実施
・８３市町村・１９５名の参加【会場参加22名　オンライン参加173名】
・研修事業者による個別避難計画・福祉避難所等の講話・ワークショップ
・道による個別避難計画・福祉避難所の情報提供

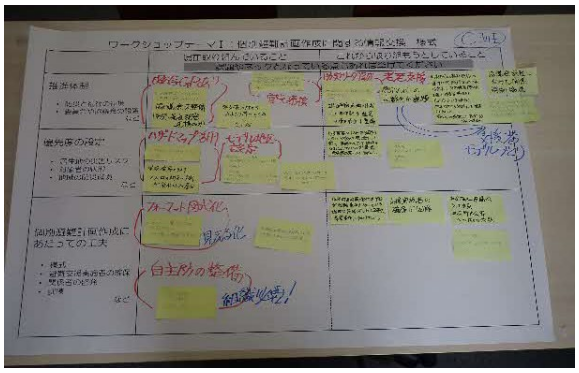

京都府　Point　● 防災・福祉部局に加え、保健所等を含めた連携

市町村における個別避難計画作成促進のため、まずは京都府における防災・福祉部局の連携が必要不可欠であることから、「連名での文書発出」「両部局同席でのヒアリング」など出来ることから始め、京都府としても協働で取組んでいることを示しているところ。今年度は防災・福祉部局に加え、難病担当課や保健所と連携するため、法改正の概要説明を実施したところ。引き続き、市町村との情報共有体制の構築など、検討を進めることとしている。

（参考）庁内連携に係る打合せ等について

・主担当である災害対策課・地域福祉推進課担当間での打合せを月１～2回程度定期的に実施
・難病担当課や保健所への制度説明、意見交換を1年間で7回実施

兵庫県　Point　● 要綱による庁内連絡会議の設置

これまで、必要の都度連携していた庁内の推進体制を強化するため、防災・福祉・保健部局からなる避難行動要支援者対策連絡会議を設置した。要綱を作成して設置したことで、構成員や目的が明確になるとともに、それぞれの構成員（構成課）に認知されることで以降の相談がしやすくなる等の利点があった。それぞれ、各分野の本務を行いながらの連携となるため、今後の継続と積み重ねが重要。

＜構成員＞
防災部局：危機管理部総務課（地区防災計画）
　　防災支援課（避難行動要支援者名簿、個別避難計画）
　　災害対策課（避難所・福祉避難所）
　　消防保安課（自主防災組織、消防団）

福祉部局：地域福祉課（民生委員、社会福祉協議会）
　　高齢政策課（高齢者）
　　障害福祉課（障害者）
　　ユニバーサル推進課（障害者）

保健部局：疾病対策課（難病患者）

（市町・関係団体との意見交換会(リモート併用)と合同開催）

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

a:福祉専門職の団体との連携に関するもの

留意点

〇ケアマネジャーや相談支援専門員に係る都道府県単位の団体や社会福祉協議会などに都道府県庁が働きかけを行う

〇働きかけを行う際には、平素から当該団体と関係のある都道府県庁の部局（課室）から連絡を行うことや、その部局（課室）と一緒に行うことは有効

〇団体の長、キーパーソン、事業所の長や管理者の理解を得ることと、広くケアマネジャーや相談支援専門員の理解を得ることは、いずれも重要

〇ケアマネジャーや相談支援支援専門員に係る研修を実施する団体に個別避難計画に関する研修を設けることを要請する

〇研修実施を要請する場合、研修に役立つ動画や資料の提供などを行うことが有効

〇ケアマネジャーや相談支援専門員に係る都道府県単位の団体、社会福祉協議会、福祉事業者の団体、医療関係団体、当事者団体や患者会、市町村、学識者などの個別避難計画に関係する団体などが広く参加する協議会やプラットフォーム等の枠組みづくりを行うことは有効

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

a:福祉専門職の団体との連携に関するもの

茨城県

Point ● 福祉関係団体への協力依頼、県作成の説明動画の提供による普及啓発

個別避難計画の作成推進には、福祉専門職の協力が不可欠であり、理解促進が必要であるため、ケアマネジャーや相談支援専門員向けの研修を実施する一般社団法人茨城県介護支援専門員協会及び一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会に協力依頼を行い、県で作成した動画を提供し、研修で配信。

配信動画イメージ

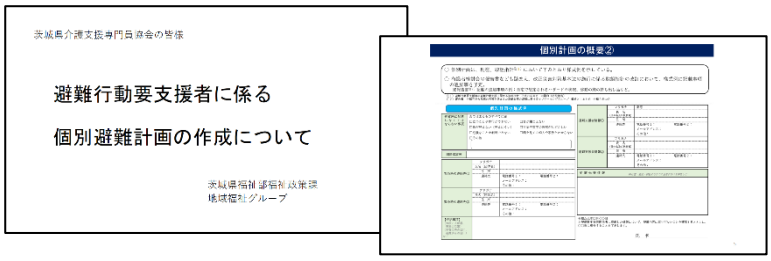

取組の成果・結果

○令和3、4年度で 2,641 人が視聴。

○計画作成に福祉専門職が参画する市町村数 R3：4市→R4：6市村

東京都

Point ● 既存の連携枠組みを活かして、取組への協力を依頼

災害時要配慮者対策の別の取組（災害福祉広域支援ネットワーク）で以前から連携の実績があった社会福祉法人東京都社会福祉協議会に対して、

①個別避難計画作成への参画
②名簿（計画）情報の平時からの共有
③個別避難計画を活用した訓練の実施

の３点について、協力を依頼した。

災害時の要配慮者支援の連携枠組みである災害福祉広域支援ネットワークを活かして、社会福祉施設との関係が深く、災害ボランティア等の実績も豊富な社会福祉協議会に協力を依頼することが出来た。

滋賀県

Point ● 防災と保健・福祉の連携促進プラットフォームの構築

福祉部局が実施していた既存のネットワーク会議と連携して、各市町や当事者団体、社会福祉協議会、医療関係団体、福祉専門職団体、学識者等から構成されるプラットフォームを構築した。

各団体の取組について情報交換を行い、滋賀県全体で個別避難計画作成の取組の推進を図った。

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの
b:その他の福祉関係の団体等との連携に関するもの

留意点

〇福祉避難所への直接の避難を実効的なものとする上で、災害時に福祉避難所となる施設（社会福祉施設等）と平時から連携を図ることは、個別避難計画の実効性や、災害時の避難生活における適切な支援につながる

〇このような施設が参画している既存の会議や協議会等の場において説明し、認識を共有することや、当該施設に関係する団体を通じて働きかけを行うことは関係者の理解を得ることにつながる

〇社会福祉協議会や社会福祉士会などの福祉関係の都道府県単位の団体の協力を得て地域の関係者※や福祉専門職などを対象とする研修を都道府県単位で実施することは、福祉に目配りされた実効的な研修の実施につながる

※地域の関係者：自主防災組織などの地域の防災リーダー、自治会など

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

b:その他の福祉関係の団体等との連携に関するもの

福島県

Point ● 福祉避難所への直接避難の実施に向けて

令和4年9月16日に、障がい福祉サービス事業所などの関係団体が参加する既存の会議を活用し、福祉避難所への直接避難の実施に向けた課題について、認識の共有を図った。

従来の福祉避難所への二次避難は、現実的に実施できるか不安があるとの声があったため、だからこそ、個別避難計画を作成し、誰が、いつ、どのように避難をするか事前に整理しておくことが重要で、個別避難計画の作成と福祉避難所への直接避難は、取組の両輪である旨を説明した。

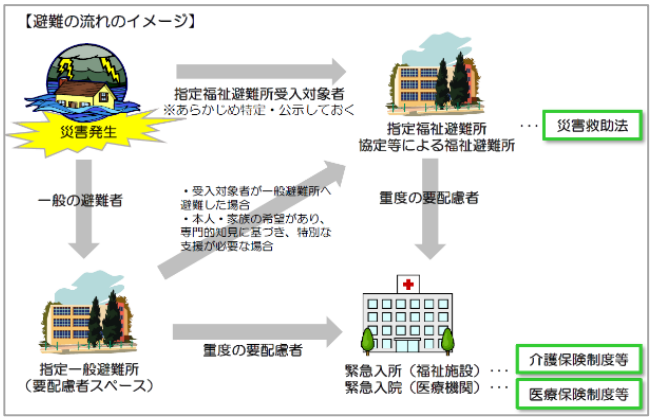

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

b:その他の福祉関係の団体等との連携に関するもの

兵庫県

Point ● 社会福祉の専門職団体（県社会福祉士会）との連携

平成 30 年度から取り組んできた福祉専門職参画の個別避難計画の作成促進において、社会福祉の専門職団体である兵庫県社会福祉士会と連携しながら事業を推進してきた。同団体が有する福祉分野を中心としたノウハウを活かし、人材育成研修の企画・実施や、計画作成過程において現地で技術的な助言を行う等で協力を得ている。行政機関ではない目線から話してもらうことで、福祉専門職や地域等に、取り組みの必要性が伝わりやすい・理解しやすいという声も聞いている。

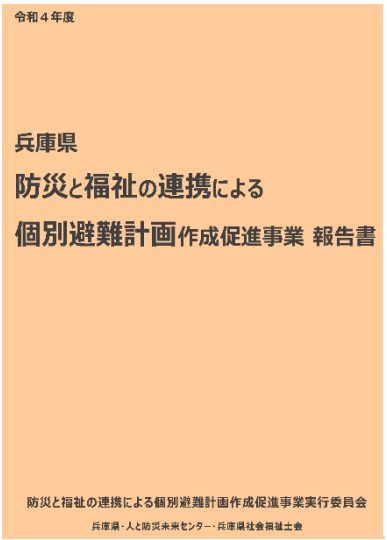

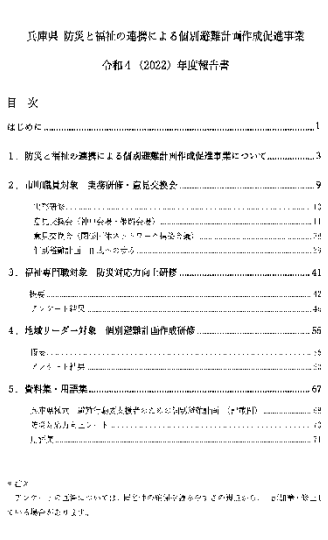

防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業報告書
（県・人と防災未来センター・兵庫県社会福祉士会からなる実行委員会で発行）
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/documents/r4houkoku.pdf

■R4地域リーダー対象個別避難計画作成研修プログラム（対面方式）
13：30 開講 開会のあいさつ・事務連絡・資料確認
13：40 講義①「災害と災害対策基本法～防災リテラシーの重要性」
14：15 講義②「避難行動要支援者の理解～多様性と地域のつながり」
14：50 動画視聴 大分県別府市の取り組み（個別避難計画作成編）
15：05 休憩
15：15 講義③・演習「個別避難計画作成手順～避難支援等関係者連携の重要性」
15：50 意見交換
16：25 閉会のあいさつ・事務連絡・アンケート入力
16：30 閉講

R4 地域リーダー対象個別避難計画作成研修のようす（兵庫県社会福祉士会への委託により実施）

■R4福祉専門職対象 防災対応力向上研修
【動画視聴】2018年西日本豪雨災害で何が起こっていたか？〔視聴時間：12分〕
【講義 01】 誰一人取り残さない防災〔視聴時間：93分〕　講師：同志社大学社会学部教授 立木茂雄氏
【講義 02】 個別避難計画作成の制度の概要について〔視聴時間：24分〕　講師：兵庫県社会福祉士会事務局長 西野佳名子氏
【講義 03】 当事者力アセスメントの目的と手法〔視聴時間：64分〕　講師：兵庫県社会福祉士会連携支援員 森保純子氏
【動画視聴】別府市での取り組み３か年の軌跡（１）〔視聴時間：８分／10分〕別府モデル 2016 年度事業総集編／2017 年度事業総集編
【講義 04】地域力アセスメントの目的と手法〔視聴時間：約46分〕　講師：兵庫県社会福祉士会事務局長 西野佳名子氏
【動画視聴】別府市での取り組み３か年の軌跡（２）〔視聴時間：11分〕別府モデル 2018 年度事業総集編
【最終確認テスト】

R4 福祉専門職対象 防災対応力向上研修の概要（兵庫県社会福祉士会への委託により実施）

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

c:医療や保健関係の団体等との連携に関するもの

留意点

○都道府県単位の医療や保健関係の団体等と都道府県が連携することは、市町村が医療や保健分野の関係者の協力を得ることや、連携を図る上で有効

○このような連携の実現を図る場合、

- 都道府県庁内で平素からこれらの団体と関係のある課や担当から連絡や働きかけを行う
- 医療や保健の関係者が参画している既存の会議や協議会等の場において説明し、認識を共有する
- 協力や連携を得る内容を具体化、明確化する

○指針、手引き、マニュアルなどを作成する際に、医療や保健関係の団体等に参画いただくことは、次の観点から有効

- 専門的な知見を踏まえた適切で実効的な指針等となること
- 都道府県管内の市町村における難病患者等に関する実効的な計画づくりの推進に役立つこと
- 指針等の検討段階から参画を得ることで計画づくりへの参画につながること

○連携を属人的なものとせず、継続的なものとする上で、協定を締結するなど文書化することは有効であり、また、内容を具体化、明確化することにも役立つ

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

c:医療や保健関係の団体等との連携に関するもの

茨城県　Point　● 県助産師会との連携による妊産婦・乳幼児への支援

妊産婦･乳幼児等の要配慮者が安心して避難できる環境が整っておらず、福祉避難所の確保の促進や県指針の見直しが必要であったため、

1　災害時における妊産婦･乳幼児への支援に取り組んでいる一般社団法人茨城県助産師会と令和5年2月 28 日に災害時の支援活動に係る協定を締結

2「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」に妊産婦･乳幼児等の避難において配慮すべき事項などを追加

協定締結のようす

＜茨城県助産師会：磯山会長の発言要旨＞
- 助産師は、女性と家族、母子の支援の専門家であるため、災害時の母子支援の役割も担っている。
- 茨城県助産師会では、助産師のための災害マニュアル作成、初動体制整備として助産所での母子福祉避難所体制整備や、母子向けのリーフレットの作成、助産師への研修等を行っている。
- また、発災時の初動体制の訓練の一環として、毎年災害を想定した会員の安否確認を行っている。近隣県の助産師会とも繋がりがあり、連携体制の構築について調整を進めているところである。
- いつ起きるか予測できない災害に備えて、茨城県と協力しながら、これからも茨城県助産師会としての支援体制整備を進めてまいりたい。

シェアする 0　ツイート　LINEで送る　更新日:2023年3月28日

避難行動要支援者対策

「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」について

平成23年の東日本大震災は、大津波と相まって東北・関東地方に想像を絶する被害をもたらしました。こうした中で、高齢者や障害者など、防災上何らかの配慮を要する災害時要援護者やその支援者が、多数犠牲となったことや、避難生活においても、避難所や福祉避難所が十分機能を果たせなかったことなど、多くの課題が浮き彫りとなり、地域が協力して災害時要援護者に対するきめ細やかな支援を行うことの必要性を再認識させられました。

これらの教訓を踏まえ、国においては、平成25年6月に災害対策基本法を改正し、市町村における避難行動要支援者名簿作成を義務化し、名簿の利用・提供などの法制上の課題について整理したところです。

さらに、令和元年台風第19号や令和2年7月豪雨など近年発生した災害の教訓を踏まえ、国の中央防災会議の下のワーキンググループやサブワーキンググループにおいて議論が行われ、令和2年12月において避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示されました。

これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されたほか、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定がなされたところです。

県においては、これら災害対策基本法の改正や内閣府の取組指針の改定を踏まえ、平成27年3月に策定した**「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」**の見直しを行い、個別避難計画に関する記載の追記などの改定を行いました。

また、避難所等において、要配慮者の様態に応じたよりきめ細やかな対応が図られるよう、妊産婦、乳幼児をはじめ、アレルギー疾患患者や性的マイノリティの方への必要とされる支援内容等について記載を充実させました。

本書は、市町村における取組みを支援する一助となるよう、茨城県としての指針を示したものであり、市町村における要配慮者支援のための日頃の備えと災害発生時のあり方を明確にし、災害時の迅速かつ的確な取組みに資することを目的としております。

市町村におかれましては、災害対策基本法や国が示した取組指針等を踏まえるとともに、本書を活用しながら、「互いに助け合い支え合う地域づくり」を目指し、地域防災計画及び全体計画の改定、避難行動要支援者名簿の整備、個別避難計画の作成等、避難行動要支援者対策として求められる取組みを一層推進されるようお願いいたします。

指針のダウンロード

PDF 茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針（令和5年3月一部改正）（PDF：2,318KB）

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/chiiki/hinan-shien/index.html

滋賀県　Point　● 医療関係の団体の滋賀モデル構築に向けた意見交換会への参画

学識者や関係団体、当事者団体等（医療･保健関係団体含む。）を構成員とする意見交換会を令和2年度に開催（年間3回）し、県内における今後の避難行動要支援者対策について意見を交わし、難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児なども含めて、災害時に実効性のある避難に繋げるための取組である個別避難計画の作成の促進を図れるよう、個別避難計画作成の体制、取組の手順や段階、考え方、取組のポイントや留意点などを示した**滋賀県の地域特性に応じた『滋賀モデル』の制度設計を行った**。

防災と福祉の連携モデル構築のための意見交換会のようす（令和2年度）

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/319439.html#%E3%80%8E%E6%BB%8B%E8%B3%80%E3%83%A2%E3%83%87%E3%83%AB%E3%80%8F%E3%81%A8%E3%81%AF

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

d:障害者団体、患者会等の関係団体との連携に関するもの

留意点

○老人クラブや身体障害者福祉協会などの関係団体と連携して避難行動要支援者となる以前の段階から、高齢の方や障害のある方などに対して、防災に関し啓発し、避難について考えていただき、自助力向上を図り、地域との関係づくりや、早期避難を促す取組を行うことは、避難行動要支援者となった場合の個別避難計画作成などの避難支援等にシームレスにつなげることに役立つ

○障害者団体や患者会などの関係者が参加する研修会などで個別避難計画に関する取組を説明する

○各種の研修会、講演会、説明会、意見交換会、会議等の機会を捉えて関係者に、名簿情報や個別避難計画情報の提供の同意、個別避難計画作成の同意、個別避難計画作成の取組への参画を呼び掛ける

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

d:障害者団体、患者会等の関係団体との連携に関するもの

茨城県　Point　● 障害者団体との連携による関係者への普及啓発

障害者の地域における自立生活と社会参加を推進することを目的とした障害福祉団体リーダー研修会において、障害者福祉団体の関係者に「災害時における障害者の避難体制の取組み」として、個別避難計画の概要や作成推進に向けた県の取組を説明し、理解促進を図った。

研修会のようす

取組の成果・結果

○75名参加（障害者福祉団体関係者及び市町村関係者）。

○災害時の避難支援を推進するため、個別避難計画の作成及び情報提供への同意について協力を呼びかけることができた。

兵庫県　Point　● 高齢者・障害者の自助力（防災意識）向上を促す

令和元年度から、兵庫県老人クラブ連合会及び兵庫県身体障害者福祉協会の協力を得て、高齢者・障害者の自助力向上を図り早期避難の徹底等を促すため、圏域単位で「防災ピアリーダー」を任命し防災研修を行うとともに、傘下団体による防災学習会の実施を依頼している。

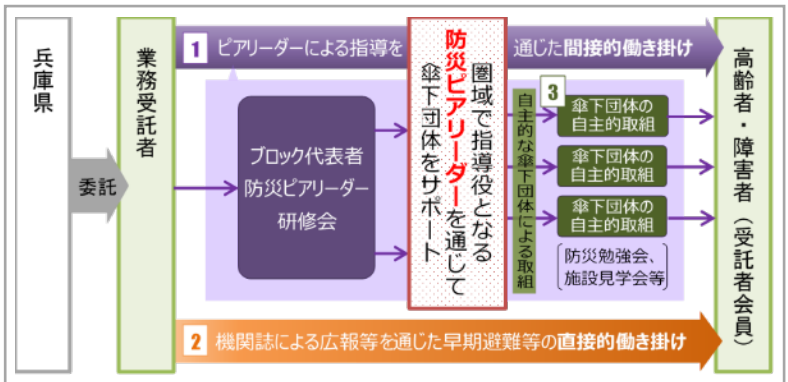

高齢者・障害者自助力（防災意識）強化推進事業のスキーム（令和４年度）

加えて今年度は、個別避難計画に関して、個別の意見交換や、県・市町・関係団体の意見交換会議に出席を依頼し関係者の取り組み状況を共有する等により、同団体との連携の幅を広げるよう取り組んだ。

愛媛県　Point　● ALS 患者等に対する個別避難計画制度の周知

個別避難計画の作成においては、当事者である避難行動要支援者のほか、家族及び関係者が、計画作成のプロセス等を通じ、災害や避難に関して、みんなで一緒に考え、意識を醸成し共有していくことが重要である。日本 ALS 協会愛媛県支部より、ALS 患者及び関係者に個別避難計画制度及び日頃の備えについて周知して欲しいと依頼があったため、県防災危機管理課が講師として講演を行った。講演では、リーフレットなどを活用し、要支援者本人や家族が出来る日頃の備え、地域との関係づくりの重要性等について話した。

日本 ALS 協会愛媛県支部 講演会のようす

本人・家族向けリーフレット（抜粋）

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

e:防災の関係団体との連携に関するもの

留意点

〇自主防防災組織、自治会、町会などの関係者に向けた防災や福祉に関する都道府県が実施する研修、講演会、説明会、意見交換会、会議等や説明会などの機会を捉えて、

・高齢の方や障害のある人などの避難行動要支援者に関する理解の促進を図るとともに、

・個別避難計画の作成など避難行動要支援者への避難支援等に関する説明などの内容を盛り込み、

・計画づくりの取組への参画、地域ぐるみでの避難、要支援者への声かけや見守りの促し等を呼びかける

ことは有効

〇研修等を実施する場合、市町村を通じて自主防災組織などに、また、町会や自治会の連合会などに目的や概要を説明し、受講の促進を図る

（カ）都道府県庁外の関係者との連携に関するもの

e:防災の関係団体との連携（自主防災組織の連合会や消防協会等を想定）に関するもの

東京都

Point ● 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明（東京防災学習セミナー（自主防等向け）を実施）

要配慮者の避難対策に当たっては、地域全体で要配慮者を支える必要があり、避難支援者となる自主防災組織や地区住民の理解が不可欠である。

自主防災組織等向けに実施している「東京防災学習セミナー」の要配慮者支援コースにおいて、従来の講義内容（安否確認方法、指定福祉避難所、避難行動要支援者名簿の紹介等）に加え、令和4年度から、令和3年5月の災害対策基本法改正を踏まえた個別避難計画の作成等を追加し、受講生の理解促進を図った。令和4年度は、要配慮者支援コースを受講した14団体のうち一部において、個別避難計画作成の意義や活用例にかかる普及啓発を行うことができた。

また、セミナーの受講促進に向けて、区市町村に対し、自主防災組織等への周知を依頼するとともに、町会・自治会の連合会等に出向き、セミナーの概要や目的を説明するなど、取組を進めたことで、多くの団体にセミナーを受講してもらうことができた。

東京防災公式キャラクター「防サイくん」

令和４年度「東京防災学習セミナー」チラシ（抜粋）

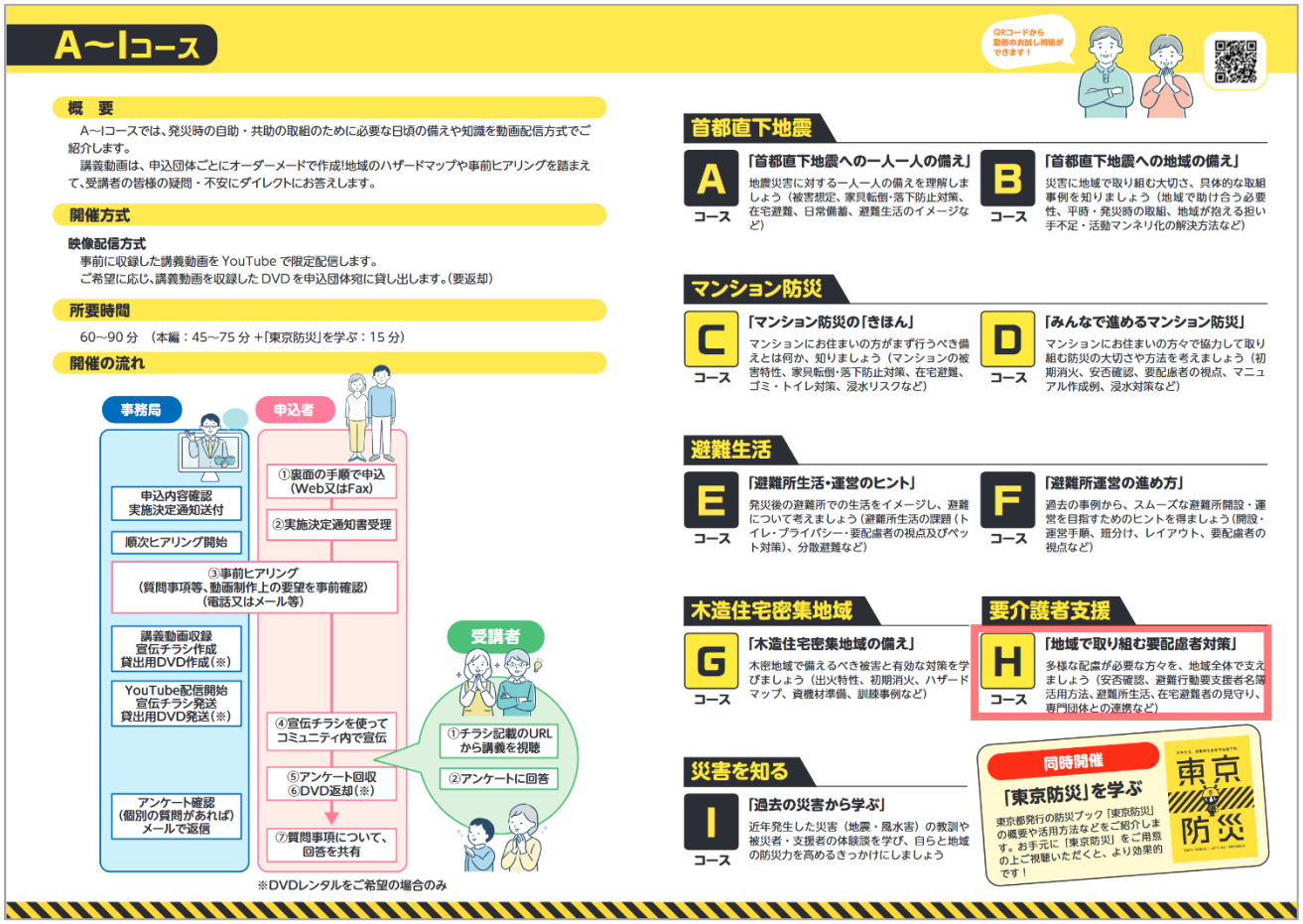

令和４年度「東京防災学習セミナー」チラシ（抜粋）　https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/kyojyo/1000054/1023228.html

（キ）手引き、事例集等の作成に関するもの

留意点

〇手引き等を作成する際には、検討会や意見交換会などの場を設けて市町村など関係者の意見を聞きつつ進めることが有効

〇手引き等を作成した後は、

・意見交換会、協議会、プラットフォームなどの都道府県管内での推進する体制、枠組みづくりを行い、取組事例、進捗状況、今後の取組の方向性などを共有する

・市町村の協力を得て、試行的な取組などを通じて手引き等の検証する

・推進する体制や枠組み、また、管内の市町村の取組事例や手引きを活用して研修や普及啓発を行う

・管内の市町村の取組等を通じてわかったことを反映するなど、必要に応じて手引き等の見直しを行う

〇作成した手引き等を踏まえて、計画づくりのハードルを下げるツール、スライドや動画などの普及啓発の素材づくりに取り組むことは有効

（キ）手引き、事例集等の作成に関するもの

福島県

Point ● 手引きは制度面に、策定支援ツールは実務面にフォーカス

令和3年度には、国の取組指針を参考に「避難行動要支援者に避難支援対策に関する手引き」を改定し、要支援者対策に係る制度説明にフォーカスした内容で市町村へと共有した。令和4年度には、実務的手法により具体的にフォーカスするため、「計画策定支援ツール」の作成に着手した。作成の過程で、作成済市町村から計画作成に係る事例や素材の収集を行い、策定支援ツールで示す内容が実際の状況と乖離しないよう留意した。これらを踏まえ完成した策定支援ツールは、市町村へ展開するとともに、HP 等に掲載し広く活用いただく。

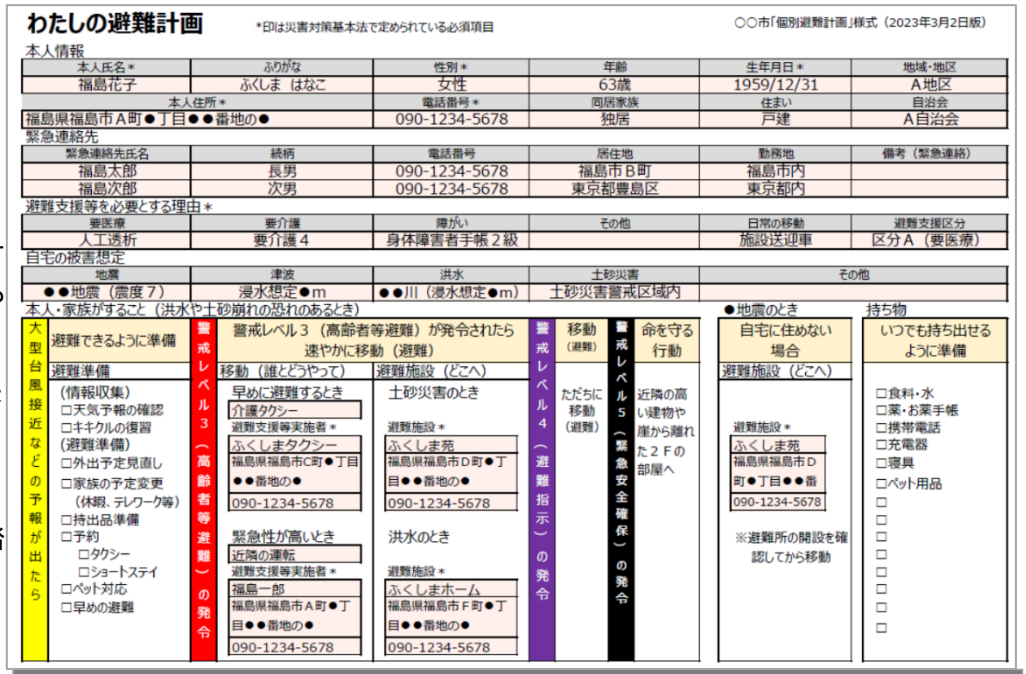
わたしの避難計画　*印は災害対策基本法で定められている必須項目　○○市「個別避難計画」様式（2023年3月2日版）

本人情報

本人氏名*	ふりがな	性別*	年齢	生年月日*	地域・地区
福島花子	ふくしま　はなこ	女性	63歳	1959/12/31	A地区
本人住所*		電話番号*	同居家族	住まい	自治会
福島県福島市A町●丁目●●番地の●		090-1234-5678	独居	戸建	A自治会

緊急連絡先

緊急連絡先氏名	続柄	電話番号	居住地	勤務地	備考（緊急連絡）
福島太郎	長男	090-1234-5678	福島市B町	福島市内	
福島次郎	次男	090-1234-5678	東京都豊島区	東京都内	

避難支援等を必要とする理由*

要医療	要介護	障がい	その他	日常の移動	避難支援区分
人工透析	要介護4	身体障害者手帳２級		施設送迎車	区分A（要医療）

自宅の被害想定

地震	津波	洪水	土砂災害	その他
●●地震（震度７）	浸水想定●m	●●川（浸水想定●m）	土砂災害警戒区域内	

本人・家族がすること（洪水や土砂崩れの恐れのあるとき）

大型台風接近などの予報が出たら

避難できるように準備

避難準備

（情報収集）
□天気予報の確認
□キキクルの復習
（避難準備）
□外出予定見直し
□家族の予定変更
（休暇、テレワーク等）
□持出品準備
□予約
□タクシー
□ショートステイ
□ペット対応
□早めの避難

警戒レベル３（高齢者等避難）の発令

警戒レベル３（高齢者等避難）が発令されたら速やかに移動（避難）

移動（誰とどうやって）

早めに避難するとき
介護タクシー
避難支援等実施者*
ふくしまタクシー
福島県福島市C町●丁目●●番地の●
090-1234-5678

緊急性が高いとき
近隣の運転
避難支援等実施者*
福島一郎
福島県福島市A町●丁目●●番地の●
090-1234-5678

避難施設（どこへ）

土砂災害のとき
避難施設*
ふくしま苑
福島県福島市D町●丁目●●番地の●
090-1234-5678

洪水のとき
避難施設*
ふくしまホーム
福島県福島市F町●丁目●●番地の●
090-1234-5678

警戒レベル４（避難指示）の発令

移動（避難）
ただちに移動（避難）

警戒レベル５（緊急安全確保）の発令

命を守る行動
近隣の高い建物や崖から離れた２Fの部屋へ

●地震のとき

自宅に住めない場合
避難施設（どこへ）
避難施設*
ふくしま苑
福島県福島市D町●丁目●●番
090-1234-5678
※避難所の開設を確認してから移動

持ち物

いつでも持ち出せるように準備
□食料・水
□薬・お薬手帳
□携帯電話
□充電器
□寝具
□ペット用品
□
□
□
□
□
□
□
□

令和3年度に手引きで示した考え方を基に検討した手順の例に沿ってワークシートに記入することで個別避難計画づくりを進めていくことができる「計画策定支援ツール」を、令和４年度に、東京三菱 UFJ コンサルティングの協力を得て、福島県が市町村と一緒に作成・試用し提供しています。令和５年度以降、引き続き、市町村の皆さんの意見を踏まえ改良を図っていくこととしています。

https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/bousai/kobetsuhinan.html

○避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き（平成28年3月（令和4年3月改定）福島県）

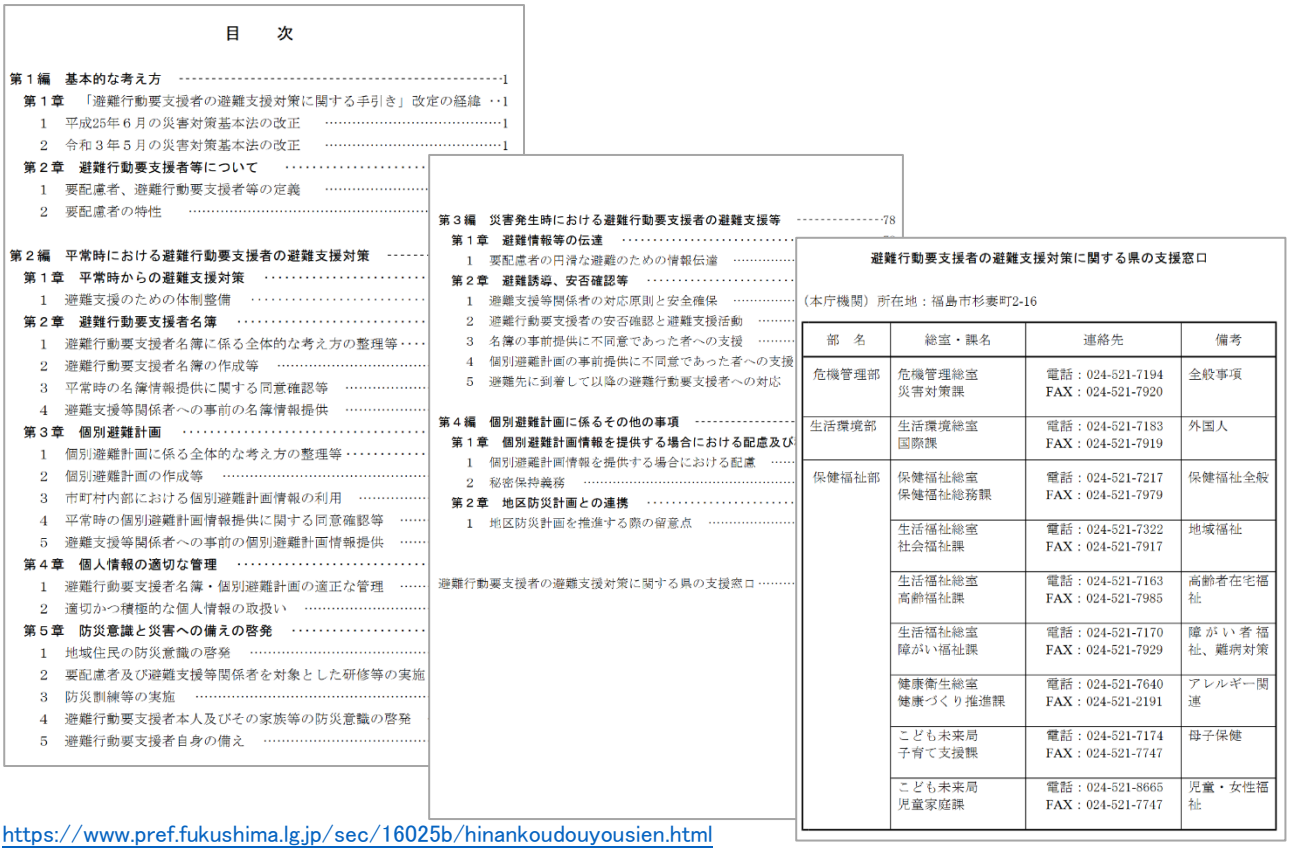
目　次

第１編　基本的な考え方 ……1
第１章　「避難行動要支援者の避難支援対策に関する手引き」改定の経緯 ‥1
1　平成25年６月の災害対策基本法の改正 ……1
2　令和３年５月の災害対策基本法の改正 ……1
第２章　避難行動要支援者等について ……
1　要配慮者、避難行動要支援者等の定義 ……
2　要配慮者の特性 ……
第２編　平常時における避難行動要支援者の避難支援対策 ……
第１章　平常時からの避難支援対策 ……
1　避難支援のための体制整備 ……
第２章　避難行動要支援者名簿 ……
1　避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方の整理等 ……
2　避難行動要支援者名簿の作成等 ……
3　平常時の名簿情報提供に関する同意確認等 ……
4　避難支援等関係者への事前の名簿情報提供 ……
第３章　個別避難計画 ……
1　個別避難計画に係る全体的な考え方の整理等 ……
2　個別避難計画の作成等 ……
3　市町村内部における個別避難計画情報の利用 ……
4　平常時の個別避難計画情報提供に関する同意確認等 ……
5　避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報提供 ……
第４章　個人情報の適切な管理 ……
1　避難行動要支援者名簿・個別避難計画の適正な管理 ……
2　適切かつ積極的な個人情報の取扱い ……
第５章　防災意識と災害への備えの啓発 ……
1　地域住民の防災意識の啓発 ……
2　要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施
3　防災訓練等の実施 ……
4　避難行動要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発
5　避難行動要支援者自身の備え ……
第３編　災害発生時における避難行動要支援者の避難支援等 ……78
第１章　避難情報等の伝達 ……
1　要配慮者の円滑な避難のための情報伝達 ……
第２章　避難誘導、安否確認等 ……
1　避難支援等関係者の対応原則と安全確保 ……
2　避難行動要支援者の安否確認と避難支援活動 ……
3　名簿の事前提供に不同意であった者への支援 ……
4　個別避難計画の事前提供に不同意であった者への支援
5　避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応
第４編　個別避難計画に係るその他の事項 ……
第１章　個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び
1　個別避難計画情報を提供する場合における配慮 ……
2　秘密保持義務 ……
第２章　地区防災計画との連携 ……
1　地区防災計画を推進する際の留意点 ……
避難行動要支援者の避難支援対策に関する県の支援窓口 ……

避難行動要支援者の避難支援対策に関する県の支援窓口

（本庁機関）所在地：福島市杉妻町2-16

部　名	総室・課名	連絡先	備考
危機管理部	危機管理総室 災害対策課	電話：024-521-7194 FAX：024-521-7920	全般事項
生活環境部	生活環境総室 国際課	電話：024-521-7183 FAX：024-521-7919	外国人
保健福祉部	保健福祉総室 保健福祉総務課	電話：024-521-7217 FAX：024-521-7979	保健福祉全般
	生活福祉総室 社会福祉課	電話：024-521-7322 FAX：024-521-7917	地域福祉
	生活福祉総室 高齢福祉課	電話：024-521-7163 FAX：024-521-7985	高齢者在宅福祉
	生活福祉総室 障がい福祉課	電話：024-521-7170 FAX：024-521-7929	障がい者福祉、難病対策
	健康衛生総室 健康づくり推進課	電話：024-521-7640 FAX：024-521-2191	アレルギー関連
	こども未来局 子育て支援課	電話：024-521-7174 FAX：024-521-7747	母子保健
	こども未来局 児童家庭課	電話：024-521-8665 FAX：024-521-7747	児童・女性福祉

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/hinankoudouyousien.html

（キ）手引き、事例集等の作成に関するもの

静岡県

Point ●計画づくりのハードルを下げる工夫（具体的にイメージしやすい動画の活用）

Chapter1：災害時ケアプランとは
Chapter2：静岡県・内閣府モデル事業の取組　～富士市(森島区)の事例から～
Chapter3：災害時ケアプランを進めていくために　同志社大学社会学部　立木茂雄教授
https://www.youtube.com/channel/UCvZbeKIutvqT3SPG_jyDqKg

個別避難計画がどのようなものかを具体的にイメージできることで、取組へのハードルを下げることを目指して、県モデル事業を実施した富士市の協力を得て、計画づくりや避難訓練に実際に取り組む場面の記録動画、実際に経験した関係者の声、有識者による背景や必要性の解説、これから取り組む関係者へのメッセージなどを 20 分程度の動画にまとめて、福祉関係者にも届くよう静岡県社会福祉協議会のチャンネルを通じて配信している。

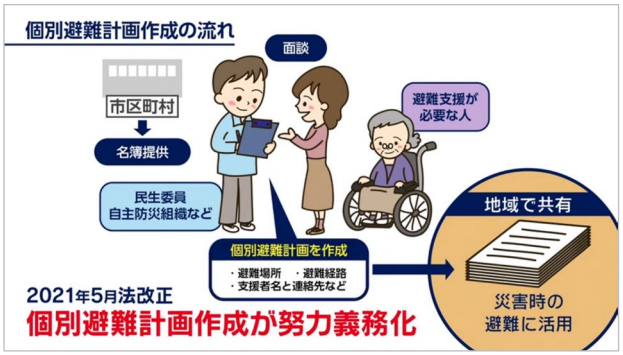

親が離れていても他の人でも一緒に行ってもらえたのが
本当にすごい良かった（⇒本人参画、エンパワメント）

始める前はもう少し難しいのかなという
感じはしてたんですけど（⇒案ずるよりも・・・）

「つながり」が生まれたと そういった活動が防災で 地域福祉っていうものに
つながっていったのかなって ちょっと考えています
（⇒個別避難計画づくりの本質は、地域づくり、地域共生社会づくり）

https://www.youtube.com/channel/UCvZbeKIutvqT3SPG_jyDqKg

（キ）手引き、事例集等の作成に関するもの

滋賀県

Point ● 計画作成の取り組みやすい手順の例示

避難行動要支援者のうち、心身の状況・社会的孤立の状況・ハザード等から、計画作成の優先度を判断し、特に災害時に被害を受ける可能性が高い、優先度の高い方から、地域の実情や特性に応じた個別避難計画作成の取組を進めるための標準的な手順である「滋賀モデル」を示した。

https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/319439.html

市町毎に滋賀モデル推進協議会(仮称)を設置し取組を推進

（当該市町（防災担当・保健・福祉担当）、社協、民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等個別避難計画作成に関わる団体等の調整の場を設置）

事前準備

①市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会【県主催】
モデル事業を円滑に実施するための必要な知識等を習得

②市町域における滋賀モデル推進協議会(仮称)の設置・開催【市町】
取組地区・計画作成対象者のリスク区分の検討、取組方針等の調整検討

③保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修【市町(県)主催】
講義（災害リスクや防災の仕組みについての講義、実践事例講義等）
演習（個別避難計画作成実践、地域調整会議の模擬体験等）

④インクルージョン・マネージャー養成研修【県主催】
境界連結者（インクルージョン・マネージャー）の育成

⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修【市町】
計画作成対象者や地域住民（自主防災組織等）を対象とする研修

アセスメント

⑥当事者力・地域力アセスメントの実施【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】
個別避難計画作成支援キット等を活用し、当事者力アセスメント・地域力アセスメントの実施

計画作成・検証

⑦個別避難計画の作成【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】
当事者、自主防災組織、関係機関、行政機関等による地域調整会議（ケース会議）の開催
エコマップの作成等をもとに、「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を入れ込んだ個別避難計画を作成

⑧個別避難計画検証のための防災訓練【市町、保健・福祉専門職、当事者、自治会など】
作成した計画の実効性の確認。訓練終了後、計画の評価・検討・見直しを行う

推進体制

○滋賀モデル検討のための意見交換会の設置・開催【県主催】
○滋賀県防災と保健・福祉の連携促進プラットフォーム【県主催】

県内市町や医療団体、社会福祉協議会、福祉専門職団体、当事者団体等の団体、あるいは他都道府県の自治体、関係団体等と情報交換を行えるプラットフォームを設置し、滋賀県全体でこの取り組みの推進を図ります。

≪事前≫

○第 1 回 防災と福祉の連携モデル構築のための意見交換会（R2.10.9 開催）
○第 2 回 防災と福祉の連携モデル構築のための意見交換会（R2.12.18 開催）
○第 3 回 防災と福祉の連携モデル構築のための意見交換会（R3.2.12 開催）

≪研修≫

○市町職員（防災・保健・福祉担当）を対象とする研修会（R3.3.26 開催）
○インクルージョン・マネージャー育成研修会
　兼市町職員（防災・保健・福祉担当）を対象とする研修会（R4.7.7 開催）
○保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修会（R4.12.13 開催）

≪推進体制≫

○滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議【滋賀県防災と保健・福祉の連携促進プラットフォーム】（R3.8.27 開催）
○令和 3 年度 第 2 回 防災と保健・福祉の連携モデル検討のための意見交換会（R4.3.16 開催）
○滋賀モデル推進連絡会議（R4.11.16 開催）

（ク） 予算（市町村が個別避難計画に係る取組に活用できる補助金等）に関するもの

留意点

○予算補助を行うことで、事前相談、交付申請、審査、変更申請、中間報告、実績報告などのプロセスを通じて、市町村と密にコミュニケーションをとることが必要となるため、市町村における個別避難計画に係る取組状況を把握することに役立つとともに、顔の見える関係づくりにつながる

○新規に個別避難計画の作成を推進する予算補助などの支援策を創設することのほか、従来からある市町村向けの防災・減災、自主防災組織活動活性化、共生社会づくり、まちづくり、コミュニティづくりなどに関する補助金や支援に個別避難計画に関係するメニューを追加する手法もある（この場合、予算額の増額を行わず、使途の拡大のみを行うやり方もある）

○防災や減災に関するアクションプランを策定し、目標を設定した場合、予算補助を行うことは、当該目標の達成に向けた市町村の取組を支援することが理由となる

○補助対象とされている経費としては、システムの構築（改修）経費、会計年度任用職員の雇用経費、福祉専門職と連携して作成した場合の計画作成経費、保険料などがある

（ク）予算（市町村に対する補助金等）に関するもの

東京都

Point ● 効果的・効率的な計画作成の取組に対する財政支援

令和4年度より都内区市町村が個別避難計画を効果的・効率的に作成する経費について、財政支援を実施（基準額 5,000 千円、補助率1／2　※交付税措置経費は対象外）。令和4年度に補助対象とした主な取組として、個別避難計画を効率的に作成・管理するためのシステム構築（改修）や、本人・地域記入の計画作成を進めるための会計年度任用職員の雇用等があった。補助金を通じて区市町村の取組を支援するだけでなく、都として区市町村の取組把握をすることもできた。

静岡県

Point ●既存の県補助金（地震・津波対策等減災交付金）のメニューに新規追加

静岡県では、「地震・津波対策アクションプログラム 2013」の目標達成に向けて、市町の取組を支援するため、地震・津波対策等減災交付金（補助制度）により財政支援を行っている。

令和4年度に、補助メニューに市町村による保険料の負担など個別避難計画に関するものを新規に追加した。[予算額:30 億円の内数(R4FY)]

今般、新たにアクションプログラム 2023 を策定したことから、市町の取組を支援するため、引き続き本補助制度を通じて財政支援を行う。

令和5年度以降は、DX の推進や津波避難タワーに係る滞在性の向上対策を新規にメニューに新規追加し、一人一人の避難計画づくりに取り組む市町村を補助率の嵩上げを図るとともに、個別避難計画に関するものは、引き続き、補助対象としている。

交付対象
○市町（アクションプログラムに基づく事業）
○一部事務組合

補助率等
○一般事業：　補助率1／3　各メニュー上限２千万円
○重点事業：
・津波関連事業（略）
・緊急的に進捗を図るもの（略）
▸被災者生活再建システム導入（略）
▸大規模停電対策（略）
▸防災コミュニティセンター整備（略）
▸避難所等の感染防止資機材整備（略）
避難所等の生活環境改善資機材整備（略）
▸早期避難意識の向上（略）
▸要支援者避難体制整備　←令和４年度新規
補助率1／2　　上限３千万円
－個別避難計画作成に要する経費
－個別避難計画の管理、関係者間での情報共有を行うためのシステム導入に要する経費
▸火山防災対策推進（略）
○審査会事業　（略）

（ク）予算（市町村に対する補助金等）に関するもの

兵庫県

Point ● 各市町の取組状況を踏まえた補助制度見直し

福祉専門職が自主防災組織等と連携して計画を作成・更新した際に、当該事業を実施した福祉事業所に計画1件につき報酬 7,000 円を支払った市町に対し、3,500 円の事務的経費を補助する事業を実施していた。一方で、法改正前から、各市町において地域の実情に応じた様々な計画作成の手法が検討されていることを踏まえ、意見交換を実施し個別の状況を把握したうえで、従来スキームも含め広く個別避難計画作成の取り組みを支援できる上限 25 万円（補助率 1/2）の市町補助へ見直した。

事業の実施スキーム

この事業は、兵庫県・人と防災未来センター・兵庫県社会福祉士会で構成する「防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業実行委員会」（以下「実行委員会」という）が実施主体となり、各市町に、計画作成の促進経費を支給します。

なお、**計画作成の対象地区及び対象者は各市町で選定**しますので、詳しくは当該避難行動要支援者が居住する市町にお問い合わせください。

- 事業スキームのイメージ図（PDF：992KB）
- 防災と福祉の連携による計画作成までの流れ（PDF：2,260KB）
- 事業紹介リーフレット（PDF：2,346KB）
- 避難行動要支援者のための個別避難計画書の様式（ワード：84KB）

居宅介護支援事業所・相談支援事業所等による報酬申請までの流れ

報酬申請までの流れは以下のとおりです。

1. 市町が対象者を選定
2. 県が定める標準手続きに従い、計画を作成・更新し、**翌月10日までに必要な書類を添えて「報酬支給申請書兼請求書」を市町に提出**
3. 各市町から居宅介護支援事業所・相談支援事業所等へ計画作成1件あたり7,000円の報酬（委託費の場合もあり）を支給
4. 各市町が**20日までに必要な書類を実行委員会に提出**
5. 実行委員会による審査の後、実行委員会から市町へ計画作成1件あたり3,500円を補助

- 計画作成報酬交付要綱（居宅介護支援事業所・相談支援事業所等）（PDF：470KB）
- 計画作成報酬交付要領（居宅介護支援事業所・相談支援事業所等）（PDF：442KB）
- 報酬支給申請書兼請求書（居宅介護支援事業所・相談支援事業所等）（ワード：22KB）
- 居宅介護支援事業所・相談支援事業所等への交付書類（市町）（ワード：23KB）

市町による実行委員会への申請等関係書類

市町による実行委員会への申請、居宅介護支援事業所・相談支援事業所等への報酬支給等に関する書類は以下のとおりです。

- 計画作成事務に係る補助金交付要綱（市町）（PDF：476KB）
- 計画作成事務に係る補助金交付要領（市町）（PDF：461KB）
- 実行委員会への申請書類（市町）（ワード：21KB）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/plan.html

内容

1. 県・市町の一般施策として実施（全市町を対象に実施）
   - 全国制度化が実現するまでの経過措置と位置付け
2. 県（実行委員会）から市町への**促進経費補助（事務経費にかかる補助）**は、計画作成１件あたり3,500円（県全額負担）
   - ※ただし、防災と福祉の連携による個別避難計画作成又は大幅な更新を行った福祉事業所に1件あたり7,000円を助成したものに限る。
3. 福祉専門職防災対応力向上研修を実施（Ｅ－ラーニング形式を想定）
   - 修了者に兵庫県防災監名での受講証を発行（報酬受給の条件）
4. 災害リスクの高い地域に居住する要介護度の高い独居高齢者・重度障害者等を優先

サービスを利用している全ての高齢者・障害者の避難のための個別避難計画を、この方式で作成するわけではない（本人・地域記入による個別避難計画作成もあり）

～R3は福祉専門職への報酬に対する補助だが、R4～は交付税措置がされたため、市町の促進経費に対する補助に変更

実施方式

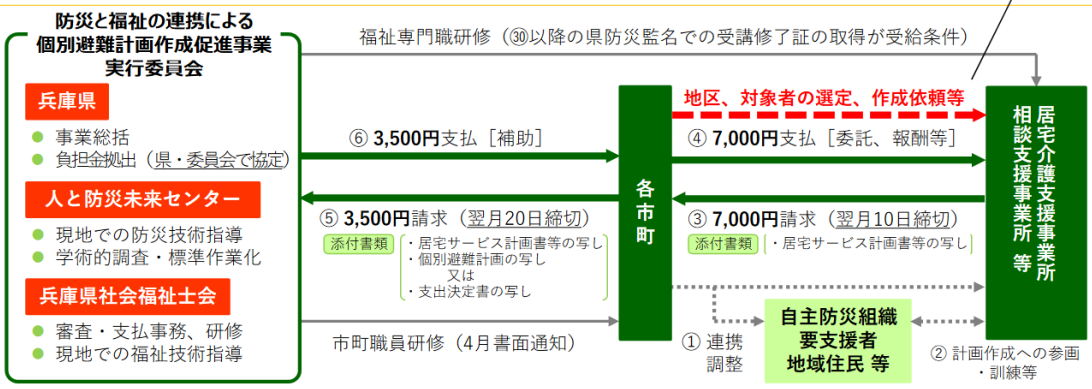

（ケ）会議、意見交換、研修等に関するもの

a:市町村を対象としたもの

留意点

〇都道府県が会議、意見交換、研修等を行うことは、管内の市町村ごとに実施するよりも効率的･効果的である

〇会議等を実施することで、市町村の担当者の間で、顔の見える関係づくりが進み、相互に情報や意見の交換・共有が図られ、自律的な課題解決につながる（この場合、少人数（５人程度の）グループワーク等を行うことで、効果を高めることができる）

〇会議等を開催する場合、目的や狙い、議題やテーマによるが、

・同規模の市町村

・取組の進捗（ステップ）が同程度の市町村

・同様の課題感を持つ市町村

を対象とすることで、効果を高めることができる場合がある（これは、会議等の全体の枠組みにおいても、グループワーク等においても同様）

〇会議等の開催にあたっては、都道府県庁の防災、福祉、保健などの関係部局が協力、共同で開催することや、市町村への防災、福祉、保健などの関係する部局への連絡を、都道府県庁の関係部局から行うことは、市町村の防災、福祉、保健などの関係部局の連携に役立つ

〇会議、意見交換、研修等を行うだけでは伴走支援とはならないが、市町村の実情や課題の傾向等を把握し、効率的･効果的に情報共有することが可能であることから、伴走支援を行う上での基礎となる

（ケ）会議、意見交換、研修等に関するもの

a:市町村を対象としたもの

北海道

Point ● ２段階（基礎的・地域別重点的）の研修の実施

内閣府による制度説明、講師による講演、道内の先行市町村からの取組事例紹介など、全市町村を対象とした基礎的な研修会をオンラインで実施。その後、希望する市町村を対象に、近隣の4～6市町村に参加いただき、各市町村への講師による個別的な助言や意見・情報交換の場の提供を行う、地域別の重点的な研修会を実地又はハイブリッド形式で計7回実施。地域別研修会の参加者からは、同規模の自治体や取組の進捗状況にあわせた枠組みでの研修会の実施を希望する意見があった。

本取組の実施により、市町村の実情や課題の傾向等を把握し、効率的・効果的に情報共有することが可能となり、伴走支援を行う上での基礎となった。

このような研修会を実施することで、道と市町村、また、市町村と市町村の担当者の間で、顔の見える関係づくりが進み、相互に情報や意見の交換や共有が図られ、自律的な課題解決につなげることは狙いの一つであったが、一定の効果を得られたと考えられる。なお、研修会の実施にあたり、少人数（5人程度の）グループワーク等を行うことで、効果を高めることができた。

研修会や会議等を実施する場合、短時間でもグループワーク等を行い、自ら考え、そして、一緒に考える場を設けることが大切と感じている。

取組のポイント（アピールポイント、力を入れた点、取組の重点など）

取組のポイント

研修会や伴走型支援を行うことにより、可能な限り市町村と密接に関わり合い、個別避難計画作成の実効性を高めていく

取組実績

要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修（R4.8.31開催）
- ８３市町村・１９５名の参加【会場参加 22名　オンライン参加 173名】
- 研修事業者による個別避難計画・福祉避難所等の講話・ワークショップ
- 道による個別避難計画・福祉避難所の情報提供

個別避難計画作成モデル事業による全体研修会（R4.9.29開催）
- １０７市町村・２２７名参加【オンライン開催】
- 個別避難計画に関する基礎的な研修会
- 内閣府による制度説明、講師による講演、道内先行市町村からの取組事例紹介

個別避難計画作成モデル事業による個別研修会（R4.11～R5.1 計7回開催）
- ７回開催・３５市町村の参加【実地又はハイブリッド開催】（内訳：札幌2回　釧路　帯広　北見　函館　旭川）
- 地域別で近隣の少数市町村による実施とし、各市町村への講師による個別的な助言や意見・情報交換の場の提供を行った重点的な研修会
- 市町村による取組状況等の説明、講師による助言等、質疑応答、意見・情報交換

未作成市町村への個別訪問（７市町村）
- 取組状況のヒアリング、課題における対応方策等の助言、情報提供

個別避難計画の早期着手の働きかけ・取組予定表による進捗管理
- 内閣府事務連絡に基づき、未作成市町村の作成予定時期を調査
- 令和5年度以降の作成予定と回答のあった市町村に対し、文書や電話等で前倒しの働きかけを実施
- 未作成市町村に対し、取組予定表の作成依頼、取組予定表による進捗確認実施

（ケ）会議、意見交換、研修等に関するもの

a:市町村を対象としたもの

福島県　Point　● オンラインサロンで各進捗に応じた個別支援を実施

個別避難計画の作成に関しては、各市町村の規模や担当課のマンパワー等により、その進捗は様々であることから、全体研修会での一体的促進のほか、オンラインサロンを活用しそれぞれの進捗に応じた個別支援を実施した。三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社の主任研究員がファシリテーターを務め、参加市町村の進捗や課題を確認し、対策の共有等を行った。1回あたり5自治体程度で複数回に分けて開催したことで、各市町村の取組や担当者の意見等を詳細に把握しながら進めることができた。

《オンラインサロンの開催実績》
第１回：９月実施　各自治体の状況や、策定支援ツールの活用方法等について共有。
第２回：11 月開催　策定支援ツールに基づいた取組の進捗や課題解決方法等について共有。
第３回：２月開催　各自治体の取組結果や、今後の取組方針等について共有。

茨城県　Point　● 市町村担当者会議（防災部局主催）での計画推進の働きかけ

防災部局と福祉部局が連携のうえ、市町村担当者会議を開催し、「洪水ハザード内に居住する避難行動要支援者について優先的に個別避難計画を作成する」方針等を説明。

さらに、優先度に応じた計画作成推進するため、県（福祉部局と防災部局が協力）において「優先度の考え方」を作成し、オンライン会議により市町村に周知。

《市町村への働きかけ》
市町村担当者会議により作成方針を説明
↓
市町村への個別訪問、助言、意見交換
↓
県の防災、福祉部局で優先度の考え方を協議
↓
市町村へ優先度の考え方を説明

《優先度の考え方》

【1.優先度付け】

避難支援の必要度	災害リスク 高	災害リスク 中	災害リスク 低
高	優先度S	優先度A	優先度B
中	優先度A	優先度A	優先度B
低	優先度B	優先度B	優先度C

【2.優先度の要素と区分の例】

（1）災害リスク

区分	洪水（浸水深）	土砂災害
高	3.0m以上	特別警戒区域
中	0.5m～3.0m未満	警戒区域
低	0.5m未満	－

（2）避難支援の必要度

区分	要介護認定	障害等級 身体	障害等級 知的	障害等級 精神
高	5	1 級	○A、A	1 級
中	4	2 級	B	2 級
低	3 以下	3 級～6 級	C	3 級

静岡県　Point　●会議を実際の計画づくりにつなげる工夫（動機付けの強化）

市町における個別避難計画づくりを後押しするため、静岡県においては、市町担当者が集まる場（会議）を設け、計画作成に取り組むに当たって参考となる事例の共有や、各市町の進捗状況の共有を行ってきたが、計画作成に着手できない市町をゼロにすることができなかった。

実際に市町が計画を作成するためには、会議を通じた情報の共有（横展開）に加え、その情報を活用して最初の1件の計画を作成することを後押しするきっかけづくりが必要であると考えた。

このため、本県では、きっかけづくりとして、会議のメンバーの追加と組み立てを改善し、動機付けの強化を図った。

①市町社会福祉協議会をメンバーに追加

☑アプローチの複線化　市町に対する働きかけについて、都道府県から市町村へのアプローチに加え、日常的に市町と接する市町社会福祉協議会からを通じた市町へのアプローチを期待（静岡県→静岡県社協→市町社協→市町）

☑他者の目　県と市町だけの会議に市町社会福祉協議会をメンバーに追加することで適度な緊張感を維持

②市町防災・福祉担当者意見交換会でグループワークを実施

☑進捗管理の一環　取組において重要な課題について「何」を「いつまでに」そして「どのように」取り組むかについて、市町が他の市町や市町社協の前でコミットし、事後、グループワークの場でコミットした内容に基づき、本県がフォローアップ

☑メンター　「取組が進んでいる市町・市町社協」と「取組が遅れている市町・市町社協」のカップリングでグループを編成することで、実務者による経験に基づく実際的かつ具体的な助言を得つつ議論することを可能とし、併せて、顔の見える関係づくりを図る

☑動機付け　他の市町や社協と一緒のグループワークにおいて、意見交換を通じて、一緒に考え、取り組むことをコミットすることによって取組への動機付けを強化

会議を実際の計画づくりにつなげる工夫
○県から市町への働きかけに加えて、市町社会福祉協議会を巻き込んだ取組を実施
○「取組が進んでいる市町・市町社協」・「取組が遅れている市町・市町社協」・「ファシリテーターの県社協」を1グループとしてグループワークを実施
【グループワークの概要】
ワーク1　[Step1]優先順位付け、[Step2]庁内連携、[Step3]福祉専門職との連携、[Step4]地域との連携
これらの各ステップについてグループで「やるべきこと」を一緒に考え、ワークシートに記載する
ワーク2　「やるべきこと」について、「何を」・「どのように」・「いつまでに」を一緒に考え、ワークシートに記載する

（ケ）会議、意見交換、研修等に関するもの

a:市町村を対象としたもの

滋賀県

Point ● 防災と保健・福祉をつなぐ人材の育成

個別避難計画の作成には、行政内部の部局の連結はもちろん、地域や当事者、福祉専門職等をつなぐインクルージョン・マネージャーの存在が非常に重要になるため、インクルージョン・マネージャーの考え方や連携（連結）するために必要なスキルの習得を目的とした研修を市町防災部局と保健・福祉部局の職員を対象に開催した。

座学で、越境 ⇒ 境界連結 ⇒ 連携の考え方を学ぶ

インクルージョン・マネージャー養成研修会プログラム

プログラム１：
越境・連結のためのワークショップ（新生ドラキュラ・感染地図）

プログラム２：
インクルージョン・マネージャーとして実践できるための基礎知識の習得・演習

グループワークで越境や連結の実際を体感する

（感じていること）

滋賀県内の市町でインクルージョン・マネージャーを置いている市町は多くないが、重要なことはインクルージョン・マネージャーの有無ではなく、庁内の関係者一人ひとりが、越境から境界連結を行い、関係者間の連携を促進する「インクルージョン・マネージャー」の役割を意識することだと考える。

さらに、「個別避難計画は関係者全員が関わって作成する」という意識を持ち、計画作成に関わる全ての人が同じ方向を向いている状況をつくり出していくことが重要であると考える。

（ケ）会議、意見交換、研修等に関するもの

a:市町村を対象としたもの

長崎県

Point ● 会議を通じ、県内の進捗状況等を情報共有

県内市町の避難行動要支援者担当課長等会議を年2回開催し、県全域での進捗状況の報告や共有を行い、諸課題の把握や情報交換等を行っている。

また、有識者による講演や県内市町の好事例発表、モデル実施市の取組報告、県関係各課からの災害対策に関する様々な情報提供等を行い、意識啓発も行っている。

避難行動要支援者担当課長等会議のようす

第１回　避難行動要支援者担当課長等会議

日時：令和４年６月８日　13：30～15：30
場所：長崎県庁 311 会議室（リモート）
次第１：災害時要配慮者対策ついて
・避難生活支援・避難行動支援
・男女共同参画の視点からの要配慮者への対応
・医療的ケア児等実態調査結果、等
次第２：避難行動要支援者対策の進捗状況について
・現況調査結果
・要支援者対策の各市町の進捗状況及び課題

第２回　避難行動要支援者担当課長等会議

日時：令和５年３月 15 日　9：30～11：30
場所：長崎県庁　311 会議室
次第１：基調講演「個別避難計画の推進」
講師：新潟大学危機管理本部危機管理センター　教授　田村圭子　氏
次第２：事例発表「個別避難計画策定に向けた取組について」
発表者：西海市福祉課

避難行動要支援者個別避難計画策定取組状況

	令和４年４月調査			令和４年１０月調査			令和５年１月調査（国）		
	全部策定	一部策定	策定着手	全部策定	一部策定	策定着手	全部策定	一部策定	策定着手
長崎市		○			○			○	
佐世保市			○			○		○	
島原市		○			○			○	
諫早市	○			○			○		
大村市			○		○			○	
平戸市		○			○			○	
松浦市			○		○			○	
対馬市		○			○			○	
壱岐市		○			○			○	
五島市		○			○			○	
西海市			○		○			○	
雲仙市		○			○			○	
南島原市		○			○			○	
長与町		○			○			○	
時津町		○			○			○	
東彼杵町			○		○			○	
川棚町			○			○			○
波佐見町		○			○			○	
小値賀町			○		○			○	
佐々町		○			○			○	
新上五島町		○			○			○	
合計	1	13	7	1	18	2	1	19	1

会議を開催することで、県内市町が、他の市町の好事例を自らの市町に取り込むとともに、市町の担当者間で顔の見える関係づくりが進み、相互に意見交換を行い、自律的な課題解決を図る機運が醸成されつつあると感じている。

なお、会議だけでは、必要十分な支援を市町に対して行うことは難しいが、市町の実情や課題の傾向等を把握でき、市町と効率的・効果的に情報を共有することが可能となり、伴走支援を行う上での基礎、出発点として有効であると感じている。

（ケ）会議、意見交換、研修等に関するもの

b:市町村以外を対象としたもの

留意点

〇都道府県が、地域の防災リーダー、また、福祉職・保健職・看護職などの個別避難計画の作成や、実施に係る関係者を対象とした会議、意見交換、研修等を行うことは、管内の市町村ごとに個別に実施するよりも効率的・効果的である

〇このような会議等には、市町村の担当者も参加し、関係者との関係づくりを行う

〇会議等を実施することで、関係者がお互いの業務の状況を知り、できること・できないことの理解が図られ、関係者の間で顔の見える関係づくりが進み、個別避難計画の作成や実施への参画につながる

〇従来から開催されている会議等に都道府県が参画するなど、既存の枠組み、取組の活用を図ることは有効

〇関係者の出席が容易となるよう、時期、曜日、時間帯など、日程に工夫をするとともに、オンライン開催やオンデマンド配信など開催形式に工夫することの検討が重要

（ケ）会議、意見交換、研修等に関するもの

b:市町村以外を対象としたもの

兵庫県

Point ● 「地域リーダー」を対象とした人材育成研修

個別避難計画作成の取組に参画する地域の人材を増やすため、自治会・自主防災組織の役員、民生委員、まちづくり関係者、防災士・防災リーダーなどを対象に、個別避難計画作成に係る研修を実施した（兵庫県社会福祉士会への委託により実施）。

研修のようす

参加しやすいよう土日祝日開催とし、10 地域で対面型で開催するとともに、オンライン開催やオンデマンド配信も行った。また、申込状況を市町と共有し、市町担当職員にも出席を働きかけた。

研修プログラム（対面型の場合）
13：30 開講
13：40 講義①「災害と災害対策基本法～防災リテラシーの重要性」
14：15 講義②「避難行動要支援者の理解～多様性と地域のつながり」
14：50 動画視聴 大分県別府市の取り組み（個別避難計画作成編）
15：05 休憩
15：15 講義③・演習「個別避難計画作成手順～避難支援等関係者連携の重要性」
15：50 意見交換
16：25 事務連絡・アンケート入力
16：30 閉講

講義①　災害と災害対策基本法～防災リテラシーの重要性

- 大きな被害を出した伊勢湾台風をきっかけに制定された災害対策基本法。その後もたびたび改正され、東日本大震災後の平成 25（2013）年には市町村に「避難行動要支援者名簿の作成」が義務づけられ、風水害が続いた後の令和３（2021）年には「個別避難計画の作成」が努力義務化された。
- これらの法改正のポイントや背景を解説しながら、災害は地震や津波などの自然現象（＝ハザード）に、社会の脆弱（ぜいじゃく）性が重なった場合に発生するという考え方を紹介。結びつきの弱い人間関係や耐震性の低い建築物といったリスクは、人間社会こそが作り出しているとして、「災害は自然現象ではなく社会現象」と指摘し、人間の知恵や工夫によって被害を減じることができるのではないかと述べた。
- さらに、災害についての情報を適切に理解し、命を守る避難行動へとつなげる「防災リテラシー」の重要性に触れ、受講者に警戒レベル３の発令から避難完了までの具体的な行動を考えてもらうミニ演習も実施。「臨機応変に対応できるのが、私たち人間の強み。『1000 年に一度』と言われる自然の猛威にも柔軟に対応できる地域を実現していきましょう」と呼びかけた。

講義②　動画視聴　避難行動要支援者の理解～多様性と地域のつながり

- 自然災害では、自分の命は自分で守る「自助」が大原則とされるものの、地域には自分一人での避難が難しい「避難行動要支援者」も暮らしている。そういう人たちの顔を思い浮かべてもらいながら、「地域の『互助・共助』を生かして、命を守る方法を考えるのが個別避難計画」と説明した。
- また、避難行動要支援者名簿には「真に支援が必要な人」が載っていない場合もあるとして、掲載漏れをなくすには地域の見守り活動などによる情報が大切なこと、個別避難計画をつくる際には要支援者と普段から接している福祉専門職との協力が必要なことにも触れた。
- その後、平成 30（2018）年に発生した西日本豪雨で、障害のある母と幼い娘を避難させることがかなわなかった福祉専門職が語る動画を見てもらった。福祉専門職はいざという時に駆けつけられず、避難には地域の力が欠かせないこと、個別避難計画をきっかけとして、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりをめざしてほしいことを強調した。
- 講義の後は、大分県別府市で障害者と家族、地域、福祉専門職らが話し合いながら個別避難計画を作成し、避難訓練に取り組む様子を取り上げた動画を視聴。計画づくりの流れをイメージしてもらった。

講義③　演習　個別避難計画作成手順～避難支援等関係者連携の重要性

- 講義①と②を受け、改めて「避難行動要支援者」をはじめとした「避難支援等関係者」「避難支援等実施者（避難支援者）」などの用語や、行政と自治会・自主防災組織、地域住民らによる支援の枠組みを整理し、個別避難計画づくりの流れや書式例を説明した。
- さらに、改正・改定された災害対策基本法や国の取組指針のポイントについて解説。「避難支援等実施者の氏名・住所・電話番号」が個別避難計画の必須項目（法定要件）とされていることに触れ、

「この実施者のなり手探しが非常に難しい。地域リーダーの皆さんには平常時から、要支援者と住民の関係づくりを促す役割を期待したい」と述べた。

- 故・岩間伸之大阪市立大教授の「個と地域の一体的支援『一つの事例が地域を変える』」という理論も紹介し、「地域住民が協力して個別避難計画を作るプロセスは、まさにこれに当てはまる。１つの取り組みから、住民全体の防災への関わり方が変わってくる」と話した。
- 地域住民向けの「防災学習会」の企画・開催や、「個別避難計画の作成スケジュール」を考える演習も盛り込んだ。

▲研修資料より

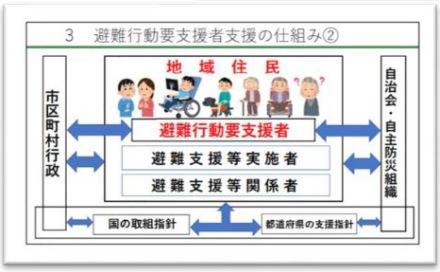

▲研修資料より

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/documents/r4houkoku.pdf

（ケ）会議、意見交換、研修等に関するもの

b:市町村以外を対象としたもの

愛媛県

Point ● 福祉専門職に対する個別避難計画制度の周知

個別避難計画作成には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要なことから、福祉専門職等を対象とした研修等に、県職員を派遣して市町や地域の取組へ協力を依頼することで、市町の体制構築を支援した。

今年度は、研修会を5回実施しており、福祉専門職に対し、避難行動要支援者への配慮事項や特記事項など、福祉専門職が保有している情報は、避難の実効性を高める上で重要となるため、市町等への情報提供等について依頼した。

松山市地域包括支援センター　研修会

愛媛県看護協会　講演会

（コ）普及啓発に関するもの

留意点

〇都道府県が有する既存の広報ツールを活用する

（※広報誌、テレビやラジオ等の広報番組、防災等の住民向けイベント、メールマガジン、YouTube や Facebook 等の SNS、メールマガジン等）

〇都道府県内でモデル事業等を行った場合、当該モデル事業等を実施した市町村、地域の具体的な取組事例を取り上げることや、当事者や関係者の声を紹介することは、普及啓発において有効

〇都道府県がチラシ、リーフレット、パンフレット、動画等を制作する場合、市町村や関係団体において活用しやすいものとするためには、次のような工夫がある

・チラシ等に市町村の連絡先等を追加できるスペースを当初から確保する

・各市町村に共通する内容に絞る

・手に取ってもらう、読んでもらう、視聴してもらうため、見やすく、わかりやすく、短くすることを意識する　（例）紙の場合：両面又は見開きなど
動画の場合：5分以内を目指すなど

〇主催でないイベント等でブースなどの出展をする場合、当該イベント等の対象層、来場者に訴求できる目玉を準備することが重要　（例）ゆるキャラなど
非常食、炊き出し体験など

〇イベントや避難訓練等を実施する場合には、テレビや新聞などのマスコミ、ミニコミ紙、コミュニティ FM の取材（記者やカメラ）が入ることで参加者に取組の重要性が肌感覚として理解されるとともに、その後の取組の推進によい影響が出る

（コ）普及啓発に関するもの

福島県

Point ● 個別避難計画・福祉避難所の認知度アップ

令和4年12月11日に、福島県主催イベント「そなえる・ふくしま 2022～いのちを守るマイ避難～」において、パンフレット等を用い、個別避難計画・福祉避難所の広報を行った。

来場者の多くが子ども連れの御家族であり、同じブースで広報していたペットの同行避難に御興味を持ち、立ち止まってお話を聞いてくれることが多かったため、その機会に、個別避難計画等の説明を行った。

まずは、興味を持って立ち止まっていただくための「目玉」を用意しておくことが重要になる。

ブースのようす

会場のようす

茨城県

Point ● 福祉専門職への普及啓発、県指針の改正に関する説明等

【福祉専門職向け】ケアマネジャーと相談支援専門員向けの研修を、それぞれ実施する一般社団法人茨城県介護支援専門員協会と一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会に協力依頼を行い、県で作成した動画を提供し、研修で配信している。

【市町村向け】令和3年の災害対策基本法の改正を契機に個別避難計画の作成手順等に係る記載の充実を図った「茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針」について、オンラインで事前に改正内容を説明するとともに、改正指針を県ホームページに掲載した。 https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/chiiki/hinan-shien/index.html

○配信動画イメージ

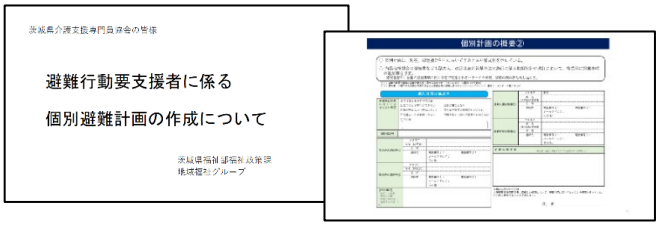

○茨城県避難行動要支援者対策推進のための指針（表紙）

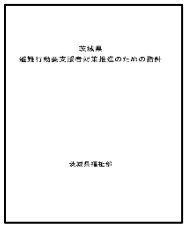

（コ）普及啓発に関するもの

愛媛県

Point ● 関係者・一般向けリーフレットを研修会等で配布

本人・家族の自助意識や一般住民の理解がまだ不十分であるという現場の声から、本人・家族の自助意識と一般住民の理解向上を図るとともに、防災・福祉関係者の協力を呼びかけることを目的に、リーフレットを作成し、イベントや研修会等で配布した。

【リーフレット配布実績】

○えひめ自主防災フォーラム
　参加者：約 200 部（自主防災組織関係者及び防災士）
○えひめ防災フェア
　参加者：約 1,000 部（一般来場者）
○防災士養成講座
　受講者：約 2,000 部
○その他
　研修資料として活用
　一部市町で全戸配布
　などの実績あり

ノウハウ

○手に取りやすい・場所を取らない⇒三つ折りや二つ折り、両面
○わかりやすく⇒情報を絞る、文章を短く、箇条書き、平易なコトバ
○親しみやすく⇒暖色系の色調、イラストやゆるキャラ

（サ）都道府県職員の市町村の取組への参加に関するもの

留意点

〇市町村の個別避難計画作成の取組を後押しする上で、都道府県による助言等の支援は重要であるが、個別避難計画の作成主体は市町村であるため、都道府県の担当職員が、

・福祉専門職や自治会などの地域の関係者への説明会

・避難行動要支援者の御自宅への訪問

・地域調整会議

・避難訓練

などの市町村における個別避難計画づくりの業務を実際に経験することは、都道府県が市町村支援をする上で有効

〇難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児の平素からの支援は、都道府県（難病担当課、保健所や医療的ケア児支援センターなど）が行うことが基本でありるため、このような方々の個別避難計画づくりについては、都道府県と市町村の職員が一緒に個別避難計画の作成に取り組むことで、より実効的な取組となることが期待される

（サ）都道府県職員の市町村の取組への参加に関するもの

静岡県　Point　● モデル事業参加市町の地域調整会議への陪席

静岡県は、国モデル事業実施の富士市と長泉町の地域調整会議に委託先の県社会福祉協議会と一緒に参加することにより、必要に応じて助言を行った。

（取組の方向性）

災害対策基本法上、個別避難計画を作成するのは、市町村であることは明らかにされているが、都道府県も災害対策基本法第4条において、区域内の市町村が行う防災に関する事務を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有することとされていることから、災害対策基本法に基づき個別避難計画の作成に取り組む県内の市町に対して、県庁内の防災・福祉などの関係部局が協力し、また、庁外の県社会福祉協議会の協力も得て、県内の市町の計画づくりに対する支援に取り組むこととした。

富士市（左）、長泉町（右）における地域調整会議のようす

（地域調整会議に陪席することの有効性）

地域調整会議が個別避難計画の作成において核心的なプロセスであることから、この場に陪席することで、それぞれの市町の実情、課題を的確に把握するとともに、計画づくりの実務の肌感覚を得ることができ、市町の立場に立ち具体的な助言などの支援を行うことに役立った。

そして、地域調整会議に市町村支援に取り組むパートナーである県社会福祉協議会と一緒に陪席することで、県社会福祉協議会に事例の蓄積が図られ、また、県社会福祉協議会は、市町社会福祉協議会や福祉事業所との独自のネットワークを有することから、県の担当者とは異なる視点からの助言や、独自のネットワークを活用した支援を実施することができた。

（参考） 地域調整会議では、避難行動要支援者の個人情報が取り扱われることになるが、事前に避難行動要支援者ご本人に、よりよい計画づくりのために県庁の担当者と県社会福祉協議会の担当者も陪席することについて、陪席者も個人情報に触れることになることを明示的に示した上で、同意を得ることにより、個人情報保護法制上の整理を行った。その上で、陪席者は個人情報については記録をとらず、資料も回収することにより、本人が同意しやすい環境づくりに努めた。

（サ）都道府県職員の市町村の取組への参加に関するもの

京都府

Point ● 市町村研修会の共催や講師としての参加

個別支援の取組として、2市と個別避難計画の作成促進に係る研修会を共催し、福祉専門職や民生委員をはじめとした地域関係者等への周知を行った。

また、市町村が主催する住民向け研修や専門職研修について、講師等として制度説明に参加するなど、市町村における取組への支援を実施した。

（シ）保健所と市町村の連携に関するもの

留意点

〇難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児などの個別避難計画づくりにおいては、都道府県※の難病を所管する部局、保健所、医療的ケア児支援センター、市町村の自立支援協議会など、既存の取組や枠組み（関係者間の情報共有、調整、協議等の場など）との連携が重要

※政令指定都市、中核市、児童相談所設置市（特別区を含む）においては、市役所（区役所）

〇保健所と市町村の連携については次のような取組がある

・都道府県が作成する指針、マニュアル、手引きなどにおいて、保健所と市町村の連携を示すこと

・保健所、市町村、社会福祉協議会などが連携してヒアリングを行うなど難病患者等の個別避難計画づくりに連携して取り組むこと

〇内閣府と厚労省が連名で保健所等の関係部署や管内市町村との情報共有等の仕組みの構築などについて助言した「難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）」（令和3年 12 月 14 日付け事務連絡）※を参考として体制整備を行うことが重要

※内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)と厚生労働省健康局難病対策課が連名で発出した事務連絡

（シ）保健所と市町村の連携に関するもの

福島県　Point　● 医療的ケア児の避難に関する連携体制

令和4年度に、複数回にわたり、市町村、保健所、医療機関、関係団体が参画する医療的ケア児等支援の協議の場を活用して、個別避難計画の作成に向けて、市町村ごとの福祉避難所設置状況、避難所の支援内容の点検・確認等を行っている。

市町村の防災関係課を訪問し、協議を行っており、個別避難計画の作成を進め、次年度以降に、個別避難計画に基づいた避難訓練の実施を検討している。

自宅などで家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のことを言います。

医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族等が行う場合「医療的ケア」と呼んでいます。

【医療的ケア児とは】日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（高校等に在席する 18 歳以上の方も含む）のことです。

ここでいう「医療的ケア」とは、人口呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為※を言います。

※その他の医療行為

（気管切開の管理、鼻咽頭エアウェイの管理、酸素療法、ネブライザーの管理、経管栄養、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、血糖測定、継続的な透析、導尿、排便管理、痙攣時における座薬の挿入・吸引・酸素投与や迷走神経刺激装置の作動等）

出典：https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/ikeaji.html

【参照条文】

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第 81 号）（抄）

（医療的ケア児支援センター等）

第 14 条　都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下「医療的ケア児支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一　医療的ケア児（18 歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。以下この条及び附則第二条第二項において同じ。）及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うこと。

二　医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

三　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。

四　前３号に掲げる業務に附帯する業務

2　前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3　都道府県知事は、第１項に規定する業務を医療的ケア児支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、医療的ケア児及びその家族その他の関係者がその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

（シ）保健所と市町村の連携に関するもの

愛媛県　Point ●「愛媛県在宅難病患者災害支援の手引き」の改訂

愛媛県保健福祉部が災害時の要配慮者である在宅難病患者の安全を確保するため、主に保健所の役割を示した「愛媛県在宅難病患者災害支援の手引き」を作成しており、市町の個別避難計画に役立てる観点も新たに加えて改訂しました。

［主な改訂点］

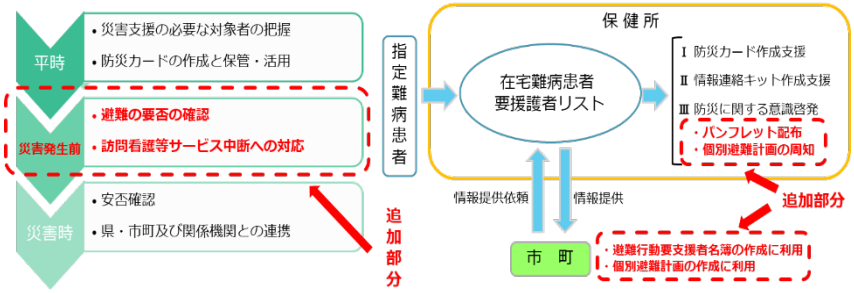

［手引き 見本］

（ス）都道府県による条例の制定に関するもの

留意点

○都道府県において条例を定め、市町村に対し、避難所の指定や整備を行うこと、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載等された情報の提供に関し条例に特別の定めを置くこと、個別避難計画を作成することなど、防災減災の取組を推進することや、自主防災組織などに対し、地区防災計画、個別避難計画、防災訓練に取り組むことなどを内容とする条例を制定している例[注1)]がある。

注1）ひょうご防災減災推進条例

　また、市町村が行う避難行動要支援者の避難支援等に関する体制の整備に対する支援などを都道府県が行うものとすることを規定している例[注2)]がある。

注2）千葉県防災基本条例

○既存の条例を改正して、個別避難計画に関する規定を加えるやり方[注3)]もある。

注3）ひょうご防災減災推進条例

○条例に直接規定せず、条例に基づく指針などで、個別避難計画に言及している例[注4)]がある。

注4）新潟県防災基本条例

○条例を実効あるものとするため、指針、手引、事例集を示している例[注5)]がある。注5）兵庫県：兵庫県災害時における要配慮者支援指針、避難行動要支援者のための個別避難計画作成の手引、兵庫県災害時要援護者支援取組事例集

○都道府県において施行状況を取りまとめて、都道府県防災会議に報告し公表している例[注6)]がある。

注6）千葉県防災基本条例の施行状況

（ス）都道府県による条例の制定に関するもの

新潟県

Point ●「新潟県防災基本条例」を制定（R3.12 月）

〇防災に関する基本理念を定めた、「新潟県防災基本条例」を制定（R3.12 月）。

〇条例制定とともに、その実践を促す取組をとりまとめた「防災に関する県民行動指針」を策定（R4.3月）。

指針の構成は、

①災害を**知**る

②災害に**備**える

③災害に**対応**する

④災害から**再生**する

以上の4ステージとなっており、②（備える）のなかで個別避難計画について紹介し、周知・啓発を図っている。

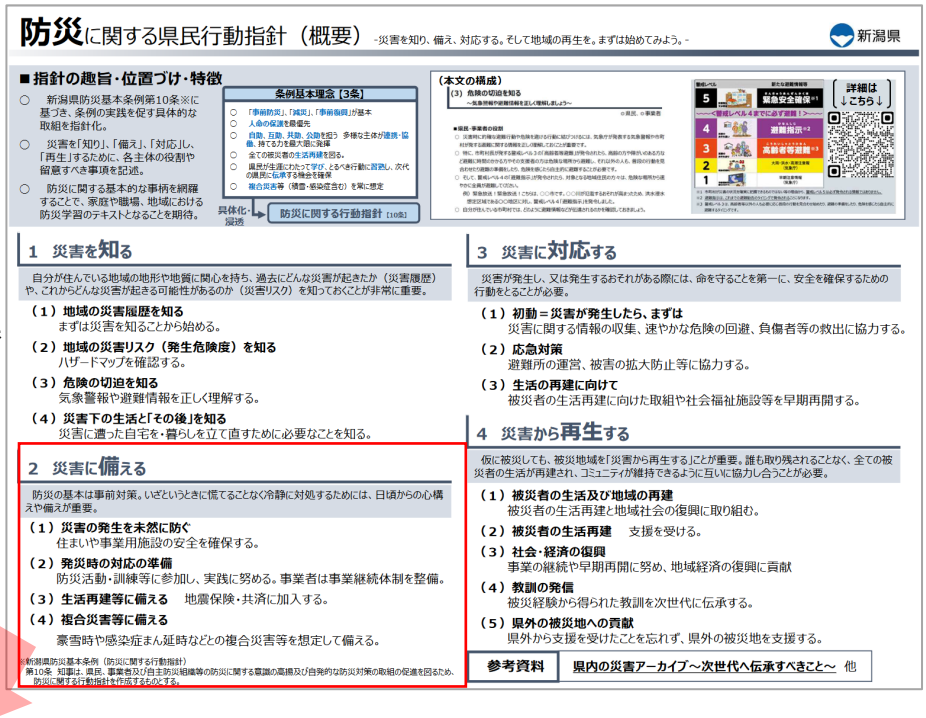

防災に関する県民行動指針（概要）

-災害を知り、備え、対応する。そして地域の再生を。まずは始めてみよう。-

新潟県

■指針の趣旨・位置づけ・特徴

〇 新潟県防災基本条例第10条※に基づき、条例の実践を促す具体的な取組を指針化。

〇 災害を「知り」、「備え」、「対応」し、「再生」するために、各主体の役割や留意すべき事項を記述。

〇 防災に関する基本的な事柄を網羅することで、家庭や職場、地域における防災学習のテキストとなることを期待。

条例基本理念（3条）

〇 「事前防災」、「減災」、「事前復興」が基本

〇 人命の保護を最優先

〇 自助、互助、共助、公助を担う 多様な主体が連携・協働、持てる力を最大限に発揮

〇 全ての県民等の生活再建を図る。

〇 県民が生涯にわたって学び、とるべき行動に習熟し、次代の県民に伝承する機会を確保

〇 複合災害等（積雪・感染症含む）を常に想定

具体化・浸透 → 防災に関する行動指針（10条）

（本文の構成）

（3）危険の切迫を知る

～気象警報や避難情報を正しく理解しましょう～

○県民、○事業者

■現況・事業者の役割

① 近隣住民が集合避難行動や危険を調べる行動に結び付くように、知ってもらうことは、気象庁が発表する気象警報や市町村が発する避難に関する情報を正しく理解し、とおくに行動することが重要です。

② 特に、市町村は現在大雨等による行政職員等業務量が増加されたり、過去のカテゴリ（レベル）のみでは、「避難に時間のかかる方や介護の支援者の方は危険な場所から避難」、「それ以外の人も、確保の行動を見合わせて避難の準備をし、危険を感じたら自主的に避難することが必要です。

③ そして、警戒レベル４の「避難指示」が発令されたら、対象となる地域は原則のみは、危険な場所から速やかに全員が避難してください。

例）緊急放送（緊急放送！こちらは、○○市です。○○地区は土砂災害のおそれが高まったため、洪水・土砂災害警戒区域である○○地区に対し、警戒レベル４（避難指示）を発令しました。

④ 自分が住んでいる市町村では、どのように「避難準備等の情報」が伝達されるかを事前に、確認しておきましょう。

5 緊急安全確保※1

4 避難指示※2

3 高齢者等避難※3

2

1

詳細は↓こちら↓

1 災害を知る

自分が住んでいる地域の地形や地質に関心を持ち、過去にどんな災害が起きたか（災害履歴）や、これからどんな災害が起きる可能性があるのか（災害リスク）を知っておくことが非常に重要。

（1）地域の災害履歴を知る
まずは災害を知ることから始める。

（2）地域の災害リスク（発生危険度）を知る
ハザードマップを確認する。

（3）危険の切迫を知る
気象警報や避難情報を正しく理解する。

（4）災害下の生活と「その後」を知る
災害に遭った自宅を・暮らしを立て直すために必要なことを知る。

2 災害に備える

防災の基本は事前対策。いざというときに慌てることなく冷静に対処するためには、日頃からの心構えや備えが重要。

（1）災害の発生を未然に防ぐ
住まいや事業用施設の安全を確保する。

（2）発災時の対応の準備
防災活動・訓練等に参加し、実践に努める。事業者は事業継続体制を整備。

（3）生活再建等に備える　地震保険・共済に加入する。

（4）複合災害等に備える
豪雪時や感染症まん延時などとの複合災害等を想定して備える。

※新潟県防災基本条例（防災に関する行動指針）
第10条 知事は、県民、事業者及び自主防災組織等の防災に関する意識の高揚及び自発的な防災対策の取組の促進を図るため、防災に関する行動指針を作成するものとする。

3 災害に対応する

災害が発生し、又は発生するおそれがある際には、命を守ることを第一に、安全を確保するための行動をとることが必要。

（1）初動＝災害が発生したら、まずは
災害に関する情報の収集、速やかな危険の回避、負傷者等の救出に協力する。

（2）応急対策
避難所の運営、被害の拡大防止等に協力する。

（3）生活の再建に向けて
被災者の生活再建に向けた取組や社会福祉施設等を早期再開する。

4 災害から再生する

仮に被災しても、被災地域を「災害から再生する」ことが重要。誰も取り残されることなく、全ての被災者の生活が再建され、コミュニティが維持できるように互いに協力し合うことが必要。

（1）被災者の生活及び地域の再建
被災者の生活再建と地域社会の復興に取り組む。

（2）被災者の生活再建　支援を受ける。

（3）社会・経済の復興
事業の継続や早期再開に努め、地域経済の復興に貢献

（4）教訓の発信
被災経験から得られた教訓を次世代に伝承する。

（5）県外の被災地への貢献
県外から支援を受けたことを忘れず、県外の被災地を支援する。

参考資料　県内の災害アーカイブ～次世代へ伝承すべきこと～ 他

防災の基本は事前対策。いざというときに慌てることなく冷静に対処するためには、日頃からの心構えや備えが重要。

（1）災害の発生を未然に防ぐ
住まいや事業用施設の安全を確保する。

（2）発災時の対応の準備
防災活動・訓練等に参加し、実践に努める。事業者は事業継続体制を整備。

（3）生活再建等に備える　地震保険・共済に加入する。

（4）複合災害等に備える
豪雪時や感染症まん延時などとの複合災害等を想定して備える。

※新潟県防災基本条例（防災に関する行動指針）
第10条 知事は、県民、事業者及び自主防災組織等の防災に関する意識の高揚及び自発的な防災対策の取組の促進を図るため、防災に関する行動指針を作成するものとする。

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bosaikikaku/bousaikihonivourei.html

One point！

個別避難計画

⇒ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う人や避難先等の情報を記載した計画のことです。

個別避難計画の記載内容（例）

・要支援者の名前や住所（居所）などの基本情報
・緊急時の連絡先
・避難支援等を必要とする事由（障害の程度、要介護の程度、疾病の種類など）
・「音が聞こえない」「歩行できない」など避難時に配慮が必要な事項
・ハザードマップなどで想定される自宅の被災状況
・避難支援を行う人（組織、団体）の名前や連絡先
・避難場所や避難経路、避難場所までの危険箇所などの情報
・常備薬の置き場所やかかりつけ医、主治医の情報

（ス）都道府県による条例の制定に関するもの

兵庫県

Point ● 条例により個別避難計画作成や取組への参画を促す

「ひょうご防災減災推進条例」（R3.10.6 改正）において、県・市町・事業者・自主防災組織等・県民等が防災減災に向けて取り組む事業を示し、安全で安心な社会づくりを推進している。その中で、①県が市町等の防災減災の取組を促進すること、②市町が個別避難計画作成等の要支援者等の支援事業に取り組むことと、条例制定等により平時から要支援者名簿・個別避難計画情報の地域への提供を進めること、③自主防災組織等が個別避難計画作成へ参画し計画に基づく防災訓練等に取り組むことを促している。

ひょうご防災減災推進条例・前文（抜粋）

平成７年１月 17 日未明、兵庫県南部を襲った地震は、一瞬にして多くの尊い人命と財産を奪い去った。

阪神・淡路大震災は、自然への畏敬の念、共同体意識が希薄となった都市生活の脆ぜい弱さを明らかにし、これまで効率と成長を重視し、安全と安心の視点をおろそかにしてきた社会に大きな警告を発した。

私たちは、この経験から、命の尊さを再確認するとともに、地域での助け合い、国内外からのボランティアの支援等を通じて、人と人とが支え合うことの大切さを改めて実感した。（中略）

阪神・淡路大震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、あわせてこれを知らない県民には正しく伝え、この経験と教訓を活かして、これからの災害に備えることが私たちの責務であることを強く自覚する。これは、東日本大震災、熊本地震等においても改めて認識された。今後、防災減災の取組を一層推進することにより、安全で安心な社会づくりを進めるため、この条例を制定する。

また、条例を実効あるものとするため、事例集等を示している。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/saigaijiyouengosha.html

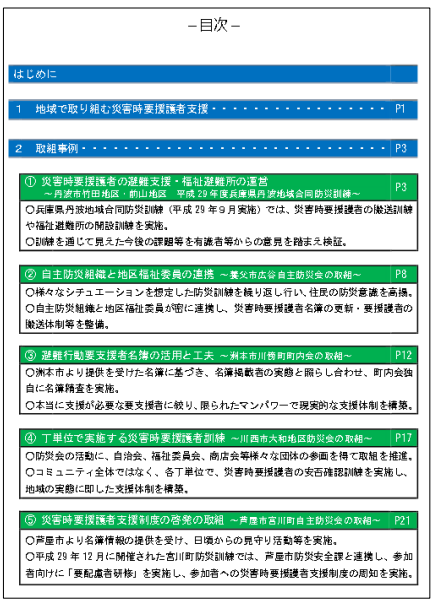

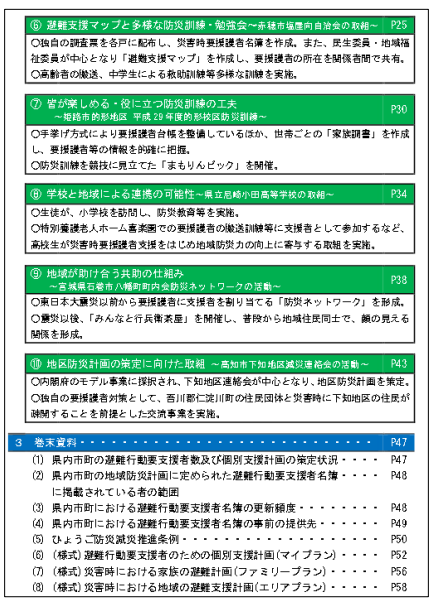

（セ）福祉避難所への直接避難に関するもの

留意点

○福祉避難所への直接の避難を実効的なものとする上で、災害時に福祉避難所となる施設（社会福祉施設等）と平時から連携を図ることは、個別避難計画の実効性や、災害時の避難生活における適切な支援につながる

○このような施設が参画している既存の会議や協議会等の場において説明し、認識を共有することや、当該施設に関係する団体を通じて働きかけを行うことは関係者の理解を得ることにつながる

○都道府県単位で開催される会議や協議会で説明すること、また、都道府県単位の団体に対して都道府県が働きかけることなど、福祉避難所の特設避難に関し、都道府県の果たしうる役割がある

○都道府県が福祉避難所の開設や運営に関する指針やマニュアル等を例示等することで、市町村において指針やマニュアル等の整備が進み、福祉避難所の開設のタイミングや手順、役割が具体的になることで施設側の不安の解消が図られ、福祉避難所への直接避難の促進につながる

（セ）福祉避難所への直接避難に関するもの

福島県

Point ● 福祉避難所への直接避難の実施に向けて

令和4年9月16日に、障がい福祉サービス事業所などの関係団体が参加する既存の会議を活用し、福祉避難所への直接避難の実施に向けた課題について、認識の共有を図った。

従来の福祉避難所への二次避難は、現実的に実施できるか不安があるとの声があったため、だからこそ、個別避難計画を作成し、誰が、いつ、どのように避難をするか事前に整理しておくことが重要で、個別避難計画の作成と福祉避難所への直接避難は、取組の両輪である旨を説明した。

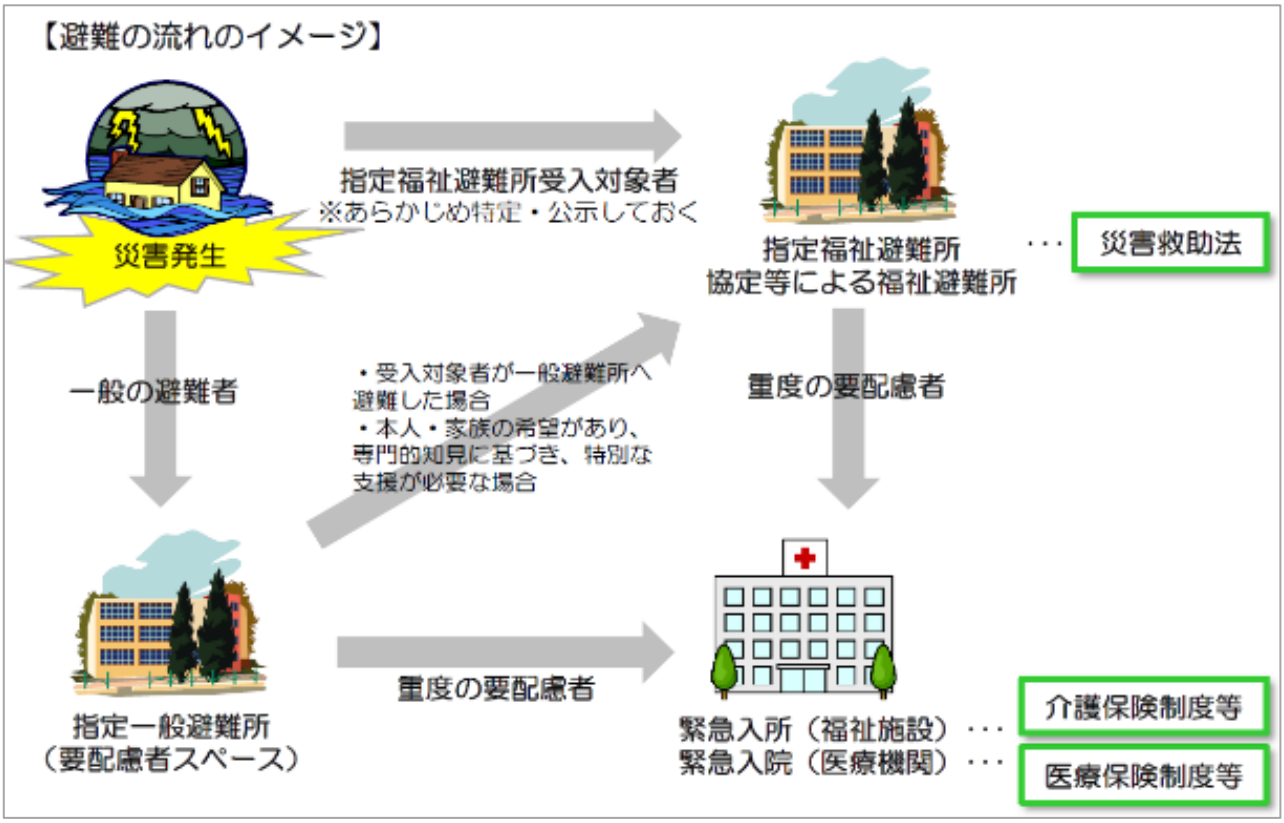

4. 個別避難計画作成を進める上での課題と対応方策

ノウハウ共有ミーティングなどモデル事業を通じて明らかになった個別避難計画作成を進める上での課題と、対応方策などについて整理しました。

課題１ 庁内連携

個別避難計画に係る取組において、庁内の防災、福祉、保健などの関係する部局課室の間における連携体制づくりは、取組の行方を左右するので、取組の最初のステップとして、庁内連携に取り組むことが課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○個別避難計画に係る取組が進展している市町村は、防災、福祉、保健などの庁内の関係する部局や課室の協力や連携ができています。

○庁内外の関係者に対して「100 点を目指さず、まず始めること」や「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めます。

○連携して取り組む関係する部局課室を増やすことで、一緒に考え、庁外の関係者への働きかけ、調整、具体的な計画づくり、避難訓練などの取組を実施しやすい環境づくりにつながります。

○検討や企画などの初期段階から関係部局、関係機関、当事者団体などの個別避難計画作成の取組に係る関係者に携わってもらいましょう。

【取組の具体的な方向性】

○防災、福祉、保健などの関係部局と都道府県の関係部局など関係者間で（月に１回など）定期的に情報交換をするなど、連携する機会を設けます。

○既存の会議も含めて関係者が出席する会議、研修、説明会など様々な機会を通じて関係者と対話して意見を聞き、必要に応じて取組に反映させます。

○庁内の関係する部局、課室、班、係などの間で顔の見える関係を築くためには、実際に会って話し合うことが大切です。

○このよう庁内の関係者との関係づくりには、直接、対面で会話や意見交換できる場があると効果的に進めることができます。（打合せ、会議、研修、協議会、交流会、各種の行事など、既存の場があれば、その場を活用します。）

○国や都道府県主催の個別避難計画に関する会議等がある場合には、庁内の関係する部局や課室が揃って参加し、共通の認識の下に取組を進めます。

【取組事例】

○京都府内の市町村で取組が進んでいるところは「庁内協働」ができており、関係課での情報共有がスムーズに行われています。

○長崎県内において取組が進んでいる市町は庁内連携ができています。

○宮崎県宮崎市では、福祉専門職や避難支援等関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めています。

課題２ 本人参画

避難行動要支援者お一人お一人ごとに作成する個別避難計画は、避難支援等を実施する際に支援者がどのような点に留意することが必要であるかについて関係者と避難行動要支援者本人が情報を共有し、一緒に考え、認識を共有し、訓練等で確認することが計画の実効性の確保につながるため、本人参画に取り組むことが課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○検討や企画などの初期段階から関係部局、関係機関、当事者団体などの個別避難計画作成の取組に係る関係者に携わってもらいましょう。

○既存の会議も含めて関係者が出席する会議、研修、説明会など様々な機会を通じて関係者と対話して意見を聞き、必要に応じて取組に反映させます。

○説明等を行う時には、避難行動要支援者本人に対して、本人に向かって説明を行います。（支援者、家族、手話通訳者などに本人以外の方に話しかけるのではなく、本人に向かって話しかけます。）

○当時者の団体、支援者の団体、患者会などと連携し、本人や家族が参加しやすい環境を整えます。

【取組の具体的な方向性】

○避難行動要支援者と平素から関係のある福祉専門職などの関係者から説明することや働きかけを行うことは、計画作成の同意や、計画に記載等されている情報の提供の同意につながります。

○個別避難計画の作成において、避難行動要支援者自身の状況を関係者に話すことに抵抗や不安がある場合、個別避難計画を作成することは御自身の避難の可能性が高まることや、個人情報保護に係る災害対策基本法や個人情報保護法に基づく措置について丁寧に説明して同意を得ることに努める一方、無理強いをしないことも大事です。

○本人と関係者間の間で顔の見える関係を築くためには、実際に会って話し合うことが大切です。

○このような、避難行動要支援者本人との関係づくりには、直接、対面で会話や意見交換できる場があると効果的に進めることができます。（打合せ、会議、研修、協議会、交流会、各種の行事など、既存の場があれば、その場を活用します。）

○聴覚、視覚あるいは肢体などに障害※がある場合には、個別避難計画に係る取組の各段階で、本人の状況に応じて、情報保障などの合理的配慮を行うことが、本人が個別避難計画の作成にしっかりと参画した実効性の高い計画づくりにつながります。

（配慮の例）

・会議などの冒頭で説明や話し合うときに留意するべきことを共有します。（呼びかけをしっかりとする、左右は説明者から見ての左右でなく本人から見ての左右で説明する、「ここ」や「そこ」などの指示語は使わないなど）

・手話や指点字などコミュニケーションをとれる方が同席します。

・意思疎通を支援し、円滑化するためのツールを活用します。（コミュニケーション支援ボード、聴覚障がい者等支援アプリ「こえとら」、視覚障がい者向けアプリ「視覚障がい者向け使い方教室 for iPhone」など）

・通路等に段差のある場合、携帯スロープを架けます。

※身体のみではなく、知的、精神などの障害も含む。

○避難行動要支援者と同性の方に避難支援等実施者を引き受けてもらうことは、当該避難行動要支援者の安心につながります。

【取組事例】

○愛知県岡崎市では、岡崎肢体不自由児・者父母の会と連携することにより、顔の見える関係者と安心して取り組める環境づくりを行い、実効性のある個別避難計画づくりを進めています。

○長崎市では避難行動要支援者と平素から関係のある福祉専門職から説明などの働きかけを行うことで、個別避難計画の作成や計画に記載等された情報を提供することについて、モデル事業の取組において100%近くの方から同意を得ることができました。
○福島県では「個別避難計画は『行政があなたを助ける計画』ではなく、『あなたが（支援者と共に）自身を助ける計画」を基本として「要支援者の主体性を大切に」しています。

課題３ 地域との関係づくり

個別避難計画を作成する際には、避難支援等実施者に関する調整や、避難経路の検討などを行うが、これらを行うに当たっては、住民、自治会、自主防災組織など地域の関係者でないと知らない情報や知恵が重要であり、地域の関係者からでないと出てこないアイデアがあるため、地域との関係づくりが課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○個別避難計画の作成に取り組むプロセスにおいて、地域の防災や福祉の関係者が越境し連結が図られ、地域の関係者が地域の災害リスクに向き合い、地域に避難行動要支援者がいることを知り、地域調整会議など関係者が当該避難行動要支援者の個別避難計画を一緒に考えることは、地域ぐるみでの避難を考える契機になることから、個別避難計画作成の取組は地域づくりの取組に資するものであり、また、地域づくりに取り組むことは個別避難計画作成の取組にも資するものであることから、個別避難計画づくりと地域づくりに並行して取り組むことは、相乗効果を得ることが可能となります。
○個別避難計画に係る取組に関係者の参画を得るためには、協力を依頼する際には、個別避難避難計画に係る取組の段取りや手順、また、留意事項などを可能な限り、例などを用いつつ、具体的に説明し、関係者から要望がある場合には、避難行動要支援者の自宅などを訪問する際に同行し、説明の補助や、質疑に対応するなど関係者の負担の軽減が図られるよう留意します。
○自主防災組織、自治会、住民などの地域の関係者の気持ちや思いを大切にし、地域の取組を応援する姿勢で向き合います。
○自主防災組織、自治会、住民などの地域の関係者に対して個別避難計画の必要性や推進を図ろうとしているなどの市町村としての考えや姿勢を、しっかりと示すことは、関係者に安心して取り組んでいただくことにつながります。
○検討や企画などの初期段階から関係部局、関係機関、当事者団体、自治会や自主防災組織などの個別避難計画作成の取組に係る関係者に携わってもらいましょう。
○自主防災組織や自治会など地域の関係者の協力を得るには、可能な限り負担の軽減が図られるよう、どのような方法がよいのか、関係者から意見をいただきつつ、不断に見直し、検討を図ります。

【取組の具体的な方向性】

○既存の会議も含めて関係者が出席する会議、研修、説明会など様々な機会を通じて関係者と対話して意見を聞き、必要に応じて取組に反映させます。
○自主防災組織、自治会、住民などの地域の関係者間の間で顔の見える関係を築くためには、実際に会って話し合うことが大切です。
○地域との関係づくりには、直接、対面で会話や意見交換できる場があると効果的に進めることができます。（打合せ、会議、研修、協議会、交流会、各種の行事など、既存の場があれば、その場を活用します。）
○地域、福祉専門職、行政が連携して個別避難計画を作成するには、関係者の認識共有が大事である

ことから、事業の開始時点、年度の始まり、取組の節目などのタイミングを捉え、セミナー、研修会、協議会などの場で関係者の頭合わせを行うことは有効です。

○住民、自治会、自主防災組織など地域の関係者と対面で、直接、お話しをすることで生まれる信頼関係もあることから関係する部局の職員が地域に出向きます。

【取組事例】

○兵庫県宝塚市では、「みんなで助ける」ではなく「みんなで助かる」を基本とすることで、地域の主体性を引き出しました。

○兵庫県宝塚市では、関係者の取組、活動の現場や事務所に伺うこと、また、関係者とお会いする機会や回数を増やし、顔の見える関係づくりを行うことで、関係者からの説明の依頼や、協力の申出が増え、取組が急速に広がりました。

○宮崎県宮崎市では、福祉専門職や避難支援等関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めています。

　完璧な記載とできない箇所があるなど完璧でなくともまずは個別避難計画づくりを行うことで、避難行動要支援者も一緒に考えるきっかけになる。また完璧でない箇所についても、関係者が一緒に話し合い、考える過程が地域の繋がりの深化につながります。

課題４　福祉専門職等の参画

　避難行動要支援者の状態をよく知り、関係性もあることから、ケアマネジャー、相談支援専門員、保健師などの福祉専門職等の参画を得ることは重要である一方、福祉専門職等を防災担当の温度差は想像以上に大きい場合があり、また、これらの方々は多忙でもあることなどから計画作成の取組への参画をどのようにして得るかが課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○ケアマネジャー、相談支援専門員、保健師などの福祉専門職等の関係者に対して個別避難計画の必要性や推進を図ろうとしているなどの市町村としての考えや姿勢を、しっかりと示すことは、関係者に安心して取り組んでいただくことにつながります。

○検討や企画などの初期段階から関係部局、関係機関、当事者団体、福祉専門職等などの個別避難計画作成の取組に係る関係者に携わってもらいましょう。

○既存の会議も含めて福祉専門職等の関係者が出席する会議、研修、説明会など様々な機会を通じて関係者と対話して意見を聞き、必要に応じて取組に反映させます。

○個別避難計画に係る取組に福祉専門職等の関係者の参画を得るためには、協力を依頼する際には、個別避難計画に係る取組の段取りや手順、また、留意事項などを可能な限り、例などを用いつつ、具体的に説明し、関係者から要望がある場合には、避難行動要支援者の自宅などを訪問する際に同行し、説明の補助や、質疑に対応するなど関係者の負担の軽減が図られるよう留意します。

○福祉専門職等の参画を得るためには、可能な限り負担の軽減が図られるよう、どのような方法がよいのか、関係者から意見をいただきつつ、不断に見直し、検討を図ります。

【取組の具体的な方向性】

○福祉専門職等と防災担当の温度差は想像以上に大きい場合があるので、福祉専門職等の協力を得、個別避難計画に係る取組を円滑に進めるためには、災害の切迫性などの必要性とともに、どのような役割をお願いするのか、納得が得られるよう、具体的かつ丁寧に説明します。

○個別避難計画に係る取組に参画することは、福祉専門職等が属する福祉事業者にとっては、避難訓

練の実施、災害時の安否確認、避難先の把握など福祉事業者にとっても事業継続計画（BCP）などの面からメリットがあります。メリットがあることが伝わると、「できない」の話し合いではなく、「これはできる」の話し合いを行い、建設的な協議を行い、取組を前に進めることが可能となります。

○既存の会議も含めて関係者が出席する会議、研修、説明会など様々な機会を通じて福祉専門職と市役所や町村役場の間で相互に認識を共有し、協力できる関係づくりを行い計画作成の取組への参画を得ます。

○ケアマネジャー、相談支援専門員、保健師などの関係者と相互に顔の見える関係を築くためには、実際に会って話し合うことが大切です。

○このような福祉専門職等との関係づくりには、直接、対面で会話や意見交換できる場があると効果的に進めることができます。（打合せ、会議、研修、協議会、交流会、各種の行事など、既存の場があれば、その場を活用します。）

○福祉専門職等、地域、行政が連携して個別避難計画を作成するには、関係者の認識共有が大事であることから、事業の開始時点、年度の始まり、取組の節目などのタイミングを捉え、セミナー、研修会、協議会などの場で関係者の頭合わせを行うことは有効です。

○既存の会議も含めて関係者が出席する会議、研修、説明会など様々な機会を通じて福祉専門職等と市役所や町村役場の間で相互に認識を共有し、協力できる関係づくりを行い計画作成の取組への参画を得ます。

○都道府県や市町村が、福祉専門職向けの説明会や研修会で個別避難計画作成の概要等を説明や言及し周知を図ることで、個別避難計画について専門職の理解を促進し、市町村の取組を間接的に支援することができます。

【取組事例】

○宮崎県宮崎市では、福祉専門職や避難支援等関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めています。

課題５　避難支援等実施者など地域で支援してくれる方の確保

個別避難計画において、避難支援等実施者は、記載等するものとされている一方、避難支援等実施者となることに不安を感じる方もいらっしゃいます。このため、不安を解消し、避難支援等実施者を引き受けていただける環境の整備が課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○避難支援等実施者など地域で支援してくれる方の候補となり得る方々に対して個別避難計画の必要性や推進を図ろうとしているなどの市町村としての考えや姿勢を、しっかりと示すことは、関係者に安心して取り組んでいただくことにつながります。

○個別避難計画の作成に取り組むプロセスにおいて、地域の防災や福祉の関係者が越境し連結が図られ、地域の関係者が地域の災害リスクに向き合い、地域に避難行動要支援者がいることを知り、地域調整会議など関係者が当該避難行動要支援者の個別避難計画を一緒に考えることは、地域ぐるみでの避難を考える契機になることから、個別避難計画作成の取組は地域づくりの取組に資するものであり、また、地域づくりに取り組むことは避難支援等実施者の確保など個別避難計画作成の取組にも資するものであることから、個別避難計画づくりと地域づくりに並行して取り組むことは、相乗効果を得ることが可能となります。

○避難行動要支援者も含め地域のみんなで避難する機運を醸成します。（当該避難行動要支援者の避難支援等の全きは、避難支援等実施者一人で実現するものではなく、地域全体として実現するものであり、個別避難計画は地域にいくつもあるセーフティネットの一つですが、全部ではありません。）

○避難支援等実施者を引き受けていただくためには、可能な限り負担の軽減が図られるため、また、安心感を得ることができるためには、どのような方法がよいのか、関係者から意見をいただきつつ、不断に見直し、検討を図ります。

【取組の具体的な方向性】

○関係者が参加している既存の会議、説明会、研修会などの開催や、広報紙の発行などの機会を捉え、避難支援等実施者に関する普及啓発を図ります。

○避難訓練などの機会を捉え、避難行動要支援者と避難支援等実施者となり得る方々の関係づくりを行います。

○抽象的に避難支援等をしていただきたい旨、お願いした場合、お願いされた方は、具体的に何をすればよいかわからないため避難支援等の内容を過大に捉え、不安を感じる場合があることから、避難経路の出発地と到着地の住所や施設名、また、距離など必要な避難支援等の内容を具体的に伝えます。

○避難行動要支援者、自治会や自主防災組織、避難支援等実施者の候補者などの関係者に次のことを丁寧に伝えます。

・個別避難計画は、避難の可能性を高める性格のものであること
・避難支援等実施者などの関係者は、避難支援等の実施に係る法律上の義務や責任は課されていないこと
・避難支援等実施者は、個人名でなく、組織や団体の名称を記載しても問題ないこと
・避難支援等実施者自身や、その家族の安全を優先し、その上で、大雨、台風、洪水、崖崩れ、高潮、地震などにより災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、対応できる状況において、避難情報の伝達、安否の確認、避難の支援などのうちから、できる種類の協力を行うことでよいこと
・避難行動要支援者によって、必要な避難支援等の内容や範囲は異なること
・避難支援等実施者が避難支援等を実施することができない場合はあること

【取組事例】

○福祉専門職や避難支援等関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めている団体もあります。（宮崎県宮崎市）

○地域に何度も足を運ぶ、活動や取組の現場に直接出向くなど、行動で市町村の「やる気」や「本気」を目に見えるかたちで見せることで避難支援等実施者になってもらえるケースもあります。（宮城県塩竈市）

○避難行動要支援者と避難支援等実施者を固定的にした場合、人的なリソースを柔軟な配分することが困難になります。リソースには限界があるため、柔軟な配分が可能となるよう、アプリを活用し避難支援が必要なときに、対応が可能な方が避難支援等を実施することに取り組んでいる団体があります。（静岡県富士市）

○避難支援等実施者をより幅広い層が引き受けていただけるように、訴求する層の拡大に努めることも大事です。このような観点から避難支援等実施者をボランティアとして広く募集することに取り組んでいる団体もあります。（愛知県美浜町）

課題６ 地域調整会議等

実効的な個別避難計画を作成する上で、避難行動要支援者ご本人や家族、自治会などの地域の関係者、防災、福祉、保健などの団体や機関などの関係者、福祉専門職、市町村や都道府県の担当者が情報を共有し、災害リスクに関する認識を共有し、避難支援等について一緒に考えることが有効であることから、地域調整会議等にどのように取り組むかが課題となります。

（対応方策）

【考え方】

○地域調整会議に取り組む場合、新たに地域調整会議を作る前に、現在、それぞれの地域で行われている情報交換を行うことを含む地域活動を把握し、その中に地域調整会議の場となり得る地域活動がないか、それぞれの地域ごとに考える。このためには、市役所や町村役場の職員が地域活動の関係者とつながり、地域調整会議の場となり得る地域活動を探し、地域活動の関係者の協力を得て、地域と福祉専門職をつないでいきます。

地域調整会議の場となり得る地域活動がなく、新たに作ることが必要な場合には、新たに地域調整会議を作ります。

【取組の具体的な方向性】

○地域調整会議など地域で行う会議の場では、話し合っている内容を見える化することで、参加者全員が同じ情報を共有しながら進行できるため、次第や議題からそれることなく、効率的に進めることができます。

○地域調整会議や地域力アセスメントなどを実施するときには、会議の進行役や板書役を置くことで、円滑に会議が進みます。

○地域調整会議の本番では後ろ向きの発言が出ないように、事前に出席予定者が避難行動要支援者の避難支援等を一緒に前向きに考えることができるように出席予定者と話し合い、根回しを行い、頭を合わせた上で、地域調整会議を開催することが望ましいです。このように行うことは、時間や手間がかかることでありますが、個別避難計画の作成に取り組む際には、念頭に置いておきます。

なお、出席者から否定的な発言があった場合、避難に後ろ向きになってしまう恐れがあるため、地域調整会議に避難行動要支援者本人が出席する場合には、この頭合わせは重要となります。〃

○聴覚、視覚あるいは下肢などに障害がある等の避難行動要支援者の状況に応じて避難支援等実施者などの関係者が、避難行動要支援者に対して避難支援等を実施する際に必要な配慮が行えるように、事前に本人から避難支援等を行う際に留意するべきことを聞き取り、共有します。

○聴覚、視覚あるいは下肢などに障害※がある場合には、個別避難計画に係る取組の各段階で、本人の状況に応じて、情報保障などの合理的配慮を行うことが、本人が個別避難計画の作成にしっかりと参画した実効性の高い計画づくりにつながります。

（配慮の例）

・会議などの冒頭で説明や話し合うときに留意するべきことを共有します。（呼びかけをしっかりとする、左右は説明者から見ての左右でなく本人から見ての左右で説明する、「ここ」や「そこ」などの指示語は使わないなど）

・手話や指点字などコミュニケーションをとれる方が同席します。

・意思疎通を支援し、円滑化するためのツールを活用します。（コミュニケーション支援ボード、聴覚障がい者等支援アプリ「こえとら」、視覚障がい者向けアプリ「視覚障がい者向け使い方教室 for iPhone」など）

※身体のみではなく、知的、精神などの障害も含む。

○地域調整会議で話し合いが上手くいかなかった場合にも、理由を聞き、原因を把握しておくことは、以後の取組への大きなヒントとなることから、原因・理由を理解して取組に反映します。

【取組事例】

○宮崎県宮崎市では、福祉専門職や避難支援等関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めています。

○静岡県富士市では、モデル事業において、市職員が進行役となることで会議が円滑に進みました。

○静岡県富士市では、令和３年度から引き続き個別避難計画の作成に取り組んだ町内会では、事前調整～計画作成※の所要時間が、２時間（令和３年度）から１時間（令和４年度）へと短縮することができています。

※「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」のP. 18で示している取組の段取りと段階であるステップのステップ５（本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等）とステップ６（市町村、本人・家族、福祉や医療、自治会などの関係者による個別避難計画の作成）に、おおよそ相当する。

課題７　避難行動要支援者も含め地域ぐるみで避難する機運の醸成

個別避難計画の性格は、避難の可能性を高めるものであり、避難支援等実施者が支援できない場合もあることから、地域全体で支援する機運を醸成することが課題となっています。地域全体で支援する機運が醸成されることは、避難支援等実施者となることへの不安の解消にも役立つものと考えられます。

（対応方策）

○長崎県長崎市では「災害が起きてもみんなが助かるまちを目指して」ということを大事にして取組を進めています。

○宮崎県宮崎市では、福祉専門職や避難支援等関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めています。

完璧な内容を記載できない箇所があるなど、完璧な個別避難計画でなくとも、まずは計画づくりに取り組むことで、避難行動要支援者本人や家族、地域や福祉などの関係者が一緒に考えるきっかけになります。また完璧でない箇所やすぐに解決しないことについても、関係者が一緒に話し合い、考える過程が地域のつながりを強め、コミュニティのレジリエンスを深化させ、地域ぐるみで避難させる機運の醸成につながります。

課題８　避難訓練

個別避難訓練が実際の災害時に機能するか考える上で、避難訓練を通じて確認や検証することは有効である一方、訓練には様々な種類のものがあり、種類ごとに準備の内容、関係者の範囲、事務量などが異なることから、避難訓練の準備や実施が課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○避難訓練は、実施することにより個別避難計画の実効性を確認できるとともに、実際の避難行動につながることから、個別避難計画に係る訓練を実施します。

○個別避難計画に係る避難訓練は、総合防災訓練のような大がかりなものだけではなく、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者が自宅で行うなど、参加者、所要時間、実施場所など様々な工夫が可能であり、様々な在り方があるので、関係者の心理的なハードルを下げ、できることから始めることが大事です。

○避難訓練は、避難行動要支援者と避難支援等実施者となり得る方々の関係づくりを行う場としても

有効です。

○関係者が災害時の避難について具体的なイメージを持てない場合、まず最初に避難訓練を行い、避難で経験したことや体験したことを、個別避難計画として計画に落とし込むという活用方法もあります。

○連携して取り組む関係する部局課室を増やすことは、一緒に考え、庁外の関係者への働きかけ、調整、具体的な計画づくり、避難訓練などの取組を実施しやすい環境づくりにつながります。

○避難訓練は、避難行動要支援者と避難支援等実施者となり得る方々の関係づくりを行う場としても有効です。

○個別避難計画に係る取組に参画することは、福祉事業者にとっては、避難訓練の実施、災害時の安否確認、避難先の把握など福祉事業者にとっても事業継続計画（BCP）などの面からメリットがあります。

【取組の具体的な方向性】

○自治会や自主防災組織の避難訓練や防災訓練、福祉避難所の開設訓練などの機会を捉えて、避難行動要支援者も参加することや、個別避難計画に係る訓練を併せて実施します。

○個別避難計画に係る避難訓練は、個別避難計画に記載等されている避難先や、避難支援等実施者と合流する場所（玄関先等）まで移動すること、避難支援等実施者との間で情報の伝達や安否の確認の手順を確認すること、個別避難計画を眺めつつ災害時に避難先まで移動するようすを頭の中で考えることなど、様々な在り方があるので、心理的なハードルを下げ、できることから始めます。

○個別避難計画作成の取組については、はじめから高い完成度を求めるのではなく、まずは、内容を埋めてみて、避難訓練や更新を重ねて完成度を高めていきます。

○聴覚、視覚あるいは肢体などに障害がある等の避難行動要支援者の状況に応じて避難支援等実施者などの関係者が、避難行動要支援者に対して避難訓練の際に必要な合理的配慮が行えるように、事前に本人から避難支援等を行う際に留意するべきことを聞き取り、事前に説明や研修を行い共有します。

○聴覚、視覚あるいは肢体などに障害※がある場合には、個別避難計画に係る取組の各段階で、本人の状況に応じて、情報保障などの合理的配慮を行うことが、本人が個別避難計画の作成にしっかりと参画した実効性の高い計画づくりにつながります。

（配慮の例）

・会議などの冒頭で説明や話し合うときに留意するべきことを共有します。（呼びかけをしっかりとする、左右は説明者から見ての左右でなく本人から見ての左右で説明する、「ここ」や「そこ」などの指示語は使わないなど）

・手話や指点字などコミュニケーションをとれる方が同席します。

・意思疎通を支援し、円滑化するためのツールを活用します。（コミュニケーション支援ボード、聴覚障がい者等支援アプリ「こえとら」、視覚障がい者向けアプリ「視覚障がい者向け使い方教室 for iPhone」など）

・通路等に段差のある場合、携帯スロープを架けます。

・避難訓練の実施にあたり、事前研修として車いすの操作講習を行います。

※身体のみではなく、知的、精神などの障害も含む。

【取組事例】

○静岡県富士市では、訓練前の事前研修として車いすの操作講習を行ったことで、避難行動要支援者と避難支援等実施者の双方が安心して訓練に参加することができました。

○愛知県岡崎市では「避難さんぽ」、高知県黒潮町では「お試し避難訓練」を実施し、訓練のハードルを下げる取組をモデル事業において実施しています。また、愛知県岡崎市では、避難訓練を実施、

その経験や体験したことを個別避難計画に落とし込むやり方でも取組を進めています。

課題９　既存の制度、活動、取組などの活用避難訓練

個別避難計画づくりは、高齢の方や障害のある人などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難な方の避難の実効性を確保することが目的であり、新しく取組や活動を始めること自体が目的ではないため、既存の制度、活動、取組などの活用が課題となります。

（対応方策）

○個別避難計画を担当している部局や課室とは違う部局や課室で、個別避難計画に相当する取組がある場合には、このような取組を活用を図ります。（難病患者等に係る災害時の対応に関する計画、マイ・タイムライン、避難カード、安心カード、支え合いマップづくり、などが考えられます。）

○自主防災組織による避難訓練が行われている、コミュニティタイムラインやマイ・タイムラインづくりが行われているなど、従前からの取組がある地域では、このような取組の延長として個別避難計画につなげます。

○新たに地域調整会議を作る前に、現在、それぞれの地域で行われている情報交換を行うことを含む地域活動を把握し、その中に地域調整会議の場となり得る地域活動がないか、それぞれの地域ごとに考える。このためには、市役所や町村役場の職員が地域活動の関係者とつながり、地域調整会議の場となり得る地域活動を探し、地域活動の関係者の協力を得て、地域と福祉専門職をつないでいきます。

　地域調整会議の場となり得る地域活動がなく、新たに作ることが必要な場合には、新たに地域調整会議を作ります。

○重層的支援体制整備事業に移行し、障害、高齢、難病などの分野や、福祉サービスの利用の有無を問わず、分野を超えた連携を目指している団体では、このような取組と連携して、個別避難計画に取り組むことも有効です。

○大阪府枚方市では、避難訓練やコミュニティタイムラインづくりの取組の中で地域に避難行動要支援者がいることの気づきが得られるようにしたところ、これらのことに取り組む複数の地域で「一緒に避難する必要がある人（避難行動要支援者）も把握しよう。」という声が挙がりました。

【取組事例】

○兵庫県宝塚市では、市民が親しんでいる避難カードを活用することや、既存の取組を少しかえるなど小さなことを丁寧に積み重ねることで取組を前に進めています。

○長崎県長崎市では、市民が親しんでいる安心カードを活用しています。

○愛知県岡崎市では、重層的支援体制整備事業に移行し、障害、高齢、難病などの分野や、福祉サービスの利用の有無を問わず、分野を超えた連携に取り組んでいることから、個別避難計画についても連携して取り組んでいます。

課題 10　持続性の確保

個別避難計画は体制の整備を図る段階に始まり、取組の各段階において様々な課題に対応していくことが必要であるとともに、計画を作成して終わりではなく、避難訓練の実施、更新や見直しなどの実効性の確保に取り組むことが必要となるため、持続性の確保が課題となる。

（対応方策）

【考え方】

○個別避難計画に係る取組には多くの課題があるが、正解はないため、その課題に関し取り組んだこと、考えたことは、どのようなことでも前進と、前向きに考え取組を前に進めます。

○実際の計画づくりを通じて経験やノウハウを得るために１件を作成することも重要であるが、庁内連携や地域の理解を得るなどのプロセスに丁寧に取り組むことも同じように重要です。
○個別避難計画作成の大きな目標は「災害時に誰一人取り残さない」こと。計画を作成することを目的ではなく、平時から災害時までいかすことができる、地域や関係団体が参加した取組とすることが一つの理想です。そのためには、地域や福祉専門職のみに頼った計画づくりではなく、市町村を中心に、関係者と一緒に、みんなで計画づくりを進めることが大切であることを理解します。

【方法や手段】

○どのように取り組めば良いか悩むときには、庁内外の関係者に声をかけ、巻き込み、相談するなど、関係者と一緒に取り組み、各分野の知識を共有し、取組の方向性を見いだすことにつなげます。
○調整などが上手くいかなかった場合に理由を聞くと取組の大きなヒントとなることから、原因・理由を理解して取組に反映させます。
○個別避難計画に取り組む他の自治体との率直な意見交換は、気づきや学びが得られる非常によい機会であるため、このような機会には、上手くいかなかった事例も積極的に共有します。
○庁内外の関係者に個別避難計画に関係する取組への参画を得て持続的な取組とするためには、可能な限り負担の軽減が図られるよう、どのような方法がよいのか、関係者から意見をいただきつつ、不断に見直し、検討を図ります。

【取組の具体的な方向性】

○自主防災会や自治会などの個別避難計画の取組に協力いただいている団体の役員交代時には、丁寧に説明を行います。
○担当課、担当係、担当者だけでやろうとせず、協議の場を設置する。ただし、担当課、担当係、担当者として理想とする（目指すべき）姿は持っておきます。
○既存の活動や取組等の延長など取組やすい活動等から始める。例えば、コミュニティタイムラインづくりのために地域の災害リスクをまち歩きによって把握する取組を行い、地域に避難行動要支援者がいらっしゃることを知ることを通じて、個別避難計画づくりにつなげます。
○自主防災会や自治会などの個別避難計画の取組に協力いただいている団体の役員交代時には、丁寧に説明を行います。
○本人に記入してもらうために文書（個別避難計画の様式等）を送付する場合、記入しやすいよう、事前に本人情報（氏名、住所、生年月日等）の印字や、☑（チェック式）にする等、工夫することで、返信率を上げることができます。（宝塚市で活用しているナッジ理論を活用することも有効です。）
○避難は「難」を避ける行動であり、避難する先は、避難所だけではなく、別の場所に住む家族宅や、親戚・知人宅なども避難先となり得ることを伝えます。また、ハザードマップ等で自宅や施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること（退避）により、計画的に身の安全を確保することも可能であること（自宅の、普段、生活している部屋が、ハザードマップで安全であることが確認できる場合、その部屋に留まることができること）を伝えます。

【取組事例】

○大阪府枚方市では、既存の取組の延長でも計画づくりに取り組んでおり、このような取組の中で地域に避難行動要支援者がいることの気づきが得られるようにしたところ、避難訓練やコミュニティタイムラインづくりに取り組む複数の地域で「一緒に避難する必要がある人（避難行動要支援者）も把握しよう。」という声が挙がりました。
○長崎県長崎市では「100 点を目指さず、まず始めること」を意識して取組を進めている。
○宮崎県宮崎市では、福祉専門職や避難支援等関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進

めている。
　完璧な記載とできない箇所があるなど完璧でなくともまずは個別避難計画づくりを行うことで、避難行動要支援者も一緒に考えるきっかけになる。また完璧でない箇所やすぐに解決しないことについても、関係者が一緒に話し合い、考える過程が地域の繋がりを強め、コミュニティのレジリエンスの深化につながる。

課題 11　質と量の両立

個別避難計画の作成について、最初から効率を求める必要があるということではありませんが、人口多い（避難行動要支援者の比率が高い）、ハザードマップ上で危険な場所が多いなど、優先して作成すべき避難行動要支援者が多い場合などには効率化（質と量の両立）が課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○個別避難計画の作成に要する時間は、計画作成に係る経験の蓄積を図ることで短縮が図られていきます。このように効率化は取組の結果として得られるものであることから、効率化そのもののために、実効性の確保することなど大事にするべきことが犠牲とならないように留意しつつ進めることが、効率化に取り組む場合には必要となります。

【取組事例】

○静岡県富士市では、令和３年度から引き続き個別避難計画の作成に取り組んだ町内会では、事前調整～計画作成※の所要時間が、２時間（令和３年度）から１時間（令和４年度）へと短縮することができました。

※「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の P. 18 で示している取組の段取りと段階であるステップのステップ５（本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等）とステップ６（市町村、本人・家族、福祉や医療、自治会などの関係者による個別避難計画の作成）に、おおよそ相当します。

課題 12　何をすればよいかわからない（これから計画作成に取り組む、試行的に作成したが取組が停滞しているなど）

個別避難計画の作成については、多くの関係者を巻き込みながら多数の計画づくりに取り組むことに対する心理的なハードルがあることなどが原因となり、個別避難計画の作成に着手できない、試行的に作成したが取組が停滞していることが課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○できることから、できる方法で、まず、行動します。

○個別避難計画作成の取組については、はじめから高い完成度を求めるのではなく、まずは、内容を埋めてみて、避難訓練や更新を重ねて完成度を高めていきます。

【取組の具体的な方向性】

○担当者自身が１件でも個別避難計画の作成に取組み、具体的な手順や要する労力、時間を把握します。担当者が、計画づくりの経験や体験がない場合、実感を持って関係者に説明することが難しく、計画づくりの仕組みや進め方を考えても机上の空論になるおそれがあります。

○既存の活動や取組等の延長など取組やすい活動等から始めます。例えば、コミュニティタイムラインづくりのために地域の災害リスクをまち歩きによって把握する取組を行い、地域に避難行動要支援者がいらっしゃることを知ることを通じて、個別避難計画づくりにつなげます。

○こちらから声をかけない限り関係者との協力は始まらない。その上で、どのように取り組めば良い

か悩むときには、庁内外の関係者に声をかけ、巻き込み、相談するなど、関係者と一緒に取り組み、各分野の知識を共有し、取組の方向性を見いだすことにつなげます。

【取組事例】

○大阪府枚方市では、既存の取組の延長でも計画づくりに取り組んでおり、このような取組の中で地域に避難行動要支援者がいることの気づきが得られるようにしたところ、避難訓練やコミュニティタイムラインづくりに取り組む複数の地域で「一緒に避難する必要がある人（避難行動要支援者）も把握しよう。」という声が挙がりました。

○長崎県長崎市では「100 点を目指さず、まず始めること」を意識して取組を進めている。

○宮崎県宮崎市では、福祉専門職や避難支援等関係者を始めとする庁内外の関係者に対して「完璧な『個別避難計画』や『避難支援等』を求めない。」として、関係者の負担の解消を図りつつ取組を進めている。

課題 13 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化する可能性があり、個別避難計画作成の取組が進み件数が増え計画を策定してから時間が経過するに伴い更新の必要性が高まります。このため、個別避難計画の更新が課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○ケアマネジャーや相談支援専門員などが計画の作成に参画している場合、ケアプランやサービス等利用計画の更新に合わせて、必要な場合には個別避難計画の更新を行う。

○心身の状況等に大きな変化があった場合には、新規に作成するのと同様の対応が必要となる場合がある。

【取組の具体的な方向性】

○避難行動要支援者の心身の状況が変化した場合、関係者間で情報共有し、これをトリガーに関係者が更新する。更新を行う関係者としては、市町村、自主防災組織、自治会、福祉専門職、民生委員、保健師、社会福祉協議会、訪問看護ステーションなどが考えられる。

○【本人・地域記入の個別避難計画の場合】避難行動要支援者本人や家族が更新し、避難支援等関係者と更新された個別避難計画に記載等されている情報を提供する。

○更新が必要となるのは、避難行動要支援者の心身の状況の変化のほか、河川や道路の改修、被害想定やハザードマップの見直し、避難先である施設の建替に伴い取り壊されることに伴う廃止などの場合がある。

【取組事例】

○作成要領を定め、おおむね１年に１回、対象者若しくはその家族等又は福祉専門職に個別避難計画に記載された事項に変更がないかどうか点検するよう求めている例がある。　（滋賀県大津市）

○市が１年に１度、個別避難計画の見直し及び確認を行うこと、また、本人や家族からの申出、あるいは、避難支援等関係者等からの申出があった場合は必要に応じて更新を行うとしている例がある。　（宮崎県宮崎市）

○避難行動要支援者の誕生月に個別避難計画の内容を見直し、避難行動要支援者の誕生月の翌月から次の誕生月までの個別避難計画を新たに作成することを事務取扱要領で定めている例がある。　（神奈川県川崎市）

○委託をしている場合、

・更新を新規作成の半額としている例　　新規 4,200 円－更新 2,100 円　　（茨城県古河市）

・新規作成と更新を同額としている例	新規 3,000 円－更新 3,000 円	（高知県高知市）
・その他の例	新規 7,000 円－更新 4,200 円	（滋賀県大津市）

※段階的に経費を支払を行うこととしている。

課題 14 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿は避難支援等を実施するための基礎とする名簿として作成され、個別避難計画はこの名簿に記載等されている避難行動要支援者ごとに作成するものであることから、避難行動要支援者名簿を精査が課題となっています。

（対応方策）

○避難行動要支援者本人に説明するなど、個別避難計画を作成する過程において、当該避難行動要支援者が避難行動要支援者名簿に記載等する要件から外れることが確認されることがあり、このような機会を避難行動要支援者名簿を整理する機会とできます。

課題 15 市町村などに対する支援

市町村が個別避難計画の作成に取り組む場合、当該市町村が単独で取り組んだ場合、体制の整備など取組の初期段階で取組が停滞することや、取組の各段階にある様々な課題の解決を図ることが難しい場合があるため、都道府県などによる市町村などに対する支援が課題となっています。

（対応方策）

【考え方】

○実際に取組が進んでいる市町村は、庁内の防災、福祉、保健などの関係する部局、課室の間で協力や連携ができています。このようなことから、市町村において庁内連携が可能となるよう、都道府県から市町村に働き掛けを行い、気運の醸成など環境を整えることから支援します。

○市町村などに対して個別避難計画の必要性や推進を図ろうとしているなどの都道府県としての考えや姿勢を、しっかりと示すことは、個別避難計画の作成の後押しや推進につながります。

○個別避難計画に取り組む市町村は様々な課題を抱え、また、市町村ごとに、その課題は様々であることから、市町村に対する支援や働き掛けを継続していくためには、都道府県庁内の防災、福祉、保健などの関係する部局課室、保健所、また、都道府県庁外の福祉などの関係する団体との協力や連携が重要です。

○都道府県が管内の市町村の庁内における防災、福祉、保健などの関係する部局や課室が連携できる機会※を設けることは、市町村の庁内の連携、個別避難計画に係る取組の推進につながります。

※滋賀県では、「滋賀モデル推進連絡会議」や「情報交換プラットフォーム」を設置したことが管内の市町の個別避難計画に係る取組の推進に結びつきました。

○都道府県庁の難病患者や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児などの担当課、また、保健所と、市町村の間の情報共有体制の構築など協力や連携を図ることは、市町村が主導することは困難である一方、都道府県が主導することが可能であるため、都道府県の重要な役割。

○市町村の庁内における防災、福祉、保健などの関係する部局や課室の間での協力や連携を推進を図るためには、都道府県において庁内の防災、福祉、保健などの関係する部局や課室、保健所等の間での協力や連携を可能な限り促進することが、市町村における取組の推進につながります。

○実際の計画づくりを通じて経験やノウハウを得るためには、個別避難計画を１件作成することも重要であるが、庁内連携や地域の理解を得るなどのプロセスに丁寧に取り組むことも同じように重要です。

【取組の具体的な方向性】

○都道府県が市町村に対して支援や働き掛けを行う場合、

・各市町村によって、市町村の組織体制、勤務する職員、組織間や職員間の関係性、首長の方針、災害経験の有無や程度、経済社会や自然環境の状況、地域活動の活発さなどの状況は全く違い、支援の在り方、当該市町村にとって有効な施策が異なることを理解することが重要です。

・管内の市町村に個別ヒアリングなどを行うことにより、各市町村の状況、直面している課題、悩みを丁寧に聞き取り、都道府県として支援できることを行います。

・都道府県の担当職員が、市町村を往訪し、市町村の担当職員に直接対面でヒアリングを行うことにより、市町村の担当職員の意識の変化につながることが期待できます。

・個別避難計画の取組に着手できていない市町村において最初の１件目の個別避難計画を作成してもらうためには、年間スケジュールの作成から調整の実施まで、マンツーマンでの支援である伴走支援が有効です。

・市町村の庁内における防災、福祉、保健などの関係する部局や課室の間での協力や連携の推進を図るためには、都道府県において庁内の防災、福祉、保健などの関係する部局や課室、保健所等の間での協力や連携を可能な限り促進することが、市町村における取組の推進につながります。

・管内の市町村担当職員が相互に各市町村の取組の状況や課題、課題解決に取り組む事例など、情報の共有や、市町村の担当職員が顔の見える関係づくりの場づくりを行うことは、市町村相互のネットワークづくりや、ネットワークを通じての課題解決など、自律的な取組の推進につながります。

・都道府県管内の地域区分、自然環境や経済社会などの特性に着目しての同質性がある市町村が集まる課長会議や協議会などの場で行うことが有効な場合があります。

・また、同規模の市町村の取組状況や取組事例を示すことが有効な場合があります。

・都道府県庁内の防災、福祉、保健などの関係する部局と市町村などの関係者の間で（月に１回など）定期的に情報交換をするなど連携する機会を設けることが有効な場合があります。

・都道府県単独でなく、社会福祉協議会や社会福祉士会などの関係する団体と協力し、連携することにより、都道府県だけでは発想や実施することが困難な支援を実施することが可能となります。

・先進事例を紹介するのもいいが、自分たちにはできないと感じてしまうこともあることを理解します。（手の届く取組、真似しやすい取組を紹介することも有効です。）

５．アドバイザリーボード委員からのコメント

本報告書を作成するにあたり、下記のアドバイザリーボード委員の皆様より個別避難計画作成モデル事業についてのコメントをいただきましたので御紹介します。

個別避難計画作成モデル事業アドバイザリーボードの設置について

１．目的

○　平成30年７月豪雨、令和元年台風第19号、令和２年７月豪雨など、大規模災害が近年頻発しているなか、多くの高齢者や障害者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保は急務となっている。

○　他方、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとの避難計画である個別避難計画は、その作成の必要性は理解されているが、現に取組を進めているのは一部の市町村に留まり、記載内容、作成のプロセス等が確立されていない。また、実効性のある計画の作成には、福祉専門職や地域支援者等の参画が不可欠であり、相当の時間や人材・予算、ノウハウ等が必要となることから、市町村において取組が進みにくい状況にある。

○　このため、内閣府では、令和３年度に、個別避難計画の作成促進に資する効果的・効率的手法を構築し、全国に展開するため、自治体において個別避難計画の作成プロセスを構築する取組を支援するモデル事業を実施した。個別避難計画の作成を促進するため、令和４年度においても、引き続き、モデル団体の選定や取組に対する助言等を行う目的で、「個別避難計画作成モデル事業アドバイザリーボード」を設置する。

２．アドバイザリーボードの実施事項

①　モデル団体の選定

②　モデル事業の進め方に対する助言

③　モデル団体の取組に対する助言　　等

３．委員

委員名	所属・役職
小野　雄大	内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）
◎鍵屋　一	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授
酒井　明子	日本災害看護学会　理事長
阪本　真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授
立木　茂雄	同志社大学社会学部教授
田村　圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室教授

（◎座長、５０音順、敬称略）

図「個別避難計画作成モデル事業アドバイザリーボードの設置について」

「誰ひとり取り残さない」地域社会を目指す個別避難計画

跡見学園女子大学
鍵屋　一

ハードルを下げた訓練

今回のモデル事業で、なるほどとと感じたのは岡崎市の「ひなんさんぽ」や、黒潮町の「お試し避難訓練」である。

新型コロナウイルスの影響があり、また事前の準備が大変な大規模な訓練は難しい。そこで、ハードルを下げて、容易に計画の実行性を確認できるように避難施設まで移動するだけの「ひなんさんぽ」「お試し避難訓練」を行った。

岡崎市では、実際に対象者がさんぽをしていると、うれしいことに地域の人もどんどん加わって人数が膨れ上がったというから面白い。参加者からは「地域の人たちとたくさん喋れた。」「〇〇さんとお友達になった」「普段行かないところも、皆と一緒だと行けた」などの声があがったという。ハードルを下げた訓練の楽しさが伝わるようだ。

個別避難計画の意義とは

個別避難計画の意義について、黒潮町の報告書には次のように書かれている。

「個別避難計画は、地域での助け合いなど目に見えない、カタチのない共助も含めて幾つもある災害時におけるセーフティネットの一つであり、個別避難計画づくりは、このようなセーフティネットを増やしていこうとする取組の一つなのだと考えてみてはどうでしょうか。

個別避難計画をこのような性格のものと捉えることで、過度に責任を感じず避難支援等実施者を引受けていただくことにつながる可能性があるのではないかと感じています。」

この計画だけで 100%の安全を保障しようというものではなく、地域の安全を守るいくつかの取組みの一つというのは 100%同感だ。「個別避難計画に取り組んだので、要支援者や地域の安全度が相当程度、高まった」と肩の力を抜くのでいいのではないか。

個別避難計画の効果イメージ

個別避難計画を作ったので安全度が高まるのは間違いないとして、「なぜ高まるのか」、「どの程度高まるのか」を考えてみたい。

要支援者・家族が、福祉専門職、コミュニティ等と一緒になって個別避難計画を作成する場合のそれぞれの役割を考察する。

自治体職員はここでは黒子となる。ただ、この黒子の情熱が重要である。日田市は、防災・福祉それぞれの分野の強みを活かすため、関係者をくっつける場所（調整会議）を設定したが、後で伺うと、担当者は関係者に 5 回から 10 回くらい、足を運ばれたそうである。「連結」とは担当者が足を運ぶ熱意の総量なのだ。

(1) 要支援者・家族は、災害から命を守る覚悟を決めて自分たちにできる準備、できる範囲での訓練（ベッドから立ち上がる、玄関先まで出る）を行う。

(2) さらに、受援力を発揮して福祉専門職やコミュニティに避難支援の協力を求める。これにより、福祉専門職やコミュニティの力を引き出すことができる。これは、別の観点から見ると、要支援者が受援力を発揮することで支援者になったとも言える。

(3) 次に、福祉専門職の場合、たとえばケアマネジャーの多くは 30 人程度の要介護者を抱えているため、全員を助けに行くことはできない。そこで、福祉専門職が本人の同意を得てコミュニティの住民に支援を依頼する。この受援力を発揮すればコミュニティの力が引き出される。

以上により、要支援者・家族、福祉専門職、コミュニティが、足し算をすることで避難レベルが向上する。

さらに、訓練や話し合いにより試行錯誤を繰り返すことで、創意工夫が生まれ、安全度が高まる。冒頭の「ひなんさんぽ」「お試し避難訓練」がまさにこれにあたる。掛け算で「創発」が生まれたと言えよう。

最後に、それでも脆弱性や災害リスクは残らざるを得ない領域だ。これを自覚することで、次の課題を把握し、訓練、見直し、計画変更へとつなげ、継続的にレベルアップを図る契機となる。あるいは、黒潮町の報告書が言うように、他の「幾つもある災害時におけるセーフティネット」を充実することで補うことを考えても良い。これをイメージ化したものが下図である。

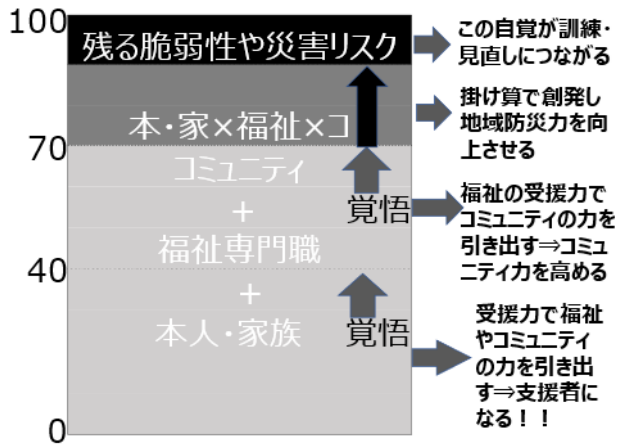

図　要支援者の個別避難計画効果イメージ（筆者作成）

自他一如と創発がつくる「誰ひとり取り残さない」地域社会

個別避難計画は、避難支援等関係者からみれば、いわば世のため、人のためから出発している。最初は要支援者を助けようと思っていた住民が、それが自らの早期避難につながり、自分を助けるのだと気づくことも多い。

そこに仏教で言う自他一如、ラグビーでいう「One for all All for one」の価値が生まれる。「助けてくれてありがとう」「いやあ、おかげで私も助かったんですよ」である。

そして図の上の部分で掛け算を続けられるからこそ、創発が生まれやすくなる。自他一如が創発を繰り返して深まることで、「災害は弱い者いじめ」の社会から、「誰ひとり取り残さない」地域社会に向けて前進する。

参考文献

鍵屋一「個別避難計画と地区防災計画に関する一考察―創発と自他一如―」2023 年 3 月、地区防災計画学会誌第 26 号
鍵屋一「個別避難計画作成モデル事業成果発表会」2023 年 4 月号、ガバナンス

今後の個別避難計画に係る取組の方向性について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
小野　雄大

背景・経緯

令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨（球磨川の氾濫）など、近年、激甚化・頻発化する災害において、高齢者や障害者などの要配慮者が多数被害に遭っており、このような方の避難の実効性の確保が喫緊の課題となり、令和３年５月の災害対策基本法の改正により、要配慮者のうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援が必要な方である避難行動要支援者お一人お一人ごとに、災害が発生したときに、どこに避難するのか、誰が避難を支援するかなどの情報を記載等した個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされ、避難行動要支援者の避難の実効性の確保を図ることとされました。

計画作成を進める上で必要となる取組

個別避難計画は、要介護状態の方や、障害がある人などに関する計画であるため、その作成にあたっては、①防災、福祉、保健などの関係する部局や課室、地域のケアマネ事業者や医療機関などの福祉・保健・医療関係者、自治会、自主防災組織、住民などの関係者の協力を得て、また、②難病対策課や保健所などの都道府県の協力も得て、③社会福祉施設などの避難先への受入れの要請や調整を行い、④必要な場合には避難先への非常用電源の整備や、スロープの設置などを実施し、⑤自治会などの支援者の確保を図り、⑥災害のリスクや本人の心身の状況等に基づく優先度を踏まえて地域の関係者の出席の下、調整会議を開催し計画を検討し、⑦支援者の安全確保を図るためのルールを関係者の合意形成を図った上で作成し、⑧万が一のことへの備えとして関係者に事故があった場合の保障の仕組みを整備し、⑨訓練などを通じた実効性の検証を行い計画の修正し、⑩作成した計画を関係者に提供して、⑪避難行動要支援者本人や地域の状況に変化がった場合には計画に記載等された情報の更新や計画の見直しを行うことが必要です。

また、この計画には個人情報が含まれることから、作成に際しての情報収集、作成後の利用や関係者への提供などの場面では、個人情報保護に関する目配りも必要となります。

このように、個別避難計画の作成、運用に当たっては、多様な課題の解決を図ることが必要です。この課題は、人口規模、人口構成、都市や農山漁村などの地域性などの地域の状況によって、市町村ごとに抱える課題は様々です。

政府の取組

個別避難計画が法制化されて、約２年が経過しました。法制化に際しては、計画の作成に必要な経費については、地方交付税措置が行われ、作成の手順や留意事項をまとめた取組指針を示し、また、優良事例を収集し、横展開するためのモデル事業を予算化し、市町村における個別避難計画の作成を後押ししてきました。

市町村における計画づくりへの着手状況

このように、政府においては、財政措置と行うとともに、優良事例の横展開を行うことなどにより個別避難計画作成の推進を図ってきたところです。また、令和４年６月には、都道府県に対しては個別避難計画の作成に取り組む市町村に対する支援の強化を、市町村に対しては計画の作成に早期に着手することを通知するなどフォローアップを行ってきましたが、市町村における計画作成の取組に一定の進展は見られたものの、個別避難計画の作成に着手しているのは、1,167 市町村であり、全国 1,741 市町村の 67.0%にとどまります。（令和５年１月１日現在）

早期着手に向けた取組強化の必要性

市町村における個別避難計画の作成状況はこのような状況である一方、日本海溝・千島海溝、南海トラフなどの海溝型地震、首都直下地震などの巨大災害がいつ発生しても不思議ではない状況にあり、風水害についても激甚化・頻発化していることから、個別避難計画に基づき早期に確実に避難する避難行動の定着が必要であり、このためには、個別避難計画作成推進の抜本的強化は喫緊の課題となっています。

市町村を支援する上での課題

これまで、令和３年度から令和４年度に個別避難計画の作成を推進する中で、課題として、次のような傾向があることが見てとれるようになりつつあります。

・市町村ごとの状況や課題を都道府県が対面できめ細かく把握し、課題の解決に向けて一緒に考えて計画づくりに取り組むいわゆる伴走支援を実施している都道府県では、計画の取組が進む傾向等があること

・計画作成の取組が進む市町村と進まない市町村に二分化してきており、取組が進んでいる市町村においては、横展開された優良事例などの情報を活用して取組の発展や応用が図られる傾向が見られるが、取組が進まない市町村（都道府県）に対しては、優良事例の横展開だけでは取組が進まなく、このような団体においては計画作成の取組に着手するためには、多様な課題の解決が必要である一方、団体ごとに置かれた状況は異なり、また、抱える課題も様々であることから、個別の市町村の状況を踏まえたきめ細かい支援が必要であること

・計画の作成が進まない市町村では、本人や家族、自治会、消防団などのほか、ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員、社会福祉協議会、福祉事業者、訪問看護ステーション、医療機関などの関係者の関与が重要であるが、これらの自治体以外の団体から協力を得ることができず取組が行き詰まる（ボトルネックとなる）傾向があること

課題を踏まえた今後の取組の方向性

個別避難計画の作成の取組を進めていくにあたっては、取組の各段階において、多様な課題の解決に取り組むことが必要となり、また、市町村ごとに課題の内容や種類、計画づくりの取組をとりまく状況が異なるため、内閣府においては、従来から取り組んでいる市町村における計画作成ノウハウの収集・蓄積を継続するとともに、以下により、市町村の計画作成に向けた「重層的」かつ「きめ細やかな」支援に取り組むことが必要と考えます。

① 市町村の個別避難計画作成を後押し

個別避難計画の作成に先行して取り組んでいる市町村職員等を未作成の団体や、少数試行的に作成するなど計画作成に着手したものの取組が停滞している市町村に派遣し、具体的な課題に対し、同じ自治体職員の立場や視点で助言等することにより早期の対応を実現します。

② 都道府県による市町村支援を後押し

都道府県を対象としたモデル事業を実施し、都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を取集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウの蓄積など基盤を整備し、普及を図ります。

また、難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児などの計画づくり、あるいは特別支援学校、保健所や医療的ケア児支援センターなどの都道府県の機関や組織との連携など、都道府県が大きな役割を果たし得る分野について取組事例の収集を図ります。

③ 内閣府による関係者間のネットワーク構築

個別避難計画に連携して取り組むことが必要な、防災、福祉、保健などの関係者と市町村の連携が円滑に進むよう、内閣府において中央団体に対する働きかけ、また、情報共有や調整を行う場づくりを行い、地域の取組への波及を図ることを検討します。

計画づくりは手段であり目的でない

内閣府からは、避難行動要支援者のうち優先度が高い方について、おおむね５年程度で作成することを求めておりますが、これは、避難行動要支援者名簿に記載等されている方について全員を５年程度で作成することを求めているものではなく、優先度の検討が済まないと個別避難計画の作成をしては行けないということでもありません。

また、早期に個別避難計画の作成に着手することを、累次に求めていますが、これは、粗製濫造に走ることや、いたずらに数を追うことを求めているものではありません。一方、実際に計画を作成することで、反復や応用、そして、発展が可能となり、また、経験の中から、はじめてわかることや見えてくるものがあるとの声もあります。

このようにして、個別避難計画の作成を始める場合、計画の作成は避難行動要支援者名簿に記載等されていることが前提となるため、自ら避難することが困難な要介護の方や障害のある人、難病や小児慢性特定疾病の患者、医療的ケア児などの個別避難計画の作成が必要な方が避難行動要支援者名簿に記載等することを可能としておく必要があり、この点に目配りすることも欠かせません。

最後となりますが、個別避難計画は作成すること自体が目的ではありません。実際の災害で命が守られることが重要なことはもちろんですが、計画の作成が生活に支援が必要な方を地域で支えるきっかけとなり、避難以外の普段の生活の中でも地域のつながりづくりが進み、支援が必要な方が生活しやすい社会づくりにつながることを期待しています。

個別避難計画の「ツボ」–繋がること–

前福井大学
酒井明子

災害の歴史から見える主体としての住民活動

2023 年は関東大震災から 100 年という節目の年。関東大震災の大切な教訓は何か。また、その教訓は次の災害の時代にどのように繋がっていったのだろうか。関東大震災では 10 万を超える人命が失われたが、その多くは焼死だった。医療活動が本格化する 4 日目まで両国の被服廠跡などの救済は、救護班ではなく民間人によって行われた。阪神・淡路大震災では、約 7 割が圧死だった。救出の主体の約 8 割は近隣住民だった。東日本大震災では、約 9 割が溺死だった。震災直後、瓦礫の中の生存者を探し続けるなど行方不明者の捜索は、近隣住民によるものだった。

また、関東大震災や東日本大震災で被害を受けた人々は被災地に留まった人もいるが、被災地に留まることができず、他県に避難した人が多くいる。関東大震災では、3 日目、多くの住民が埼玉県・群馬県・栃木県などに県外避難しているが、その時に支援したのは、軍人会・青年団・婦人会だった。東日本大震災では、避難者数は 2023 年 2 月時点で 3 万 884 人。福島県では 2 万人以上が県外で避難生活を送っている。北海道から沖縄県まですべての都道府県に避難している。避難者はそれぞれ個別の複雑な事情を抱えており、いくつかの地域を転々としながら暮らしている方もいる。

災害の歴史を振り返って見えたことは、近隣の地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人が世代や分野や地域を超えて支え合い、繋がってきた事実である。

令和 4 年度のモデル事業を振り返る

令和 4 年度個別避難計画作成モデル事業の取組経過を分析した。目的は、モデル事業の創出・展開・発展・拡張プロセス（試行錯誤等）を見える化し、個別避難計画のツボを読み取ることである。分析対象は、令和 4 年度取組団体（市町村 23 団体, 都道府県 11 団体）が、ノウハウ共有ミーティングにおいて取組紹介のために作成した資料である。都道府県については、内容分析で抽出した用語を取組のカテゴリーとした。市区町村については、資料内容の中から STEP（取組指針で示された例）ごとの記載内容と課題を抽出し、一覧表に整理した。

都道府県における取組内容の結果は、「推進体制の整備」「専門職団体への協力依頼」「進捗状況の確認」「情報提供」「技術的支援」「財政的支援」「知見の横展開」「課題の把握」であった。各都道府県は、進捗状況を確認しながら、先進事例を未作成の市町村に情報提供し、課題を把握しつつ、技術的支援や財政的支援、専門職団体への協力依頼など市区町村への伴走支援を行っていた。単に作成するだけでなく、平時の見守り活動と連動できるように連携体制を強化したり、個別避難計画の真の目的を見失うことがないように働きかけていた。

市区町村における取組で、最も記述が多かったのは STEP 7 であった。つまり作成したら終わりではなく、実効性を確保するための取組内容の工夫である。たとえば、動画やアプリ作成、デジタル化の推進、福祉避難所への直接訓練、防災漫才、防災支え合い手帳、本人が前向きになる取組など新たに創出したり発展させようとしていた。常に実効性を念頭におき、各 STEP の課題を明らかにしながら、どのように解決すべきか試行錯誤していた。約半数の団体が避難支援者の確保や地区住民にいかに個別避難計画を周知するかを課題とし、STEP 4 「避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明」の取り組み強化を行っていた。次に記載が多かったのは、STEP 3 「福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義や事例を説明」であり、課題は、いかに福

祉関係者の協力を得るかであった。

時期別による取組内容としては、２回目のノウハウ共有ミーテイングでは、避難支援者研修、福祉関係者の協力、優先度に基づいた対象者の選定、様式の変更など、第３回目のノウハウ共有ミーテイングでは関係者が一堂に会する地域調整会議（地域力を高める）、避難訓練にて実効性確認、福祉避難所への直接避難、持続させるための効率的な体制検討などであり、取組の質に変化がみられた。

取組は２つの方向性が絡み合いながら進展していた。一つは、各モデル団体が実効性を高めるため課題を見出しながら各 STEP を見直し、試行錯誤する方向性。もう一つは、計画作成は地域づくりであり、日常に繋げようとする方向性であった。これらのことから、個別避難計画の＜ツボ＞は、地域づくりを中核として、実効性のある計画作成に向けて、人を繋ぎ、日常に繋げる試行錯誤であると読み取った。

これからの大災害に備えて

国難級の災害が複合的に同時あるいは復興過程が重なって発生することが懸念されている現在、日本は、少子高齢化、労働人口の減少、食料の自給率の低下という課題も抱えており、国難級の災害が更に深刻化する恐れがある。この脆弱性を克服するためには、長期的な視点で、持続可能な社会を構築する必要があろう。つまり、制度や物的対応も急を要す課題であるが、最も重要な要素は、住民の意識や住民参加、人と人との繋がりの強化である。

これまでの災害を振り返ると、大規模災害が発生する度に、次の災害に備えて政策目標が掲げられ、対策が講じられてきた。しかし、普段、水面下に潜んでいる問題が災害発生時に表面化していると言われるが如く、災害の進化に伴い、当然、新たな課題が発生してくる。ただ、その中にあり、どの災害においてもいかに人やコミュニティが災害に強くなるかが問われてきた。また、昨今の災害多発、コロナなどの感染症の蔓延をみても、全国一律の方策で解決することはもはや困難であり、地域ごとの特異な課題に対して、地域が自ら主体的かつ自律的に取組むことが期待されている。しかし、現実的には、高齢化が進んだコミュニティ、連帯感が薄れたコミュニティが増えており、過疎地域や限界集落での災害発生は、一段と深刻な状況に追い込まれている。歴史的に、近隣住民による助け合いはなされてきたが、普段からいのちを守ることを意識した取り組みではなかった。今一度、時代の中で可能となった事実と教訓が生かされず時代を超えて起きうる問題を考える必要がある。

実効性のある個別避難計画とは何かについても、時代や地域によって異なっていくであろう。となると個別避難計画作成方法は多様となる。ただ、重要なことは、今地域が置かれた状況の中から地域独自の取組方法を考え、真に支援が必要な方について、１事例１事例丁寧に決め細やかに取り組んでいくことである。そして、１事例の取組が、徐々に波紋のように広がっていき、地域の人間関係の醸成に繋がっていくことが望ましい。住民一人ひとりのいのちや暮らしを守るための計画を地域をともに創っていくわけであるから、ゆっくりと時間をかけることになる。とにかく、現場で地を這うような位置に視点をおいて、顔をみて声を聴いて、一人一人が繋がって小さな一歩から進めていくことが大切ではないだろうか、とすると個別避難計画のツボは「繋がること」ではないかと考える。

避難の実効性がある個別避難計画

兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科
阪本真由美

災害時の避難をめぐる課題

近年発生した豪雨災害においては、市町村が被害の発生が懸念されるタイミングで、避難を促すために「高齢者等避難」「避難指示」等の避難情報を発令しているにも関わらず、自宅にとどまり犠牲になる事例がみられます。

避難が難しい理由としては、避難情報等の理解が十分ではないというような情報リテラシーをめぐる問題だけでなく、避難情報等が届いていない、情報を受け取っても避難のために移動することが難しいという問題もあります。

令和元年東日本台風で被害を受けた長野県須坂市と実施した避難行動に関する調査においては、以下のような意見が寄せられました。

- 耳が悪い人に情報が分かる方法を考えてください。
- 老人世帯なので雨の音が激しくて防災無線の声が何を言っているか聞きとれなくていざという時、用をなさないと思いました。
- 二重ガラス戸、二重サッシです。難聴で通院中です。情報が受取れませんでした。屋外スピーカーでは無理です。
- 障害者（聴覚障害）の方には防災無線等では伝わらないと思います。「避難」という言葉・意味を理解している方、していない方がいると思います。聴覚障害を持った方へ手話にて講習等があればいいと思います。
- メールなど高齢者にも新しい技術に対応するように促す工夫をすることが望まれる。
- 我が家には障害のある人間がいます。車いすなのでトイレの心配があり災害の時は移動の事も考え困っています。

これらの意見からは、聴覚障害のある人に避難に関する情報が届いていない、メール等への対応が難しい人がいる、災害時に移動が困難な人がいることがわかります。地域の人が避難できるようにするには、避難情報を発令するのみならず、あらゆる人に情報が届くような仕組みや、自分では避難が困難な人の避難を支える仕組みづくりが求められます。そのための方策の一つが個別避難計画です。

避難能力の重要性

避難について検討するにあたり興味深いのが、内閣府（防災担当）による「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」(平成 25 年８月策定, 令和３年５月改定）に示されている避難のための能力（避難能力）です。指針では、支援を要する者を設定する際の要件として、以下の３つの能力が示されています。

① 警報や避難指示等の災害関係情報の取得能力（情報取得力）
② 避難そのものの必要性や避難方法についての判断能力（判断力）
③ 避難行動を取る上で必要な身体能力（身体力）

避難するには、避難する人の「情報取得力」「判断力」「身体力」が求められます。このことは、これまで避難行動要支援者の要件として検討されてきた、要介護状態区分や障害者区分に基づき避難支援を検討するだけでは十分ではなく、避難能力を含め支援を検討しなければならないという問題を投げかけています。

避難能力に着目した支援要件設定

個別避難計画策定に際して、以上に述べた避難能力に着目した支援体制の検討を行っている市町村があります。

例えば、令和３年度個別避難計画のモデル地区の群馬県榛東村では、表１のように避難行動要支援者の優先度を 4 段階（S・A・B・C）に区分し、優先度の高い避難行動要支援者（S・A）を対象と

して個別避難計画の策定が行われていました。避難に際し専門的な支援の必要性が確認されており、それに応じた支援体制が検討されていました。

表１　優先度が高い避難行動支援者
（群馬県榛東村）

区分	対象	避難支援
S	医療・介護の専門的支援が必要な人	専門職による事前避難
A	寝たきりなどで専門的な支援が必要な人	専門職と地域の方々で避難
B	一部介助、車いすなどで移動ができる人	地域の方々で避難
C	一部支援や見守りで生活可能な人	自ら避難

京都府福知山市では、個別避難計画の策定主体を「個人」「地域」「市」に区分して、「自力での避難が可能か」という避難能力をも含め避難支援のあり方が検討されていました（表２）。福知山市では名簿提供に不同意の人も支援の対象となっており、これらの人については市が主体となり個別避難計画を作成するものの、個別避難計画の策定プロセスにおいて同意者の総数を増やすことも意識されていました。

表２　個別避難計画作成のプロセス
（京都府福知山市）

作成方法	対象者
名簿提供のみの人	・災害リスクのない人 ・セルフプランで対応する人
地域が作成する「個別避難計画」	・軽度・中度の要支援者
市が主体となって作成する「個別避難計画」	・重度の要支援者 ・名簿提供に不同意の人

避難の実効性を確保する

避難能力に着目することは、災害時に個別避難計画を実効性を持つものとすることにつながります。また、支援体制を検討するのみならず、実際に訓練等を実施して、計画が機能するのかを確認することも大切です。

令和４年度個別避難計画モデル事業では、愛知県蒲郡市が、実際に福祉避難所を開設しそこへ避難するという訓練を行っていました。福祉避難所開設訓練の様子は動画にまとめられ、YouTube で公開されており、誰でもその様子をみることができるよう訓練情報を発信する、という取り組みが行われていました。

また、高知県黒潮町の避難訓練では、訓練に参加した人から「思ったより避難に余裕があった」というコメントがあり、実際に訓練を実施することの重要性が示されていました。

個別避難計画モデル事業では、多様なアプローチで個別避難計画の作成が進められています。支援の優先度が高い人、アプローチしやすいところをモデルとして取り組みを始め、徐々に対象を拡大していくことは大切です。とはいえ、多くの計画を策定してもそれが避難において実効性を持たないものだと意味がありません。計画を策定するプロセスにおいては、必ず実効性を持つものとなっているのか、避難能力を補完するものとなっているのか、訓練等で実証し、確認し、見直す、というプロセスも含め検討する必要があります。

モデル事業実施二年目の現況とこれからめざすべき方向について

同志社大学　社会学部
立木　茂雄

何から手をつければ良いか？

２０２１(令和 3)年５月の災害対策基本法の改正により、全市区町村では個別避難計画の作成が努力義務に格上げされた。また改正にともない、市区町村の取組を支援する役割が都道府県に求められることとなった。しかしながら、法改正にともなって始まった個別避難計画作成モデル事業であるが、事業開始の 2021（令和 3）年度から 2022(令和 4)年度までの 2 年間で、(ダブルカウントをせずに）新規にモデル事業に取り組んだ市区町村は 49 団体に過ぎない。さらに都道府県としてモデル事業を新規に実施したのは、2 年間で 16 都道府県にとどまる。むろんモデル事業に参画しないからといって、それ以外の自治体が取組を何もしなかったわけではないだろう。しかし、多くの自治体では法が改正されたからといって直ぐに反応するのではなく、様子見をするか、あるいは「何から手をつけて良いか」戸惑っているのが実情だと思う。そのような自治体の担当者には、三つのことをお願いしたい。

第一は、そもそもの事実、つまり「法改正の決め手となった科学的根拠 (エビデンス)」を知って頂きたい。東日本大震災では、障がい者への地域福祉サービスが充実し、在宅で重度の障がいのある市民が地域生活を行っていた宮城県でのみ、被災市町の全体死亡率に対して障がいのある人の死亡率は 2 倍であった。一方、施設での入所ケアが主体であった岩手県と福島県の死亡格差（全体死亡率に対する障がいのある人の死亡率）は 1．2 倍に留まっていた。障がいのある人が被害に遭った根本原因は、地域とのつながりが希薄であったからではなく、平時に在宅で生活ができる福祉サービスを充実させる一方で、災害時の取組が分断された結果として、障がい当事者が取り残されていたことにある。これが「そもそもの事実」である。2021 年度の災害対策基本法改正では、平時の福祉と災害時の防災の取組を連続させ、福祉と防災が共同タッグを組むことが根本的な解決の王道であると示された。このことを知って欲しい。

第二は、「私のすることは何か？」から考えるのではなく、「そもそも、私たちは何が求められているのか？」つまり、使命（ミッション）から発して自らに課せられた課題を考えていただきたい。障がいのある人や高齢の人に被害が集中する根本原因が、平時の福祉と災害時の防災の分断にあるのだから、担当者のミッションとは「平時と災害時の取組を連続させること」であり、そのためには「福祉部局と防災部局がタッグを組むこと」が求められる。さらには庁内だけの取組でおわるのではなく、庁外の福祉事業者や地域組織にまでこのスクラムの輪を広げていくことが自らのミッションであることに気づいていただきたい。

第三は、それ故に、この取組は多大な調整のための時間と労力を要することを覚悟して頂きたい。現時点で、令和の要支援者対策を推進するためのエンジンは「これを進めれば、要支援者の命が守れる」という担当者のパッション（情熱）であり、「これを進めなければ、要支援者の命が守れない」といいう部・課長の当事者や担当者へのコンパッション（共感）にかかっている。黒沢明の「生きる」の主人公のような生き方が求められているのだ。

市町村−越境が連結を生む

災害時の要支援者対策は、平成から令和で大きく中味が変わった。特に、法改正から向こう 5 年間では、「真に支援が必要な方」には計画作成の優先度を高めて、自治体がこれまで以上に、計画づくりに積極的に関与すること求められた。具体の中味は、法改正に伴って公開された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」」（2021（令和 3）年版）（以下、新ガイドライン）に記載

されている。その肝は、19 ページの「個別避難計画作成のより詳しい段取りイメージ（例）」である。作成の優先度が高いと判断されたケースでは、市町村が支援し個別計画を作成することになった。これは 7 つのステップからなる。アドバイザリーボードメンバーとして、拙者は 2021（令和 3）年度のモデル事業実施自治体であった滋賀県・高島市の担当者を翌年も追跡調査し、業務日報をもとに、ステップごとの業務量を客観的に測定した。その結果、ステップ 1（庁内外の推進体制の整備等）とステップ 5（ステップ 6 の地域での調整会議開催にむけて関係する組織・者との事前調整）に業務が集中していたこと（それぞれ全業務量の三分の一）が明らかになった。どちらのステップも後続するステップを進めるためには、自部局から庁内の他部局、庁外の事業者や地域組織、さらには当事者やその家族にまで繰り返し足を運ぶ「越境」により、境界間に橋をかけ、橋を通じて人の往来を可能にする作業を骨を惜しまず進めていたのである。平成のガイドラインでも「福祉部局と防災部局の連携」は謳われていた。しかしながら、「連携」だけを謳っても、それは成し遂げられない。連携は覚悟を決めた担当者の「越境」の結果からしか産まれないのである。そして「越境」→「境界連結」というプロセスは全てのステップで確認された。7 つのステップを通じて、業務の殆どは「越境」の繰り返しから前進していたのである。

都道府県−ドブ板型市町村行政と制度化へ

2022（令和 4）年度は、11 都道府県がモデル事業に参画した。2023（令和 5）年 1 月 13 日に開催された個別避難計画作成モデル事業第 5 回ノウハウ共有ミーティングでは、資料 2−8 として「都道府県による市町村の個別計画作成の取組に対する支援の進捗状況等のとりまとめ」が公開された。これは 11 団体による市町村支援の取組の自己評価結果である。11 の団体が 16 の項目にどのような自己評価をしたのかをまとめたものも公開されている（様式 2−1①）。この表をデータ化し、行カテゴリー（11 都道府県）と列カテゴリー（16 評価項目）に最適なウェイトを求めるコレスポンデンス分析を行った結果が下図 1 である。

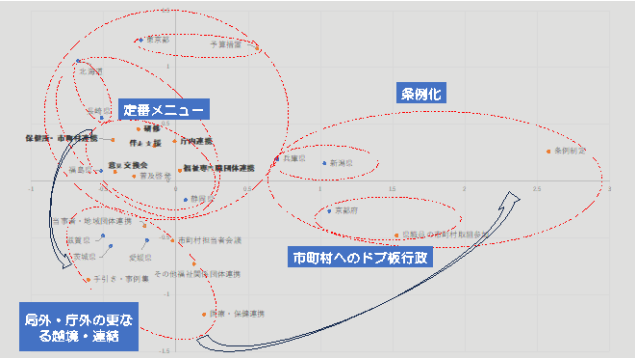

図 1　取組自己評価のコレスポンデンス分析結果

図 1 からは、16 の自己評価項目のうち、「予算措置・研修・庁内連携・伴走支援・意見交換会・福祉専門職団体連携・普及啓発・保健所市町村連携」といった項目は、「定番メニュー」としてどの自治体でも押さえられていた。さらに先進的な自治体では「局外・庁外への更なる越境・連結」に取り組んでいた。例えば、「当事者・地域団体との連携・市町村担当者会議・手引きや事例集発行・医療や保健との連携」といった取組である。そして、これら二つの取組群を踏まえて、さらに先進的な自治体では、京都府のように県職員の市町村の取組への参加といった、市町村への「ドブ板行政」（菅野拓『つながりが生み出すイノベーション』ナカニシヤ出版、2020、187 ページ）という徹底した「越境」や、兵庫県・新潟県などのように、県の担当者が変わってもミッションが継続されるための条例の制定が実装（や検討）されていた。

図 1 は、自己評価を依頼した 16 の項目の達成度だけを基にした分析結果である。一方、県による市町村の支援でこれからめざすべき方向としては、広島県や静岡県、兵庫県のような実働部隊の確保、滋賀県等のような保健・医療と防災の越境・連結を指向する県直轄モデル事業の実施、県主導の総合防災訓練への「誰一人取り残さない」防災の組み込み、あるいは条例制定にまでは至らないが要綱や取り扱い指針などで、標準業務手順を確立すること、などがさらに前進することを期待している。

個別避難計画作成のメリット：関係者におけるハザードとリスクの理解が進む

新潟大学危機管理本部 危機管理センター
田村　圭子

関係者って誰のこと？

防災の担い手が、自助(本人や家族)共助(地域やコミュニティ)公助（行政）であることを強く意識するようになったのは、1995(H7)阪神・淡路大震災以降である。その後、2004（H16)に過去最高の 10 個の台風が日本に上陸し、梅雨前線の活動は新潟・福島、福井等に集中豪雨をもたらし、甚大な被害を与えた際には、高齢者の被災が課題となり、その後、要配慮者（当時は災害時要援護者）の対策が進められた際も、担い手として期待されたのは、同様に自助共助公助であった。

2021(R3)年に災害対策基本法が改定され、個別避難計画の策定が市町村の努力義務となり、これまで、要配慮者支援の中心であった名簿（災害発生時の避難等に特に支援を要する者の名簿）に加え、高齢者や障がい者など、避難行動要支援者について、どこに避難するか、誰が支援するのか、避難するときにどのような配慮が必要か等をあらかじめ記載した計画の作成が求められるようになった。

個別避難計画については、これまでの自助共助公助の枠に、平時から要配慮者の心身の状況や生活実態に接することの多い医療・保健・福祉の専門職との連携・協働が不可欠であるとしており、これまで防災部局を想定した「公助」は、福祉部局に拡大され、医療・保健・福祉の専門職や事業所による「共助」「公助」に拡大された。

一方で、発災直後の避難行動支援については「自助(本人や家族)」「共助(地域やコミュニティ)」への期待は引き続き大きく、個別避難計画の作成は、避難行動要支援者に対し避難時に必要な支援が届くこと、「自助」「共助」の支援について、地域毎の負担感を把握するためにも重要である。

ハザードとリスクを確認しよう

関係者に求められることは、1) 地域のハザードとリスクの理解、2) 避難方法への理解、3) 3 つの情報の理解、の 3 つである。水害を事例として説明する。

1) 地域のハザードとリスクを理解するためには、ハザードマップを確認し、「あなたの居場所は、次のどれか」を知ること必須である。具体的には、A.家屋倒壊等氾濫想定区域：家が流されるかもしれない、B.浸水想定区域：家の中まで水につかるかもしれない、C.浸水が想定されていない区域である。B においてはさらに、あなたの居場所は何階建てか、を確認し、想定される浸水の深さから十分な高さを確保した避難が可能かを検討する必要がある。

2) 避難方法への理解を深めるためには「あなたの居場所によって避難方法は異なる」ことを知る必要がある。A.家屋倒壊等氾濫想定区域：立退き避難が必須、B.浸水想定区域内：自宅や建物の 2 階以上の避難が可能、ただし、想定される浸水の深さより高い場所で、水が引くまで我慢でき、水、食糧などの備えが十分であれば屋内で安全確保することもできる、ことを理解・検討する必要がある。

なお、立退き避難には、以下の避難先が考えられる、A.行政が指定した避難場所、B.安全な親戚・知人宅／安全なホテル・旅館等の自主的な避難先、C.福祉避難所である。C.福祉避難所への直接避難は、事前に個別避難計画において、福祉避難所の避難について、避難所を含め事前に関係者の合意がとれれば、直接避難も可能である。

3) 3 つの情報の理解を深めるについては「避難のきっかけとなる３つの情報を意識する」ことが肝要である。

A.気象情報には、さらに３つの情報があり、①注意報は、災害が発生するおそれのあるときに発表、

②警報は、重大な災害が発生するおそれのあるときに発表、③特別警報は、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっているときに発表される。

B. 河川情報には、さらに４つの情報があり、レベル②氾濫注意情報は、氾濫の発生に注意を求める、レベル③氾濫警戒情報は、避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める、レベル④氾濫危険情報は、いつ氾濫してもおかしくない状態、レベル⑤氾濫発生情報は氾濫水への警戒を求める（すでに災害が発生）のときに発表される。

C. 市町村から発令される避難情報には、以下の３つのレベルに留意する必要がある。①警戒レベル３の高齢者等避難は、高齢者や障害者等が危険な場所から避難する目安、②警戒レベル４の避難指示は、対象地域の全員が危険な場所から避難する目安、③警戒レベル５の緊急安全確保は、命の危険があり、直ちに安全確保する目安、である。

なお、C. 市町村から発令される避難情報については、必ずしもレベル 3,4,5 と発出されていない現実がある。つまり、過去の被災自治体においては「レベル 4,5 しか出せていない」「レベル 5 しか出せなかった」。これは、被災自治体が避難情報を出すことをためらう状況であったり（夜間など）、また、中小河川の氾濫においては、状況の変化が急であることが一般的であるため、間に合わなかったということが起きている。

気象情報や河川情報を理解し、留意することで、行政の避難情報に関わらず、早めの避難のタイミングを逃さないようにする必要がある。

国管理河川（大規模河川）河川については、予測水位の発表が６時間先までに拡張され、レベル２の段階で「早期警戒情報」の発出が可能となった。大規模河川については、ひとたび河川の氾濫が起こると、大規模かつ広域の浸水が想定され、いったん浸水すると長期に湛水（排水に時間がかかる）ため、レベル２の段階で、浸水が想定されない地域への水平避難が理想であり、特に災害への脆弱性が高い避難行動要支援者については、そのように進める必要がある。

個別避難計画作成のメリット

個別避難計画については「要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者や避難支援関係者の犠牲を抑えるために、事前の準備を進め*」ることで個別避難計画を作成し「迅速に避難支援等を行うことが必要となる*」ことが最大のメリットであり、目標とするところである。また、策定の過程においても、避難行動要支援者をとりまく関係者の連携体制が整備される、避難行動要支援者自身が災害時の避難行動について安心感をもって暮らせる、地域の共助意識が高まり、訓練等が積極的に行われるようになる、等多くのメリットがある。

特にこの本文で取り上げたのは、個別避難計画の策定を通して「関係者におけるハザードとリスクの理解が進む」ことのメリットである。つまり、犠牲を引き起こす根本であるハザード（災害を引き起こす力、例えば雨、河川の氾濫、浸水等）とリスク（居場所によってどんな危険性があるか）について、防災に関わる人だけでなく、住民（自助）。地域やコミュニティ（共助）をはじめ、平時から避難行動要支援者の生活を支えている福祉に関わる行政、医療・保健・福祉の専門職や事業所が、ハザードやリスクを理解することである。

残念ながら、災害の発生を完全に予測することは、いまの科学では不可能であるが、関係者がハザードとリスクの理解することは、平時・災害時問わず、避難行動要支援者が心身ともにより安全安心に、支援を活用しながら自立した生活を維持できる社会を実現するための基礎知識である。

＊避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定（令和３年５月）